

# ジャーナリズム & メディア

日本大学法学部新聞学研究所

11

# ジャーナリズム & メディア

第11号

日本大学法学部 新聞学研究所

2018年3月



# ジャーナリズム&メディア

(第11号)  
2018年3月

## 目次

### 【特集1 「日本大学法学部新聞学科の創設とGHQ」】

|  |    |       |
|--|----|-------|
| 特集にあたって.....   | 7  | 小林聡明  |
| 戦前期日本の高等教育機関における「新聞教育」の萌芽<br>—新聞学科創設以前の日本大学における新聞関連講座を中心として— ..... | 9  | 石川徳幸  |
| 日本大学新聞学科の経緯.....   | 23 | 黒川貢三郎 |
| GHQ 占領期日本のジャーナリズム教育とモット博士：1947年3～4月<br>—日本人教授らとの学術交流を中心に—.....     | 33 | 小林聡明  |
| 日本におけるジャーナリズム教育.....   | 53 | 小林聡明  |

### 【特集2 「ニュースメディアの信頼性を問う」—「再訪」の試み—】

|  |     |      |
|--|-----|------|
| 特集によせて.....  | 77  | 佐幸信介 |
| ニュースメディアの信頼性を問う<br>—「再訪」の試み—.....                        | 79  | 大井眞二 |
| ニュースメディアの信頼回復への一つのカギ.....                                | 93  | 徳山喜雄 |
| ニュースメディアの信頼性の構築に関する問題提起.....                             | 103 | 山口仁  |
| 多元的現実論の視点からメディアの信頼性への問い<br>—A. シュッツのドン・キホーテ論を導き手に— ..... | 111 | 小林義寛 |

## 【論文・学術部門】

Journalism Education and Training in Japan:

How Homogeneous and Bland Journalism Has Arisen® ..... 121  
Shinji Oi明治前半期における「言論の自由」観® ..... 139  
高木 強

## 【資料解題】

中華人民共和国サイバーセキュリティー法 ..... 161  
山本賢二

## 【メディア・レポート】

2017年の新聞界 ..... 205  
阿部圭介2017年の放送界概観 ..... 209  
片野利彦電子化によるコミック市場縮小と流通危機の顕在化 ..... 213  
星野 渉

## 【書評】

山口謠司『日本語を作った男 上田万年とその時代』  
(集英社インターナショナル 2016年) ..... 223  
柴田秀一村上聖一『戦後日本の放送規制』  
(日本評論社 2016年) ..... 228  
笹田佳宏

## 【海外研究動向】

マクロン革命と奇跡のメディア  
—左右超克の新時代を創造する— ..... 231  
伊藤英一

|   |         |
|---|---------|
| 「四権」（知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利）の消長…………… | 246     |
|   | 山 本 賢 二 |
| 韓国の言論学研究の動向：2017年度……………                 | 277     |
|   | 小 林 聡 明 |
| 2017年度新聞学研究所事業報告……………                   | 291     |
| ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領……………             | 295     |
| 日本大学法学部新聞学研究所規程……………                    | 298     |



---

---

小林 聡明\*

大学生が新聞を読まなくなったといわれて久しい。テレビ視聴時間の減少も指摘されている。彼ら・彼女らは、新聞やテレビではなく、LINEやTwitterといったSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用し、ニュースを得る傾向が強まっている。

メディア接触の変化は、大学生の就職活動にも影響を与えている。かつて新聞社や放送局の記者職は、高い人気を誇り、希望就職先ランキングでも、上位に顔を出す常連であった。だが、いまや記者職を志望する学生数は、決して多くはない。新聞やテレビに接触する学生が減少し、記者職を目指す学生も減りゆく状況は、メディアやマスコミという名前を冠した学科の学生らにとっても例外ではない。

とするならば、新聞学科（メディア・マスコミ関連学科を含む）の役割とは、何か。メディア環境や学生の意識が互いに分かちがたく結びつきながら変化しているなかで、いまあらためて新聞学科の教育の役割や研究の意義が問われているように思われる。

以上の問題意識から、日本大学新聞学研究所における2017年度共同研究プロジェクトが着想された。それは、日本大学法学部新聞学科の設立経緯を解明しようとするものである。本研究は、第一義的には、これまで十分とは言えなかった日本大学新聞学科の設立に関する事実の発掘・整理と、それに基づく歴史叙述を目的とする。一方で、本研究プロジェクトが、たんに事実究明のレベルには留まらない射程の長さを有している。すなわち、学科設立の経緯に関する歴史研究を通じて、GHQ占領期に出現した新聞学科という知的空間にたたみ込まれていた新聞学を学び、研究し、教育することの意味を析出させ、それについて、あらためて考えたいということである。ここに本研究プロジェクトの、もう一つの重要なねらいがある。

本特集は、今年度の研究プロジェクトの成果の一部をまとめたものである。それは、3本の論考と1本の翻訳資料から構成されている。黒川の論考は、オーラル・ヒストリーの形式をとっており、初期の新聞学科の当事者として貴重な証言や記憶を綴ったものである。石川の論考は、日本大学新聞学科が創設される以前の新聞関連講座に着目し、戦前期日本の新聞教育について考察している。小林は、GHQ占領期にジャーナリズム教育の振興を目的として来日したミズーリ大学教授のフランク・ルーサー・モットの活動に着目し、大学のなかに新聞学を学ぶための知的空間が形成されていくプロセスの一端に光をあてている。翻訳資料は、GHQ民間情報教育局（CIE）が作成した日本のジャーナリズム状況に関する報告書を訳出したものである。それは、現在に繋がる戦後日本の新聞学研究あるいはジャーナリズム教育が有する歴史的道程を考えるための重要な手がかりの一つとなるであろう。

本特集は、あくまで現在進行形のプロジェクトの成果の一部である。読者諸氏からの忌憚のない



ご意見、ご批判をいただければ幸いです。それは、来年度も引き続き行うことを予定している本研究プロジェクトにとって重要な「推進剤」となるからであると考えている。

(敬称略)

# 戦前期日本の高等教育機関における「新聞教育」の萌芽 —新聞学科創設以前の日本大学における新聞関連講座を中心として—

石川 徳幸\*

## 1. はじめに

### 1.1. 問題の所在

インターネット技術の発達に伴うニュース・メディアの多様化や、フェイク・ニュースの瀰漫による情報の信頼性をめぐる議論が喧しい昨今、専門職としてのジャーナリストの存在はますます重要になってきている。このような状況は、理論と実践的な研究を通してジャーナリストや情報管理に携わる人材を養成する大学教育の社会的意義をますます高めている。そうした現代の課題を考察する為のよすがとして、まず対象となる事物の歴史的経緯を把握することは、迂遠に思われるかもしれないが肝要な手段である。また、2017年は日本大学に新聞学科が開設されてから70年、新聞学研究所が開設されてから10年という節目の年であった。このことは筆者にとって、大学において「新聞教育」が展開されてきた歴史的背景とその道程について、いま一度捉え直してみたいという動機づけとなった。なお、ここで用いる「新聞教育」の語意については次節で後述する。

かつて占領期の日本では、GHQが日本を民主化させる施策の一環として、国内の主要大学に新聞学科を置くことを指導した。小野秀雄の回想によれば、「マッカーサー司令部は、新聞の民主化を奨励し、記者教育の必要を唱道」しており、日本の高等教育機関においては「研究所よりもスクール・オブ・ジャーナリズム（四年制新聞学部）が必要ではないかというのが、司令部の意見であった<sup>(1)</sup>」という。そうした時代的な要請の中で、日本大学でも新聞学科創設の動きがおり、1947年に新聞学科が法文学部に開設されたのであった。

このように、戦後の一時期に集中して日本国内の主要な大学に新聞学科が相次いで開設されたことは、よく知られた事実である。しかし、こうした日本における「新聞教育」の発展過程を表層のみで捉えてしまうと、次のような2つの問題が生じる。

第1に、大学における「新聞教育」の歴史を考える上で、戦前と戦後の連続性を捉える視座が希薄となる点である。もちろん、日本においても戦前期から新聞学や公示学と呼ばれた学問が芽吹いていたし、それらに関する論究が歴史研究の中でなされてこなかったわけではない。例えば、戦前期日本の「新聞教育」に関しては、河崎吉紀によって優れた知見が体系的に示されている<sup>(2)</sup>。また、戦後の日本のジャーナリズム教育に関しては、田村紀雄が「敗戦国ドイツの流れを汲む新聞学にかわって、民主化の力となったアメリカ占領軍の存在や、それに引き続くアメリカの政治・経済力の影響から、アメリカ流の考え方が主流になった。理論、方法論、教授技法、カリキュラムにも、実証的で経験科学を重んじるアメリカの思潮が大いに取り入れられるようになった」と指摘しているように、日本では戦前と戦後において新聞学の質的な変化——具体的には、ドイツ新聞学からアメ

---

\*いしかわ のりゆき 日本大学法学部新聞学科 准教授

リカのコミュニケーション研究へのパラダイムの変容——が見られた。

このように、戦前と戦後における「新聞教育」に関しては、先行研究によって、その大部分が詳細に明らかにされている。しかしながら、通史的な見地においては、日本における戦前と戦後の「新聞教育」は、それぞれ学問的な系譜を異にした別箇のものとして、切り離されて論じられてきた嫌いがある。それでは戦前と戦後の連続性を見落としかねない。

戦前と戦後の連続性を考慮すべき一例を示してみよう。日本大学における新聞学科の立ち上げに携わった長谷川了は、1947年7月初旬に新聞学科設置準備委員会の会合に呼ばれ、「新聞学科開設の計画を聞かされ、学科の編成その他直接の開設事務を遣<sup>(3)</sup>れ」という話を受けたことを書き残している。ここで驚かされるのは、立ち上げの準備から実際に学生を集めて開講するまでの期間の短さである。日本大学法文学部の教授会が新聞学科をつくることを承認したのは、長谷川了が開設準備を任されるようになる4ヵ月前の3月のことであった。<sup>(4)</sup>その後、6月5日に新聞学科設置準備委員が任命されて本格的に開設へ向けた準備が進み、この年の8月31日付で文部省からの認可を得て、9月には学生を集めるという展開の速さを見せるのである。終戦直後という特殊な時期であったことを考慮したとしても、一学科の立ち上げが半年で成されたことは特異なことに思われる。ゼロから着手したと考えるよりは、あらかじめ新聞講座の開設に係る何らかの素地があったと仮定する方が妥当だろう。戦前の段階において、新聞学科を設立するための下準備がなされていた可能性を検討することで、戦前と戦後の連続性を明らかにしたい。

例えば政治史の領域では、戦前と戦後を分断して論じがちであった既存の視点から、戦前に活躍した政治家が戦後に至ってどのように活動したのかといった、戦前と戦後をつなぐ研究が成されている。<sup>(5)</sup>本稿は、こうした政治史領域の先行研究に見られるような、戦前と戦後の連続性を意識した視点から、日本の「新聞教育」の歴史を再考する。

第2に、歴史叙述における枠組みの問題である。先にも述べたように、決して「新聞教育」の歴史において戦前期に関する論及がなされていないわけではなく、個々の出来事に関しては詳細な知見の蓄積がある。しかし、批判をおおそれずに言えば、戦前に関する論及の多くは、東京帝国大学に新聞研究室を興し、上智大学と明治大学における新聞学講座を指導した小野秀雄を中心としたものであり、こうした枠組みから外れることがなかった。もちろん、日本において新聞学を成立させた人物が小野秀雄であることに異論はない。その功績に対する評価も妥当なものである。しかしながら、歴史の流れには主流だけではなく、傍流も数多く存在する。「新聞教育」の歴史でいえば、実現はしなかったものの明治期には早稲田大学や中央大学において新聞科設置の動きがみられた。大正期には慶應義塾大学が凡そ3年という短い期間であるが新聞科を設置しており、本稿で詳述するように日本大学においても新聞学に係る科目が開講されるようになる。さらに昭和戦前期には、民間の新聞学校として日本新聞院が興っている。こうした私学ないし民間の動きは、学問分野の確立というよりは、新聞に従事する専門人を育成する目的を持っていた。ために、日本における学問としての「新聞学」の歴史を論じる場合、先述の小野秀雄の学問的な業績を主流と捉えるならば、私学や民間レベルにおける動向は実務家養成に偏った傍流と見做されるものであり、既存の枠組みの中では歴史的背景として簡潔に触れられる程度の出来事に過ぎなかったのである。しかし、日本における「新聞教育」の歴史を総体的に捉えようとするとき、傍流と見做されてきた私学独自の動向は、決して等閑視すべきものではない。本稿は、こうした視点から、「新聞教育」の歴史を捉えな

おす一助となることを企図するものである。

## 1.2. 本稿の射程

上記の目的から、本稿ではその取り掛かりとして、戦前における日本大学の「新聞教育」に係る動向を詳らかにする。具体的には、1920年に大学令によって大学昇格を果たしてから昭和戦前期までを分析の対象とし、関係する歴史的出来事を整理するとともに、それらの動向と戦後の新聞学科開設との関わりについて考察を加える。

ここまで「新聞教育」という言葉を多用してきたが、いささか抽象的な言葉であるため本稿における概念を示しておきたい。分析対象とした時期における史料を繙く中で、当時開講されたときとされる新聞に係る科目名が、史料によって表記が異なる例が散見された。ときに「新聞学」と記され、ときに「新聞研究」と記されたこれらの科目内容に関しては、現在のようにシラバスが残っているわけではないため、新聞を社会の中の現象の一つとして学問的に捉える「ジャーナリズム教育」と、記者育成のための実践的な「ジャーナリスト教育」いずれに重きが置かれていたのか、あるいは単に時事解説的な講義が展開されていたのかといった点を確認することができない。仮に対象を「新聞学」と限定して論じる場合、当該時期の講義が果たして「新聞学」という学問として成立し得たのかといった問題も付随してくるだろう。また「新聞研究」とした場合も、実践的教育を含意しにくいものとなる。

そのため本稿では、必ずしも最良ではないが、新聞関連講座について包括的に捉える必要から、複眼的な視座を表すものとして「新聞教育」という用語を便宜的に用いている。当然ながら、ここでは今日でいうNIE（教育現場で新聞を教材として活用）の意味合いとは、まったく異なることを誤解のないように付言しておきたい。

## 2. 高等教育の拡大と新聞界

### 2.1. 大学令と私立大学

文部省年報による教育統計を見ると、明治30年代以降、大学や専門学校といった高等教育機関への進学者は増加の一途をたどっている（図表1参照）。さらに、第一次世界大戦による好況を背景として、実業界からも優秀な人材が学卒者から求められるようになっていった。

こうした背景の中、1917年に官制による臨時教育会議が内閣に置かれ、1918年に大学教育およ

図表1 高等教育機関の学生・生徒数の推移（1892年～1917年）

| 年度           | 大学（旧制）学生・生徒総数 | 専門学校 生徒総数 |
|--------------|---------------|-----------|
| 明治25年（1892年） | 1,308         | 10,778    |
| 明治30年（1897年） | 2,255         | 11,506    |
| 明治35年（1902年） | 4,046         | 22,866    |
| 明治40年（1907年） | 7,370         | 31,852    |
| 大正元年（1912年）  | 8,946         | 33,944    |
| 大正6年（1917年）  | 9,044         | 46,399    |

（文部省（1972）『学制百年史』資料編 pp472-475 を基に作成）

び専門教育の改善に関する諮問と答申が行われた。<sup>(6)</sup>そこでは、「大学ハ綜合性ヲ原則トスルモ単科制トナスモ得シムルコト」や、「大学ハ官立及財団法人ノ設立トスルコト但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ公共団体ノ設立ヲ認ムルコト」<sup>(7)</sup>といった措置が講じられている。これらの方針の下、原敬内閣の中橋徳五郎文相が「高等諸学校創設及拡張計画」を提出し、帝国議会において計画のための追加予算が成立した。こうした大学制度の改善をめぐる議論の末、同年12月に新たに大学令が公布された。

大学令は、先に挙げた臨時教育会議の答申の内容を基にして、大学一般に関して定めたものである。旧来の帝国大学に関しては、1919年2月に別途、帝国大学令が定められている。新しく定められた大学令によって、官立だけではなく、他の公立大学や私立大学が法制度上に認められることとなった。大学は原則として、文科・理科・法科・医科・工科・農科・商科等の複数の学部をもって編成される総合制であったが、先の答申に見られたように大学令では単科制も認められるようになり、最初の官立単科大学として東京商科大学（現在の一橋大学の前身）が1920年に誕生している。

大学令が1919年4月に施行された後、私立学校のあいだでも大学昇格を目指す動きが相次いだ。私立大学の場合、大学令第7条で「財団法人ハ大学ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クモ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス」ることが条件に掲げられ、「基本財産中前項ニ該当スルモノハ現金又ハ国際証券其ノ他文部大臣ノ定ムル有価証券トシ之ヲ供託スヘシ」と規定された。具体的には、単科一大学あたり50万円、一学部増設する毎に10万円を供託する必要があった。1920年2月に慶應義塾大学と早稲田大学に設立の認可が下りたことを皮切りに、同年4月には、法政大学、明治大学、中央大学、同志社大学、國學院大学、そして日本大学が設立認可を受けて、大学昇格を果たしている。

## 2.2. 記者志望者の増加と新聞社における採用試験の制度化

このようにして進められた大学教育の拡大は、日本の教育制度上の一大転機となった。大学令が施行された1919年の時点で全国に6校しかなかった大学は、1920年に16校となり、大正末期には37校にまで増加する。このことは学卒者の量的な拡大を意味するが、1920年に起こった戦後恐慌以降、日本経済は慢性的な長期不況に陥ることとなり、高学歴であっても多くの者が就職難に見舞われることとなった。<sup>(8)</sup>

このような状況は、高等教育を受けた者の就職先として、新聞社を志望する学生が激増する背景となった。1923年に「昨年頃から新聞記者を志望する学生が増加しつつあるのも最近の現象である」<sup>(9)</sup>と当時の様子を記した朝日新聞社は、同年に入社試験を制度化して志望者の増加に対処した。<sup>(10)</sup>このように、大正中期以降、増加する志願者を選抜するため、新聞各社で採用試験が導入されるようになる。近代における新聞記者の高学歴化・制度化に関して論究した河崎吉紀は、新聞社における試験採用制度は1920年代に確立し、学歴は新聞記者になるための、ますます重要な資格として注目されることになっていったことを指摘している。<sup>(11)</sup>採用試験の導入は、経済的近代化の過程から見れば、新聞社の企業化の動きとして捉えることができるが、一方で、そのような制度化の背景には、学卒者の量的拡大と就職難があったのである。

ここまで、大正時代半ばから後期にかけての大学と新聞社への就職状況について概観した。こうした状況の中で、大学当局はいかなる教育を施し、新聞記者を志した学生はどのような活動を行っていったのか、それぞれ次章以降で詳らかにしていきたい。

### 3. 日本大学における「新聞教育」① ～大学側の動き～

#### 3.1. 社会科の新設と「新聞学」の開講

先に2章1節で触れたように、大学令による大学昇格を果たした日本大学は、1920年4月、法文学部社会学科を新設し、専門部においても新たに社会科を設けた。

第一次世界大戦終結直後の当時は、大戦中の好況によって都市部に労働者が増加したことを背景として、労働組合の結成や労働争議が相次いでいた頃である。1919年8月には、新聞界でも大規模な労働争議が起り、東京府下で発行していた新聞社17社中16紙が一斉に休刊している。そのような労働問題の勃興に加え、国際的にもロシアで帝政が崩壊して社会主義政権が誕生するなど、当時は社会主義思想に対する懸念が拡大した時期でもあった。

このような情勢から、社会問題に対する学問的な講究を求める機運が次第に高まり、日本大学は私学で最初となる社会科を開設したのであった。その開設趣意書の中に掲げられた綱領には、「近時社会ノ進歩ニ伴ヒ、上下共ニ物質的科学的的教育ニ意ヲ用ヒ、逐年隆盛ニ趨キツツアルハ邦家ノ為メ実ニ慶スヘキ現象タルヲ疑ハスト雖モ、他面欧州大戦ノ余波ヲ受ケ、混沌タル世界経済界ノ大變調ヨリ延イテ、各種社会問題日ヲ遂テ勃興シ、動モスレハ国民ノ社会的思想ノ安定ヲ欠キ、大和民族固有ノ美風ヲ傷ケントスルモノアルニ鑑ミ、本大学ハ率先シテ社会科ヲ新設シ、〔中略〕各種社会問題ノ根本原理ニ就キ徹底シタル教育ヲ施シ、以テ新時代有為ノ人材ヲ養成シ、併セテ社会制度ノ実ヲ挙ケンコトヲ期ス<sup>(12)</sup>」とある。前述した社会情勢に鑑みて、いわゆる「思想善導」を目的としていたことがうかがえる。このことは、当時の学長であった松岡康毅の言にも見ることができる。松岡は、1920年5月16日に催された昇格祝賀会における式辞の中で、新設した社会科について以下のように述べている。

本校は当初日本法律学校と称せし如く、法律の単科に止まれり。然るに年を経るに従ひ、世上の必要を感じ、高等師範部及商科を増設し、以て人材の養成に努めたり。近年に至り更に宗教科を増設せり。設立日尚浅きも生徒の数意外に多きは、且つ喜ぶ所なり。夫れ人は自我の利益足ればとて止むべきに非ず。世は法律科のみによつて安んずべきに非ず。社会の治安及び精神の平和は必ず宗教將た倫理の上に之を置かざるべからず。加之近時輕躁浮薄の徒何等の実験もなく、妄りに外人の説を過信し、危険の言論を弄し衆愚を誑惑する者あるに当りては、弥々宗教道德の教育を重んぜざるべからざるなり。所謂社会学の如きも妄りに他人の説に雷同するは固より不可なり。さりとて真意を詳にせず、一概に之を斥くるも不可なり。宜しく十分之を研究精査し、而て淫辞邪説たることを明かにし、而して能く言て之を拒くること緊要事なり。是れ宗教科の外に更に本年に至りて社会科を設置したる所以なり。<sup>(13)</sup>〔以下略〕

すなわち、日本大学が社会科を設置した目途には、当時の社会問題、ことに経済問題の趨勢を善導して、日本社会の共同生存の安定を図るという問題意識があったことがわかる。これは、1919年に帝国大学が文学部社会学科を置いた翌年のことであり、私立大学の中では最初の動きであった。

このようにして新設された日本大学の社会学科の課程に、研究科目として「新聞学」が置かれたことが確認できる。当時の学生の回想によれば、開設当初の社会科の「新聞学」講座の担当は東京日日新聞記者の藤原勘治が務め、政治科では校友で元東京二六新報記者の工藤鉄男が務めた。<sup>(14)</sup>

なお、図表2のように、当局に提出された「学則改正認可申請」の書類上には、「新聞学」という表記が見られるが、当時の『日大新聞』や『日本大学一覽』などには「新聞研究」という名称で

図表2 日本大学法文学部社会学科の学科課程と学年別開講講座（1922年）

| 科目   | 第一学年  | 第二学年                   | 第三学年                          |
|------|---|------------------------|-------------------------------|
| 倫理   | 倫理学   |                        |                               |
| 哲学   | 哲学概論／心理学／支那哲学史／西洋哲学史  |                        | 変態心理学／変則者教育                   |
| 社会学  | 社会学／社会政策  | 社会統計／社会学史／輓近社会思想       | 少年保護／貧民保護／其ノ他社会問題             |
| 歴史   | 最近世史  | 最近世史                   |                               |
| 法律学  | 憲法／刑法総論／民法総論  | 行政法（社会問題）／親族法          | 相続法／国際法／法理学                   |
| 政治学  |   | 政治学                    | 政治史                           |
| 経済学  | 経済原論  | 貨幣／銀行／農工商／交通／経済政策／経済学史 | 植民政策                          |
| 財政学  |   |                        | 財政学                           |
| 演習   |   |                        | 演習                            |
| 研究科目 |   |                        | 新聞学／保険／銀行／工場管理／労働問題／都市計画／行政一般 |
| 備考   | <small>(ママ)</small><br>研究科目ハ六科目中各自ニ於テ選択研究スヘキモノトス<br>尚随意科目トシテ法制史、教育学、商法（一～三）、刑法各論ヲ置ク |                        |                               |

（東京都公文書館：000128093、公文書・件名・府市31「日本大学学制中変更ノ件」参照）

科目名が記されている例が散見される。当時の社会学科に置かれていた科目の正式名称が「新聞学」であったのか「新聞研究」であったのか、あるいは名称変更があったのか、併設されていたのか、正確なところは現時点で判じることができなかった。

### 3.2. 講座担当者

社会科が設置されて以後の日本大学における新聞関連科目を見てみると、『日本大学一覽』によれば、法文学部政治学科と社会学科および専門部政治科に「新聞研究」が、専門部文科文学芸術専攻に「新聞学」が置かれていたことが確認できる。ただし、専門部文科文学芸術専攻の場合、課程表の科目一覽には「新聞学」の名称はなく、担当教員一覽の頁の中に、同科で「新聞学」と「脚本研究」を担当している教員として畑耕一という人物の名が記されていた。ちなみに、ここで参照している『日本大学一覽』とは、日本大学出版部が編集発行した刊行物（非売品）で、学則や大学の編制についてまとめられたものである。日本大学図書館に「昭和2年8月編」と「昭和9年3月編」、国立国会図書館に「昭和2年8月編」と「昭和10年10月編」の所蔵があり、計3種が現存するものとして確認できる。<sup>(15)</sup>

『日本大学一覽』に掲載されている、当時の新聞関連科目の担当者は図表3のとおり。ここで確認できた講師の3名の略歴を見ると、いずれも東京日日新聞にゆかりのある人物である。まず、藤原勘治は東京帝国大学を卒業した文学士で、1923年に『新聞紙と社会文化の建設』（下出書店）を上梓した学究肌の人物であり、東京日日新聞では企画部長などを務めたのち、戦後には毎日新聞西部本社で編集主幹を務めた。<sup>(16)</sup>次に、小野賢一郎は、小野燕子と号した俳人としても知られる人物で

図表3 戦前期の日本大学における新聞関連講座担当者

|              | 講座が置かれた学科                      | 科目名  | 担当者           |
|--------------|--------------------------------|------|---------------|
| 昭和2年(1927年)  | 法文学部政治学科<br>法文学部社会学科<br>専門部政治科 | 新聞研究 | 藤原勘治          |
| 昭和9年(1934年)  | 法文学部政治学科<br>法文学部社会学科<br>専門部政治科 | 新聞研究 | 小野賢一郎         |
|              | 専門部文科文学芸術専攻                    | 新聞学  | 畑 耕一          |
| 昭和10年(1935年) | 法文学部政治学科<br>法文学部社会学科<br>専門部政治科 | 新聞研究 | 小野賢一郎<br>藤原勘治 |
|              | 専門部文科文学芸術専攻                    | 新聞学  | 畑 耕一          |

(『日本大学一覽』昭和2年8月編、昭和9年3月編、昭和10年10月編を参照)

ある。<sup>(17)</sup>東京日日新聞で社会部長を務めたのちに、1938年に日本放送協会に移り、文芸部長に就いている。そして、畑耕一は東京帝国大学を卒業したのち、東京日日新聞の学芸部の記者となった人物である。その後、東京日日新聞から松竹キネマに移ったのち、1927年に明治大学教授に就任している。

これらの人物が招聘された個別の経緯については、今回明らかにすることができなかった。大学と操觚界との人脈を探る上でも、今後の課題としたい。

#### 4. 日本大学における「新聞教育」② ～学生側の動き～

##### 4.1. 日本大学新聞学会と『日大新聞』

2章で触れたように、大正時代の半ば頃から、新聞記者を志望する学生が増加していった。そうした状況のなか大学では、新聞記者を志望する学生の「実地教育」の場として学生新聞の発刊が求められるようになっていった。1917年に慶應義塾大学で『三田新聞』が発兌されたことを嚆矢として、1920年12月に東京帝国大学で『帝国大学新聞』、1921年10月に日本大学で『日大新聞』(のちに『日本大学新聞』に改称)<sup>(18)</sup>、1922年に早稲田大学で『早稲田大学新聞』が創刊されている。

日本大学の場合、新聞に関する講座や講演会が下地となって、学生のあいだで新聞発刊の機運が高まり、教員の間においても大学の機関紙を必要とする声が盛り上がっていた。『日大新聞』の創刊にあたっては、学生の佐渡高一、池田正之輔らが中心となって当時常務理事であった山岡萬之助と折衝を行い、以下の4点が方針としてまとめられた。

- (1) 『日大新聞』の題号をもって、日本大学教育機関の一つとする。
- (2) 持主を日本大学として、保証金2千円を大学から支出する。
- (3) 編輯署名人は教職員中から選ぶ、日本大学新聞会を組織し、これをもって発行所とし、会長には本学の教授中から選ぶ、なお指導員を大学から委任することもある。
- (4) 将来新聞記者を志願する学生のための、練習機関とする。<sup>(19)</sup>

学生新聞といえども当時は新聞紙法が適用されたため、同12条で定められた保証金を納めなけ



ればならなかった。そこで、保証金は大学が支出することとし、新聞会は学生の団体ではあるが、新聞自体は大学の機関紙として位置づけられている。初代の会長には、政治科の科目担当者であった工藤鉄男が就いている。<sup>(20)</sup>このようにして、1921年に法文学部の中に新聞会が発足し、10月15日に『日大新聞』第1号が発刊された。

『日大新聞』の創刊以後、新聞会は日本大学新聞学会と名称を改め、新聞各社の編集幹部を顧問に招いている。具体的には、石川六郎（国民新聞編集部長）、馬場恒吾（国民新聞編集局長）、松山忠次郎（読売新聞社長）、安藤正純（朝日新聞編集局長）、斯波貞吉（萬朝報編集局長）、芝染太郎（ジャパン・タイムズ副社長兼主幹）といった面々であった。

なかでも馬場恒吾は、日本大学新聞学会主催の講演会にもたびたび登壇しており、例えば1921年6月26日には「記者生活の苦楽」、1924年11月1日には「新聞記者の人生観」と題した講演を行っている。<sup>(21)</sup>

#### 4.2. 学生時局研究会

この頃、日本大学新聞学会の顧問に就いていた馬場恒吾は、次代を担う青年の育成のために学生時局研究会を作り、時事問題の研究会を開いている。<sup>(22)</sup>学生時局研究会とは、1921年から1923年にかけて活動した、東京の有志学生が集った研究会である。<sup>(23)</sup>

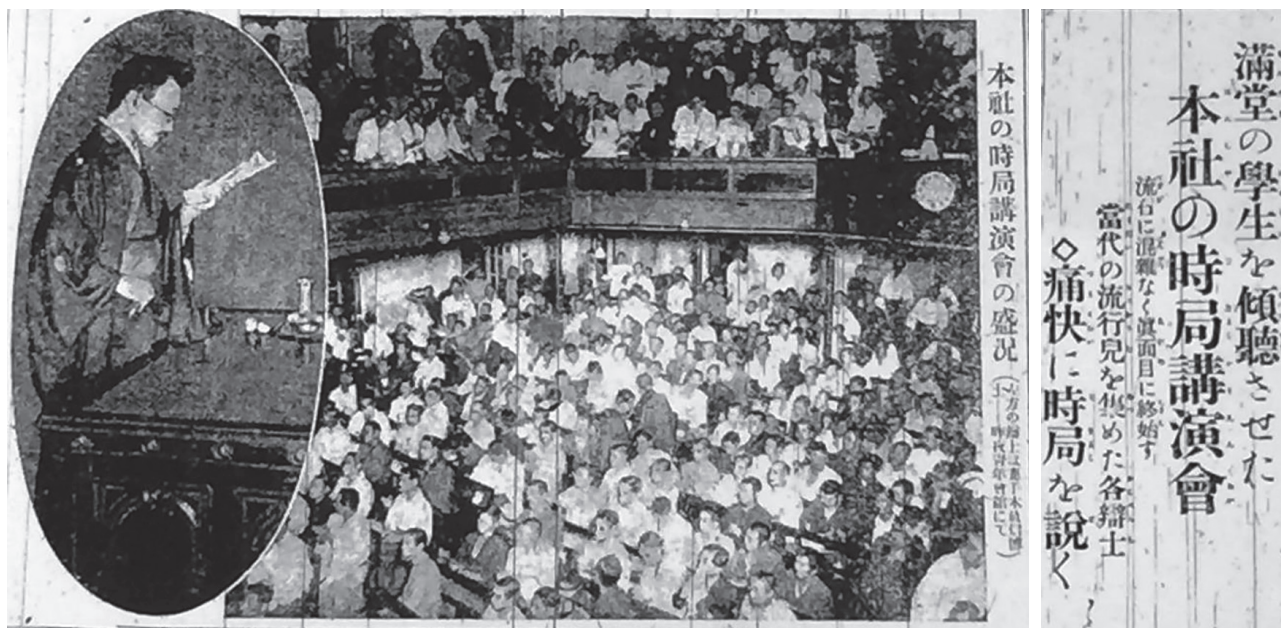
国民新聞社は、1921年7月6日と9月29日に、学生を対象とした時局講演会を神田青年会館で催している。これらの盛況を受けて、同年10月9日に学生らと創立協議会を開いて、正式に研究会を発足させたようである。国民新聞社別館で開かれた創立協議会には、官立私立の大学と専門学校から約60名の学生が参加し、国民新聞社側も社長の徳富蘇峰をはじめとする社員が列席した。協議会では、社会部長であった菱沼右一が議長を務め、会則を定めて、各学校と国民新聞からそれぞれ2名ずつ幹事を選出している。<sup>(24)</sup>学生時局研究会の会則は以下のとおり。<sup>(25)</sup>

- 一、本会は学生時局研究会と称し大学専門学校高等学校及同程度学校の男学生を以て組織す
- 二、本会は講演会部会討論会を催す
- 三、本会は一定の会費を徴収せず但し会合の都度必要に応じ入場料を徴収する事あるべし
- 四、本会に幹事若干名を置き会務を処理せしむ幹事の任期は1カ年とす
- 五、本会員は学校卒業後尚会員たることを妨げず
- 六、本会事務所を国民新聞社内置く、以上

このとき日本大学の学生幹事に選ばれたのは、佐渡高一と吉田勘三であった。佐渡高一は前節で触れたように、日本大学で新聞会を立ち上げた人物である。吉田勘三は、日本大学の雄弁会で幹事を務めていた人物である。

この学生時局研究会に関して、戦後、日本大学において新聞学科の創設に従事した長谷川了は、次のように回想している。

小生が日大に入学した当時は学生運動の勃興時代であった。大学令反対運動などで雄弁会の連中がかつぎ出されて幟を立てて文部省に押しかけたりしたものだったが、その後普選運動が盛んになったので各大学の闘士がこれに馳せ参じた。〔中略〕一方言論界の運動の中心は全国新聞記者から結成された新聞記者連合会でこの会には国民新聞の編集局長であった馬場恒吾氏を筆頭に万朝の斯波貞吉、朝日の安藤正純、日々の西村公明、都の大谷誠夫などいろとりどりの顔ぶれであった。その記者団と学生の団体とが連合して大運動を展開したのである。



学生時局研究会の創立に先駆けて行われた時局講演会（『国民新聞』1921年7月7日付3面）

そんな関係から小生が馬場氏の指導の下に各大学の学生を集めて学生時局研究会というものを作って毎週金曜日に銀座の国民新聞の別館で各方面からいろいろな時局の中心人物を囲んで時事問題の論議をしていた。日大からは自民党の池田正之輔、今の百々巳之助教授をはじめ佐渡高一、世耕弘一、高松敏雄、浅野研真、高山福良らの諸君、早稲田から浅沼稻次郎、戸叶武、橋本登美三郎、石川準十郎、慶應からは松村金助、拓大からは蔭麻雄次、慈恵大からは今医学部の内山孝一教授などが見えていたし、官学では東大の連中は第一回の時に私学側と対立して出席しなくなったが、一ツ橋高商や外語などの連中は残っていた。<sup>(26)</sup>〔後略〕

当時、長谷川了は日本大学専門部政治科を中退した後、1920年9月に国民新聞社に入社したばかりであり、自分と年齢の近い学生たちとの窓口役として、馬場恒吾を援けていたことがわかる。また、学生時局研究会に参加していた学生から、池田正之輔（自民党）、浅沼稻次郎（社会党）、橋本登美三郎（自民党）、戸叶武（社会党）といった戦後に活躍する政治家が輩出されており、2年という短い活動期間ではあるものの、この研究会の果たした歴史的な役割が少なくないことがわかる。

#### 4.3. 幻の「新聞学科」構想

前節で見たように、『日大新聞』を発行する日本大学新聞学会の顧問を務めていた馬場恒吾は、当時、学生時局研究会を開いて若手の指導にあたっていた。この学生時局研究会には、当時まだ国民新聞の新入社員であった長谷川了も関わっていた。この時期に、馬場恒吾が日本大学新聞学会主催の講演会に招かれて登壇していたことは先述のとおりであるが、長谷川了も同様に招かれ、「民衆運動と新聞の立場」といった論題で講演していることが確認できる。<sup>(27)</sup>

そのような日本大学新聞学会主催の集まりの中で、日本大学に新聞学科を設ける構想が立ち上がっている。再び長谷川了の回想を引くと、「大正11年（1922年）の10月15日、日大新聞創設1周年の記念講演会が三崎町の美学科の講堂で行われ、日日新聞主筆の城戸元亮、先輩の工藤鉄男氏の後で一席ぶった訳だが、その後の懇親会で上記の馬場氏その他の諸先生と日大新聞の諸君との

間に新聞学科創設の話が出た<sup>(28)</sup>』という。つまり、『日大新聞』に関わる学生やその他の校友たちと国民新聞社の馬場恒吾や長谷川了など新聞社側の人々との間で、日本大学における新聞講座の開講を促進させようとする動きがあったのである。この時に立案された新聞学科設立構想における講師の陣容は以下のようなものであった（図表4参照）。

この構想は、まさしく「雄図」であり、大学史の表現をそのまま借りれば「当時の情勢からすれば、実現する類のものではなかった<sup>(29)</sup>」と言える。しかし、この計画案をただ単に理想を列記したものととして捨て置くことは、何ら意味をなさない。このような講座の開講を求める動きが大正期におこっていたことは、学生と新聞社双方の中で、大学における「新聞教育」に対する一定のニーズが生れていたことを示している。この構想の中身を見る限りにおいて、戦前の日本大学において立案された新聞学科は、学問として社会の中の新聞を研究することよりも、極めて実務志向の強い内容

図表4 戦前の「新聞学科」構想の概要

|       |  |                         |
|-------|--|-------------------------|
| 概 論   | 徳富蘇峰（国民新聞社長）   | 松山忠二郎（読売新聞社長）           |
| 編 集   | 石川六郎（国民新聞編集部長）<br>安藤正純（朝日新聞編集局長）                                     | 千葉亀雄（東京日日新聞学芸部長）        |
| 論 説   | 馬場恒吾（国民新聞編集局長）   |                         |
| 経 済   | 太田正孝（報知新聞経済部長）<br>下田将美（時事新報経済部長）                                     | 新関庄造（中外商業新聞経済部長）        |
| 社 会   | 原田譲二（朝日新聞）   | 安成二郎（読売新聞社会部長）          |
| 政 治   | 馬場恒吾   | 中尾竜夫（読売新聞政治部長 = 日大出身）   |
| 学 芸   | 柴田勝衛（読売新聞編集局長）   | 千葉亀雄                    |
| 海外通信  | 岩永裕吉（国際通信社長）<br>越野宗太郎（帝国通信社通信部長）                                     | 上田碩三（日本電報通信社通信部長）       |
| 地 方 版 | 池田林儀（報知新聞）<br>島崎新太郎（東京日日新聞社会部長）                                      | 美土路昌一（大阪朝日新聞学芸部）        |
| 発 達 史 | 小野瀬不二人（読売新聞）   |                         |
| 特 派 員 | 伊藤正徳（時事新報編集局長）   | 榑崎観一（東京日日新聞社東亜部）        |
| 経 営   | 築田欽次郎（中外商業新聞社長）  | 太田正孝                    |
| 取 材 学 | 杉村広太郎（朝日新聞顧問）<br>村上猶太郎（萬朝報参事）  | 松崎天民（中央新聞社会部）           |
| 工 場   | 郡山幸男（印刷雑誌社長）   | 野村（不明）                  |
| 漫文漫画  | 岡本一平（朝日新聞）   |                         |
| 課外講義  | 芝染太郎（ジャパン・タイムズ副社長）<br>工藤鉄男（元二六新報 = 日大教授）<br>伊原青々園（都新聞）<br>ケネディ（国際通信） | カートン（不明）<br>鈴木文史朗（朝日新聞） |

（『日本大学新聞学科五十年の歩み』 pp3-5 を参照）

であったことが分かる。新聞記者を志す学生は大学における実践的な学びを求め、新聞社の側も実践的知識を得た学卒者を採用したいと望んでいたのである。

もちろん、この構想はオフィシャルなものではなく、あくまでも日本大学新聞学会に関わっていた一部の人がとよによる計画案に過ぎない。しかしこの構想は、当時の学生および新聞記者が、大学に対していかなる「新聞教育」を求めているのかを明らかにするものである。

## 5. おわりに

本稿では、大学における「新聞教育」の歴史を考える上で、戦前と戦後の連続性を捉えることと、既存の枠組みと異なる視座を提示することを目途に掲げた。この点から、本稿の内容を振り返り、残された今後の課題を示して結びに代えたい。

まず、日本大学を事例とした中で、「新聞教育」に関する戦前と戦後の連続性を見直したい。本論で示したとおり、戦前期の大学においても「新聞研究」といった科目が開講されていた。あらためて言及するまでもないが、日本の大学における「新聞教育」は占領期にGHQによって初めてもたらされたという代物ではない。

長谷川了は国民新聞社を退社した後、九州日報主幹を経て、戦前は外務省情報局の嘱託として活躍した。戦後、1947年7月に日本大学法文学部の嘱託として呼ばれ、新聞学科の創設準備に奔走する。新聞学科設置準備委員会に呼ばれたときの様子を、長谷川は「永田学部長が議長、会田範治専門部科長をはじめ佐々木良吉経理監、加藤一雄、百々巳之助、高梨公之の諸教授、檜山与八郎事務長らの学部関係者と、日大新聞側の池田正之輔、高山福良、佐渡高一をはじめ報知の松山幸逸、毎日の瀬戸川実、読売の武藤三徳君ら本学出身の新聞社関係者が列席していた<sup>(30)</sup>」と記している。かつて『日大新聞』を興し、長谷川とともに新聞学科創設の構想をまとめた佐渡高一らの名前が新聞学科設置準備委員会に見られることは、戦前からの連続性を人的資源の面から捉える上で注目すべき点である。

また、長谷川は新聞学科設立の準備の過程で、国民新聞時代の上司である馬場恒吾のもとを訪ね、日本大学新聞学科の顧問就任を要請し、承諾を得ている。馬場はこのとき、読売争議によって退陣した正力松太郎に代わって読売新聞社の社長に就いていた。無事に日本大学の新聞学科が認可された後、馬場は日本大学新聞学科で随時の特別講義「新聞倫理」の担当に就いている。大正期に立案された科目とは異なるものの、馬場は日本大学に設置された新聞学科の講座担当者実際に名を連ねることとなったのである。その後、長谷川は翌48年7月に新聞学科教授となり、日本大学新聞学科の黎明期を支えた。

日本の大学に新聞学科が設置された背景には、当時のGHQによる指導があったことは疑いようがない事実である。しかしながら、そうした時代的な要請に即応できた理由には、戦前から存在した大学新聞等の人的資源や、正課としてすでに「新聞教育」を実施してきた大学側の素地があったのである。

次に、「新聞教育」の歴史を捉える枠組みについて再考したい。日本において新聞学を成立させた小野秀雄は、大学における教育に関して「結局は、スクール・オブ・ジャーナリズムに発展すべきであるが、研究教育の衝に当たる専門家がいない今日、それを組織することは不可能である。まず研究所を創設し、学者の養成に着手すべき<sup>(31)</sup>」という考えを持っていた。昭和4年に東京帝国大学

文学部に新聞研究室が開設された際も、その目的は「新聞の学術的研究」がはじめに挙げられ、「新聞を希望する学生の指導」は二の次であった。<sup>(32)</sup>本稿の序論で触れたように、戦前期の大学における「新聞教育」の歴史は、小野秀雄の活動を主軸として語られることが常である。ここで誤解の無いようにしておきたいことは、本稿が指摘したい点は、小野秀雄が日本の新聞学や大学教育に果たした功績について批判しようとするものではない。本稿が指摘したいことは、戦前の日本において「新聞学」という学問が揺籃期を迎えていた頃、一方では日本大学の新聞学科創設構想に見られたように、新聞社側や学生側から実践的な「新聞教育」を求める動きがあったという事実であり、こうした私学における戦前の動向が看過されてきたという問題である。

この問題乗り越えて、戦前期から連なる日本の「新聞教育」の総体を描き出すには、私学における「新聞教育」の歴史を包括的に捉える作業を行い、そのうえで既存の歴史的枠組みで得られてきた知見と符合させていく必要があるだろう。今回は日本大学の事例のみを扱ったが、本稿の取り組みがその一助となることを期したい。

なお、今回は調査が至らなかったが、1940年に日本大学法文学部政治学科が政治経済学科に改組された際に、「外字新聞研究」という科目が必修科目として置かれている。<sup>(33)</sup>公文書等で確認が取れずに本論で紹介することができなかったが、戦前における「新聞教育」の一例として、引き続き史料による裏付けを行いたい。

- (1) 小野秀雄 (1971) 『新聞研究五十年』 毎日新聞社、p280。
- (2) 河崎吉紀 (2006) 『制度化される新聞記者』 柏書房。
- (3) 長谷川了 (1967) 「新聞学科の二十年」 『新聞学に関する諸問題』 日本大学法学部新聞研究室、pp407-408。
- (4) この新聞学科設置をめぐる教授会決定の時期に関しては史料の解釈をめぐる若干の補足説明を要する。

『日本大学法学部史稿』（日本大学法学研究所編、1959年）では、法文学部の定例教授会において創設が認められた年月日を「昭和22年（1947年）3月20日」としている。しかし、『日本大学百年史』第3巻（日本大学百年史編纂委員会編、2002年）の記述では、新聞学科の設置が決定された教授会を「昭和21年（1946年）3月20日」としており、1年のずれがある。『日本大学百年史』では、その後の準備委員会の設置や長谷川了の囑託に関しても1946年の出来事として記されているのであるが、これは前掲の長谷川了の回想とも異なる。どちらの記述が正しいかは、当時の教授会の議事録にあたることで明らかとなるが、大学の事務方に議事録の存否を問い合わせたところ「保管はされているが、どこにあるかすぐに出せる状況ではない」旨の回答を受け、本稿の執筆段階では議事録による裏付けが取れなかった。そこで本稿では、以下の歴史的状況から、新聞学科の設置が決まった教授会は、1947年3月20日であったと判断している。

まず、日本大学における新聞学科の創設の背景には、本文中に記したようにGHQによる影響があることは疑いようがない。このことは、1947年9月に出された「日本大学新聞学科創設要項」（永田菊二郎関係文書、日本大学広報課所蔵）の中に、「本学は〔中略〕正規の学科としての新聞学科を創設し言論報道人の育成を企図してゐたところ幸ひGHQの貴重な御教示と日本新聞協会の絶大なる援助それに言論界に活躍した有力なる本学校友の協力により準備が進捗した」と記されていることから明らかである。ここでGHQと日本新聞協会の名前が出てくるが、まず、GHQにおいて日本にスクール・オブ・ジャーナ

リズムを創立するように薦めた人物であるインボデン少佐が民間情報教育局の新聞課長に就任した時期は1946年5月のことである。さらに、日本新聞協会が設立されたのは1946年7月のことである。こうしたことから、「日本新聞協会の積極的な資金援助や、GHQなど各界の支援が見込まれるようになったという状況の変化（『日本大学百年史』第3巻、p99）」を受けて、日本大学における新聞学科設置が決まったのであれば、教授会による決定がこれらの要件が揃う以前の1946年3月の段階ではあり得ないということになるのである。以上のことから、本稿では新聞学科の設置が決まった教授会が開かれた日は1947年3月20日であったと判断するが、今後の調査の中で議事録などの史料によって改めて明らかになるところがあれば別の機会に紹介したい。

- (5) 例えば、楠精一郎（2006）『大政翼賛会に抗した40人』朝日新聞社。
- (6) 臨時教育会議、諮問第3号「大学教育ニ関スル件」。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A05021029900、臨時教育会議書類一ノ一雑録（第一）、（国立公文書館）。
- (7) 臨時教育会議、答申（1918年6月22日）。JACAR：A05021029900、臨時教育会議書類一ノ一雑録（第一）、（国立公文書館）。
- (8) 戦前の大学卒業者の就職難に関しては、町田祐一（2016）『近代日本の就職難物語』吉川弘文館、が詳しい。
- (9) 『大阪朝日新聞』1923年3月12日付、朝刊7面。
- (10) 朝日新聞百年史編修委員会編（1995）『朝日新聞社史』資料編、朝日新聞社、p496。
- (11) 河崎吉紀（2006）『制度化される新聞記者』柏書房。
- (12) 日本大学百年史編纂委員会編（2000）『日本大学百年史』第2巻、日本大学、p145。
- (13) 日本大学編（1959）『日本大学七十年略史』、日本大学、pp175-176。
- (14) 箭内真次郎（1971）「『日大新聞』創刊当時のわが大学」『日本大学新聞五十年の歩み』日本大学新聞社、p21。
- (15) このほか、明治大学・拓殖大学・愛知大学の各大学図書館にも所蔵が確認できるが、それらも本文中で紹介した3冊のうち何れかであり、現時点で確認できる当該資料は3種のみである。
- (16) 毎日新聞130年史刊行委員会（2002）『毎日の3世紀』別巻、毎日新聞社、p342。
- (17) 小野薫子と畑耕一の略歴に関しては、『日本人名大辞典』（講談社）に基づく。
- (18) 改称は大正13年9月。
- (19) 箭内前掲書、p23。
- (20) 『日大新聞』の「発行趣意書」は以下のとおり。

国民外交、民衆政治の声漸く高うして、社会の木鐸、輿論の代表たる新聞紙の使命たるや愈更に重きを加へずんば非ず。

本学当局、夙に観る所あり、大正七年他校に率先して新聞講座を設け専任講師として、本学々友にして斯界に令名噴々たる工藤鉄男氏を聘し同講座の担任を嘱し、洽く学生をして自由聴講せしむ。聴講者常に数百の多きを数へ勃然たる新聞研究の機運は忽ち校内に漲り、自然の要求として新聞学会の誕生を見、工藤教授に加ふるに斯界権威者数氏を以てし或は研究会、或は講演会を開催して著々その目的に向つて今日迄進み来りたるも、今や会員の数各科を通じて二百数十名、研究心の旺盛なる当に溢るる許りにして単に従来の如き消極的研究方法のみに甘んずる能はず、此処に『日本大学新聞』を創刊して実地研究に資する所あらんとす。

『日本大学新聞』の発行は固より新聞学会の一事業に属すと雖も、その結果たるや本大学に影響する所少からず、是を以て我等は此の際、全学一致の応援の下に事を成さんと欲し広く学生諸君に新聞発行の意図を披瀝し、御賛同を懇望せんとするものなり。

新聞の内容に関しては屢々発表せし如く、日本大学全グループに関する凡ゆる趣味あり益あり且必要な事件を報道して、日本大学々生々活に便ならしむると共に或は些か世道人心を益するに足る堅実卓抜なる論説、或は本学関係者、有為の士の紹介其の他を試み、更に本学々風の精髓たる覇氣と意氣とを全紙面に横溢せしめて、本学々風を天下に発揚せん事を期す。

吾人は固より全力を挙げて事に従はん事を期すと雖も、成否の如何は全学生並に校友各位の御同情に依るものたるや言を俟たず、願くは愛校の士、来りて御賛同あらん事を。

大正十年九月

日本大学新聞学会

会長 工藤 鉄夫

創立準備委員

池田正之輔 片山 貫道

高山 福良 吉田 勘三

浅野 研真 秋山 玉吉

佐渡 高一 三宅 法臣

三宅 則義 持徳 武雄

世耕 弘一

- (21) 日本大学法学研究所編 (1959)『日本大学法学部史稿』 p85、および箭内前掲書 p21。
- (22) 御厨貴 (2013)『馬場恒吾の面目』文庫版、中央公論新社、p33。
- (23) 学生時局研究会に関する先行研究は極めて少ない。管見の限りにおいて、当該研究会を扱った論考では、木戸健太郎 (2014)「馬場恒吾と学生時局研究会」岡山近代史研究会 (報告予稿) が最も詳しい。
- (24) 「都下専門学生の時局研究会」『国民新聞』1921年10月10日付、3面。
- (25) この会則は、1922年10月7日に改正されるまで用いられた。
- (26) 長谷川了 (1958)「新聞学科の神話時代」『日本大学新聞』(1958年2月15日)。なお、この記事は『日本大学新聞学科五十年の歩み』(日本大学法学部新聞研究室、1997年)にも採録されている。
- (27) 日本大学法学研究所編 (1959)『日本大学法学部史稿』 p85。
- (28) 長谷川前掲記事。
- (29) 日本大学百年史編纂委員会編 (2002)『日本大学百年史』第3巻、日本大学、p98。
- (30) 日本大学法学部新聞研究室編 (1997)『日本大学新聞学科五十年の歩み』日本大学法学部新聞研究室、p10。
- (31) 小野秀雄前掲書、p280。
- (32) 小野秀雄前掲書、p245。
- (33) 日本大学百年史編纂委員会編 (2002)『日本大学百年史』第3巻、日本大学、p98。

# 日本大学新聞学科の経緯

黒川 貢三郎\*

〔編集註〕本稿は、2017年度第2回新聞学研究会（2017年7月27日実施）で行われた講演を記録したものである。

## はじめに

去る5月25日、小林聡明先生が新聞学科の創立の経緯について、アメリカの文書と『日本大学新聞学科10年誌』および『日本大学新聞学科50年の歩み』を通じてかなり詳細な研究報告がなされました。当日は、私は所用のため残念ながら欠席してしまいましたが、配布されましたレジュメを拝見し、これまで学科設立当時のことをあまり調べようとしてきませんでした私にとりまして、大変興味深く感じ入った次第であります。

既に、先生方は『日本大学新聞学科10年誌』および『日本大学新聞学科50年の歩み』をご覧になっておられるかと思いますが、ここに記されておりますのは、当然のこととして公式的に書かれたものであります。

本日は、改めて新聞学科の歴史を振り返りながら、公式の文書には書かれていない事柄、例えば、当時の学内事情や他大学や関係機関との交流などについてお話出来ればと思っております。

しかし、私が新聞学科の教員の1人として席を置きましたのは昭和38（1963）年4月のことでありまして、それ以前のことは新聞学科のスタッフでありました長谷川了・宮島善高・平田栄一・松木修二郎の各先生から断片的に伺った程度であります。しかも、食事の際や酒の席でのことでありまして、関係者のお名前や時間や場所の記憶違いもあり、正確なものでは有りませんし、私自身も不確かな記憶によるもので、系統立ててお話するようなものでは有りません。「聞き取り」という形でお話させて頂きますれば幸いです。たつてのことということですので、若干お話させて頂きます。設立以降の簡単なメモを作っていましたので、これに沿ってまいりたいと思います。

## 1. 設立前史

『日本大学新聞学科10年誌』の冒頭にも書かれておりますように、日本大学に新聞学科を設立しようとする構想が考えられるようになりましたのは、大正11（1922）年のことであります。この年の前年の大正10年10月15日に『東京大学新聞』『慶應義塾大学新聞』に継いで日本で3番目の大学新聞として『日本大学新聞』が創刊され、それが新聞の理論と実際を修得する「新聞学科」設立への大きな刺激になりました。

そして、当時組織されました「日大新聞会」、これは後に「日本大学新聞学会」となり、新聞学

---

\*くろかわ こうざぶろう 日本大学名誉教授



科所属の学生の文化研究サークルになっていくものでありますが、当時はこの日大新聞会が一方では『日大新聞』を発行し、他方では「新聞講座」の開講を促進する機関でありました。この「新聞講座」開講の構想によりますと、当時最大の新聞人といわれておりました『国民新聞』の徳富蘇峰を筆頭に、各新聞社の社長や編集局長が講座担当者として顔を揃えており、壮観そのものでありました。

当時の日本社会では、今日のようにジャーナリズムやマスコミについての意識は極めて低く、また、大学でもジャーナリストを養成する学科課程を新設する状況には至っておりませんでしたので、新聞に関する講座だけでも開設しようということになったわけです。

しかし、開設することになった「新聞講座」の科目は正式な学科目ではなく、大正13(1924)年になって初めて専門部政治科の選択科目として「新聞研究」と題する科目が置かれ、大正15(1926)年4月に法文学部政治学科が政治経済学科に改称されました時、「外字新聞研究」が必修科目として新設されました。

ところが、昭和に入り国際情勢が厳しくなり、第二次世界大戦が始まりますとご存じの通り新聞をはじめとした言論統制が行われ、もはや新聞に関する講義を行う状況ではなく、遂に、昭和18(1943)年に閉講となってしまったことになったのです。そして、日本大学で新聞に関する講座が開講されますのは、昭和22(1947)年まで待たなければなりません。

昭和20(1945)年、第二次世界大戦は終わりました。日本は至る所焼け野原となり、新聞社も昭和17(1942)年に実施されました「一県一紙体制」により54社あった内、39社が戦災に遭い、多くのジャーナリストが国の内外で亡くなりました。

戦後の混乱の中で多くの人びとは確かな情報を求めました。新聞社は社屋の建設をしましたが、社屋の復旧はそれほど多くの時間を要しませんが、失われたジャーナリストたちの充足は多くの時間がかかります。

戦後日本にやってきたGHQが、日本の民主化の一環として、言論の自由とジャーナリストの養成をするために各大学に新聞関連の講座の開設するように要請してきましたのは、まさにそこにあったということが出来るかと思います。

## 2. 新聞学科の誕生

昭和21(1946)年に設立されました「日本新聞協会」は、こうした要請に応じて事業目的の1つに「新聞教育の支援」を掲げました。新聞の理論と実際を究明する新聞学科を大学に設置することは、文化の進歩発達と公正な世論の育成から極めて意義あるものとして社会の各方面から期待されました。

しかし、学科を設立するには多額の資金と多数の教員を必要としますことから、新聞学科の設立は前途多難でありました。幸い日本新聞協会の積極的な資金援助とGHQや文部省など関係各機関の支援によって、昭和21(1946)年の後半から各大学で新聞学科設立の動きが活発化していきました。

既に、上智大学では昭和9(1922)年に文学部内に新聞学科を設置しておりましたが、戦前にはこの上智大学以外には講座として置く大学は有りませんでしたけれども正規の新聞学科を置く大学は有りませんでした。

かくして、昭和22年4月、東京大学では戦前から文学部内に設けられていました「新聞研究室」を拡充して総長直属の「新聞研究所」の設立を行い、早稲田大学でも政経学部の1学科として新聞学科を設置し、関西大学では文学部の中に新聞学科を設置しました。

日本大学では、同じ昭和22年3月、法文学部の教授会で新聞学科を設置することを決定し、「新聞学科設置要項」を作成しました。そこでは、新聞学科の学生は当然のこと法文学部の他学科生の聴講を歓迎し、併せて相当の学力の有る者を研究生として認めるといったようにその門戸を広くしておりました。

そして、日本大学の呉総長は「日本新聞協会」に新聞学科設立に関する講座補助金の申請を行ないました。当時の法文学部には新聞関係の講座を担当する教員はおりませんでした。早くから『日大新聞』を発刊しておりましたことから新聞の果たす重要性を理解する教員は多くおったようです。

特に、学部長の永田菊四郎先生は戦前ドイツに長らく留学して現地で新聞の重要性を認識しておりましたことから新聞学科設立に熱心であったということです。また、戦前から日本大学法文学部教授で、昭和17(1942)年に「一県一紙体制」により『北海タイムス』を中心に統合して誕生しました『北海道新聞』の初代社長に就任しました東季彦先生が戦後、日本大学に復帰し、法文学部の有力教授でありましたことなども手伝いまして比較的スムーズに学科設置が決まったようであります。

しかし、永田先生も東先生も共に民法の教授であり他の教授も法律や政治や経済関係の教授でありまして、先にも述べましたように新聞関係の教授はおりませんでした。そこで、戦前、『国民新聞』の外報部で国際報道を担当し、後に『九州日報』の主筆をし、更に外務省情報部嘱託でありました日本大学OBの長谷川了先生を法文学部の嘱託として迎え入れ、長谷川先生が中心になって学科設立の準備を進めていきました。

長谷川先生は、生粋の江戸っ子で長身瘦躯の古武士の風貌を感じさせる気性の激しい先生で、何事にも正面からぶつかっていく方で新聞記者の申し子のような先生でした。大正10(1921)年、ワシントンで開催されました海軍軍縮会議は、『時事新報』の伊藤正徳氏のようなベテランの大物記者を各新聞社は派遣しましたが、『国民新聞』では若干25歳の長谷川先生を特派員として派遣しています。『国民新聞』の徳富蘇峰は先生を高く評価していたのではないかと思います。

このアメリカ滞在中に先生は、ニューヨークのウォールド新聞社に編集留学生として新聞編集の研究をしています。軍縮会議の取材のために世界各国からワシントンに集まってきている多くの新聞記者から取材方法や報道姿勢を学び、一方では新聞社で編集方式を学んでいたようです。

さて、長谷川先生は、早速、自分を新聞記者に育ててくださった『讀賣新聞』の馬場恒吾と元『朝日新聞』記者の長谷川如是閑の両氏を訪ねて新聞記者の育成や、新聞学科の講座科目などについて相談し、また今後の指導を願うために新聞学科の顧問になってもらうことを依頼し、その快諾を得ています。

かくて、新聞学科開設に向けて新聞学科の学科基準を定めるべく「新聞学科基準委員会」(加藤一雄教授委員長)が設置され、長谷川先生の下で将来の新聞学の発展をも考慮して学科の基準原案が作成されました。

この原案の作成にあたって長谷川先生は、「私が目標としたものは、ラジオ、映画、その他の広

汎な伝達活動を含めたものを教授し、工場その他の実習施設を付属する」ような学科の設立を構想しておいたようであります。この理論と実務実証の2本立て構想は、昭和24（1949）年から始まります新制大学令の基づく新聞学科の講座に生かされてまいります。

しかし、当時の日本には新聞を専門的に研究している学者はほとんどおりませんでしたので、講座担当者は長谷川先生が新聞記者として活躍されていた頃の仲間や友人・知人である新聞社・放送局（NHK）・通信社の錚々たる現役第一線の方々をお願いしています。

こうして講座担当者は何とか集めることができましたが、文部省の認可を得るのにはかなり苦労されたようです。文部省では担当者が「一体、新聞学などという学問は認められるのか」と放言される始末で、大激論を展開しても埒が空かない有様であったとのことでした。

一時は、長谷川先生と懇意にされていた片山哲首相から森戸文部大臣に一言声をかけて貰おうとまで考えていたようです。しかし、文部省への日参と永田学部長以下大学関係者や新聞界の友人知人、そして大学のOBたちの努力の結果、夏期休暇の終わるギリギリの8月31日に文部省から設立の認可が下りました。

そこで、早速、入学試験を実施し、第1期生35名が合格し、9月25日に開講式を挙行政致し、この開講式では、長谷川先生を新聞記者として育ててくださり、また新聞学科の顧問になって頂いている『讀賣新聞』社長の馬場恒吾氏が、「日本大学に新聞学科が創設されたことは・・・われわれに一つの喜びを与え・・・日本の社会に新しい光が射した様な感じがある」との祝辞を述べております。

開講当初の新聞学科の専任教員は、長谷川先生ただ1人だけでありましたが、直ぐに事務兼講師として岡野他家夫先生（『日本出版文化史』の著者）と、日本大学の法律学科を卒業されてから郷里の長野に帰られておられました宮島善高先生を助手として迎え入れ、僅か3人でスタートしております。

### 3. 新制大学への移行と新聞学科

新聞学科がスタートしました昭和22（1947）年は、戦前からの旧制大学であり、所属学部も法文学部でありましたので、今日とは学科課程も講座科目も少々複雑でした。新聞に関する基本的な科目と憲法や政治学原論のような法律政治学関係の科目から成る第1種科目、政治史や政治制度論などの政治系科目の第2種科目（甲類）と、世論調査や労働問題などから成る社会学系科目の第2種科目（乙類）が学科目として開講され、学生は、第1種科目のほかに第2種科目の甲類か乙類のいずれかを選択するというものでありました。

これは、新聞学科は法文学部の1学科と設置されておりますので、卒業の際に法学士の称号を授与するのか、それとも文学士の称号を授与するのかを在学中の修得科目によって決めようとし、このような甲乙2種類の学科課程を作ったわけであります。

ところで、GHQは日本の民主化のために5項目から成る改革指令を出してまいりましたが、その1つに学校教育の自由化があります。この指令を受けて、教育の機会均等や男女共学制などが実施され、戦前までの複雑な教育システムが改められて、いわゆるアメリカ式の633制が施行されることになりました。

そして、教育制度の改革は大学にも求められ、昭和21（1946）年秋には文部省内に「大学設置

基準設定協議会」が設置され、これとは別に翌年には旧制大学の代表が集まりまして、自主的に「大学基準協会」を作り、新制大学への移行準備が進められ、昭和 24（1949）年 4 月から「新制大学」がスタートすることになったわけでありませぬ。

新制大学がスタートしましたとはいえ、未だ旧制の大学生もおり、新旧とりまぜた雑然とした様相を呈していたようでありませぬ。後に新聞学科の教授になられた平田栄一先生は旧制の上智大学を卒業されてから日本大学が新制の新聞学科を開校するというこゝで日本大学に学士入学しており、学年も年齢もごちゃ混ぜの状態であったようです。

しかも、日本大学では、戦前から 1・2 年生の教養課程は世田谷校舎と三島校舎に分けられて授業を受けておりました。東京以北の出身者は世田谷校舎、神奈川県以西は原則として三島校舎で受講することになっており、戦後しばらくして 2 年生からは全員三崎町校舎になるまで一体自分の学科の学生は何人いるのか、どんな学生がおるのか解りませぬでした。

この新制大学制度のスタートを契機に日本大学は、それまでの法文学部を法学部と文学部に分離することになりましたが、そこで問題となってまいりましたのが新聞学科の所属問題でありませぬ。

指摘致すまでもなく、ジャーナリズムやマス・コミュニケーションの研究は、法学系統・政治学系統・社会学系統、そしてときには経営経済学系統から研究されてきておりましたが、日本大学では、法文学部に所属致します新聞学科を法学部に所属させるのか、それとも文学部に所属させるのかにつきまして、当然、議論がなされたそうです。

先にも述べましたように戦前、東京大学では文学部内に新聞研究室を設置しておりましたし、日本で最初に新聞学科を設置しました上智大学は文学部に置き、関西大学も文学部に新聞学科を設置しました。そうしたことから日本大学では新聞学科を法学部に置くのか、それとも文学部に置くのかで議論されたわけでありませぬ。

しかし、戦後、新聞学科を法文学部の中に設置する際に最も熱心であった永田菊四郎・東季彦・高梨公之の諸先生や草創期の新聞学科を切り盛りしてきました長谷川先生の主張により法学部に所属することになったわけです。

後年、新聞学科生みの親であります長谷川先生は、「大学を卒業して新聞社や放送局に入った新入社員は、先ず地方支局に配属され、そこで、いわゆる察回りをすることになる。その際、警察で取材するに当たって法律の素養が無いと正確な記事は書けない。また、本社の政治部や経済部で政治記事や経済記事を書くのに政治や経済の知識が無いとこれまた良い記事は書けない。そうしたことを考えて新聞学科は法学部に所属させることにした」といわれておられます。

法律・政治・経済の素養を持った即戦力の新聞記者を養成しようというのが唯一最大の目的で新聞学科を法学部に置いたのであります。そこには、未だ研究者の養成というところまで無く、あくまでも新聞記者の養成、特に地方紙では東京や大阪に比べ記者が不足しておりましたから、地方紙記者の供給源になろうという意識があったとも長谷川先生は述べておられます。

かくして、新聞学科は、法学部の 1 学科として、新聞学の体系を政治学系統に定めて、これまで開講されておりました学科目を 3 分の 1 に減らして再スタートすることになったわけでありませぬ。

そして、昭和 25（1950）年 3 月に初めて旧制の卒業生 28 名を送り出しています。翌年 3 月には、旧制と新制の両制度の卒業生を送り出し、昭和 27（1952）年から新制だけの卒業生となって

まいます。このように旧制と新制の学生が同時に在学しておりましたので学生数はかなり多かったようです。このことは当時の他大学にもいえることであります。

新制大学として、将来を期待して再スタートを切った新聞学科でありましたが、そこには幾多の難問がありました。その第1は学生の減少の問題であります。昭和27年から新制だけになりますと、入学生の数も減って、新制第2期は僅か8名、卒業生7名という凋落状態になってしまいます。こうしたことから大学首脳部の間に新聞学科の存続が問題となり、長谷川先生の所に、「文学部に移行して社会学科と合併するか、それとも東大や慶應のように研究所にしてはどうか」と打診してきたということがあったようです。

しかし、昭和26(1951)年に民放が開始され、テレビの本放送を目前に控え、将来、ジャーナリズム活動の発展を予想して、新聞学科の存続を大学首脳部に訴え説得に努めたそうであります。新聞学科滅亡の危機を辛うじて脱したというわけです。

第2の難問は、卒業生の就職の問題であります。当時の卒業生は、もっぱら新聞社の編集方面を志望する傾向があり、放送関係も、未だ放送記者を志望する者は少なくアナウンサー志望が中心でした。しかも、現在でもそうですが新聞社や放送局では英米のようにジャーナリズムやマスコミの教育を受けた学生を対象に採用しようとする状況ではありませんで、むしろ、そうした学生は「クチバシが黄色くて駄目だ」という具合でしたので、かなり就職難であったようです。

そこで、新聞学科では、毎年度末に全国の新聞社・放送局・出版社・通信社など新聞関係の各社に対しまして新人採用の問い合わせを行い、併せて新聞学科生の採用を依頼する手紙を数百通出しておったようであります。

また、これと併せて日本大学出身の新聞関係者を糾合して「桜門ペンクラブ」を結成し、その先輩の縁故によって就職先を開拓していったようであります。この「桜門ペンクラブ」は、昭和26年10月に創刊30周年を迎えました『日大新聞』が中心になって結成されたものでありまして、会員は、日本大学出身者で、新聞・放送・出版・広告などの業務に従事している人や、かつて従事しておりました人たちに、後進の育成に協力して貰おうという趣旨で設けられたものであります。当初、会員数1,000名を超えるほどでありましたが、現在ではその活動は残念ながら休止状態にあり、その復活を強く望まれるところです。

次に、第3の問題は、学科としての施設と備品の問題であります。学部当局は、新聞学科設立とほぼ同時に新聞研究室を本館の一部に設けてくれました。昭和37(1942)年頃には2号館に移り、2号館の2階には新聞と放送の演習用の実習室を設置されます。しかし、研究室や実習演習室は確保されましたが、新聞学科が文部省から新制大学の学科としまして認可されますのには所蔵書籍の問題がありました。現在でもジャーナリズムやマスコミに関する書籍は満足出来るものではありませんが、当時は一般書籍を含めましても極めて貧弱な状態でありました。

そうしたことから、長谷川先生は、戦前から所蔵されておりました膨大な量の書籍を研究室に持ち込み、これを新聞研究室の書籍ということで何とかクリアしたそうです。但し、その書籍のほとんどは政治・外交に関するもので、新聞に関する書籍は僅かでした。私が昭和40(1965)年に法学部の副手になりましてから、毎年夏休みの仕事はこの書籍の整理でしたが、長谷川先生から怒られながら、一方では政治史や外交問題などについて教えて頂いたことが、後年「日本政治史」の講座を担当するようになりました時、大変役にたった思い出があります。

#### 4. 受験者の増大と新聞学科

新聞学科は、いうまでもなく、日本大学教職員の理解と暖かい援助によって設立されたものでありますが、同時に多くの学外関係者からの協力によるものでもあります。多くの新聞社や沢山の新聞人の皆様からの有形無形の援助によって新聞学科は誕生出来たわけで、感謝するばかりです。そうしたものとしまして、「日本新聞学会」(現・日本マス・コミュニケーション学会)との関係が挙げられます。

新制大学としてスタートしました昭和24年は、日本のマス・コミュニケーションに関する研究にとりまして画期的な年でありました。「日本新聞学会」が誕生した年でありました。

ご存じかと思いますが、「日本新聞学会」は、昭和24年10月の「新聞週間」の行事の1つとしまして開催されました新聞学術講演会の際に、有志から学会設立の動議が出され、翌年9月、新聞協会・東大・早大・慶大・明大・日大の代表者が会合し、10月、東大新聞研究所内に学会設立準備小委員会が設置され、昭和26年6月に創立総会(朝日新聞東京本社講堂)を挙げました。そして、翌年、学会最初の研究発表会を日本大学で開催し、以後、日本大学は5回以上の学会開催をしてきております。このように、日本大学新聞学科は、その最初から学会に深くコミットしてまいりました。そして、この学会を通じまして多くの他大学や関係機関の研究者と交流を重ねてまいりました。

創立時には、小野秀雄(東大)・米山桂三(慶應)・内野茂樹(早稲田)・大塩亀雄(明治)・粕谷源蔵(上智)・中井俊二(関大)・和田洋一(同志社)の先生方とは長谷川先生が、また、この代を第1世代とするならば、第2世代ともいわれる内川芳美(東大)・稲葉三千男(東大)・生田正輝(慶應)・平井隆太郎(立教)らの先生方とは宮島先生が、第3世代では高木教典(東大)・東季晴(慶應)・岩倉誠一(早稲田)・川中康弘(上智)らの先生方とは平田先生が、そして松木先生は林伸郎(立教)・廣瀬英彦(東洋)・武市英雄(上智)の先生方たちと交流を深く持ち、研究を共にし、あるいは新聞学科の非常勤講師をお願いするなど、その関係は非常に深いものがあります。

ところで、新聞学科の学生定員は、50名という少数であり、大学入学希望者の多い時代にありまして、極めて珍しいもので、受験者数の多い割には少数の合格者しか出さないものですから、入学試験では必然的に得点の高い学生が入学してまいりました。このことは喜ばしいことではありますが、反面、他学科からは妬みや嫌みをしばしば言われてきました。

また、新聞学科は、他学科に比べ専任教員が少なく、人事やカリキュラムの改訂などを決定するのも早く、それがまた他学科の教員にとりましては羨望と同時に妬みや嫌み担ったのかも知れません。よく「新聞一家」とか「新聞学科は一枚岩」といわれてまいりました。だからと言って、学科の長老が上から命令するわけではなく、助手や副手の意見にも良く耳を傾け、衆議一決するとまさに一枚岩で事に当たっていくものでありました。

昭和39(1964)年に法学部では、新たに経営法学科と管理行政学科(現・公共政策学科)が定員各200名で設置されました。そして、これを期に新聞学科は定員を100名に倍増すると共に第2部(夜間部)新聞学科を定員200名で新設しました。第1部が100名であるの対しまして第2部は200名という腸捻転のような感じでありました。第2部の設置の趣旨は、「現役の新新聞関係者の再教育」というものでありましたが、実態は、大学受験者が増大化するのに応えるかのようで、第1部の不合格者の受け皿のようなものでありました。

しかし、大学受験者の増大は多くの大学にいろいろな問題をもたらしてまいりました。大学の学生定員は文部省が認可したものによるわけですが、現在のようにそれは厳密ではなく、各大学とも相当の水増し合格を出していたようであります。新聞学科は、定員 100 名ですから少しオーバーしただけで直ぐ 1.3 倍とか 1.5 倍になってしまいますが、法律学科や政経学科のように定員 450 名の学科では 100 名オーバーしても 1.2 倍、200 名オーバーしても 1.4 倍です。こうしたことから補欠入学という名の裏口入学が行われておりました。これは昭和 51 (1976) 年に新聞学科の宮島先生が本部の常務理事になるに及んで廃止されました。

水増し合格者や裏口合格者は、大学の金庫を潤しましたが、これが元で大きな問題も起こしてまいりました。昭和 43 (1968) 年に世界中で吹き荒れました学園紛争であります。日本大学では、使途不明金問題で東京国税局の調査を受け、「日大紛争」に発展していきました。

私は、前年の昭和 42 年に法学部の助手に採用されましたが、研究活動と同時に法学研究所の雑事と学生生活指導委員会（現・学生生活委員会）の仕事も併せてしなければならない時に紛争に見舞われたのであります。現役の学生と私は歳の差も 4~5 歳しか離れておらず、学生の言い分にも理解するものがありました。一方で私は法学部から少ないながらも給料を貰っている身でありまして、複雑な心境でありました。

学生による校舎の封鎖、大学の機動隊導入、疎開授業などがありました。新聞学科は疎開授業を東京都多摩市にありました「聖蹟記念館」の一部を借りまして授業を行いました。東京大学新聞研究所の殿木圭一先生が初日の講義を担当され、後日にはウィスキーを泊まりがけである私どもに差し入れてくださいました時には、法学部の教職員一同感謝の気持でいっぱいでした。

学園紛争が起きました翌年の昭和 44 (1969) 年から 1 年生は新設の大宮校舎で授業を行うことになりました。先にもお話致しましたように日本大学では、戦前から 1・2 年生の教養科目は世田谷校舎と三島校舎で行ってまいりました。同じ教室に法学部生もいれば理工学部や医学部の学生もいるという状況でした。

しかし、法学部では、これは 1 年生から 4 年生まで法学部の教員が一貫してリーガル・マインドに則った教育を行なおうということで、1 年生は全て大宮校舎で授業を受けさせるというものであります。しかし、それは表向きの趣旨で、内実はどうも他の所にあったようであります。

すなわち、日本大学では、学生が納める学費は講義を受ける校舎のある学部を支払われ、その学部の収入となる方式が採られておりました。つまり、新聞学科の 1 年生の学費は世田谷校舎か三島校舎に入るというもので、2 年生以降は法学部に納入されるというものであります。授業料はいざ知らず、入学金も施設拡充費も法学部には入って来ないわけです。

そこで、法学部では、新たに埼玉県大宮市に校舎を建設し、1 年生から授業を行うことによって入学金・施設拡充費・授業料などを一括して受領することにしたわけでありまして。これにより法学部の財政はある程度豊になったのではないかと思います。

しかし、北関東以北や関西以西の出身の学生は特に不満はなかったようですが、東京や神奈川県出身の学生にはかなり不満があったようです。アパートを借りるほど遠くはないが通学に 2 時間以上もかかる学生にはかなりの不満であったようです。しかも、法律学科の法職課程の学生は 1 年次から 4 年次まで一貫して三崎町校舎で学んでいることにも不満を募らせたようです。

また、「折角、大学に入ったのに高校の延長のような講義ばかりだ」という 1 年生の不満があり

ました。こうしたことから、この不満を少しでも和らげることから、月1回ほど新聞学科出身の現役の新聞記者や雑誌編集者などに大宮校舎で「特別講義」を行ったもらうこともありました。そして、他学科に先駆けて1年生科目に「日本新聞史」と「マス・コミュニケーション概論」を開講するなど、学生のニーズに少しでも叶うように努力をしてみいました。このことは、カリキュラムの見直しにも言えることであります。

## 5. カリキュラムの改訂

新聞学科では、法学部が5学科体制になった昭和39年頃から継続的にカリキュラムの見直しが行われてきていた。しかし、カリキュラムの見直しに比較的消極的であった法律学科や学科内の意見不統一に陥っていました政経学科などから新しいカリキュラムの提案がなされなかったために、いつでも新聞学科の新しいカリキュラム案は棚晒し状態に置かれてきました。

しかし、新聞学科は、他の学科に比べると教育・研究対象が激しく変転することもあって、時代にそぐわないことにもなるので、既存の科目の読替えをして、その場に対処してきました。たとえば、「報道論」は、宮島先生から松木先生に担当換えがあった際に「報道論」（マス・コミュニケーション論）とし、「映画及び演劇」は「映像論」と「大衆文化論」としてきました。

その一方で、新聞印刷の技術革新から実習紙作成が難しくなってきました「新聞演習」や、テレビ時代に入って技術的・施設の学内で番組を作成することが難しくなってきました「放送演習」はやむなく閉講となっています。

戦後、即戦力としてある程度の理論と実務能力を持った学生を養成してきたわけではありますが、時代は大きく変わってきました。表現は悪いですが、小手先の「おままごと」のような実習も必要かもしれませんが、むしろ、社会が求める新聞学科の学生は、幅広い知識教養を備え、専門的素養を持った学生なのではないかと思えます。古い言い方ですが、今、新聞学科は、「無冠の帝王」として、また「社会の木鐸」として人々の「半歩前」を歩く学生を養成することを社会から求められているのではないかと思えます。

## 6. 学部長選挙に翻弄される新聞学科

最後になりましたが、少々オーバーな言い方をしますと、新聞学科の明暗を分けることになりましたことにつきまして申し上げたいと思えます。

1989年という年は波乱の多い年でありました。昭和天皇が崩御され、昭和から平成に元号が改まり、前年末に発覚しましたリクルート疑惑から保守勢力が退潮に向かい革新勢力が台頭してきた年でありました。

法学部でも、3選を目ざす中山学部長に若手の稲田俊信教授が挑んだ選挙があります。この学部長選挙は、稲田教授が大変懇意にしておられました松木教授と不肖私とに「学部長選挙に立候補するので協力してほしい」と依頼してきましたことから始まります。松木先生と私は学科の恩師であります宮島先生に相談をし、宮島先生から「稲田大賛成。彼を盛り立てて行きなさい」と激励されて臨んだ選挙でありました。

しかし、選挙戦の途中から、将来、稲田学部長誕生を喜ばない法律学科の一教授が新聞学科の一教授と画策して何と宮島先生を担ぎ出してきたのです。ここに松木先生と私は、いわば股割き状態



になって仕舞いました。宮島先生は、私に「自分ではなく稲田君に協力しなさい」という選挙でありました。結局、稲田先生が新学部長に選任されましたが、長い間、新聞学科と法律学科は良好な関係にありましたが、ここに「しこり」を残すものになってしまったのです。

稲田先生は早くから「新聞研究所」の設立と大学院科目の設置を熱心に勧めておられた先生でした。しかし、選挙戦で見せた新聞学科の行動に法律学科の先生方は批判的であり、その実現は遠のいてしまったのであります。学科にとりましては取り返しの付かないことになったのであります。一部の教員によって新聞学科の先行きは不透明なものになってしまったのです。

しかし、ようやく新聞学系の大学院講座が政治学専攻の講座として設けられ、次いで平成19(2007)年4月に新聞研究所が設立され、平成22(2010)年4月からは大学院新聞研究科がスタートしました。新聞学科の悲願でありました大学院新聞研究科の設立は、稲田先生がその推進を促されてから約10年も経って、ようやく、大井先生を初めとする先生方によって実現されました。

新聞学科設立にご尽力されました多くの先生、とりわけ新聞学科生みの親であります長谷川先生を初めとしました新聞学科の先生方は既に鬼籍に入られましたが、現在の新聞学科の発展を喜んでおられることと思います。

以上、長々と述べてまいりましたが、どれほどお役にたちましたことや内心忸怩たる思いでいっぱいです。平成以降は、大井先生や岩渕先生・塚本先生らのほうが詳しいことと思いますので、これまでとさせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

# GHQ 占領期日本のジャーナリズム教育とモット博士：1947年3～4月 —日本人教授らとの学術交流を中心に—

小林 聡明\*

## はじめに

新聞をめぐる学知は、日本の戦前・戦時をまたいで、どのように戦後に引き継がれていったのだろうか。こうした問いは、これまで多くの論者らによって提起され、検討され、分析の課題とされてきた。<sup>(1)</sup>それは、主としてドイツ新聞学に立脚していた日本の新聞をめぐる知の状況に、どのように総力戦体制の産物としてのアメリカ型マスコミュニケーション研究が、浸透していったのかを問うものであった。本論文は、こうした研究の潮流と問題意識を共有しながら、ジャーナリズム教育が、どのように戦後日本に導入されていったのか、その歴史的諸相について、GHQ 占領期に焦点をあてて考察しようとするものである。

GHQ 占領期におけるジャーナリズム教育の日本導入について、森暢平による重要な研究がある。<sup>(2)</sup>森は、1946年春から1947年春までの一年間を分析時期に設定し、GHQ 民間情報教育局(CIE)や大学、日本新聞協会の動きに注目しながら、ジャーナリズム教育導入の経緯について検討した。ここでは、フランク・モット (Frank Luther Mott) の来日についても取り上げられている。

モットは、アイオワ大学やミズーリ大学でジャーナリズム研究の教授を務めた著名な人物であった。彼は、陸軍省の招請により、1947年3月から4月にかけて7週間にわたって日本に滞在した。滞在中、新聞学研究の日本人教授や新聞経営者、編集者、記者らと交流、意見交換を実施し、ジャーナリズム教育に関するさまざまな助言や勧告を行った。そこには、戦後日本にジャーナリズム教育を広め、新聞を発展させ、それを通じて日本の民主主義を促進させるという重要な目的がたみ込まれていた。

本論文では、モットの来日に注目する。すでに森の研究でもモット訪日に関する分析が試みられているものの、全体の論文のなかで1節が割かれているに過ぎない。モットが、日本滞在中に、どのような活動を展開し、彼が、何を感じていたのかについては、解明すべき点が多数残されている。本論文は、モット訪日について、さらに踏み込んで分析を試みることで、日本におけるジャーナリズム教育の導入経緯と、それが持つ意味を解明する研究の隊列に加わろうとするものである。それは、次の3つの課題の解明を通じて行われる。

第一に、モットは、いかなる経緯で、そして、どのような目的で来日するようになったのかについて明らかにすることである。これまでモット来日、それ自体については、日本のジャーナリズム史やメディア史などの諸領域で広く知られている。とはいえ、その経緯や目的については、これまで十分に明らかにされてこなかった。本論文では、モットが来日する前後の動きに着目し、第一の

---

\*こばやし そうめい 日本大学法学部新聞学科 准教授

課題に取り組もうとする。

第二に、モットは、日本滞在中に、どのような活動をしていたのかについて、新聞学を専攻する大学関係者との学術交流という点に着目して検討することである。モットは、日本での活動中に、何を感じ、どのようなことを考えていたのか。このことに注意を払いながら、本論文では、モットの日本滞在中の活動について、より精緻に分析を試みることで、事実関係の発掘と整理をはかろうとする。なお、新聞社への訪問や記者、編集者との交流については、稿を改めて分析したい。

第三に、モットが占領期日本におけるジャーナリズムの現状をどのように捉え、いかなる認識を有していたのか。そして、ジャーナリズム教育について、どのような方向性や考え方を示したのかについて解明することである。

以上の課題を解明するために、本論文は、主として次の2つの史料群に分け入り、分析を試みようとする。第一に、アメリカ国立公文書館（NARA）に所蔵され、マイクロフィッシュが日本の国立国会図書館で閲覧可能になっている GHQ/SCAP 文書である。このうち、本論文では、CIE 文書を活用する。

第二に、ミズーリ州文書館（The State Historical Society of Missouri）に所蔵される。モット文書（Frank L. Mott Papers）である。ここには陸軍省だけでなく、アメリカ人や日本人個人との往来書簡のほか、彼が作成した報告書や論文などが含まれている。このうち本論文での解明課題において、きわめて重要な史料となるのは、モットの日記である。本論文では、日本滞在中に記された1947年3月はじめから4月末までに記された日記の内容を中心に、分析を試みる。

## 1. モット来日までの経緯

### (1) GHQ の動き

1945年10月22日、連合国最高司令部は、対日指令「日本教育制度ニ対スル管理政策」(SCAPIN0-178: ADMINISTRATION OF THE EDUCATIONAL SYSTEM OF JAPAN (Civil Information and Education : 民間情報教育局) を発した。それは、日本の新内閣に対して、教育に関する占領の目的や政策を十分に理解させるために、次の二つの点を命じるものであった。第一に、軍国主義的および極端な国家主義的イデオロギーの普及の禁止と、軍事教育の廃止であった。第二に、言論や、信教の自由のような基本的人権の思想に合致する諸概念の教育と、その確立の勧奨であった。それは、日本におけるジャーナリズム／新聞学の教育・研究機関の勧告を意味していた。実際、東京帝大で教壇に立っていた小野秀雄は、GHQ から大学に対して、研究所よりも、スクール・オブ・ジャーナリズムとしての4年制の新聞学部を創設せよとの通達があったことを明らかにしている。<sup>(3)</sup>

SCAPIN-178の発令以後、CIEは、日本の大学にジャーナリズム研究や教育のための専門部局設立にむけた活動を開始した。そのために着手したのが、日本におけるジャーナリズムの現状を調査することであった。

1946年5月6日、CIEは、東京の大学に関する予備調査の結果について、特別報告『日本のジャーナリスト・トレーニング』(Special Report: Japanese Journalists' Training) にまとめた。<sup>(4)</sup> そこでは、ジャーナリズムに関するコースが設置されている大学は、東京において、上智大学が唯一であることが指摘されていた。他大学に未設置の理由として、ジャーナリズムに関するコース

が、新聞業務に不可欠なものとなみなされておらず、リベラル・アーツが、将来のジャーナリスト養成に必要だと考えられることがあげられていた。特別報告は、上智大学のジャーナリズム・コースが、ジャーナリストイックというよりも、商業的で政治的あり、リベラル・アーツと経済に関する講座をあわせたものに、少しジャーナリズムがつけ加えられている。それは、ジャーナリストよりも、広く実践的な職業に資する教育プログラムであると分析された。CIEは、日本にはアメリカ的な意味におけるジャーナリズム・スクールが存在しないとみていた。

さらにCIEは日本のジャーナリズムに関する状況について調査を実施し、報告書をまとめた。1946年7月24日付で発行された特別報告「大学におけるジャーナリズム」(Special Report: Journalism in Universities、以下「7月報告書」とする)は、東大、上智、明治、20世紀研究所に設置されているジャーナリズム関連講座のほか、大学新聞の調査結果を記していた。とりわけ大学新聞が調査対象となったのは、CIEが大学新聞を重視しており、大学新聞の再興が、日本における新聞の将来に重要な影響を与えると見ていたからであった。<sup>(5)</sup>

「7月報告書」は、アメリカにあるようなジャーナリズム・スクールが日本に存在していないとしたうえで、日本のジャーナリズム教育に関する状況について、次の4点を指摘している。第一に、新聞に従事する者が、一般的に専門職と考えられおらず、いまだ編集者と記者との間に区別が存在し、東京とそれ以外の地域の記者との間にも、そうした区別があること。ここでいう区別とは、社会的地位の違いを意味していた。編集者や記者の間、東京と地方の記者の間に存在する社会的地位の差を改善する必要性が示されていた。第二に、朝日新聞や毎日新聞を主とする東京の出版社の大部分が、公的なジャーナリスト教育の促進を望んでいること。第三に、多くの学生が職業としての記者に魅力を感じており、大学もジャーナリズム・コースを計画していること。第四に、視野を広げ、活動を伝え合うことに関心を持っている学生は、信頼性の高い定期刊行物を発行したいと考えており、そのためにジャーナリスト教育やジャーナリズムに関する経験を得たいと願っていることであった。「7月報告書」は、記者など新聞従事者の社会的地位を向上させる必要性と、<sup>(6)</sup>ジャーナリズム教育に対する新聞業界や学生の要望の存在を指摘していた。

1946年8月5日、CIEは報告書「大学におけるジャーナリズムに関する報告書」(Report on Journalism in Universities)を発行した(以下、「8月報告書」とする)。<sup>(7)</sup>「8月報告書」では、日本のジャーナリスト教育に影響を与える要因として、①記者の社会的立場の低さ、とくに地方や小都市の新聞記者、②ジャーナリズムは、結局、職場で学ぶという感覚の存在をあげていた。新聞業界はジャーナリズム教育の必要性を感じていない点を指摘していたことは、「7月報告書」とは対照的であった。

「8月報告書」は、日本でジャーナリズム教育を活性化させるための前段階として必要な要件として、次の3点を指摘していた。

- ・ジャーナリズムが名声と社会的立場をもつ正統な職業としての認識
- ・ジャーナリズムの公式な教育が、なんらかの学位へと繋がること
- ・大学院での資格を有する専門家によるジャーナリズム教育の強みが、新聞経営者や従事者に明確に示されること

CIEは、新聞記者を養成するために、大学レベルでのジャーナリズム教育を充実させる必要性を認識し、大学にジャーナリズム関連講座や新聞学科を開設するための活動を開始した。そこには、あくまでジャーナリズム教育は、実務家養成のために行われるものであり、学問としてのジャーナリズム教育の推進という論理は希薄であった。こうしたなか、CIEは、日本におけるジャーナリズム教育をさらに発展させるうえで、重要な助言や提言を行ってくれるであろうモットに訪日を要請することとなった。

## (2) 来日の決定

1947年1月24日、陸軍省（War Department）のヴァンス大佐（Colonel Donovan M. Vance）は、モットにあてて書簡を書き送った。陸軍省が、GHQ司令部の要請を受けて、モットに日本およびコリア（ここでは米軍占領下の北緯38度線以南地域をさしている。本論文では、以下、南朝鮮とする）への訪問を打診するものであった。モットへの訪問要請は、60日あるいは90日間にわたって、GHQ占領下の日本と米軍占領下の南朝鮮に滞在し、ジャーナリズム教育に関する助言を得る目的から行われた。モットに要請された日本での具体的な活動は、次のような内容となっていた。<sup>(8)</sup>

- ・新聞記者教育を改善するための調査と、評価、日本のCIEと米軍政庁文教部への勧告
- ・新聞業務のための公式な教育の利点についての新聞指導者との協議
- ・カリキュラムの範囲と内容についてジャーナリズムを専門とする教授との協議
- ・日本と南朝鮮におけるジャーナリズムの潜在的役割に関する学生向け講演
- ・民主主義社会におけるジャーナリズムの理想に関する意識の刺激

ヴァンスは、アメリカ政府が日本・南朝鮮訪問にかかわる交通費などの諸経費を負担し、日当も支払われる。90日間の日程確保が可能であるならば、60日を日本で、30日を南朝鮮での業務にあてるものとするが、60日間の日程の場合は、南朝鮮訪問を取りやめてもよいとの考えを、モットに示した。書簡には、「日本と韓国における占領軍教育プログラムの成功は、あなたのような選ばれた個人からの支援に依拠しており、あなたの最も早く都合がつくときに、この重要なプロジェクトに興味のあることを述べる返事をいただけることを心から願っている」と綴られていた。<sup>(9)</sup>

1月31日、モットはヴァンスに返信の書簡を送り、さらに2月4日には電報を打った。<sup>(10)</sup> これらモットの書簡や電報は、モット文書には保存されていないが、陸軍省からの要請を受諾し、60日間の日程で3月1日ごろに出発するとの意思を伝えるものであったと考えられる。だが、後述するとおり、ここでは日本と南朝鮮両方、あるいは日本のみを訪問するののかについて、モットが陸軍省に対して伝えていない可能性がある。

2月5日、ヴァンスはモットに電報を打ち、3月1日ごろに出発することに満足の意を示した。2月6日、ヴァンスはモットにあてた書簡で、日本訪問に先だってワシントンDCに立ち寄り、そこから日本に向けて出発する必要があることを告げた。ワシントンDCには、3月3日ごろまでに到着し、①陸軍省職員就任の宣誓、②健康診断、③身分証の発行、④給与支払い手続き、⑤任務に関するオリエンテーションへの参加を行って欲しいことが伝えられた。<sup>(11)</sup>

2月6日付書簡には、「日本と南朝鮮（Korea）滞在中には適切な宿舎が提供される」や「日本と南朝鮮での任務が終了したら、ワシントン DC に飛行機で戻り、家に帰るまでに、短い会議への出席を要請する」との記述が見られる。このことから考えると、モットによる1月31日付の書簡や、2月4日付の電報には、日本だけを訪問することが明示されておらず、たんに60日間の日程で要請を受諾するとだけのべられていた可能性が考えられる。この時点で、陸軍省は、モットが日本と南朝鮮の両方の訪問を想定していたと思われるが、2月24日までにモットによる日本のみの訪問が正式に決定された。

2月24日、コロンビア・ミズーリアン紙（Columbia Missourian）は、モットが陸軍省の招聘によって60日間にわたって日本を訪問し、GHQ スタッフと新聞業界指導者にジャーナリズム教育について助言する予定であることを報じた。同紙は、モットが、陸軍省からの要請を受諾した唯一のジャーナリズム教育の専門家であり、彼自身にとって、陸軍省からの要請を受けたのは二度目であることを明らかにした。一度目の経験は、1946年にフランスを訪問し、ピアリッツのアメリカン大学にジャーナリズム・スクールを開設することであった。<sup>(12)</sup>コロンビア・ミズーリアン紙の報道から、陸軍省は、モット以外にも日本（あるいは南朝鮮）を訪問し、ジャーナリズム教育への提言を行う専門家を探していた可能性が指摘できる。

2月25日、ヴァンスは、モットに宛てて書簡を書き送った。ミズーリ州コロンビアにあるモットの自宅からワシントン DC に向けた出発日が3月2日に決まったこと、そして同日午後6時までに同地に到着することが伝えられた。書簡では、ワシントン DC での用務について、先述した5項目であることが再度確認された。さらに東京到着後の生活面についての情報提供も行われた。気候や通貨などの一般的な情報のほか、荷物を送付する場合の宛先や、東京ではCIEがモット訪日の支援業務を行う旨が伝えられた。<sup>(13)</sup>

### (3) 日本到着までの状況

3月2日、コロンビアを出発したモットは、陸軍省が予約したワシントン DC のシェラトン・ホテルに投宿した。翌3日午前、モットは国防総省に向かい、シモン少佐（Simmon）のオフィスに向かった。モットの日記によれば、「我々のグループの他の二人が先に（筆者注：シモン少佐のオフィス）に到着していた」という。すなわち、モットの日本訪問には、同行者が二人いたことになる。だが、日記を見るかぎり、モット自身は、二人の同行者について、シモン少佐のオフィスに来るまで知らなかったと思われる。

同行者の二人とは誰か。一人目がマテニー博士であった。彼は、アイオワ大学やニューヨーク大学などで心理学や教育学を教授を務めたストッダード（George Stoddard）の前任の秘書であり、モットと来日した際は、南カリフォルニア労組（South California Union）の児童福祉部門の責任者を務めていた。なお、ストッダード自身は、1946年に第一次米国対日教育使節団団長として、GHQ に日本の教育改革に関する助言を行うために来日している。二人目は、メルカルノで週刊紙の編集者であった。<sup>(14)</sup>現在のところ、モットは、いつまで同行者二人と行動をともにしたのか不明である。

ワシントン DC では、任務に関するオリエンテーションが実施された。だが、これに対して、モットは「とても粗末な講義」であったと日記に書き残している。オリエンテーションの内容に対

して、モットは不満を抱いた。

3月4日、東京に向けて出発する日となった。モットは、最初の経由地であるサンフランシスコ行きの軍用機に乗り込んだ。同機は午前9時30分に離陸し、現地時間同日午後9時30分にサンフランシスコに到着した。<sup>(15)</sup>モットをのせた航空機は、翌5日午前8時に出発する予定であったが、なんらかの理由で欠航となり、出発は6日に遅延した。1日空き時間ができたモットは、サンフランシスコ市内に向かい、サンフランシスコ・クロニクル紙の編集者であるスミス (Paul C. Smith) と昼食をともにした。スミスは、モットが同年5月のミズーリ大学の学生向けの講演を依頼した人物であった。<sup>(16)</sup>

3月6日午後2時30分、モットをのせた軍用機 C-54 型機は、ホノルルに向けてサンフランシスコを飛び立った。7日午後12時30分、ホノルルのヒッカム空軍基地に到着した。モットは、4時間以内にジョンストン島にむけて飛び立つと聞かされていたため、ホノルルに入ることはなかった。だが、実際に離陸したのは8日午前2時30分ごろであった。<sup>(17)</sup>ジョンストン島到着後、マーシャル諸島クァジェリンにむけてあらためて出発し、午後6時頃に到着、同地にて1泊した。こののち、クァジェリンからグアム、硫黄島を経て、3月10日午後12時30分、モットは東京に到着した。

モットは、機内から見た風景について「富士山の眺めが素晴らしい」と記しているなど気分の高揚が見られる。だが、このあと、急速に彼の機嫌は悪化していくこととなる。最初のきっかけは、到着後に出迎える人がいなかったことである。日記には、こう記されている。

「いらいらするようなミスと不運、官僚主義的な不手際の連続であった。私たち3人は睡眠を必要としていたし、私は頭も痛かった。だが、1万マイルの旅を終えた私たちを世話する人は誰もおらず、関心を持つ人もいなかった。」

モットは、空港での出迎え対応に不満を抱いただけではなかった。ホテルや夕食も、モットを苛立たせる要因となっていた。日記には、ホテル (War Ministry Hotel) で、3人が同じ部屋に入れられたこと。その部屋には「鉄の簡易ベッド」が置かれ、「剥き出しの床」になっており、「とても騒がしい」と綴られていた。さらに「きちんとした将校の食堂を追い出され、たくさんの若くて小生意気な事務員が使っている食堂で夕食をとった」とも記されていた。<sup>(18)</sup>だが、翌日には、GHQによって第一ホテルが手配されたため、モットの不満はだいぶ緩和された様子が、日記からうかがえる。モットにとって、日本滞在は、かならずしも気分のよいスタートをきったわけではなかった。

## 2. モットの示したジャーナリズム教育

### (1) カリキュラム作成に向けて

モットは、東京到着から2日後の3月12日から活動を本格的に開始した。同日の日記からは、すでにモットが、この段階で、日本の新聞業界がかかえる問題点や、日本におけるジャーナリズム教育の意義について、一定の認識を有していたことを伺い知ることができる。

新聞業界の問題点として、「極度の用紙不足」と「常軌を逸した労働組合からの要求」をあげていた。モットは、労組による労働時間の短縮と賃金の引き上げ、編集・経営権の要求が、常軌を逸

するものと見ていた。労組と新聞社との関係について、モットの同じ日の日記には、朝日新聞への言及が多く見られる。時事通信は、労組からの要求を拒否したが、朝日新聞は受け入れたとし、「朝日で革命がおきるかもしれない」とまで日記に綴られていた。実際、朝日新聞では敗戦からほどなくして、社長に対する戦争責任を追及する「社内革命」が激しさを増していた。CIEは、こうした「革命」の動きを社内民主化の一環として捉え、すくなくとも1946年5月ころまでは好意的に見ていた。だが、ダイクが更迭され、保守派のニュージェントがCIE局長に就く頃には、その見方は大きく逆転していった。<sup>(19)</sup>

モットは、労組の要求を受け入れた朝日新聞に厳しい目を向けていた。さらに朝日新聞の問題点として、「世界有数の発行部数であるが、職員がきわめて多すぎる」と日記に記していた。<sup>(20)</sup>

日本到着直後にもかかわらず、なぜ、モットは、日本のジャーナリズム状況に対する、こうした認識をすでに有していたのだろうか。とりわけ、日本の労組に対する厳しいまなざしは、どのようにして形成されたのだろうか。ここでは、少なくとも二つの理由が、可能性として想起される。第一に、訪日前に、すでに日本のジャーナリズム状況について「予習」していたためである。CIEが、モット訪日前の段階で、数度にわたって日本のジャーナリズム状況に関する報告書を作成していたことはすでに述べた通りである。モットは、これらを参照していた可能性があるものの、CIE作成の報告書には労組に関する明確な言及が見られない。

とするならば、第二の可能性を想起しなければならない。すなわち、3月10日に到着し、12日付けの日記に、上記の認識が記されるまでの間に会った人からもたらされた情報や知見にもとづいて、モットの認識が形成された可能性である。モットの日記には、10日の到着日と11日に、日本側の新聞関係者と会ったとの記述はみられない。だが、12日付けの日記には、モットの出席した記者会見の場で、インボデンから「大物」として紹介された「有力紙のオーナー」や「東京の大手新聞社の経営者」と、通訳のオーノ（Ohno）を介して少しだけ話をしたとある。<sup>(21)</sup>この場で、労組を問題視する会話がなされた可能性や、同席していたインボデンから、労組に対する厳しい見方を吹き込まれた可能性もある。インボデンは、徹底した反共政策を実施し、読売新聞や北海道新聞などの労組指導者を追放していた。<sup>(22)</sup>いずれにせよ、モットは日本到着直後から、新聞業界の労組に対して、厳しいまなざしを向けていたことは間違いない。

モットは、到着直後から、日本のジャーナリズム教育を発展させるべく活動を開始した。まず、日本新聞協会に対して、新聞学を専攻する日本人教授たちに参集してほしいとの要望を出した。それは、日本の大学における新聞記者教育の現状を把握し、必要な援助を行うために必要なプロセスと、モットが考えたからであった。モットの要望は、日本新聞協会を通じて、ただちに小野秀雄に伝えられた。<sup>(23)</sup>

参集要請を受けた小野は、まず慶応義塾大学法学部の米山桂三教授に声をかけた。当時、東京大学と上智大学以外で、新聞学の講義が始まっていたのは、慶應だけであり、米山が、その主任となっていた。さらに小野は、「モット博士に会うのに米山君と私とふたりだけでは困るので、早稲田にも新聞研究開始の企てがあると聞いていたので、大学あてに勧誘状を出した」<sup>(24)</sup>。だが、早稲田からは、専門の教授がおらず、総長選挙でそれどころではないとの返事がきたという。次に小野が出席を打診したのは、明治大学であった。戦前に新聞高等研究科を設置していたからであった。明治からは、新聞学科開設を準備しているとして、商学部の佐々木吉郎教授が出席要請に応諾した。<sup>(25)</sup>



3月14日午後、モットと新聞学を専攻する日本人教授たちとの会議が開催された。小野の回想によれば、この会議には、小野のほか、米山、佐々木が出席したとされる。<sup>(26)</sup>一方、モットの記事には、3月14日午後2時から同3時半まで、日本でジャーリズム教育を実施している、あるいは実施したいと考えている4大学（慶應、明治、東大、早稲田）の教授たちと会議を行ったと記されている。<sup>(27)</sup>出席者に関する両者の証言にはズレがあるが、いずれにせよ3月14日の会議は、モットが新聞学の日本人教授たちと行った最初の会議であった。以後、こうした会議が、小野の回想によれば、座談会形式で約10回行われたという。<sup>(28)</sup>一方、モットによれば、新聞学の日本人教授らとの会議は7回実施したとある。<sup>(29)</sup>

14日の最初の会議において、モットは、新聞学の教授らが、何を行い、どのような状況にあるのかを把握しようとした。このときの模様について、モットは、「(日本人教授らが)みな実際に行っていることよりも、大きく言おうとしている」と書き残していた。

会議終了後、モットは、さっそくジャーリズム教育のためのカリキュラム作成に取りかかった。<sup>(30)</sup>だが、カリキュラム作成に意欲を見せていたモットは、不安感を募らせていた。16日付の記事には、日本の大学人たちに、シラバスの内容を詳しく説明する必要があるだろうが、わかってくれるかどうかかわからないと綴られていた。<sup>(31)</sup>

21日、4大学で新聞学を専攻する教授たちとの会議が開催された。モットは、彼らに対して、資料「日本の大学におけるジャーリズム・コースの概要」(Outline of a Course in Journalism for Japanese Universities)を用いて、ジャーリズム教育に関するカリキュラム内容を説明した。その内容について、小野は、「このカリキュラムはウィリアムス先生(筆者注:ウォルター・ウィリアムス)の創立時代とほとんどかわっていないので、私には初耳ではなかった」と記している。<sup>(32)</sup>ウォルター・ウィリアムスは、ミズーリ大学ジャーリズム学科長を務めた研究者であり、小野とも戦前から交流があった。小野は、モットが示したカリキュラムに既視感を覚え、大きな関心をもたなかったことが窺われる。こうしたことが、小野の著作『新聞研究50年』において、同資料の内容が、簡単にしかふれられていないゆえんとなっているのであろう。<sup>(33)</sup>とはいえ、モットが初めて日本の大学関係者にジャーリズム教育の、一つの形を示したものであり、その内容について、もう少し詳しく示すことは、決して無駄ではない。以下、同資料の内容について見ていきたい。

## (2) 提案されたカリキュラム内容

モットは、2年間の専門教育を想定したカリキュラム案として、資料「日本の大学におけるジャーリズム・コースの概要」を作成した。同資料は、前文と本論の6ページから構成されていた。前文では、専門的なジャーリズム教育は、4年制の大学ならば後半の2年間に行い、3年制ならば1年間にわたって実施するべきと記されていた。その際、教養科目や科学、法律などの他の領域のコースと関連付けて、ジャーリズム教育を行うことが望ましく、具体的には、ジャーリズム教育を受けるための、事前学習として文章作成や文学、歴史学、政治学、政治経済学、社会学、心理学、哲学、外国語、外国文学などを学ぶべきであると指摘していた。

本論には、ジャーリズム・コースを構成する具体的な科目と、その説明が記されていた。

### ○取材論

新聞の基本は、よい取材である。したがって、ニュースを集め、記事を執筆する訓練は、ジャーナリズム教育の根幹をなす。こうした考えのもと、モットは、取材論の授業のなかで、学ぶべき課題について、次の10点をあげ、詳しく説明している。ここで紙幅の関係上、課題の概要のみを記しておく。以下、同様である。

- ・新聞組織
- ・ニュースとは何か
- ・ニュース記事のリード
- ・ニュース記事のフォームとスタイル
- ・ニュース・ソース
- ・インタビュー
- ・ニュース記事のタイプ
- ・日本、米国、英国の新聞に掲載されている現在の記事に関する報道
- ・新聞法制

### ○編集論

編集論は、記者訓練の基礎であるとし、カリキュラム案では、次の課題が、編集論の授業内で強調されるべきとしていた。

- ・印刷原稿取扱いの技術
- ・要約
- ・ヘッドライン
- ・集版
- ・様々なデスクや編集部門の組織
- ・写真編集
- ・新聞法制と倫理
- ・校閲

### ○特集執筆論

特集執筆論は、情報量を有し、おもしろい記事を、新聞や雑誌向けに執筆するための実践として提供される授業と位置づけられた。同授業では、次の点に力点が置かれた。

- ・新聞、とくに夕刊紙の娯楽面についての理論的基礎、情報と娯楽の相関、ニュースや論説との関係
- ・取材源
- ・資料収集
- ・特集記事のタイプや形式、スタイル、長さを決定するための国内外の新聞や雑誌の研究

- ・読者層別の印刷物に関する体系的な研究
- ・原稿のマーケティング
- ・原稿の準備

### ○広告論

モットは、ジャーナリズムの主たる機能として、①正確で真実のニュースを発行すること、②論説で、ニュースや公的な事項についてコメントすること、③豊富な情報量を持つ特集によって人々を楽しませること、④広告によって商業や産業、社会発展に刺激を与えることをあげていた。広告は、乱用されやすいとしても、大きな社会的、経済的な力を有しており、ジャーナリズムを専攻するすべての学生にとって、学ぶべき価値があると指摘していた。このことを踏まえ、同資料では、広告論として学習すべき課題について、次の6点があげられていた。

- ・近代社会や企業、産業に関係する広告の基礎的な理論
- ・広告に関する技術的な実践
- ・広告のコピーとレイアウト
- ・広告の心理学
- ・広告キャンペーン
- ・小口および直接広告

### ○論説論

論説論は、広く、きわめて実践的なものにすべきであり、政治や社会、文化における民主的な理想を強調しなければならないとした。モットは、論説が、現代世界の広い理解に基づいて執筆すべきであり、論説論では次の内容について扱うものと提言していた。

- ・政治、経済、科学、文学、芸術などに関する講義
- ・招聘講師、展覧会見学、課題読書などによる討論
- ・国内外や地元で起きている出来事に関する研究
- ・日本、米国、英国の新聞における論説の研究
- ・論説のタイプ
- ・実践的な論説執筆
- ・論説ページ・面
- ・公的な出来事に関するコラムの研究
- ・編集者への手紙：編集法など

### ○ジャーナリズムの歴史と原理

ジャーナリズム論理は、報道論や編集論、論説論などの講義と関連付けて教授するものであり、歴史的な出来事によって説明することが望ましいと指摘されていた。モットは、歴史を原理や制度を教えてくれるものとして捉えていた。このことを踏まえ、ジャーナリズムの歴史と原理と名づけ

られた講義では、次の点が教えられるべきものと提言された。

- ・ 中国や欧州から始まる新聞の歴史や英国や米国、日本のジャーナリズム史
- ・ 倫理を強調したジャーナリズムの原理
- ・ 言論の自由
- ・ 比較ジャーナリズム

#### ○世論

世論に関する講義は、すべてのコミュニケーション作用と関連付けて教授されるべきとし、次の内容を取り扱うものとされた。

- ・ 世論の構成と形成に関する理論
- ・ 世論形成の力：出版、ラジオ、英語など
- ・ プロパガンダ
- ・ 検閲
- ・ 世論測定

#### ○写真ジャーナリズム論

モットは、近代ジャーナリズムにおける写真の重要性を指摘し、写真ジャーナリズム論に関する授業を設定すべきと提言した。ここでは、次の5つの内容が盛り込まれていた。

- ・ 写真撮影理論と義重
- ・ 現像
- ・ 写真に関する理論と歴史
- ・ 写真編集
- ・ フォトリソグラフィ

モットは、さまざまな授業で構成されるカリキュラム案を作成し、日本人教授たちに提示した。だが、問題は、だれが、このような内容をもつ授業を教えられるのかということであった。モットは、新聞業界での実務経験をもった教員が必要であり、カリキュラム案で示した授業を行おうとすれば常勤教員2名を確保せねばならないと指摘した。教員の必要性を強調したモットの認識の背景には、何があったのか。

次章では、モットが、新聞学を専攻する日本人教授らに対して抱いた印象や、日本のジャーナリズム教育の今後について、どのように考えていたのかについて検討する。

### 3. モットの見た日本のジャーナリズム

#### (1) 日本人教授に対する印象

カリキュラム案が示された3月21日の会議で、モットは、日本人教授や日本のジャーナリズム

教育の現状に対して、どのような印象を抱いたのだろうか。日記には、モットの率直な印象が綴られている。21日付の日記には、「日本の新聞学研究の教授ら」と会議を行ったことが記されている。そのうえで、こう続いていた。

「もしも彼らを教授と呼べるのであればだが」

モットは、日本人教授らの能力や見識、力量が、彼の考える教授レベルに達していないとの印象を抱いていたと言えよう。さらに、この日の日記では、出席した日本人教授らのなかで、唯一、小野に言及していた。

「(ジャーナリズム・コースの) 予算要求を行った唯一の大学が、東京帝国大学であり、私には、その代表者である小野教授が、不誠実で信頼できないように思われる。」

さらに、こう続ける。

「日本の大学は、すべてのことを講義形式で教えることを好むが、こういったやり方では実践的なジャーナリズムを教えられない。帝大は、新聞記者の訓練や大学卒業のための短期課程を開いて終わりだろう。」

日記に残されたモットの皮肉混じりの言葉は、カリキュラム案を示したものの、それに対する日本人教授らの反応が芳しくなかったことを示唆している。実際、モットは、日本のジャーナリズムに関する活動が、まったく楽観視できないと考えていた。モットの目には、日本人教授らが、ジャーナリズム教育に関する自らの考えに抵抗する者とさえ映っており、その中心に小野がいると考えていた可能性がある。だからこそ、先述したように、モットは、日記のなかで、小野について辛辣な言葉で語っていたのだろう。小野もモットの示したカリキュラム案に冷淡であったことは、すでに述べた通りである。

小野もモットもどちらも互いを好ましくは見ていなかったと推察される。そこには、ジャーナリズム教育に対する両者の考え方の違いが存在していたと考えられる。モットは、主として記者訓練を想定した実践的な教育を重視し、小野は、ジャーナリズム教育のためには、それを教えられる研究者養成から目指すべきであるとし、講義形式の教育を重視した。こうした考え方の相違が、モットと小野との間で見え隠れする摩擦を生み出した一因であったと考えられる。

21日付の日記には、モットが、日本人教授らの反応に落胆していた姿も垣間見ることができる。会議終了後、モットのところに、インタビューのためにおとずれた早稲田大学の学生二人について、インタビューの準備をよくやっていて、よい質問を行った。英語も非常に上手であったと高く評価をしたうえで、日記には、こう綴っている。

「この若者たちは、定期的に組まれたカリキュラムがあろうとなかろうと、教師がどうであれ、ジャーナリズムについて多くのことを学ぶだろう。」

この日の日記は、「この仕事は、もう終わったと思う」との言葉で締めくくられていた。<sup>(34)</sup>日本におけるジャーナリズム教育の発展に尽くそうと来日したモットのモチベーションは、大幅に低下していた。

モチベーションの低下は、27日付の日記にも見られた。モットは、インボデンから日本人のためのジャーナリズム入門書の執筆依頼を受けていた。これについて、モットは書きたいと思っているが、おそらくうまくいかないだろうと記していた。<sup>(35)</sup>

3月27日、再びモットと日本人教授らによる会議が開催された。この席で、小野ら日本人教授らから、モットに大学訪問が要請された。この日の日記でも、日本人教授のうち、小野だけが言及されている。そこには、小野から「彼曰く、新聞学の教員としての経験をもとにしたジャーナリズムの本質に関する著作」が進呈されたことが記されている。<sup>(36)</sup>「彼曰く」という言葉の背景には、小野の著作が、なんらジャーナリズムの本質を述べているものではないという、モットの冷めた認識があったと推察できる。

4月3日、モットは、3月27日の会議での日本人教授らからの要請を受け、立教大学、早稲田大学、東京帝大を訪問した。立教大学では、佐々木順三総長らと会談し、大学図書館やチャペル、体育館を見学した。日記には、図書館の蔵書が約4万冊で、なかでもアメリカの歴史や文学に関する文献の多さへの驚きが、記されていた。

早稲田大学でのモットの印象は、あまり良いものではなかった。モットは、英語学者の伊地知純正・商学部教授とジャーナリズム教育について意見交換を行った。このときの様子について、日記には、伊地知が「本当に実践的な（筆者注：ジャーナリスト）訓練についてまったくわかっていない」とし、<sup>(37)</sup>ジャーナリズム教育に関する、なんらかの印象を、伊地知に与えたとは考えていないと綴られていた。

さらに日記からは、早稲田に対するモットの困惑も浮かび上がる。モットは、早稲田のそれぞれの学部長が、みな自らの学部でジャーナリズム教育を行っているとは主張しているため、いったいどの学部で、実際に行われているのを把握できなかった。モットは、早稲田では、既存の学部とは別にジャーナリズム・スクールを設置すべきと考えるようになっていた。<sup>(38)</sup>

東京帝大では、南原繁総長と2時間にわたって会談した。日記には、次のような南原への印象が綴られている。

「私は彼のことがとても好きだし、非常に敬服した。彼は上品で感性の豊かそうな顔立ちをしていて、率直に話をする。」

モットは、南原に対して、人間的な好感を有していただけではなかった。

「彼は私が考えているようなことを言っていた。すなわち、日本人が民主主義の概念や実践を支持する機会があった。というのも、なんと言っても個人の権利は全ての人間の心において基本的なものであり、いまや個人の権利は民主主義のプロセスにおいて、ある程度の地位を獲得しつつある。民主主義イデオロギーの大きな核心は、何があろうと変わらないであろうからである。」

民主主義をめぐって、モットは南原繁と思想的に共鳴していた。一方、ここでも小野に関する言及が見られる。ことごとくモットは小野を嫌がっていたことが示唆される。

「小野教授は、新聞学専攻の教授らで食事をご馳走しようと強く迫ってきたが、私は抵抗した。食事は費用がかかるし、私には時間もなく、彼らの声で、腹痛を起こした。」

4月8日、モットは慶応義塾大学と明治大学を訪問した。慶應でモットが目にしたのは、爆撃された悲惨なキャンパスであった。とりわけ図書館が粉々に破壊された惨状に衝撃を受けたことが、この日の日記に記されている。

明治については、爆撃を受けていないものの、「ある程度の影響はあるだろうし、最終的にはかなりのものになるだろう」とし、「正直言って、ジャーナリズム教育に関する私の助言が、すぐに多くの実を結ぶかどうかは疑問である<sup>(39)</sup>」との印象を抱いていた。それほど、モットは大学の破壊状況に衝撃を受けていた。

16日、新聞学の日本人教授らとの最後の会議が午後2時から行われた。この日の日記には、日本人教授らは、モットの提案したカリキュラム案に従うであろうことが記されている<sup>(40)</sup>。当初、カリキュラム案に対する日本人教授らの反発がみられたにもかかわらず、受け入れられる方向への手応えを感じ取るまでになった背景には、モットの融和的な姿勢があった。モットは、カリキュラム案があくまで若いジャーナリストを対象にした実践的な訓練を目的とした初期計画である。日本の大学がすぐに取り入れるべきと言っているのではなく、施設状況や教員事情がゆるせば取り入れればいいと、日本人教授らに説明していた<sup>(41)</sup>。もちろん日本人教授らが、モットの提案したジャーナリズム教育に魅力を感じ、その意義を理解したことも受け入れに繋がっていたであろう。だが、こうした穏当な姿勢が、東大、慶應、立教、京都帝大のほか、大阪の私立大学が、1947年秋から、モットのカリキュラム案の大部分を受け入れる方向で進められるようになった一因であったことも指摘しておかねばならない。

それでは、そのジャーナリズム教育の在り方とは、どのようなものであったのだろうか。次節では、モットが作成した報告書から、その在り方について探してみたい。

## (2) 評価と勧告

4月25日、モットは、約2ヵ月にわたって行われた日本での活動について総括した報告書を作成した<sup>(42)</sup>。それは、モットが関係者へのインタビューや大学訪問を通じて得た知見と、それに基づいた今後の日本におけるジャーナリズム教育に関する提言を示したものであった。以下、報告書の内容について見ていきたい。

報告書は、6章立てで構成されており、第1章では、モットに与えられていた訪日の任務内容が記されている。それは、先述した1947年1月24日付で陸軍省が、モットに訪日調査の要請を行った際に示された任務内容と同じものであった。

第2章では、活動内容として、次の5点があげられていた。第一に、多くの非公式協議をインボデンの執務室で実施したこと。第二に、GHQにいる多くの専門家にインタビューをしたこと。第三に、東京や札幌、京都、大阪の主導的な新聞のほとんどすべての関係者と協議し、彼らにインタ

ビューを行ったこと。第四に、大学関係者（東大、慶應、早稲田、明治、立教、北大、京大、阪大）にインタビューを実施したこと。第五に、学生新聞の学生編集者と協議し、インタビューを実施したことであった。モットは日本滞在中に大阪から北海道までの地域を訪問したが、大阪以西には足を運ばなかった。とはいえ、2ヵ月間に日本の広範な地域でインタビューや協議を行い、精力的に活動した。

第3章では、モットが印象的に感じたことを6つの項目にわけて記載されている。第一に、1925年にはすでに東京帝大にジャーナリズム史の講義があったことである。これは、モットにとって意外に感じたことだったのであろう。第二に、モットが提示したカリキュラムの採用目途についてである。モットは、東大、慶應、立教、京都帝大、大阪の私立大学が、1947年秋から、モットによるカリキュラム案の大部分を採用するであろうと見込んでいた。第三に、ジャーナリズム教育の需要についてである。モットは、日本の新聞経営陣がジャーナリズム・コースをいぶかしく思っており、朝日新聞のように同コースの卒業者を採用したがるないところもあると見ていた。だが、記者訓練のためのコースは歓迎されており、実践的なジャーナリズム教育は需要があるものの、まだ開設にむけてほとんど動きがないと指摘していた。第四に、ジャーナリズム・コースを開設するうえでの困難についてである。モットは、必要な適性をもった教授の確保が、何よりも難しいと認識していた。モットのいう適正とは、①高等の学位を保有し、②ジャーナリズムに関する経験を3年から5年を有し、③よい教師であることとされた。モットは、大学教員のなかに、新聞記者を見下す傾向があると指摘し、実務経験が、ジャーナリズムの技術的な科目にとって、いかに重要であるかを強調していた。実務経験をもった人材を確保する案として、兼職可能な新聞記者や退職した記者、アメリカ人教員のほか、アメリカでジャーナリズム教育を受けるために人材を派遣し、帰国した人材を雇用することなどがあげられていた。こうしたことを踏まえ、モットは適性をもった人材確保のために、できるだけ早く日米間での学術交流の実施を主張していた。第五に、施設の貧弱さについてである。モットは、新聞製作実習を行うための施設など教育のための環境整備の必要性を指摘した。第六に、新聞記者訓練のための研究所についての提案である。これは、意欲的な新聞記者を対象とした教育プログラムの実施を構想し、主導する可能性の高い東京帝大に向けたものとなっていた。

第4章では、日本のジャーナリズムが直面している問題について、4つの項目から記されていた。第一に、GHQが実施している検閲についてである。報告書は、プレス・コードに従いながら、日本の新聞が民主主義のイデオロギーを伝えるべく真摯な活動を展開していることへの皮肉を指摘している。第二に、新聞用紙の極度の不足についてである。それは、日本のニュース報道を妨げ、ひいては言論の自由を制限すると指摘されていた。第三に、新聞社の余剰人員についてである。報告書では、その理由として、復員者の雇用、終身雇用慣行、労組の圧力をあげていた。第四に、あらためて検閲が、日本のジャーナリズムの発展を妨げている要因として言及されている。モットは、戦争という状況のなかで、検閲をやむ得ないものとし、平和条約が締結されれば、検閲は行われなくなるだろうと考えていた。

第5章では、GHQ要員のサポートへの謝意や彼らの日本での任務に対する賞賛が記されていた。そして、最後の第6章では、日本におけるジャーナリズム教育を発展させるべく、6つの勧告が示されていた。



第一に、8大学（東大、慶應、早稲田、明治、立教、北大、京大、阪大）に実践的なジャーナリズム課程を設置することである。戦前から新聞学研究や教育を行っていた上智大学や、すでに新聞学科設置の動きが開始されていた日本大学、さらに同志社大学や関西大学などの関西の私大への設置については、言及されていなかった。第二に、東京のCIE本部が、札幌や京都、大阪におかれたCIEの各地区責任者と連携しながら、ジャーナリズム教育を推進させることである。モットは、CIE全体で日本のジャーナリズム教育の発展を支援することが必要であると指摘した。第三に、報告書に添付したリストに掲載されたジャーナリズム関連の文献18冊についてCIE図書館で所蔵するだけでなく、ジャーナリズム課程を開設する大学に貸与することである。第四に、できるだけ多くの出版物が発行できるよう、検閲に関する検討をあらたに開始すべきとの勧告である。第五に、日米学術交流のシステムを構築することである。第六に、CIE分析・調査課が配布するリストに、アメリカのえり抜きのジャーナリズム・スクールについて掲載することである。

モットによる勧告が示される時期を前後して、日本の大学において、新聞学科の設立の動きが相次いで顕在化した。戦後日本に立ち現れはじめたジャーナリズム教育は、理念的かつ実践的には主としてCIEやモットの助言などアメリカ的な要素によって支えられ、経済的には日本新聞協会からの助成金によって支えられた。占領期間中には、日本大学や神戸大学、京都大学、東北大学、東北学院大学、同志社大学、愛知大学、明治大学が助成金を申請し、交付を受けた。このうち日本大学をはじめとするいくつかの大学では、新聞学科や新聞学講座が開設された。<sup>(43)</sup>

## おわりに

1947年4月25日、モットは羽田空港からグアムにむけて飛び立った。7週間にわたって滞在した日本に別れを告げた。グアムには2時間滞在したのち、再度、離陸した。クアジェリン、ジョンストン島、ホノルル、サンフランシスコなどを経由し、家路についた。本論文は、日本におけるモットの活動について、主として新聞学を専攻する日本人教授らとの学術交流に着目して、分析を試みてきた。ここで明らかになったことについて、次の三点からふり返っておきたい。

第一に、モットが訪日にいたった経緯と目的についてである。これまでの研究を通じて、モットが占領下の日本を訪問し、日本のジャーナリズム界やGHQ関係者に対して、さまざまな実践的、学問的な助言や勧告を行ったことは広く知られていた。本論文では、日本と同じく占領下にあった米軍政期南朝鮮にもモットの覇権が計画され、ジャーナリズム教育に関する助言が行われようとしていたことや、モットがフランスにも派遣されていたことを明らかにした。本論文でも指摘したように、訪日要請はモット以外にも行われていた可能性がある。このことから考えると、第二次世界大戦後、アメリカは、ジャーナリズム教育を指導すべく、アメリカ人研究者の海外派遣を推進していたと思われる。それが、どのような意味をもっていたのか。他の分野での同様の動きにも注意を払いながら、戦後世界におけるアメリカ型学知の伝播について、冷戦との関係から検討していくことが必要であろう。

第二に、モットと日本人教授らとの間の緊張関係である。とりわけモットと小野との関係は注目すべきであろう。本論文では、モットが、日記のなかで、小野について、辛辣な言葉で評していた。一方、小野もモットが示したカリキュラム案に、さほど興味を抱かず、モットに対して、ある意味、冷ややかに見ていた可能性がある。当時の日本の新聞では、モット訪日が歓迎され、好意的

な報道がなされていた。だが、日記に綴られたモットの言葉が、彼の「本音」であるとするならば、小野の間にすきま風が吹いていた。実際、ジャーナリズム教育の目的や方向性は、モットと小野の間で異なっており、考え方の違いがあったことは事実である。とするならば、人間的な好き/嫌いの感情を越えた何かが、両者の間にすきま風を吹かせていたであろう。これについて、ドイツ新聞学とアメリカ・マスコミュニケーション/ジャーナリズムという学問的なパラダイムのせめぎあいという観点から検討していくことも、今後の重要な課題であり、それは、第一の課題と密接に結びついている。

第三に、モットが示したジャーナリズム教育の在り方についてである。モットが示したジャーナリズム教育とは、新聞記者を養成するためのプログラムという実践的な側面に重点がおかれていた。そこには小野が求めていたような研究者養成のためのプログラム、あるいは学問的な観点は、希薄であった。こういった方向性のジャーナリズム教育は、戦後日本の大学アカデミアにおいて、何が、どのように受容され、あるいは何が受容されなかったのか。そして、モットやGHQによるジャーナリズム教育に関する指導が、戦後日本のアカデミアや社会に対して、どのような意味を与えたのだろうか。本論文では扱えなかった記者や編集者といった新聞実務者との交流にも焦点をあてながら、日本滞在中のモットの活動について、さらに精緻かつ包括的に明らかにしていくことが、こうしたことを考えていくための重要な一つのステップになる。

モットは、離日後も日本と関わり続けた。日本の新聞学研究者との交流を続け、彼自身は日本のジャーナリズムに関する論文も発表した。だが、モットは、日本だけでなく、台湾の新聞学研究者とも1950年代を通じて交流関係を有していた。このことを踏まえるならば、台湾と同じくアメリカ型のジャーナリズム研究、メディア・マスコミュニケーション研究の強い影響を受けていた韓国についても検討する必要があるだろう。今後の課題として、東アジアという空間のなかで、どのように新聞やメディアの学知が形成あるいは再編され、展開されていったのかについて、「大日本帝国」とアメリカという二つの切り口から見ていくことの重要性を指摘して、本論文を閉じることにしたい。

- (1) 佐藤卓己『現代メディア史』岩波書店、1998年。吉見俊哉「メディアを語る言説—両大戦間期における新聞学の誕生」『内破する知—身体・言葉・権力を編みなおす』栗原彬ほか編、東京大学出版会、2000年。土屋礼子「『帝国』日本の新聞学」『『帝国』日本の学知—メディアのなかの「帝国』』山本武利編、岩波書店、2006年などをあげることができる。
- (2) 森暢平「敗戦直後のジャーナリスト教育導入—占領当局・大学・新聞社の関係をめぐって」『マス・コミュニケーション研究』No.81, 日本マス・コミュニケーション研究会、2012年。
- (3) 小野秀雄『新聞研究50年』小野秀雄、毎日新聞社、1971年、280頁
- (4) “Japanese Journalists’ Training”, May 6 1946, RI-161-PP-E-7, Folder 62, Box5150, GHQ/SCAP Records, RG331, NARA.
- (5) “Special Report: Journalism in Universities”, AR-236-PP-E-17, July 24 1946, Journalism in Universities, Folder 11, Box5238, GHQ/SCAP Records, RG331, NARA. なお、2343, Frank L., Papers, 14 Japan-Journalism, The State Historical Society of Missouri にも同じ文書が保存されている。
- (6) “Special Report: Journalism in Universities”, AR-236-PP-E-17, July 24 1946, Ibid.

- (7) "Report on Journalism in Universities", August 5, 1946, Journalism in Universities, Folder 11, Box5238, GHQ/SCAP Records, RG331, NARA.
- (8) 1947年1月24日：書簡：Donovan M. Vance, Colonel, GSC, Branch Executive, War Department から Frank Mott へ、"Journey to Japan", March-April 1947, Frank L., Papers, The State Historical Society of Missouri.
- (9) 1947年1月24日：書簡、Ibid.
- (10) 1947年2月6日：書簡：Donovan M. Vance, Colonel, GSC, Branch Executive, War Department から Frank Mott へ、"Journey to Japan", March-April 1947, Frank L., Papers, The State Historical Society of Missouri.
- (11) 1947年2月6日：書簡、Ibid.
- (12) "Co,umbia Missourian", February 24m 1947.
- (13) 1947年2月25日：書簡：Donovan M. Vance, Colonel, GSC, Branch Executive, War Department から Frank Mott へ、"Journey to Japan", March-April 1947, Frank L., Papers, The State Historical Society of Missouri.
- (14) March 3, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, 2344 Mott, Frank L. & Vera I., Papers, F. L. Mott, The State Historical Society of Missouri.
- (15) March 4, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (16) March 5, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (17) March 8-9, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (18) March 10, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (19) 山本武利『占領期メディア分析』法政大出版局、1996年、48-67頁
- (20) March 12, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (21) March 12, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (22) 新井直之『戦後新聞史』双柿舎、1979年、11～16頁
- (23) 小野、前掲書、281頁.
- (24) 小野、前掲書、282頁.
- (25) 小野、前掲書、282頁.
- (26) 小野、前掲書、282頁.
- (27) March 14, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (28) 小野、前掲書、282頁.
- (29) "Report of Frank Luther Mott", April 25, 1947, Journalism Standards, Box5639, GHQ/SCAP Records, RG331, NARA.
- (30) March 14, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (31) March 16, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (32) 小野、前掲書、282頁.
- (33) 小野、前掲書、282頁.
- (34) March 21, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (35) March 27, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.

- (36) March 27, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (37) April 3, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (38) April 3, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (39) April 8, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (40) April 16, 1947, 2212 Microfilm, Mott Diaries, Ibid.
- (41) “Report of Frank Luther Mott”, April 25, 1947, Ibid.
- (42) “Report of Frank Luther Mott”, April 25, 1947, Ibid.
- (43) 春原昭彦・上智大学名誉教授の証言による（2018年1月24日に実施された日本大学法学部新聞学研究所研究会に於いて）



## 日本におけるジャーナリズム教育

翻訳：張 新慧\*、佐藤 雪絵\*\*

監訳：小林 聡明\*\*\*

### 【解説】

本資料は、GHQ/SCAP 民間情報教育局（CIE）が、日本におけるジャーナリズム教育の現状について調査した特別報告書の全訳である。原題は、“CIE&E Research Report: Journalism Education in Japan”となっており、1948年9月22日にCIE分析調査課によって発行された。（書誌情報：Journalism Education in Japan, Box5238, RG331, GHQ/SCAP Records, NARA）

CIEは、本資料が発行される前にも、GHQ占領期日本におけるジャーナリズム教育について調査している。だが、本資料が、もっとも詳細に調査し、その実相を浮き彫りにしたものと言える。とはいえ、いくつかの事実誤認や間違いも散見されるため、適宜、原文を残しながら、注釈で指摘している。

本資料は、GHQ占領期から現代へと、ダイナミックに変容した日本のジャーナリズム教育の有り様を考えるための、一つの手がかりになるべく翻訳・紹介するものである。（小林聡明）

### 目次

|                        |    |
|------------------------|----|
| 序文                     | 54 |
| I. 日本新聞協会              | 55 |
| II. 日本の大学におけるジャーナリズム教育 |    |
| 東京の大学                  |    |
| 中央大学                   | 56 |
| 慶應義塾大学                 | 56 |
| 明治大学                   | 58 |
| 日本大学                   | 59 |
| 立教大学                   | 62 |
| 上智大学                   | 63 |
| 東京大学                   | 65 |
| 早稲田大学                  | 66 |
| その他の日本の大学              |    |
| 同志社大学：京都               | 67 |

\*チャン シンホイ (Zhang Xinhui) 日本大学大学院新聞学研究科 博士後期課程

\*\*さとう ゆきえ 早稲田大学大学院政治学研究科 修士課程

\*\*\*こばやし そうめい 日本大学法学部新聞学科 准教授

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 神戸経済大学：神戸                | 68 |
| 京都大学：京都                  | 68 |
| 東北大学：仙台                  | 69 |
| 東北大学： <sup>(※1)</sup> 仙台 | 69 |
| Ⅲ. 新聞社による記者訓練            |    |
| 西日本新聞：福岡                 | 70 |
| 読売新聞：東京                  | 70 |
| Ⅳ. 大学の新聞学課程に対する新聞業界の反応   | 71 |
| Ⅴ. 参考文献                  | 73 |

## 序文

### 調査目的

本調査は、日本におけるジャーナリズム教育の変遷と現状を考察するものである。その目的は、教育機関において、もしくは新聞社によって行われている記者訓練の状況を明らかにすることである。

### 調査対象

本報告書は、1948年から1949年までの学年度に実施された、日本の大学および記者訓練を実施している新聞社で行われているジャーナリズム教育に関する限定的な調査結果を纏めたものである。本調査は、各記者訓練プログラムの歴史的背景、現在の講座と予測される変化、在籍者数、ジャーナリズム講師の人数、そしてジャーナリズム学生の職業訓練のための大学と新聞社の協力関係を取り上げている。

本報告書は、日本新聞協会がジャーナリズム教育を推進するために行っている組織的努力についても説明する。大学でのジャーナリズム教育に関する報道機関の代表的な言及は、1947年と1948年の日本の新聞から抜粋した。そして、口述による言及は、新聞学科の教員の責任者らから得た。

### 典拠

日本の大学におけるジャーナリズム教育に関する主な情報の典拠は、それぞれのジャーナリズム教育プログラムを促進するための財政支援への申請に関連して、日本新聞協会事業部教育委員会に提出された個別の報告書である。この典拠からの情報は、東京の大学の教職員との会談、日本新聞協会の代表者へのインタビュー、新聞記事から得た情報、そして1947年6月に発行された日本新聞協会の調査報告書「日本の大学における新聞学科の現状」により、検証・補完される。本報告書に使用されている情報は、大学設置認可申請で提出された報告書にある、1948年6月19日の文部省学校教育局大学教育課の秘書トコイ・シゲオ氏との会談によって、さらに検証された。

また、日本の新聞社における記者訓練に関する情報は、各新聞社の代表者から得たほか、一般的な出版社の業界紙の記事からも得た。

## データの評価

本報告書は、上述の範囲内で、現在日本において新聞社と高等教育機関により行われている全てのジャーナリズム教育プログラムに関して、完全で信頼できる情報を提供すると考えられる。

## 要約

1948-1949年の学年度のあいだにおいて、公式のジャーナリズム職業訓練は、13の大学によって行われており、8つの大学は東京に位置し、5つの大学は日本の他の地域にあった。後者のうち、東北学院大学は、総合大学の水準というよりはむしろ単科大学のようである。東京にある8つの大学の1つ（東京大学）と、東京以外にある5つの大学のうちの3つ（神戸経済大学、京都大学、仙台の東北大学）は国立で、日本政府により直接経営・維持されている。他の9つの大学は私立である。

上智大学を除き、日本の高等教育機関で正式に体系化されたジャーナリズム教育は、ごく新しいもので、そのほとんどが第二次世界大戦の終結後に組織された。ジャーナリズムプログラムの大部分は、1947年3月と4月に、民間情報教育局（CIE）のジャーナリズム特別コンサルタントとして滞在したモット博士の助言に基づいて展開された。

日本の新聞社2社のみが、体系だった職業記者訓練を行っている。それは、九州・福岡の西日本新聞社と東京の読売新聞社である。日本新聞協会は、ジャーナリズム教育を支援するために大学に補助金を支給するプログラムを通じ、おそらく日本のジャーナリズム教育の発展に最も効果的な役割を果たしている。

## I. 日本新聞協会<sup>(1)</sup>

日本新聞協会は1946年7月に創立され、現在119の一般日刊紙、11のBクラスの新聞（週刊紙や月刊紙）、そして5つの通信社が会員になっている。会員の利益を守り、プレス・コードの遵守を促進し、民主主義を推進し、報道の倫理的規範を高揚することを意図している。1947年12月23日に文部省の基準協会により採択されたジャーナリズム教育規定は、日本新聞協会の助言と援助により作られた。

1946年9月に設置された教育委員会を通じ、日本新聞協会はジャーナリズム教育の促進に努めた。理事長である伊藤正徳の指導のもとで、教育委員会の活動には、新聞学科を設置している教育機関に対する財政的援助の提供が含まれた。

新聞社の幹部のなかには正式なジャーナリズム教育を妨げる者がいる。一方で、幹部の多くは、各新聞社により行われる徒弟式訓練よりも効果的で科学的であると認識している。現在、大学における新聞学教育の基準が低いのは、それがごく新しいもので、経験を積んだ教員が不足しているためである。だが、日本新聞協会は新聞学の教員がアメリカで教育を受けることを望んでいる。日本新聞協会は、現代新聞学の教科書を作ることと、新聞学科を設置している機関が近年の新聞を利用できるようにすることを計画している。そして、新聞記者と新聞学科の学生が利用するための小規模図書館の設置も計画している。

新聞協会は、全ての総合大学と単科大学を対象として新聞学科に関する調査を行い、同協会に認定された新聞学科を提供する機関には、この目的のために加盟紙により設置された基金から助成金



を提供する。新聞学科の教員資格や新聞学科の概要は、日本新聞協会の教育委員会により審査される。補助される講義には、ジャーナリズム理論、ジャーナリズム史、英字新聞の読み書き、新聞倫理、新聞経営、そして新聞実習が含まれる。

日本新聞協会は、新聞学科を設置している9つの大学に対し、総額56万円を提供した。東京の機関では、早稲田大学、慶應義塾大学、日本大学と東京大学が助成を受けた。東京以外では、京都の同志社大学、神戸経済大学、仙台の東北大学と東北学院大学が、新聞協会の財政支援を受けた。

日本新聞協会の教育委員会は、日本各地で新聞学の講義も提供している。1947年7月以降、その援助によって日本各地でいくつかの連続講義が開かれた。1948年6月には、第6シリーズの講義が九州の別府で開かれ、第7シリーズは1948年8月6日から4日間にわたって北海道で開催された。第8シリーズは、1948年9月末に新潟で行われる予定である。これらは、さまざまな地域の新聞学専攻の学生はもちろん、新聞記者も対象としている。

教育委員会は、ジャーナリズムのさまざまな面を扱うパンフレットや、年鑑も出版する。英語版の年鑑は1948年に発行予定である。『新聞研究』と題した雑誌は2ヶ月ごとに出版される。1948年末までに、教育委員会は、プレス自由委員会が編集した『新聞の自由と責任』を日本語に翻訳して出版する予定である。

## II. 日本の大学におけるジャーナリズム教育

### 東京の大学

#### 中央大学<sup>(2)</sup>

中央大学のジャーナリズム教育は2つの講義に限られており、この2つで、大学の学部生が3年間に履修すべき総60単位のうちの1単位をなしている。

講義の目的は、ジャーナリズムにおけるキャリア訓練の提供することではなく、メディア分野について学生に教え、将来、新聞記者を目指す学生に進路指導を行うことである。

総数1万人の学生のうち450人は、1948年から1949年の間に小野秀雄教授が担当するこの2つの連続講義「ジャーナリズム原理」と「ジャーナリズム史」に登録されている。それぞれの講義は週2時間で15週間にわたり、一学期あたり計30時間、つまり一学年度の間に60時間である。

#### 慶應義塾大学<sup>(3)</sup>

##### 歴史

1946年10月に、学部から独立した新聞研究室が慶應義塾大学に創立され、新聞学の講座もこのプログラムの一部として設置された。日本新聞協会はこのプログラムに12万円の資金を与えた。研究は、広告、国際関係、政治学、経済学、社会と文化の問題から、スポーツに至る分野で行われた。

新聞研究室は新聞研究所に改名された。大学は、新聞研究所の新聞学講義には単位を与えないが、このジャーナリズムプログラムに独立した学部としての地位が与えられる1949-50年には単位を与えられる予定である。現在、同研究所は、大学近くの旧徳川公爵邸にある家屋に入居しているが、来年大学の敷地に引っ越す予定である。CIEの元ジャーナリズム教育特別コンサルタントであ

るモット博士の助言の結果、米山桂三教授の指導のもとで、研究所の学生たちは実習新聞『慶應義塾大学新聞』を発行した。同紙は、大学が支給する配給紙を使っている。

### 研究所の科目

1948年から1949年のあいだ、研究所の新聞学講義は大学のキャンパスで行われているが、研究は研究所で行われている。新聞学の学生に提供された科目は以下の通りである。

#### 1. 新聞学の学生の必修科目：

新聞発達史  
新聞経営論  
新聞制作  
編集と報道の歴史・理論（1948）

#### 2. 特殊科目：

世論、新聞と広告  
新聞の実際  
経済問題、時事解説  
外国の新聞

#### 3. 放送目

「編集と報道の歴史・理論」を除き、上述の全ての講義は1947年から1948年にも行われていた。また、1947年11月の日本放送協会の協力で、以下の科目が設置された。

放送の計画と制作  
ラジオと報道  
世界の放送政策（1948年9月）

多くの科目は、週に2時間を座学にあて、1時間かそれ以上を実習にあてている。全日制の新聞学の学生は通常週10時間の授業に出席し、単位のない実習に毎週ほぼ20時間を費やす。実践学習は、「慶應義塾大学新聞」のような学生プロジェクト、協力的な取り決め、あるいは「東京新聞」のスタッフとしての勤務によって行われる。新聞学クラブである金曜会が学生によって管理されている。慶應義塾大学の学生は、隔月発行の英語雑誌のような“The Mita Campus”だけでなく、「三田新聞」も発行している。

### 教員

新聞学研究所は、慶應義塾大学法学部の米山桂三教授の指導のもとに置かれている。彼は、行政職務に加え、「世論」の科目を担当し、「慶應義塾大学新聞」の制作を監督している。1948年7月1日まで助教授のポストは空席であったが、法学部助手の生田正輝が米山教授の助手となった。教員は4人の非常勤講師から構成される。彼らは小野秀雄、山根眞次郎、新田宇一郎と塚本寿一であった。現代ジャーナリズムの様々な面について議論するため、海外特派員やラジオの専門家などの特別講師なども招聘された。

1947年10月に「新聞編集論」を担当していた原田譲治が公職追放された結果、この科目はなく

なった。臨時講師としては、有竹修二や西澤英一、名取壤之助、名取敏夫がいる。彼らはみな記者であり、特別新聞プロジェクトの講義のために自分の時間の一部を割いている。ミヤマ・エジロウ、井上泰三、ヤマザキ・イサミは、「ラジオ放送の技術と問題」を講義している。

### 大学と新聞社の協力関係

新聞研究所の学生のなかには、東京新聞の工場で新聞の仕事をする実習訓練を受けた者もいる。この手配は、東京新聞社政治部長で研究所の講師でもあった塚本寿一を通じて行われた。将来、学生が地元の新聞社で安定した雇用を得る機会が増えることを、米山桂三教授は期待している。

### <sup>(4)</sup> 明治大学

#### 歴史

明治大学では、1932年4月に、学部卒を対象とする特別な一年制夜間新聞科が設置され、「新聞高等研究科」と呼ばれた。1948年7月2日までに、合計757名の学生がこの研究科に登録した。卒業生の多くは、現在新聞業界で活躍している。

この大学の新聞学研究科は戦後から変わりがなく、新たな進展も計画されていない。その利便性により、研究科は人気を保っている。

#### 教育課程

1年コースは、二学期に分けられていて、それぞれ18週からなる。研究科修了後は、学生に証明書が授与される。2つの1時間の講義が、午後5時30分から午後8時のあいだに週6回行われる。

学生は、新聞、雑誌、出版業界での仕事に直結する訓練として、新聞学の理論や実践に関する講義を受ける。講義では以下のテーマが扱われる：

新聞学原理

新聞の編集と運営

特派員

雑誌と出版物

時事問題

社会問題と労働運動の歴史

現代政治史

外交史

思想史

ジャーナリズムの心理学

哲学

社会学（世論調査）

政治学

経済学

民主主義と社会主義の研究  
 広告学  
 統計学  
 速記  
 米国事情の研究  
 中国事情  
 新聞体裁  
 放送概論  
 文学概論  
 新聞英語

学生は「明治大学新聞」と英字紙“The Meiji Bulletin”で実習訓練を受ける。

### 教員

新聞学研究科は、専任教授である大塩亀雄教授の指揮下に置かれている。6人の専任の講師と、通常12人以上いる非常勤講師が彼を補佐している。政治学や経済学、哲学、統計学などの基礎科目は明治大学の教員が行い、専門科目は新聞業界や出版業界の経験者が担当している。以下の専門家が、1948年7月2日時点で新聞学教員の一員であった：

東京・朝日のテラダ・ツトムと嘉治隆一  
 東京・毎日のヨコヤマ・ゴイチとサトウ・アサゴロウ  
 東京新聞の富谷五鉄とナオミ・ゼンゾウ  
 日本経済新聞のオギ・トシユキと共同通信社のヨコチ・リンペイ

1948-1949年の第1学期のあいだ、教員は12人の講師で構成された。一部の科目は短期間であるため、教員人事が頻繁に動いている。

### 大学と新聞社の協力関係

新聞高等研究科の卒業生には、東京新聞、共同通信、日本経済新聞で見習いを行える特権が与えられている。新聞社の日常業務で時々実習訓練を受けるだけの学生もいれば、夏休みの間に、より長期間働く学生もいる。

### 日本大学<sup>(5)</sup>

#### 歴史

1947年8月31日、文部省は日本大学に対し、法文学部への新聞学科設置を許可した。同学科は、法文学部に設置された同等な7つの学科のうちの1つである。新聞学科の卒業生には、法学士の学位が授与される。

大学当局は、新聞学科創設のための資金集めが当面の課題であると考えていたが、最終的には、日本新聞協会の助力と、連合国軍最高司令官総司令部の指導と助言により、実現された。この学部

の関係者によれば、ジャーナリズム教育は、CIEの特別ジャーナリズムコンサルタントであるモット博士の助言に従い、組織化・体系化された。三年制の新聞学科の最初の課程が1947年に開始され、2年目は1948年、3年目は1949年に開始される。

日本大学新聞学科の設立は、新聞研究会が成立した1921年以來の努力の結果であり、新聞学の講義が初めて導入された。当時、「日本大学新聞」は、慶應義塾大学（1917年創立）の「三田新聞」や東京帝国大学（1921年10月創立）の「帝大新聞」の後を追って創刊された。この新聞の発行部数は4万部に達し、大学新聞界でも注目された。新聞学の講義に出席し大学新聞で働いていた合計およそ500名の学生のうち、約200名が新聞社に就職している。

### 教育課程

新聞学科に入学した学生は、3年間で33科目を履修しなければならない。カリキュラムには、この大学の様々な学部で行われている25の一般教養科目および必修科目と、新聞学科に設置されている18の専門新聞学科目のうちの8科目が含まれている。

新聞学科目の数は増加しており、現在は新聞、雑誌、出版、放送、映画や世論調査の分野を扱っている。

1948年7月3日時点で一年次のクラスに在籍しているのは、7人の特別学生を含めて66人の学生で、うち女性が1人だけいる。二年次のクラスに在籍しているのは、7人の特別学生を含めて41人の学生で、うち2人が女性である。新聞学科の学生は、現在、法文学部に登録されている学生全体の18%を占めている。

1948年から1949年に日本大学新聞学科で設置されている科目は以下の通りである。

| 第一種科目      | 単位  | 時間 / 週 |
|------------|-----|--------|
| 新聞原理       | 1   | 2      |
| 出版企業論      | 1   | 2      |
| ジャーナリズム発達史 | 1/2 | 1      |
| 新聞実務       | 3   | 6      |
| 通信放送論      | 1   | 2      |
| 映画、スポーツ概論  | 1   | 2      |
| 外国新聞研究     | 1   | 2      |
| 出版法規       | 1/2 | 1      |
| 憲法         | 1   | 2      |
| 法制概論       | 1   | 2      |
| 政治学概論      | 1   | 2      |
| 社会学概論      | 1   | 2      |
| 時事問題研究     | 1   | 2      |
| 国際事情       | 1   | 2      |
| 演習         | 3   | 6      |
| 外国語        | 6   | 12     |

注：必修語学：英語

選択語学：フランス語、ドイツ語、ロシア語、中国語

| <u>第二種科目（甲類）</u> | <u>単位</u> | <u>時間 / 週</u> |
|------------------|-----------|---------------|
| 社会法              | 1         | 2             |
| 内外政党発達史          | 1         | 2             |
| 外交史              | 1         | 2             |
| 政治思想史            | 1         | 2             |
| 世界文化論            | 1         | 2             |
| 経済思想史            | 1         | 2             |
| 文化思想史            | 3         | 6             |
| 統計学              | 1         | 2             |
| 人口問題             | 1         | 2             |
| 民族学              | 1         | 2             |
| 財政学              | 1         | 2             |
| 社会政策             | 1         | 2             |
| 経済政策             | 1         | 2             |
| 代議制度論            | 1         | 2             |
| 自治制度論            | 1         | 2             |
| 交通論              | 1         | 2             |
| 労働問題             | 1/2       | 1             |
| 婦人問題             | 1/2       | 1             |

| <u>第二種科目（乙類）</u> | <u>単位</u> | <u>時間 / 週</u> |
|------------------|-----------|---------------|
| 図書学              | 1         | 2             |
| 世論調査             | 1         | 2             |
| 宣伝学              | 1         | 2             |
| 社会法              | 1         | 2             |
| 世界文化論            | 1         | 2             |
| 文学概論             | 1         | 2             |
| 科学概論             | 1         | 2             |
| 特殊心理学            | 1         | 2             |
| 比較宗教学            | 1         | 2             |
| 教育学概論            | 1         | 2             |
| 文化思想史            | 3         | 6             |
| 民族学              | 3         | 6             |
| 人口問題             | 1         | 2             |
| 労働問題             | 1/2       | 1             |
| 婦人問題             | 1/2       | 1             |
| 国語問題             | 1         | 2             |

|            |   |   |
|------------|---|---|
| 演劇、音楽、美術   | 1 | 2 |
| 速記、タイプライター | - | - |

|              |           |               |
|--------------|-----------|---------------|
| <u>第三種科目</u> | <u>単位</u> | <u>時間 / 週</u> |
| 写真           | -         | -             |

実用的新聞訓練は、大学新聞「日大新聞」制作への参加によってのみ行われる。

### 教員

新聞学科長は長谷川了で、加藤一雄が法文学部長である。

新聞学科の教員は、20人の専任教授により構成され、うち13人は新聞学科のみを担当し、さらに5人の非常勤講師がいる。加えて、新聞、ラジオ、演劇などの分野の専門家らは週1回特別講義を行う。

日本の大学において新聞学は新しいものであるため、新聞学科の教員の多くは有名なジャーナリストや新聞記者である。1947年9月から1948年3月の期間に、読売新聞社社長の馬場恒吾や時事通信社社長の長谷川才次が、日本大学で授業をしていた。今学期は、「政治新聞」の記事をたびたび執筆した岩淵辰雄が「時事解説」を、中央労働委員会事務局長の鮎沢巖が「労働問題」を、明治大学と東京大学の教員である小山栄三が「新聞原理」を、読書展望社の社長である木村毅は「ジャーナリズム発達史」を、日本大学の村松正俊は「文化思想史（古代）」を教えている。現代日本学者によりバートランド・ラッセルにも例えられている、主要な評論家である長谷川如是閑は、現代文化に関する連続講義を行うために招聘されている。

### 大学と新聞社の協力関係

日本大学新聞学科の学生は、実践的な新聞社の仕事を、新聞社の工場や政府機関、その他の新聞記者と関係がある場所を訪問することで学んでいる。日本大学新聞学科の卒業生が就職で優遇されることはないが、学部長は、将来雇用の機会が増えることを期待している。新聞社での実習訓練を提供することに力を入れている。1947年から1948年の冬休みには3人の学生が読売新聞社で勤務し、1948年の夏休みには、おそらく数人の学生が同新聞社に雇用されるだろう。

### 立教大学<sup>(6)</sup>

#### 歴史

1948年4月に、立教大学は「新聞学概論」と題した通年科目を開講した。それは文学部の学生全員が履修を求められる社会学科目の一部である。現時点でさらに科目を追加する計画はない。

#### 教育課程

本科目は週2時間で、通常の単位が与えられる。1948年6月30日時点で、145人の学生が登録していた。

教員

東京大学新聞社社長の桜井恒次が、本科目の教員である。

大学と新聞の協力関係

立教大学の学生は、「立教大学新聞」を発行している。同紙の発行に参加しているのは、文化部新聞学会のメンバーである。一部の新聞学を学ぶ学生も、大学新聞のスタッフである。

上智大学<sup>(7)</sup>歴史

上智大学は、日本で正式に新聞学科を設置した、初めての高等教育機関である。新聞学の講義は1932年4月に開設され、同大の専門学校の二年次と三年次に講義された。中等学校の卒業生に対し、入学が認められた。25時限分の新聞学の講義が、経済学部（Faculty of Economics）新聞学科に設置された。

アメリカの高等教育システムにのっとった学制改革によって、アメリカの単科大学に相当する新制大学が開設された。現時点では、半職業的な旧制専門学校の最後の2年間は実施されているが、新制大学で新聞学を学ぶ一年次と二年次の学生は、新制の新聞学科の三年次と四年次に行われるカリキュラムの準備として、一般教養科目の講義に出席する。

教育課程

現在の在學生は800人がいるが、1950年までには全學生数が1200人に増えると予測される。300人の新入生が1950年に入学することが予想され、うち100人が経済学部、200人が文学部に登録されるだろう。経済学部にある、新聞学科を含む5つの学科には、それぞれ40人の学生が入学を許可される。1950年から1951年に新たな学制への移行が完成したら、新聞学科には合計160人の学生が在籍することになる。

新しい新聞学科の最初の2年間は、現在開講されている。一年次は、週に12時間英語で授業を受け、4時間は日本文学、4時間は西洋史、2時間は市民論、2時間は数学、1時間は宗教入門の授業である。二年次には、同じ時間数の教養科目が講義される。三年次は1949年4月に、四年次は1950年4月に開始される予定である。

以下にあげた新聞学の科目は、旧制学制のもとで運営されていた上智大学の専門学校の、二年次と三年次に90人の学生に対して実施された講義である。1949年から1950年の学年度の初めに、専門学校のシステムは廃止され、専門学校の新聞学科は、四年制の新聞学科のそれぞれ三年次と四年次の一部になる。四年制の課程を終えると、学生には学生は経済学学士の学位が授与される。

特殊科目：

| <u>三年次</u> | <u>単位</u> | <u>選択科目</u> | <u>単位</u> |
|------------|-----------|-------------|-----------|
| 新聞学概論      | 2         | 特殊心理学       | 2         |
| 比較新聞学      | 2         | 放送論         | 1         |



|       |    |   |
|-------|----|---|
| 新聞史   | 4  | 1 |
| 社会学   | 4  |   |
| 民法    | 6  |   |
| 憲法    | 2  |   |
| 経営論   | 4  |   |
| 経済学概論 | 4  |   |
| 経済史   | 4  |   |
| 時事問題  | 2  |   |
| セミナー  | 2  |   |
| 合計    | 36 |   |

| <u>四年次</u> | <u>単位</u> | <u>選択科目</u> | <u>単位</u> |
|------------|-----------|-------------|-----------|
| 宣伝及び世論調査   | 4         | 速記術         | 4         |
| ジャーナリズム政策  | 4         | スポーツ        | 1         |
| 経営論        | 4         | 音楽概論        | 1         |
| 経済原論       | 4         | 演劇映画論       | 1         |
| 新聞記事       | 2         | ファッション      | 1         |
| 写真術        | 1         |             |           |
| 広告論        | 2         |             |           |
| 論説執筆       | 1         |             |           |
| 資料収集       | 1         |             |           |
| 編集論        | 2         |             |           |
| 時事問題研究     | 2         |             |           |
| ラジオ放送      | 1         |             |           |
| 映画         | 1         |             |           |
| 出版論        | 1         |             |           |
| セミナー       | 2         |             |           |
| 合計         | 32        |             |           |

注：現在、週2時間の講義は1単位である。学生は一学期に18単位を履修する。1948年から1949年の秋学期の開始とともに単位システムは変更され、語学科目を除く週1時間の講義が1単位になる。語学科目は週2時間の講義で2単位の換算が継続される。

実習訓練は大学新聞の発行により行われる。

### 教員

3人の専任教授が新聞学の講義を担当している。粕谷源蔵とイマニチ・カオは、上智大学の正規のメンバーで、東京大学の関係者である小野秀雄は上智大学と他の東京にある大学で新聞学を教えている。何、松宮、永島、武部、内海、山脇はこの大学の他学部と同様に新聞学科でも教えている。

## 大学と新聞社の協力関係

上智大学の学生は、不定期的に大学新聞の「上智大学新聞」を発行しており、ドイツ語名の“Universitaetszeitung”としても知られている。大学新聞協会に所属する他の学生新聞とは対照的に、上智大学の新聞は、同協会に所属しない。大泉によると、協会が教員や大学本部に対し不合理なほどに批判的であり、その方針も概して急進的であるため、同協会には所属しないのだという。

この大学は他の新聞社と特別な交流はなく、学生も新聞社から優遇を受けることはない。

## 東京大学<sup>(8)</sup>

### 歴史

1929年、東京大学は、文学部の一部として新聞研究室を設置した。新聞研究室は、新聞、雑誌、放送や映画の理論と実践を研究することを目的に設立された。1948-1949年の学年度には「新聞学概論」の1科目が法学部で開講されている。この講義は週に1時間行われる。春学期には約100人の学生が、同科目を履修し、30人の学生が研究プログラムに参加している。1947年には日本新聞協会から12万円の助成金を受けた。

東京大学は新聞研究所の設立を計画しており、1~2年のあいだになされると予想される。同新聞研究所は独立して機能し、総長による直接管理のみをうける。

### 教育課程

東京大学で新聞学を学ぶためには、学生は政治学部、経済学部、法学部か文学部の一年次終了と、入学試験に合格することが必要である。新聞学科は二年制になる予定である。各科目は50人までの学生が履修を許可される。

新聞学科のカリキュラムは、新聞研究室の研究に集約される。研究室は、研究、教育、研究のための資料収集の3つの部門に分けられる。研究部門は、新聞学の基礎理論の研究を実施し、世界各国の新聞学について調査する。教育部門は新聞学の理論と実践的な技術を教授する。現在、新聞研究室で働いている学生は、その勤務では単位を得られないが、独立の新聞研究所が設立されれば単位を得られる。

以下の科目が、教授される予定である：

新聞論

実践ジャーナリズム

日本新聞史

日本の雑誌と出版物の歴史

外国新聞史

雑誌と出版物の基本原則

経営原則

放送原則

映画原則

ニュース取材法

報道手法

編集論  
報道実践  
論説執筆法  
編集論  
文学批判と実践  
漫画手法  
広告  
印刷芸術  
撮影芸術  
速記法  
タイプライター

### 教員

現在の「新聞論」の科目は小野秀雄により教授され、三崎敦と何初彦が補助している。

### 早稲田大学<sup>(9)</sup>

#### 歴史

早稲田大学の新聞学科は、1946年9月に政治経済学部を設置された。1年目には新聞資料室が開設された。学部生のみが入学を許可され、1年目には15人の学生が在籍した。その後2年間の年度始めに新たな科目が追加されたので、現在は3年間にわたって新聞学科目が提供されている。毎年、50人の学生が学科に入学を許可される。現在の在籍学生数は、聴講生を含めて53人である。これらの学生のうち、20人が一年次に、18人が二年次に、15人が三年次に登録されている。

#### 教育課程

全ての学生は大学入学前に、予科で3年間の教育課程を終えなければならない。同大での各科目の講義は、週に2時間行われる。新聞学科の学生は、1年目には14科目、2年目には12科目、3年目には8科目と新聞学セミナーを履修しなければならない。3年間を通じて、学生は16科目を選択し、うち7つは新聞学科目である。経済学士を取得するためには、学生は追加で3つの経済学科目を履修しなければならない。それは、世界経済、日本経済史、金融学である。政治学士を取得するためには、学生は新聞学科の科目に加え、3つの政治学科目を履修しなければならない。それは、国際政治、日本史、官僚・政党論である。1949-1950年の学年度には新たな制度が導入される予定で、新聞学科を終えるには4年を要し、卒業には128単位（いくつかの教養科目を含む）を取得することが求められるようになる。

早稲田大学では、新聞学科の3年生が実習新聞を編集する。英語版の実習新聞は1948年2月に創刊され、今後は毎年2月に発行される予定である。同時に、2つの日本語版が、10月と11月に発行される予定である。これらの実習新聞は、3年生により制作・編集され、地元の新聞社によって印刷される。「早稲田大学新聞」と月2回発刊される英語版の“Waseda Guardian”は、早稲田大学の学生団体のメンバーにより発行されている。

## 教員

早稲田大学の新聞学科には、新聞学、政治学、経済学の14人の専任教員と、大手新聞社に正式に雇用されている15人の非常勤講師がいる。2人の専任教授は新聞学の科目のみを担当する。優秀な専任教授として、新聞学科長の久保田教授、杉山教授、吉村教授、横山教授、稲村教授が挙げられる。非常勤講師は新聞学の技術的な面を教える。朝日新聞写真部次長の橋本貞が写真を、毎日新聞連絡部長の岩下禎爾が通信と速記術を、朝日新聞編集員の荒垣秀雄が新聞文章論を、日本経済新聞編集局次長の大軒順三が紙面製作を、加茂正一がタイプライティングを教えている。

## 大学と新聞社の協力関係

1947年夏、早稲田大学新聞学科の学生5人が見習いとして地元紙に雇用された。学生たちは、農業誌や地元紙での雇用を好んで受けている。過去、新聞学科の卒業生は日刊紙からの雇用を確保するのに苦勞していたが、この状況が変化している。現在、新聞社では正式な記者訓練を行う傾向があり、プロの新聞記者による技術研修での訓練が、現場実習でよりよい結果を生むことが期待されている。

## その他の日本の大学<sup>(10)</sup>

### 同志社大学：京都<sup>(11)</sup>

#### 歴史

同志社大学は、1947年10月に初めて新聞学の教育課程を文学部に設置し、そのプログラムは日本新聞協会の教育委員会からの補助金により援助されている。

#### 教育課程

同志社大学は週1回の新聞学の入門講義を設置している。昨年はおよそ80人の文学部、法学部、経済学部の学生がこの科目に出席していた。通常の単位が与えられる。さらに、学生が利用するための新聞学研究室が運営されており、会議机や学生指導、参考図書も利用することができる。1948年の秋には、「新聞発達史」、「編集手法」と「新聞運営」科目が開設される。

同志社大学の学生は、大学新聞「同志社学生新聞」を発行している。

## 教員

以下の教授は、現在非常勤として新聞学科で教えている。新聞学科の設置を計画した文学部長の園頼三、社会学の教授である伊藤喜久治、社会思想の教授である嶋田啓一郎、文学の教授である上野直蔵だ。さらに、京都新聞社の社長である白石古京、大阪朝日新聞の論説委員である矢部利茂、大阪朝日の整理部長である河東茂生は、「新聞一般論」、「総論」、「新聞実学」を教えている。

## 大学と新聞社の協力関係

日本新聞協会は、協会の加盟紙で働く人や、近畿、中国、四国地方にある協会の財政支援や指導で新聞学科を運営している単科大学の学生や教員のために、同志社大学での連続講義を後援した。

これらの講義は理論より実践を重視し、多くの人が参加した。

協力的な訓練や新聞学科の学生への就職斡旋などのための特別な取り決めはない。

神戸経済大学：神戸<sup>(12)</sup>

#### 歴史

神戸経済大学は、1947-1948年の学年度に、日本新聞協会の教育委員会の支援により、新聞学の入門講座を開講した。

#### 教育課程

神戸経済大学の新聞学の講座は週2回で12週間、合計48時間である。1947-1948学年度には、85人の学生が登録していた。これらの学生は皆、講義課程とも密接な役割を果たす新聞学研究会を組織し、新聞に関する研究課題について議論するために頻繁に集まっている。研究会は、ここ一年間で豊富な研究資料を収集している。大学新聞「神戸経済大学新聞」は神戸大学経済会のメンバーにより発行されている。

#### 教員

元大阪朝日の香月保氏が1948-1949年に講義を行う予定である。1949-1950年には、1名の訪問ジャーナリストが東京から、そして3名の新聞記者が大阪から来て共同で講義を行う予定である。

京都大学：京都<sup>(13)</sup>

#### 歴史

京都大学は1947年に初めて新聞学の連続講義を実施した。独立予算をつくる計画が実現できず、連続講義は経済学部で行われた。新聞研究室が、1948年4月に新大阪新聞社からの5万円の助成で開設された。

#### 教育課程

法学部、経済学部、文学部の学生は新聞学に関する2つの連続講義を履修した。これは現在も行われている。1つ目の連続講義は、新聞学概論について1947年5月5日から19日にかけて行われた。同科目は1日2時間実施され、およそ200人の学生が出席した。2つ目の連続講義は、新聞学発展史について1947年11月18日から22日にかけて行われた。回数と出席者数は前述した科目と同様であった。1948-1949年の学年度には、新聞学研究は新たに設立された経済学部の新聞研究室により実施されている。京都大学の学生は、「京都学園新聞」(Kyoto Gakuen Shimbun)を発行している。

#### 教員

小山栄三が1つ目の連続講義を行い、東京大学新聞研究室の責任者である小野秀雄が2つ目を教えた。

## 大学と新聞社の協力関係

京都大学での新聞学の講義は、新大阪新聞社からの助成を受けている。

東北大学：仙台<sup>(14)</sup>

### 歴史

東北大学の新聞学科は1947年に開設される予定であったが、要請していた日本新聞協会からの助成金が間に合わなかった。現在、同学科は1948年の秋に開始されることが予定されている。

### 教育課程

新聞学科は法文学部に設置される予定である。経済学部と法文学部の、およそ20人の学生が登録する予定であるが、この大学の他の学生も聴講生として出席するだろう。

法学士や文学士、経済学士の学位を取得することを望む学生は、各自の学部での学業に加え、下記の科目のうち5科目の試験に合格することが求められることになる。

新聞学概論

新聞学発達史

新聞学原理

新聞編集理論

新聞編集手法

新聞運営

ジャーナリズム科学

ジャーナリズム実践

以下の科目も予定されている。

世論研究

雑誌史

放送論

映画理論

外国新聞研究

## 大学と新聞社の協力関係

東北大学では、新聞学科の学生たちが、大学新聞「東北学生新聞」および東京以北の主要日刊紙で大学とも密接な関係がある仙台で発行されている河北新報で、実習訓練が受けられるようにする計画が進められている。

東北学院大学：仙台<sup>(※2)</sup><sup>(15)</sup>

### 歴史

東北学院大学は、本格的な新聞学教育が実施されている、日本で唯一の大学水準に満たない教育機関である。東北学院大学の新聞学科は、1947年4月に設立された。日本新聞協会の教育委員会

から助成を受けている。

### 教育課程

以下の新聞学の科目が東北大学で行われている：

新聞学概論 1時間 / 週

新聞学倫理問題 1時間 / 週

新聞学実践 1時間 / 週

(テキスト：New York Times の海外版 “News of the Week in Review”)

英字新聞読解 2時間 / 週

(テキスト：New York Times の海外版 “News of the Week in Review”)

### 教員

2人の専任教授が東北学院大学で新聞学を教えている。1人は共同通信社の元社員である堀田栄教授である。もう1人はサクマ・ロク教授で、1948-1949年の冬学期に行われる新聞学の科目を担当する。

## Ⅲ. 新聞社による記者訓練

### 西日本新聞社：福岡

#### 歴史

西日本新聞の記者教育委員会が、新入社員を訓練し、彼らにジャーナリズムの実践と新聞の運営を熟知させることを目的に、1947年2月に設立された。

#### 教育課程

西日本新聞社の全ての新入社員は、1日6～7時間で3週間のジャーナリズム研修を受けることが求められる。科目には、連合国軍最高司令官により発布されたプレスコードや新聞倫理、西日本新聞の規則、業務手順、広告、構成手法、そして現代世界における新聞の役割が含まれる。同委員会は機関紙「新聞研究」を発行しており、その教育課程で用いられている。15人の学生が、1948年の上半期に、同課程を修了した。

#### 教員

西日本新聞社の記者教育委員会は、元編集局長中原荒太郎が主導し、元制作局長権藤猛やイノシタ・ケンジロウ、アラキ・テルコほか西日本新聞の他部局長らが委員として手伝っている。

### 読売新聞社：東京<sup>(16)</sup>

#### 歴史

読売新聞の記者教育委員会は1946年8月に設立された。若手記者および軍務に長期間服していた社員が学生として選ばれた。3ヶ月間の課程が開始され、1948年7月までに実施された4つの課

程から合計 28 人の学生が卒業した。

### 教育課程

読売新聞で記者教育の対象に選ばれた学生は、その籍を教育部に移される。このコースは、連合国軍最高司令官により発布されたプレスコードや新聞倫理、新聞社の各部門で必要な専門技術に重点を置いている。理論と技術の両方が教えられる。

通常の講義のスケジュールは以下の通り：

1. 午前中の 2 時間は、編集や販売、広告、印刷などの基礎が、社の各部長らにより教えられる。
2. 記事執筆に関する実習訓練が、週 2 回学生に行われる。はじめは火事や窃盗の報道といった簡単な課題からはじまり、社会、政治、金融、文化に関する記事に進んでいく。繰り返し書き直すことが重視される。
3. 外部の専門家による特別講義が毎朝行われる。

### 教員

読売新聞社の社長で同紙の主筆でもある馬場恒吾が、記者教育委員会の委員長である。その他のメンバーに、編集部長のヤスダ・ショウジ、教育部長のウネズ・ヤエゾウがいる。各部長や専門家は、外部の専門家と同様に、記者教育課程の講師を務める。過去には、新聞学の分野で傑出した 2 人の権威者が教えていた。東京大学新聞学研究所の小野秀雄と、明治大学や東京大学で教えている世論調査の専門家の小山栄三である

## Ⅳ. 大学の新聞学課程に対する新聞業界の反応

以下に示した出版されている論説からの引用は、日本の大学における新聞学教育の発展に対する報道機関の典型的な反応である。

### 「読売新聞」1947 年 6 月 2 日

読売新聞社取締役四方田義茂氏は次のように述べた。

各大学で新聞の講義が行われ、新聞に対する認識が深まってゆくことは喜ばしいが、現在、この教育が遂行されるには多くの問題があると思う、だいいち各大学の新聞教育を受けた人々を各社で消化することは期待できない、そして、大学で実際教育がどの程度にできるかも疑わしくむしろその時間を一般的な常識の力を培うのに用いたほうがよいのではあるまいか。<sup>(17)</sup>

### 「毎日新聞」1947 年 6 月 2 日

毎日新聞社連絡部長岩下道爾氏は次のように述べた。

新聞教育は発足したばかりで未だとやかく批判すべきではなく、現在の学生諸君が職場にでてからはじめて批判が行われるべきだ、そして技術的なことを大学で教える必要はないという



声もきくが、やつて悪いとはないのではあるまいか、修得した技術は新聞人にならなくても社会に出てから大きく役立つだろう、私としては、本社の仕事と両立させて教えに行くことは相当困難だし、現に困っているのはテキストや参考書がないことだ。<sup>(18)</sup>

「新聞之新聞」1948年2月13日

つい最近までに新聞記者に対して大きな需要があるが、この状況は完全に変わってきた。無論新聞学の卒業生は新聞業界に就職するには成功する。一部の卒業生も実現できないかもしれない。新聞学の教員と学生もこの事実を真剣に考えなければならない。しかし、新聞学の卒業生は新聞業界に就職できないとしても、新聞学科で習った知識は、文化的背景を要求する他の業界に成功に役に立つべきである。<sup>(19)</sup>

高須正郎は以下のように述べた：

自らの養成プログラムがあるため、新聞社は最初に大学のジャーナリズム教育を歓迎しなかったが、この態度が変わっている。過去において新聞業界は大学を経済的などの面を援助してきた。例えば、今年に大阪新聞社は京都大学に5万円の助成金を出し、河北新聞社は東北大学の新聞学講義の発展を支援し、熊本日日新聞社は熊本外語専門学校に新聞学の講義を開設に進めた。現在において新聞業界の支援が拡大し続いて、反対の声が少なくなっている。このような傾向は日本の全国において明白になっているにも拘らず、個別な新聞紙を除いてどちらの新聞社が大学のジャーナリズム教育を積極的に支持するか反対するかを言い難い。それは、それらの教育はつい最近に出現し、新聞業界への影響もまだ分からないのであるから。<sup>(20)</sup>

以下の、新聞学教育分野における2人の主要な教育者による意見からの引用は、彼らの同僚たちが述べた意見を説明するものである：

米山桂三、慶應義塾大学新聞学科教授、1948年6月30日：

当初は、大学での訓練は、各新聞社での徒弟制度を好んでいた新聞社にはあまり評価されていなかったが、新聞社の態度は変化している。特に東京新聞、読売新聞と時事新聞は、正式な訓練の意義に理解がある。労働組合は無関心である。<sup>(21)</sup>

久保田明光、1948年7月1日：

つい最近まで、大学の新聞学科の卒業生は、新聞社にとって特別有用であったわけではなく、またその結果として、彼らの仕事は日本の報道機関において需要がなかった。しかし、今では、新聞社は正式なジャーナリズム教育を奨励しており、また大学も、技術的な科目の多くをプロの新聞記者に教えさせるなど、新聞社の需要に応えようと努力している。<sup>(22)</sup>

## V. 参考文献

## CONFERENCES

- Ejiri, Susumu, Chief of the Editorial Department, Japan Newspaper Association, 19 July 1948.
- Harada, Hisao, University Education Section, School Education Bureau, Ministry of Education, 11 June 1948.
- Hasegawa, Satoru, Chief of the Journalism Course, Nippon University, 3 July 1948.
- Kato, Kazuo, Dean of the Faculty of Law and Literature, Nippon University, 3 July 1948.
- Kawada, Minoru, Newspaper Research Room, Tokyo University, 6 June 1948.
- Kubota Akiteru, Chief of the Journalism Course, Waseda University, 1 July 1948, 19 July 1948.
- Mizumura, Shoji, Instruction Section, St. Paul's University, 30 June 1948, 9 July 1948.
- Mizuno Saburo, Instruction Department of the Faculties of Law and Literature, Kansai University, 12 July 1948.
- Nakano, Teiichi, Director of Instruction, Chuo University, 1 July 1948.
- Noma, Ko, Chief of the Business Department, Nishi Nippon Shimbun, 12 July 1948.
- Oshio, Kameo, Director of the Journalism Course, Meiji University, 2 July 1948.
- Takasu, Masao, Research Section, Japan Newspaper Association, 20 June 1948, 19 July 1948.
- Unezu, Yaezo, Chief of the Education Department, Yomiuri Shimbun, 12 July 1948.
- Yoneyama, Keizo, Director of the Institute of Journalism, Keio University, 30 June 1948.

## REPORTS OF UNIVERSITY OFFICIALS

## TO THE BUSINESS BUREAU, JAPAN NEWSPAPER ASSOCIATION

- Harada, Tatsuzo, President of Kobe Economic University, 9 April 1948.
- Haseda, Taizo, Dean of the Faculty of Law and Literature, Tohoku University, 24 February 1948.
- Idemura, Go, President of Tohoku Gakuin College, 19 February 1948.
- Shizuta, Kin, Dean of the Faculty of Economics, Kyoto University, 6 February 1948.
- Sono, Raizo, Dean of the Faculty of Literature, Doshisha University, 9 April 1948.

## NEWS PAPER ARTICLES

- “Dr. Mott and Journalism Courses,” Shimbun Kyokai Ho, (5 June 1948).
- “Schools of Journalism and The Future of Their Graduates,” Shimbun no Shimbun, (13 February 1948).
- “Student Activities in Journalism,” Shimbun Kyokai Ho, (5 June 1948).
- \_\_\_\_\_ Shimbun Kyokai Ho, 22 September 1947, 5 January 1948, 8 March 1948, 10 March 1948, 2 June 1948.
- \_\_\_\_\_ Shimbun no Shimbun, (a newspaper trade journal), 22 September 1947, 13 March 1948, 7 July 1948.
- Business Bureau, Japan Newspaper Association, The Present Condition of Journalism Courses Japanese Universities and Colleges, June 1947.

- (※1) CIE が、東北学院大学をあやまって東北大学と記したと考えられる。
- (※2) 原文では東北大学となっているが、東北学院大学のことを意味しており、ここでは、東北学院大学として訳出した。
- (1) 会談：江尻進、日本新聞協会編集部門長、1948年7月19日；高須正郎、日本新聞協会研究部門研究員、1948年7月19日
- (2) 会談：ナカノ・テイイチ、中央大学教務部長、1948年7月1日
- (3) 会談：米山桂三、慶應義塾大学新聞研究所所長、1948年6月30日；ハラダ・ヒサオ、文部省学校教育局大学教育課、1948年6月11日  
日本新聞協会、*The Present Condition of Journalism Courses at Japanese Universities and Colleges*、1947年6月。  
「新聞協会報」、(日本新聞協会の機関紙)、1948年6月2日。  
同上、1948年6月5日。
- (4) 会談：大塩亀雄、明治大学新聞学会長、1948年7月2日。
- (5) 会談：長谷川了、日本大学新聞学科長、1948年7月3日；加藤一雄、日本大学法文学部長、1948年7月3日。
- (6) 会談：ミズムラ・ショウジ、立教大学教務部、1948年6月30日と7月9日。
- (7) 会談：神学部の大泉孝神父と神学部の Herzog 神父、1948年6月28日。
- (8) 会談：川田稔、東京大学新聞研究室、1948年6月6日。  
日本新聞協会、*The Present Condition of Journalism Courses at Japanese Universities and Colleges*、1947年6月。  
「新聞協会報」、1948年1月5日。  
「新聞之新聞」、1948年7月7日。
- (9) 会談：久保田明光、早稲田大学新聞学科長、1948年7月1日。  
「新聞之新聞」、1947年3月12日。  
「新聞協会報」、1947年6月2日。
- (10) 大阪の関西大学が、1947年9月から1948年3月に新聞学の課程を設置していた。適任の教員がいなかったため、131人の学生が出席を望んだにもかかわらず課程はその日以降継続されなかった。大学は1948年10月にこの課程を再開するつもりで、最終的には完全な新聞学科を創設する計画である。(会談：ミズノ・サブロウ、関西大学法文学部教務部、1948年7月12日。)
- (11) 同志社大学文学部長園頼三の日本新聞協会業務委員会への報告書、1948年4月9日。
- (12) 神戸経済大学学長花戸龍蔵の日本新聞協会業務委員会への報告書、1948年4月9日。  
「新聞協会報」、1948年3月8日。
- (13) 京都大学経済学部長静田均の日本新聞協会業務委員会への報告書、1948年2月6日。
- (14) 東北大学法文学部長長谷田泰三の日本新聞協会業務委員会への報告書、1948年2月24日。
- (15) 東北学院大学学長出村剛の日本新聞協会業務委員会への報告書、1948年2月19日。  
会談：高須正郎、日本新聞協会研究部門、1948年6月20日。
- (16) 会談：ウネズ・ヤエゾウ、読売新聞教育部長、1948年7月12日。  
「新聞協会報」、1947年3月10日。

- (17) 「新聞協会報」、1947年6月2日。
- (18) 「新聞協会報」、1947年6月2日。
- (19) 「新聞之新聞」、1948年2月13日。
- (20) 会談：高須正郎、1948年6月29日。
- (21) 会談：米山桂三、1948年6月30日。
- (22) 会談：久保田明光、早稲田大学政治経済学部長、1948年7月1日。



## 特集 2: 「ニュースメディアの信頼性を問う」— 「再訪」の試み— 特集によせて

佐 幸 信 介\*

「ニュースメディアの信頼性」は、新聞学研究所が開設された 2007 年に同様のテーマでシンポジウムを開催した。このシンポジウムは、新聞学科の創設 60 周年の記念事業としても企画され、イリノイ大学からクリフォード・クリスチャンズ教授を招請して行われたものである。基調講演の詳細は、本研究紀要『Journalism & Media』第 1 号に収録されている。

前回のシンポジウムから 10 年、メディアをとりまく環境は、大きな変容を経験してきた。とりわけ、近年この信頼性の低下が指摘されるようになってきた。それは、たとえば公益財団法人新聞調査会をはじめ、さまざまな調査機関によって報告されている。また、国際比較調査においても、欧米先進諸国に比べて日本のジャーナリズムやメディアへの信頼性の高さが指摘されていたが、それも陰りをみせている。

ニュースメディアの信頼性問題は、産業としてのマスメディア、あるいは媒体そのものの存立・継続可能性の問題とも関連している。マスメディアがニュースを独占的に担う、これまでのメディア・システムがすでに自明のものではなくなっている。このような構造的な信頼性の低下傾向に対して、SNS や Web などを含めたインターネットの影響が指摘されている。しかし、信頼性問題をこのようなメディアテクノロジーの進展に集約して説明することには慎重になる必要がある。2016 年以降顕著に争点化した、「フェイクニュース」「オルタナティブニュース」「ポスト真実」についても、「信頼」を問うことなく言及することは無意味であるように思われる。

そもそも「信頼」とはどのようなものとして、ニュースメディアの条件となっていたのか。ニュースの信頼性とニュースを発信するメディアの信頼性との関係が、メディアの当事者にとっても、あるいはオーディエンスにとっても確かなものとして共有できない状況に、私たちが直面しているとすれば、共有できない状況に対してどのように学問的にアプローチをすべきなのか。ジャーナリズムやメディア研究に携わるものとして、問われるべきなのは学問的な言説である。つまり、現象としての信頼性と同様に、それと向かい合う言説の信頼性もまた問われなければならない。

このような問題意識にもとづいて、2017 年 12 月 16 日にシンポジウムを開催した。大井眞二氏（本学教授）による基調報告の後、徳山喜雄氏（立正大学文学部教授）、山口仁氏（帝京大学文学部准教授）、小林義寛氏（本学教授）が加わりパネルディスカッションを行った。本特集では、4 氏の報告と問題提起の内容を収録している。詳細は、後掲する論考に譲りたいが、シンポジウムは多角的にアプローチをすることを意図した。ジャーナリズム研究からの大井氏の基調報告では、ニュースメディアの信頼についての認識と方法論が提示され、議論のテーブルが提示されている。それに対して、徳山氏からはジャーナリズムとその活動の実践的場面から信頼性の現実的かつ倫理的な問題が提示された。政治社会学を専門とする山口氏からは、構築主義的アプローチからメデイ

---

\*さこう しんすけ 日本大学法学部新聞学科 教授

アの相互関係・交渉のなかで信頼性が構築される過程が示された。小林氏からはメディアが構成する現実のなかに、ニュースをめぐる言説が内向していることそれ自体が問題視され、ニュースメディアが現実を統合していくプロセスに焦点が当てられた。それに対し、A. シュッツやW. ジェームスの多元的現実論が対置された。

今回のシンポジウムでは、このように多様な立場からの議論が行われた。『ジャーナリズム&メディア』第11号に収録するにあたり、議論をいたずらに収斂させるのではなく、わたしたちが直面している信頼性を問う作業のきっかけとなり、この問題の議論を継続していくための場となれば幸いである。

## ニュースメディアの信頼性を問う —「再訪」の試み—

大井 眞 二\*

### 目 次

1. 「再訪」の意義
2. メディア環境の変化
3. ニュースメディアの信頼性：負のスパイラル
4. 信頼性の回復のために

### 1. 「再訪」の意義

日本大学法学部新聞学研究所は、2007年11月に本稿と同名のシンポジウム「ニュースメディアの信頼性を問う」を開催した。このシンポジウムは上記研究所の同年の創設を記念するもので、生まれたばかりの研究所の理念や今後の研究活動の方向性をどのように具体化するか、などの意味を込めて企画された。

2006年から07年にかけての1年は日本のジャーナリズム界を大きく揺さぶる厳しい年だった。広告をはじめとする様々な経営上のファンダメンタルズの継続的な悪化もさることながら、ニュースメディア各社では記事やデータの捏造をはじめ社説や記事の盗用などのいわゆる「不祥事」が発生した。いくつか例をあげると関西TVの「発掘！あるある大事典Ⅱ」の実験データねつ造事件では、総務省が放送法改正に乗り出すなどの大きな波紋を広げ、結局民放連は同TV局を、番組内容を理由とする初の除名処分とした。社説や記事の盗用も頻発し、またパックジャーナリズムの最たる例、集団的過熱報道（メディアスクラム）も社会の大きな批判を浴びた。当時の新聞協会会長は、こうした「不祥事」の続発を前にして、理事会で「新聞の社会的意義などを論じ、その基盤を確保していく上で、国民からの**信頼**は最大のよりどころだ」として「一連の出来事は**信頼**を傷つける」と述べた（太字は筆者）。

ニュースメディアの信頼性は、他の企業とは異なるニュースメディア企業に固有の重要な資産である。「不祥事」はニュースメディアの資産たる信頼性を傷つけ、オーディエンスからの不信をまねく。これらの事件が、一部のジャーナリストのあまり起こりえない逸脱行為ならば、個々のジャーナリストの単なる倫理違反ならば、それを是正すれば事足りるかもしれない。しかし日本のジャーナリズム文化がそうした問題を引き起こす土壌をもっているとするならば、問題は単なる「不祥事」ではなく、日本のジャーナリズムの抱える「構造的な問題」と見るべきであろう。日本のニュースメディアに「構造的な問題」があり、それが単なる「不祥事」に終わらぬ一連の事件を

---

\* おおい しんじ 日本大学法学部新聞学科 教授



惹起しているのではないか、こうした問題意識が上記のシンポジウムの問題設定につながった。

ジャーナリズムの倫理を根源的に問い直す必要がある、という視点から、このシンポジウムではジャーナリズム倫理学を専門とする Clifford Christians (イリノイ大学) に基調報告を依頼し、彼の問題提起を現場のジャーナリズムはどのように受け止め、とらえ返すかについて、インハウスの制度として発足した朝日ジャーナリスト学校の初代校長である村松泰雄に依頼することにし、本学研究所からは塚本晴二郎と筆者がパネリストとして参加した。Christians の基調報告は本研究所の機関誌『ジャーナリズム & メディア』(創刊第1号、2008年)に掲載しており、ご一読を願いたい。さて彼は基調報告の中で、ジャーナリズムの行為規範としての普遍的倫理を説き、「人間の尊厳、真実、非暴力」を主張した。これに対して、村松は優れたジャーナリズムの与件として、Christians の説く普遍的倫理原則を是としたが、それは言わば「必要条件」であり、それだけで優れたジャーナリズムを生み出す「十分条件」とならないことを指摘して、朝日新聞の「記者行動基準」を例にして、議論を戦わせた(大井、2008)。

## 2. メディア環境の変化

### デジタルメディアの台頭

同名のシンポジウムから10年の月日には、ジャーナリズムそれ自体だけでなくそれを取り巻く環境の大きな変化が横たわっていた。ソーシャルメディアの爆発的な利用は、伝統的なジャーナリズム、ニュースメディアに大きなインパクトをもたらした。このインパクトは多層的、多次的であり、核心をなすのは、いうまでもなくインターネットである。インターネットは新しいメディアの簡易表現となり、メディア・コミュニケーション革命とでもいうべき変動を生み出した。いまやインターネットは「それ自体、様々なコミュニケーション特性と多数の利用条件を持つ『異なるメディアと様式のバンドル』であり、しばしば新しいネットメディアのための用語」(Lierouw & Livingston, 2002)となった。こうしてデジタルメディアが惹起するメディア・コミュニケーション革命によって、「全ての記号やメッセージが一話される言語、テキスト、音声・音楽、画像・動画を含め一同ユニヴァーサルな言語で表現されることができ、とりわけデジタルメッセージは、誰もが処理、編集、増幅、蓄積、流通に参加できる操作性の高いソフトウェアを使って、容易に取り扱うことができるようになったのである」(Schulz, 2014)

### ニュースメディアに押し寄せる変化の波

こうしてインターネットは、メディア・コミュニケーション革命とでもいうべき変動を生み出した。この革命は人びとのメディア利用の習慣を変化させるだけではなかった。市民はもはや伝統的なニュースメディアの単なる受動的な消費者ではなく、それに対抗したり、様々なデジタルメディアの空間でオルタナティブな発言をすることができ、既存のニュースメディアの地位を脅かす存在となった。新しいメディアは主として非政治的目的に利用されるが、ソーシャルネットワーキングの世界的な普及によって、意見の表明、抗議の動員、集団的行動の組織といった政治的目的に動員可能であり、例えば「アラブの春」におけるデジタルメディアの利用は劇的であった。

こうした革命によって、ニュースメディアはいくつかの大きな変化の波に洗われることになっ

た。その第一は、インターネットの膨大な処理・蓄積の性能によって、多重送信の相互接続性に加えて、グローバルなネットワーキング、コラボレーション、共創が可能になった。第一にいまやニュースメディアは、双方向性をもち、市民のアクティブな関与を伴うことになった。第二に、市民のメディア利用は「プル」の活動になり、タイムシフトを可能にし、そのため利用者は従来型のマスメディアの「プッシュ」のメッセージにあまり依存しなくなった。第三に、さらにデジタル技術は、メッセージの複製、再送信および、他者との共有を可能にした。第四に、デジタルメディアのユニバーサルな言語と適応力は、新旧のメディアの融合に拍車をかけ、異なるメディアのプラットフォーム上で、内容の改作、流通を可能にし、いまやすべての主要なオフラインのニュースアウトレットはデジタルメディアのフォーマットで豊富なオンライン・エディションを提供しているのである。第五に、最近のモバイルのデバイスは、メッセージを受信、送信し、また生産するためのユニバーサルなユーザ・インターフェースとなり、利用者は、操作性の高いソフトウェアによって、インターネット特にソーシャルメディアのプラットフォームで、プロフェッショナルなジャーナリズムおよび娯楽メディアと競争する複雑なメッセージを創作し公表することができる。同様に、ジャーナリストはレギュラーに情報資源としてインターネットに頼り、ウェブページやソーシャルネットワーキングサイトから題材を取り上げ、再配信すらしているのである (Schulz,W., op.cit., 2014:59)

### メディア化 (mediatization)

「メディア化 (mediatization)」という概念は、日本においてはメディア状況が「マルチメディア化」するといった文脈で使われる程度に過ぎない概念である。しかし20世紀末ころから、欧米においてはメディアの社会への影響に関わるかつての問題設定に代わって、社会とメディアの基本的な問題を再考する新しい研究課題としてますます重要になってきている。メディア化は、メディアの影響が政治をはじめとして他の広範な社会制度や領域に広がるだけでなく、密接に絡み合うようになっている現実を踏まえ、メディアがそれらの領域や制度それ自体にどのような影響を与えているかを把握、理解しようとする研究の営為から生まれた概念化であり、経験的にも理論的にも有益な概念であることを示してきた。

近年「メディア化」の概念を用いて取り組まれてきた研究をレビューすると、メディア化は社会変化の過程に関わり、その過程において、メディアは異なる社会空間においてますます大きな影響をもつようになり、かつそれらの異なる社会空間に深く統合されるようになった、という認識で一致する。メディアの影響が拡張し、それが社会および社会生活に及ぶ、と社会のメディア化を定義する論者もいれば、後に述べる「メディアロジック」を焦点化して、社会がますますメディアとそのロジックに従う、あるいは依存するようになる過程としてメディア化を定義する論者もいる。

ここで注目には値するのはW・シュルツの研究である。彼は個々の社会的制度や領域を超えたメディア化の過程の類型を作りだそうとしてきた。彼はメディアが人間のコミュニケーションや相互作用を変化させる四つのタイプの過程を確認する (Schulz, 2004, 19(1), 87-101)。第一にメディアは時間と空間の双方において、人間のコミュニケーション能力を「拡張」し、第二にメディアは以前対面的に起こった社会的活動の「代替」となる (たとえば、多くの人びとにとってインターネットバンキングは銀行と顧客の物理的面会に取って代わった)。第三に、対面的コミュニケーション

は媒介コミュニケーションと結合し、そしてメディアは日常生活の一部となるので、メディアは諸活動の「融合」をもたらすのである。第四に多くの異なるセクターのプレイヤーは自分の行動を変えてメディアの評価、フォーマットおよびルーティンに「適応」させなければならない（たとえば政治家は、記者との即興の交換において「サウンドバイト」で自己を表現することを学習する）。これらの過程すべてが社会のすべてのセクターにおいて等しく重要であるわけではないが、このタイポロジーはメディア化研究の有益な分析的ツールである。

このメディア化の過程で様々な現象が起こっているが、中でも注目に値するのは「公」と「私」の境界が、非常に曖昧になってきているという現象であり、と同時に、かつては見えなかったものが、あるいは可視化されなかったものが、益々可視化されるようになってきた現象である。典型的で興味深い例は、TV時代以降の政治スキャンダルであろう（Thompson, 2000）。概念的には、政治家の生活・活動は「公」と「私」に分けることができるが、その境界が現実には曖昧になってきている。それに加えて、政治家が自分では私的な活動と判断していたことがしばしば、例えばTVに取り上げられる、可視化される。TVで可視化されることは、言い換えればTVによって公共性を付与されることであり、もはや政治家は「私的」行動・行為として抗うことができなくなる。

## 二つの「The word of the Year」

二つのシンポジウムを隔てる10年の月日には、ジャーナリズムそれ自体だけでなくそれを取り巻く環境の大きな変化が横たわっていた。こうした変化の意味を象徴する現象を、端的に二つの「The Word of the Year」に見て取ることができる。流行語大賞なるものが日本にあるが、オックスフォード辞書が2016年の「The Word of the Year」として「Post-truth」を選んだ。このことはかなり人口に膾炙されてかなり広く知られることになった。しかし米国のメリアム・ウェブスター辞書が、2005年の「The Word of the Year」としてTruthinessを選んだことは、日本ではあまり知られていない。Truthに関係する単語として形容詞Truthyから名詞Truthinessという流れは理解可能だが、このTruthyは2005年に造語されたのである。

真実 (truth) の概念は、ジャーナリズムとデモクラシーをいかに定義するにしても、その理解に不可欠であったかもしれないが、少なくともジャーナリズム研究のフィールドでは、普通に疑問符が付され、アイロニーやそれが達成不能であることが指摘された。このことは結果的に、学者とジャーナリストの間の拡大する亀裂を生み出した。ジャーナリストは、ジャーナリズム研究における構築主義的アプローチの広範な流通にも拘わらず、真実 (truth) と事実 (fact) そして現実 (reality) を「仲が良い友人」と見なしている (Zelizer, 2004)。しかし、メディアと政治的環境の最近の変化は、真実の概念の再考を促すことになった。こうした変化は具体的には、「Truthiness (真実らしさ)」の概念に具体的に表現されていると言っていいだろう。この語は、Comedy Centralのニュースパロディ番組「The Colbert Report」の最初のエピソードでコメディアンStephen Colbertによってはじめて使われたもので、アメリカ方言学会によって2005年の、メリアム・ウェブスター辞書によって2006年の「流行語賞」に選ばれた。Truthinessは、事実や証拠よりむしろ直感や希望的観測に基づく、真実という主張に関わる。Colbertが自身の本で風刺的に説明しているように、それは「私の真実である。だから躊躇なく受け入れるか、(嫌なら) 放っといてくれ」(2007) ということなのである。

Truthiness の概念は「フェイク・ジャーナリスト」に由来し、ジャーナリストだけでなく政治家を批判するもので、真実の変化するあり様に関わる。現代政治文化において真実を語る実践はいかなる意味をもつのか、ジャーナリズムにあって真実はいかなる基準と性質をもつのだろうか、といったことが一義的に問われる。しかし Stephen Colbert や Jon Stewart のような非主流 (outliers) ジャーナリストが主流ジャーナリズムの権威に、ジャーナリストの定義に、ジャーナリズムにおける真実はいかなるものかに関する概念に挑戦している。こうした事態が伝統的ジャーナリズムでの論議を呼ぶのである。

そして約 10 年後の「Post-truth」。Post-truth は「客観的な事実が世論形成に影響を与えるというよりも、むしろ、個々人の情動だとか個人的な信念にアピールするほうが、世論形成に非常に大きな影響を与えるようになってきているという状況」をさす。2017 年に就任した米国のトランプ大統領が次々との繰り出す「フェイク○○」が、Post-truth と密接な関係をもつという認識が一般的であろうが、ことはそれ程簡単ではない。Post-truth の概念の起源をたどると、一つは米国のジャーナリスト Ralph Keyes が 2004 年に出版した『The Post-truth Era: Dishonesty and Deception in Contemporary Life』にたどり着く。Keyes によれば、Post-truth 時代の特徴は「事実ではないことを知りながら、人を欺くつもりで間違ったことを断言すること」である。さらにこの語を大きく広めることになったのが、著名のジャーナリスト兼歴史家 Eric Alterman であった。Alterman は 2004 年に『When Presidents Lie : A History of Official Deception and Its Consequences』を出版し、同書で 9.11 同時テロをめぐるブッシュ大統領のウソは「Post-truth」(NYT 書評) と断じたのである。また Michael Schudson も同様の指摘をする。彼は副題「truthiness」を付す研究書で、真実と政治の関係性を考察する一方、Alterman と同様、ブッシュ政権の真実を語る実践に分析の焦点を絞っている。ハンナ・アレントの真実と虚言に関する議論を再訪し、広範な歴史的実例を参照して、ブッシュ政権は真実と政治の関係性の新しい形態を導入した、と論考を結論づける。Schudson によれば、政治における虚言は新しい現象では決してないが、ポスト 9/11 の政治文化における事実の無視乃至軽視は、真実と政治の不安定な関係性に新たな広がりを与え、その意味を Truthiness の概念によってある程度把握することができる、と論じ、ジャーナリズム研究のフィールドで事実と真実に関する議論を復活させる必要があることを示唆した (Schudson, 2007)。

### 3. ニュースメディアの信頼性：負のスパイラル

#### 多様性の欠如

いまニュースメディアに、信頼性に関わるどんな問題が起こっているか、を考えてみたい。第一に、デジタルメディアの台頭によって、ニュースのウェブサイトを含めて、アウトレットは増えているが、それに見合うようなニュースや意見の多様性が生まれてないという問題がある。第二に、伝統的なニュースメディアを横断して、長期的なオーディエンスの減少が進行していることが挙げられる。この問題と関連して、第三に、この 10 年、ビジネスのファンダメンタルズ、特に新聞でいえば、販売市場も広告市場も縮減していくという、メディア経営の悪化の問題がある。オーディエンスの減少とビジネス・ファンダメンタルズの悪化は、「販売市場」と「広告市場」でのシェア

減少を意味し、それは収益の危機 (crisis of profitability) をもたらしている。

ニュースメディア産業だけでなく、他のビジネスにあっても経営悪化の処方箋は大抵対蹠的である。まず、人員を削減する、レイオフする、取材報道に関わる経費を削減する、といった対策がとられる。しかしデジタルメディアの急速な進展によって、ニュースをはじめとするアウトレットの数が急増するけれども、人員は増員されるどころか減員されているので、対応できずジャーナリズム活動の一部をアウトソーシングする、といったことが行われる。そのためニュースのカバレッジの幅が減っていき、多様性が失われていくといったような事態が生じる。高まる外部情報源への依存によって、例えば英国では、お手軽な Churnalism や Mcjournalism の現象が顕著になり、あるいは BGM のようにしか聞こえない Newzak といった、伝統的ジャーナリズムを蝕むような現象が生まれてきている (Davis, 2008)。つまり、オーディエンスの長期的な減少が経営環境の悪化を生み、そうした状況に信頼性の長期的な低下、信頼性の危機 (crisis of credibility) が重なり、負のスパイラルが生じているのである。

### 信頼性の構造・構成要素

メディア批判は、歴史的にはその起源を近代的な「新聞の誕生」に遡ることができ、メディアの歴史と並行する現象である。時代や社会によって批判の具体的な矛先は異なり、主としてニュースに向けられ、それほど頻繁ではないが、ニュースの生産過程、つまり取材や報道の方法、さらにはジャーナリズムという社会制度とその価値にも向けられてきた。しかし近年の批判の対象は、生産物だけでなく生産過程や制度や価値へと拡大しているように思われる。また批判とは若干位相を異にするが、ジャーナリズムの制度や価値に対する不信、信頼の欠如は、ジャーナリズムの「存在意義」にかかわるだけにきわめて重要な意味をもっている。いまニュースメディアの信頼性を問うのは、こうした「信頼性の危機」(crisis of credibility) が進行しているという問題意識にある。

メディアの信頼性は、信頼性が多くの類義語をもつだけでなく、長期にわたり繰り返される研究であり、結論的に言うと複雑で多次元的な概念である。日本語では「信頼性」とシンプルだが、例えば英語の世界では believability あるいは reliability あるいは trust といったように類義語が多数あり、実際調査のレベルでも、あるところでは trust を使っている、あるところでは believability の用語を使うことがままある。非ネイティブスピーカーには把握しにくいニュアンスがある。

Pamela Shoemaker のジャーナリズムの生産過程に関わる研究 (1996) を参考にすると、分析的には信頼性の構造は三つの階層に分けることができる。第一の階層は、ニュースそれ自体に対する信頼性であり、不正確な記事、偏向した報道、ニュース需給のギャップなどにかかわる。第二の階層は、ジャーナリズムの生産過程、とりわけ取材報道の手続きや方法に対する信頼性にかかわる。第三の階層は、ジャーナリズムの社会制度のありように関する視点であり、社会においてジャーナリズムの果たすべき役割、核心的な価値などの制度的側面にかかわる。メディアの信頼性は三つの階層構造をなして形成されているという概念化である。

この図式に従って研究を概観すると、ニュースそれ自体に対する信頼性の研究はかなり進み、いろいろ興味深い知見がもたらされてきたが、第二の階層、「取材や報道の手続きや方法」に対してについて見ると、研究の前提になるような様々な疑念が生まれてきている。近年急速に進んだ政治スキャンダルの可視化 (Thompson, 2000) によって、公私の境界の揺らぎに従って、公職候補者、

政治家に関する報道・取材が変化している。例えば候補者の私的な背景をさぐる、あるいは候補者の重要なプライバシー情報である医療情報までさぐる、張り込みをするといったことが実際に行われるようになり、それに関してはかなりネガティブな評価が生まれてきている。

最近では、「ニュースの需給ギャップ」の研究が非常に興味深い。伝統的に、ニュースメディアが「ニュース」として提供するものと、オーディエンスが「ニュース」として求めているもの間に乖離があることは、昔から言われてきた。例えばシカゴ社会学の祖の一人、ジャーナリストでもあった Robert E. Park は「われわれの大半が掲載したいことは、大半の読者の読みたいと思うものではない。われわれは啓蒙的なもの、そう思われるものを載せたいのだが、彼らは興味深いものを望んでいる」(1981 [1940]) と書いた。両者のギャップは、1920年代の読者「公衆」をめぐるリップマン・デューイ論争でも論争の話題となった。リップマンは、大多数の市民は現代デモクラシーが直面する複雑な問題を理解したり取り組んだりしないし、出来ない、従ってメディアによる情報提供はそうした問題の解決にならない、と主張した。他方デューイは、市民は公共問題を理解できるし、その知識に基づいて行動することができるが、「メディアはそうしたサービスを十分提供してない、市民は完全な情報をもとめている」と主張した。このギャップがかつてないほど拡大しているのではないか。Pablo J. Boczkowski と Eugenia Mitchelstein の『The News Gap』の研究は、三つの地域から7カ国、それ等の国の20の主要メディアのニュースサイトの比較分析を行い、どれだけギャップが生まれてきているのかということを明らかにしている。この種の研究は皆無ではないが、これほど大規模な比較の研究は例がなく、非常に興味深い。

### 信頼性の多様な尺度・次元

米国の研究者は、さまざまな方法を使って、メディアの信頼性を理解しようと試みてきた。われわれがまず参照すべきは、C. Gaziano と K. McGrath の研究 (Measuring the Concept of Credibility, *Journalism Quarterly*, 63(3), 1986) である。とりわけ Gaziano は、信頼性の次元を新聞やテレビのニュースに絞って、その信頼性を12の次元に操作化し (C. Gaziano, *News Peoples' Ideology and the Credibility Debate*, *Newspaper Research Journal*, 9(1), Fall, 1987)、このモデルはその後の研究のベンチマークとなった。この12の次元は、①信用性 (believability) ②正確性、完全性、事実の隠蔽 ③信頼性 (trustworthiness and reliability) ④偏向のないこと、報道のバランス、公正公平、客観性など ⑤他の活動 (プライバシー侵害や記事のもみ消しなど) ⑥活動の全体的評価 ⑦メディア制度への信頼 (他の制度と比較された) ⑧メディアの独立性 ⑨メディアの権力/影響力 ⑩メディアと政府との関係 ⑪誠実性および倫理的基準 ⑫プロフェッショナリズム、から構成される。

この12の次元は、先に指摘した3つの階層に従ってある程度に分類できるが、相互に重複するものも多数含まれている。第1のニュースそれ自体に関するものとして、例えば、正確なニュース、不完全な記事の回避、偏向なき記事、報道のバランス、公正公平な記事の扱い、客観性などが構成要素としてかわり、第2の生産過程では、活動の全体的な評価を含めて、プライバシーの侵害など倫理的に問題のある取材報道の方法や誠実性および倫理的基準、あるいはプロフェッショナリズム、さらに信用性や信頼性などがかかわっていることが了解されるだろう。第3のジャーナリズムの社会制度やその核心的価値をめぐっては、メディア制度への信頼、メディアの独立性、メ

ディアの権力／影響力、メディアと政府との関係、などがかかわっていると見ることができよう。

#### (1) オンラインニュースへの着目

その後米国の信頼性研究は、基本的には、Gaziano らのパラダイムに従って研究がすすみ、さらに、メディアによる信頼性の要因の相違、その後登場したオンラインニュースの信頼性などを研究対象にするなど、質の上でも量の上でも大きな発展を示してきた。

例えば、E. Ognianova (The Value of Journalistic Identity on the WWW, AEJMC Conference Paper, July 2001) は、オンラインニュースの信頼性を測定するため、SD法を用いて、①事実提供的－独断的、②フェア－アンフェア、③正確－不正確、④信頼に値する (trustworthy)－信頼に値しない、⑤バランスのとれた－バランスを欠いた、⑥偏向している－偏向していない、⑦当てになる (reliable)－当てにならない、⑧完全な (thorough)－不完全な、⑨情報提供的な (informative)－情報提供的でない、といった興味深い研究を行っている。

#### (2) 比較メディア的研究

マイアミ大学の R. Abdulla ら (The Credibility of Newspaper, Television News and Online News, AEJMC Conference Paper, Sep. 2002) は、新聞、テレビおよびオンラインニュースの信頼性を比較し、それぞれの信頼性の構成要素の違いを明らかにしている。それによれば、新聞は真面目な、ニュースにコミットするメディアと見なされ、他方テレビのニュースは、娯楽メディアの付録と見なされ、むしろニュース番組のアンカーのパーソナリティーと結びつけられる傾向があり、また、インターネットやウェブは「ニュース専門」と見なされない、とされる。その上で、彼らは信頼性のメディア比較の次元として「娯楽」の要素が考慮されるべきだと主張する。

彼らは、新聞の信頼性の基礎は、バランス、誠実性 (honesty)、時事性 (currency) にあるが、新聞が信頼性をさらに獲得するためには、記事の語り方においてバランスがとれ、情報提供において完全であり、かつ客観的、公正公平、正確であって、偏向がないと認められる必要がある、と主張する。またニュースの提示にあたっては、誠実で、信用できる、信頼に値する、と見なされねばならないことを指摘する。

信頼性に加えて、もっと大きなメディアの責任を問うた T. Dickson ら (Public Trust, Media Responsibility and Public Journalism, AEJMC Conference Paper, Sep. 2002) は、信頼を回復し、責任を果たす手段としてパブリック (シビック) ジャーナリズムに注目した。調査対象者の日刊紙編集者と新聞ジャーナリズム教育者は、パブリックジャーナリズムが客観性の原理と衝突する懸念をもちながらも、読者のメディアへの信頼性を改善する潜在的に有益な手段と見なし、特にパブリックジャーナリズムの「読者の声にもっと耳を傾ける」は、既存のニュースメディアにとっても受け入れやすく、かつ重要な手段と評価した。

#### メディア不信の理由

多くの米国の信頼性研究は、読者・視聴者がメディアを疑う理由として、メディアは①ニュースよりも利益や視聴率を重視している、②あまりにも強力、③スキャンダルやインフォテインメントに焦点を絞っている、④鈍感で、偏向し、不正確、④人びとを傷つけている、⑤犯罪や災害の犠牲

者を利用している、⑥アンフェア、⑦冷笑的、⑧自身の誤りをたださない、⑨メディア制度はあまりにも良く似ている、⑩メディアはあまりにも強力である、⑪メディアは特殊利益 (special interests) であるか、特殊利益の代弁者である、といった認識にあることを明らかにしてきた。信頼性を改善する手段は、こうした疑念や認識を払拭することにあるのは、言うまでもないことだが、現実に関係性を回復するための方策がそれほど容易に見つからないことも認めざるを得ない。

しかしその上で小括するとすれば、信頼性はバランスが取れていること、誠実性 (honesty)、時事性といったことがその基礎になっている。こうして信頼性は、記事の語り方においてバランスが取れて、情報提供において完全であり、客観的、公正公平 (fair) であり、正確であり偏向がないといったような要素が非常に重要になってくる。またニュース提示において、誠実で、信用できる、そして信頼に値する、と見なされることが重要になる。他の企業と違い、外部に生産の題材を求めるのは、企業としてのニュースメディアの重要な特徴である。これら外部の人・組織・データはニュース源、情報源であり、これまでの知見から、多様な信頼できる情報源からニュースを送り出していることが信頼性につながることを明らかにしてきた。加えて、公的な情報源への過度の依存から脱却する必要がある。あまりにも公的な情報源に依存し過ぎているというオーディエンスの認識は、容易に不信に結びつく。

#### 敵対的メディア仮説

現在の日本社会が米国のように分断的、あるいは分極的になっているかどうかは難しい問題だが、信頼性の研究に引きつけると、興味深い研究課題が浮上する。それは、敵対的メディア仮説と称されるもので、社会を分断的にするパルチザン、熱烈な党派の支持者は、かなり歪曲した形でメディアを見るのであり、それがメディア不信につながっている、といった仮説を立てる。様々な研究の知見から、熱烈な党派支持者が、分断、分極化のもとになっている、そしてまたメディア不信につながっていると主張する論者も多いが、この10年間に懐疑論者だとか冷笑主義者といった人達も、同じような態度でメディア不信を募らせていると思われる兆候が見られるのである。

熱烈な党派支持者は、①フェアネスを異なる仕方で評価する、②他と異なる側面をしばしば想起する、という傾向をもち、①選択的記憶、②選択的カテゴリー化、③異なる基準、といった心理的メカニズムが働くとされる。これらの要素がメディアの不信を募らせるように機能するなら、懐疑論者も冷笑主義者はどうだろうか (例えば Kraus ed. 1990: 69-83 参照のこと)。

#### 4. 信頼性回復のために

##### デジタルメディア時代の「新たな倫理」

いま、ニュースメディアはいくつかの大きな変化の波に洗われている。すでに述べたようにインターネットの膨大な処理・蓄積の性能によって、多重送信の相互接続性に加えて、グローバルなネットワークワーキング、コラボレーション、共創が可能になった。ニュースメディアは、双方向性を持ち、市民のアクティブな関与を伴うことになった。市民のメディア利用は「プル」の活動になり、タイムシフトを可能にし、そのため利用者は従来型のマスメディアの「プッシュ」のメッセージにあまり依存しなくなった。さらにデジタル技術は、メッセージの複製、再送信および、他者との共



有を可能にした。デジタルメディアのユニヴァーサルな言語と適応力は、新旧のメディアの融合に拍車をかけ、異なるメディアのプラットフォーム上で、内容の改作、流通を可能にし、いまやすべての主要なオフラインのニュースアウトレットはデジタルメディアのフォーマットで豊富なオンライン・エディションを提供しているのである。また最近のモバイルのデバイスは、メッセージを受信、送信し、また生産するためのユニヴァーサルなユーザ・インターフェースとなり、それを操作性の高いソフトウェアによって、利用者は、インターネット特にソーシャルメディアのプラットフォームで、プロフェッショナルなジャーナリズムおよび娯楽メディアと競争する複雑なメッセージを創作し公表することができる。同様に、ジャーナリストはレギュラーに情報資源としてインターネットに頼り、ウェブページやソーシャルネットワークングサイトから題材を取り上げ、再配信すらしているのである (Schulz, W., op.cit., 2014:59)。

こうした状況を踏まえ、「パブリック・コミュニケーション」の大きな枠組みからジャーナリズムを捉えると、デジタルメディア時代のニュースメディアの「新たな倫理」の構図が見えてくる。3つの視点から考えてみたい。第1に、パブリック・コミュニケーションとしてジャーナリズムは、コミュニケーションのアカウントビリティが求められる。アカウントビリティは、日本では説明責任と訳されるが、単に結果について説明すれば責任が果たされる、と安易に解されている場合が多い。本来のコミュニケーションのアカウントビリティは、結果についての説明責任だけでなく、コミュニケーション過程全般に関わるものと理解されるべきである。コミュニケーション過程を重要視することは、第2のコミュニケーションのトランスパレンシー（透明性）につながる。ニュースメディアは、言うまでもなく公表することによって多くの問題を惹起するような、多くの未成熟な情報を抱えている。多少の不都合が生じるのは受忍限度と心得て、コミュニケーション過程全体についていかに透明性を確保できるか、ぎりぎりまで努力することが求められている。何故このニュースが新聞のトップ記事に、TVニュース番組のトップ項目にくるのか、オーディエンスの疑問に答える。どのように、事件が再構成されるのか、ニュースの主役が複雑な要素で構成されるのか、事件に関わる時間が圧縮されるのか、これらはジャーナリズムのルーティン、手続き、ニュース価値などの側面から、あるいは後述のニュースメディアのロジックから、十分に説明し、ニュース生産過程を透明にすることが出来る。第3はコミュニケーションのインタラクティブ（双方向性）である。これはデジタルメディアにとって有効なアプローチであることは言うまでもないが、伝統的なジャーナリズム、ニュースメディアでも、その重要性はいささかも減じない。これまでの一方通行になりがちなニュース生産過程にどのようにしたらインタラクティブにできるか、どのような媒体につくり替えることができるか。いま何ができないか、何をすべきなのかを絶えず問うことは、優れたジャーナリズムの与件となる。

### 新たな「メディア教育」

G・マゾレニとW・シュルツは、メディア化を、他の社会制度・領域が、その自律性を失い、その中心的な機能においてコミュニケーションメディアに依存するようになる、そして継続的にコミュニケーションメディアとの相互作用によって形成されるようになること、と説明する (Mazzoleni, Gianpietro, and Schulz, Winfred, *Mediatization of Politics: A Challenge for Democracy? Political Communication*, 16(3), 2010:247-261) が、現代のコミュニケーションメデイ

アを他の社会制度・領域にとって重要な意味をもつアクターに変えてしまったのは、メディアロジックである。こうしてメディア化は、以前はコミュニケーションメディアから相対的に独立していると考えられていた他の社会制度や領域におけるメディアロジックの制度化によって特徴づけられる、メディアに誘導された変化のダイナミックな過程として定義され得るのである (Schrott, Andrea, Dimensions: Catch-All Label or Technical Term, in Lundby, Knut, ed., Mediatization, Concept, Changes, Consequences, Peter Lang, 2009:41-62)。こうして、ニュースメディアの核心的な制度的特徴は、「メディアロジック」と称される、組織を横断する活動のモードである。メディアロジックはニュースメッセージを選び、解釈し、構築するメディア固有のルールに関わる。こうして、制度的ルールとしてのメディアロジックは、他の社会制度や領域にますます侵入するようになり、そこではメディアロジックが今や適切な行動を定義する既存のルールを補うことになる。

今日の急速にメディア化する社会にあつて、われわれ自身を、他者を、そして世界を認識し解釈する、それに基づいて行動する方法として、メディアロジックが益々重要になってきたとするならば、われわれは新たなメディア倫理の構築を見守るだけでなく、メディアロジックをさらに掘り下げて理解する必要がある。その点で有益な示唆を与えるのは、メディアの中でももっとも明確なロジックをもつと思われるニュースメディアを対象化したロジックの究明であり、ロジックを構成するカテゴリーの概念化である。例えばF・エサー (2013) は、他の社会制度、とりわけ政治制度のロジックに対応させて、ニュースメディアロジックを構成する三つの下位概念を示唆する。エサーによれば、総体としてニュースメディアのロジックを形作る三つの次元は、プロフェッショナルリズム (プロフェッショナル化)、商業主義 (商業化) およびメディア技術 (技術の変化) である。これらの三つの下位概念は全て、個々のニュースメディア組織だけでなく全体としてのニュースメディア制度におけるニュース生産の文化に影響を与えるのである。

ニュースメディアロジックを構成する三つの次元の概念化は、何よりもまずニュースメディアとは何か、どのようなロジックで活動するか、オーディエンスにとっていかなる問題を生み出すか、の理解に大いに資する可能性を持っている。ニュースメディアの信頼性の回復は、前提としてニュースメディアに関する正確な理解が必要である。新たなメディア教育も、迂遠なようだが、そこから出発しなければならない。

#### 引用・主要参考文献

- 大井眞二 (2008) 「新聞の信頼性とは何か」、『新聞研究』2008年2月号、日本新聞協会。
- 大井眞二 (2008) 「日本のジャーナリスト像 特集ジャーナリストとは何か」朝日総研レポート
- 大井眞二 (2011) 「信頼に足るジャーナリズム：多くの声、一つの思い」『ジャーナリズム&メディア』(4号)  
日本大学法学部新聞学研究所
- 大井眞二 (2018) 「メディア化時代のジャーナリズム」、大井眞二、田村紀雄、鈴木雄雅編『現代ジャーナリズムを学ぶ人のために』(第2版) 世界思想社
- 大石裕、岩田温、藤田真文 (2000) 『現代ニュース論』有斐閣
- Abdulla, R., et al., (2002) *The Credibility of Newspaper, Television News and Online News*, AEJMC Conference Paper, Sep.
- Atton, C. and Hamilton, J (2008) *Alternative Journalism*: Sage.

- Blumler, J. G. (2010) Foreword: The Two Legged Crisis of Journalism, in *Journalism Studies* 11(4): 439-441.
- Boczkowski, P. and Mitchelstein, E. (2013) *The News Gap*: MIT Press
- Carey, J. (1989) *Communication as Culture*, Boston: Unwin Hyman.
- Christians, C. G. (2008) Trust and a New Ethics. 『ジャーナリズム&メディア』(創刊1号) 日本大学法学部新聞学研究所
- Colbert, S. (2007), *I am America (and so you can!)*: Grand Central Publishing
- Davies, N. (2008) *Flat Earth News*, London: Chatto and Windus.
- Dewey, J. (1927) *The Public and Its Problems*: Gateway Books.
- Dickson, T. et al., (2002) *Public Trust, Media Responsibility and Public Journalism*, AEJMC Conference Paper, Sep.
- Esser, F. (2013), Mediatization as a Challenge: Media Logic vs Political Logic, in Kn'esi, S. et al eds., *Democracy in the Age of Globalization and Mediatization*, Palgrave Macmillan: 166-174.
- Esser, F & Strömbäck, J. eds., (2014) *Mediatization of Politics*; Sage.
- Gans, H. (1979) *Deciding What's News*. News York: Northwestern University Press.
- Gillmor, D. (2004) *We the Media*: O'Reilly Media.
- Gaziano, C., and K. McGrath, (1986) Measuring the Concept of Credibility, *Journalism Quarterly*, 63(3).
- Gaziano, C., (1987) News Peoples' Ideology and the Credibility Debate, *Newspaper Research Journal*, 9(1), Fall, 1987)
- Hjarvard, S., (2013) *The Medlatization of Culture and Society*: Routledge
- Kraus, S. (1990) *Mass Communication and Political Information Processing*; Laurence Erlbaum: 69-83.
- Lang, G. E. and Lang, K. (1983) *The Battle for Public Opinion.' The President, the Press and the Polls during Watergate*. New York: Columbia University Press.
- Lasswell, H. (1948) The Structure and Function of Communication in Society, in L. Bryson (ed.) *The Communication of Ideas*. New York: Institute for Religious and Social Studies. (Reprinted 1964 by Cooper Square Publishers.)
- Lievrouw, L., & Livingstone, S. (2002) *Handbook of New Media: Social Shaping and Consequences of ICTs*: Sage.
- Lippmann, W. (1922), *Public Opinion*: Macmillan.
- Lippmann, W. (1925), *The Phantom Public*: Harcourt Brace.
- Ognianova, O. (2001) *The Value of Journalistic Identity on the WWW*, AEJMC Conference Paper, July.
- Park, R. (1981 [1940]), Introduction. In *News and the Human Interest Story*, ed. H. Hughes. Transaction.
- Pew Research Center, <http://www.pewglobal.org/2012/12/12/social-networking-popular-across-globe>
- Pew Research Center, <http://www.journalism.org/2017/09/07/news-use-across-social-media-platforms-2017/2017>
- Schulz, W. (2004) Reconstructing Mediatization as an Analytical Concept, *European Journal of Communication*, 19(1): 87-101)
- Schulz, W. (2014), Mediatization and New Media, in Esser & Strömbäck, eds. *Mediatization of Politics*, Sage

- Schudson, M. (1995), *The Power of News*: Harvard University Press.
- Schudson, M. (2009), Factual Knowledge in the Age of Truthiness, Zelizer, B. ed. *The Changing Faces of Journalism: Tabloidization, Technology and Truthiness*: Routledge
- Shoemaker, P. (1996) *Mediating the Message*: Longman
- Thompson, John B. (2000) *Political Scandal: Poility*.
- Tuchman, G. (1978) *Making News*, New York: Free Press (『ニュース社会学』 鶴木真、櫻内篤子訳、三嶺書房)
- Zelizer, B. (1999) *Taking Journalism Seriously*: Sage Publications
- Zelizer, B. (2004), When Facts, Truth and Reality are Good-Terms: On Journalism's Uneasy Place in Cultural Studies, *Communicaton and Critical Cultural Studies*, 1-1: 100-109
- Zelizer, B. (2009) *The Changing Faces of Journalism: Tabloidization, Technology and Truthiness*: Routledge



# ニュースメディアの信頼回復への一つのカギ

徳山 喜雄\*

## はじめに

ニュースメディアの信頼性が揺らいでいる。このように指摘されて久しい。「メディアの信頼性の低下」は、別言すれば「メディア不信の増幅」ということではないだろうか。私は2016年夏まで、30年以上にわたって全国紙の記者をし、国内外の大きな事件や出来事を取材する機会を得た。こうした経験にもとづいて、近年、日本のニュースメディアの信頼性が落ちてきた理由について考えるとともに、その対策のひとつについて言及したい

## 1. どうしてメディアの信頼性が低下したのか

1990年代以降、「メディアの信頼性の低下」につながっていったと思われる報道現場での特徴的な出来事について、順を追って5点説明したい。

### 1.1 報道被害の問題がクローズアップ

1990年代から2000年代にかけてメディアスクラム（集团的過熱取材）をはじめとする報道被害の問題がクローズアップされた。報道被害は大別すれば、取材過程で起こるものと、報道後に生じるものがある。後者の代表例は誤報であるが、当時もっとも問題視されていたのが、取材過程で発生する「集団取材」によるものだった。

大事件・事故が起きたとき、当事者やその家族、周辺住民らに報道関係者が殺到し、多大な迷惑をかけ、ときには人権やプライバシーなどを侵害する。突然、事件などに巻き込まれた一般市民が犯罪（事故）被害と報道被害のダブルパンチを受けるわけだ。

代表的なものとして1997年5月に発生した神戸市の小学生殺害事件がある。神戸市須磨区で殺害された小学生の頭部が中学校の正門に置かれるという猟奇的な事件で、逮捕された容疑者が中学3年生（14歳）の少年だったことから、世間はいっそう衝撃を受け、取材はエスカレートする一方になった。

犯人の少年に対する保護処分が決定された際、殺害された小学生の父親は次のようなコメント（97年10月17日付）を発表している。

「法律により犯人がその人権およびプライバシーが極めて手厚く保護されているのに対し、被害者およびその家族の人権やプライバシーは全く保護されていません。今回の事件においても、報道の名のもとに、悲しみのどん底に突き落とされた私たち家族の人権やプライバシーは蹂躪され、通常の生活さえもままならない状況が長く続きました。その上に、私たちの心に受けた深い傷を、さらに広げようとでもするかのようない報道も多数みられました」（朝日新聞大阪社会部

---

\*とくやま よしお 立正大学文学部社会学科 教授

1998 : 245-246)。

1998年夏の和歌山毒入りカレー事件では、和歌山市園部第十四自治会の夏祭りのカレーにヒ素が混ぜられ、4人が死亡し、60人以上が中毒になった。「食中毒」というのが事件の第一報だったため、立ち上がりは和歌山の地元記者だけの取材だったが、まもなくカレーに毒物が混ぜられていたことが判明。単なる食中毒から一転し、真夏の夜のミステリアスな「無差別殺人事件」に発展、新聞や放送、雑誌などの記者が全国から大挙して押し寄せた。自治会の住民は約70世帯200人。狭い地域に住民の数を上回るカメラマンや記者が殺到、現場は容疑者が逮捕されるまでの2カ月間以上にわたり混乱を極めた。事件発生から1週間後、自治会のほぼすべての住宅の玄関に「心身共に疲労しています。報道取材を自粛して静かに休息させて下さい」と書いた紙が張り出された。

もう一つ挙げれば2001年6月、大阪府池田市にある大阪教育大学附属池田小学校に刃物をもった男が乱入し、小学校低学年の児童8人を次々と刺殺した。事件発生から3日目の6月10日、亡くなった児童8人のうち7人の葬儀が個々に営まれた。ある葬儀会場の正面入口には、「ご遺族のご意思により、報道関係の方のご入館は固くお断り申し上げます」との大きな看板が立てかけられた。

「会場前には六人の警備員に加えて、約十人の警官が点々と立った。弔問客が殺到する有名人の葬式ならいざ知らず、大事件の被害者とはいえ一私人の葬儀にこれだけの警官が配置されるのは、いかにも違和感があった。あるテレビ局のカメラマンと記者が入口付近に行くと、警官が制止し、『遺族の方がカメラを回さないでほしいといっているの、近づかないように』といった」(徳山喜雄 2001 : 49)。報道被害を繰り返す「悪役の」マスメディアの記者やカメラマンから、「市民の味方の」警官が犯罪被害者を守るといった構図がここにあった。

以上にあげた3つの大事件を私は現場で直接取材している。17年11月に92歳で亡くなった元共同通信編集主幹の原寿雄氏は、私のインタビューに答え、当時の状況について「マスメディアは権力と市民に挟撃されている」と説明。メディアが権力からも市民からも「敵視」されているという、荒れた報道現場の状況を的確に論評していた。

このような状況と軌を一にするかのように公権力側は、メディアに対して法規制の動きをみせた。たとえば、政府が当時、国会(第151回)に提出した「個人情報保護法案」(継続審議に)、自民党を中心に準備を進めていた「青少年社会環境対策基本法案」、法務省の人権擁護推進審議会が答申した強制調査権のある行政委員会「人権委員会」(仮称)設立案などが挙げられる。

## 1.2 記者クラブ問題の再燃

2000年代は記者クラブ問題が再燃、既成メディアは記者クラブという既得権益の上にあぐらをかき、情報を独占している、ニュースメディア間の健全な競争ができていないなどとフリーランス記者や研究者らから強く批判されることになった。記者クラブの閉鎖性については、ニコニコ動画などネットメディアからも批判された。

記者クラブ批判の主なものとして、たとえばフリージャーナリストの上杉隆氏は「日本の新聞・テレビ記者たちは世界中で笑われている。その象徴が日本にしかない『記者クラブ』制度だ。メモを互いに見せ合い同じカンニング記事を書く『メモ合わせ』、担当政治家が出世すれば自分も出世する歪んだ構造、権力におもねり掴んだ事実を報道しない体質。もはや新聞・テレビは権力を

チェックする立場と国民に知らせる義務を放棄したも同然である」(上杉隆 2008:裏表紙)などと述べている。

既成メディア側にいい分もあろう。上杉氏が記者クラブについて語っていることが、すべて正しいわけでもないかもしれない。しかし、ネットメディアなどを通じて増幅された記者クラブ批判によって、既成メディアの信頼性が大きく傷ついたことは事実であろう。

### 1.3 メディア不信が渦巻いた原発報道

2011年3月11日に東日本大震災があり、1000年に一度といわれる大津波が発生。東京電力福島第一原発が爆発事故を起こした。多くの避難民がでるなか、たとえば福島県南相馬市など市民が屋内避難(自宅待機)するところに既成メディアは安全のためと称して取材に入らなかった。20キロ圏、40キロ圏などと線を引き、報道機関の本社が記者やカメラマンを取材に行かさなかったのだ。

しかし、そこに住民がいるのに、取材に行かない。この判断を読者や視聴者はどのように受け止めたのだろうか。メディアからは電話取材だけで、実情がうまく伝えられなかった。業を煮やした南相馬市の桜井勝延市長は「生活物資が足りない状況」をユーチューブで世界に訴えた。現場からはせめて住民がいる地域は取材したいという要請があったが、報道機関幹部は許可しなかった。これは、ことなかれ主義の何者でもなく、報道機関の責任放棄といえる。

朝日新聞の科学部長をしたことがある柴田鉄治氏は「どんな事件でも事故でも、現場に急行することがジャーナリストの務めである。現場に行かないジャーナリストなんて、ジャーナリストとはいえないことは明らかだ。それが、同じ東日本大震災でも津波の現場にはどんどん入って行って取材していたのに、原発事故の現場にはほとんど入ってっていないのだ。／それも、新聞社やテレビ局が『危ないところには入るな』という指令を出していたためと聞いて、愕然とした。新聞やテレビ局の幹部は、それでジャーナリズムの使命は果たせると考えていたのだろうか。……住民たちが住んでいる周辺地域にも、メディアはほとんど入らなかった。これは、日本のメディアが世界中に恥をさらしたとっていいほどの驚くべきことだった」(柴田鉄治 2013:150-151)と疑問を呈している。

例外もあった。事故から4日目に現場に入ったのは、NHKのETV特集の取材班で、そのときの模様は教育テレビ「ネットワークでつくる放射能汚染地図～事故から二ヵ月～」(2011年5月15日放映)で1時間半にわたって放送した。かつてチェルノブイリ原発事故を取材したディレクターの七沢潔氏らが放射能測定専門の科学者らと現場に入り、放射能汚染の状況を調べた。しかし、これはNHK幹部から許可をとっての取材ではなく、のちに物議を醸すことになるが、取材班が幹部に取材許可を求めていたら、取材は実現しなかったかもしれない。現場のディレクターらの機転を利かしての作戦勝ちといった要素が強いと思われる。

TBSテレビ「NEWS23クロス」の取材班は11年3月22日、南相馬市に入り、屋内避難区域にもかかわらず、食料供給や医療などの町の機能が麻痺し、残された住民の生活が困窮する状況を取材。その日のうちに放送した。取材班の責任者だった萩原豊氏は「桜井勝延市長は、市役所で『初めてです、メディアが入ってくれたのは』と歓迎してくれたが、むしろ遅くて申し訳ないという気持ちだった」(萩原豊 2013:91)と振り返っている。粘り強く本社と交渉し、取材許可を得た例



だ。

萩原氏はまもなくネットワーク営業部に異動し、現場から外されることになる。望まない異動を強いられることになったのは、本社の意向に背いて現場取材を求め続けた萩原氏への懲罰的な意味合いがあったものと、私は理解している。

原発の安全神話に荷担してきたのも既成メディアであり、いざ事故があると例外をのぞいてまとも取材もしなかった。「大手メディアは、『大本営発表』を繰り返した」「現場から逃げた」と強く批判され、強いメディア不信が渦巻くことになったのは、当時の状況を振り返ると必然であったともいえる。

#### 1.4 2014年問題で信頼を失った朝日

朝日新聞は2014年8月、「慰安婦」報道の一部を取り消した。しかし、それをめぐっての事後処理の不手際から、右派メディアからの激しいバッシングにあい、信頼を大きく失墜することになった。

朝日は1982年9月、日本の植民地時代の韓国・済州島で朝鮮人女性を強制的に連行し、旧日本軍兵の性の相手をする慰安婦にしたという吉田清治（せいじ）氏の証言を記事にした。しかし、この証言が虚偽であるということが分かったのにもかかわらず、32年間も放置し、14年8月5、6日朝刊に突然と検証記事を掲載、16本（のちに18本に訂正）もの記事を取り消した。

32年後の訂正とは、どういうことなのだろうか。それまで朝日は、訂正せずにはおかむりをしてきたのだが、右派に支えられる安倍晋三政権が誕生し、この件で社長を「証人喚問」や「参考人招致」するなど脅され、放っておくわけにはいなくなった。報道機関の社長や幹部が記事について国会で証人喚問されるなどは、あってはならないことだ。前例となり、政府の気に入らない記事を書いた新聞社の幹部が次々と召喚されるようなことになったら、それは民主主義の終わりだ。

このようなことがあり、記事取り消しというもっとも重い訂正をした。しかし、この検証記事に対して、「説明不足だ」「記事を取り消しながら、謝罪がない」などという批判があちこちからあがった。ジャーナリストの池上彰氏も朝日の連載コラム「新聞ななめ読み」で同様の批判をしたところ、あろうことか朝日がこのコラムの掲載を見合わせた。言論機関が自分にとって都合の悪い言論を封殺することなど、あってはならないことだ。これが週刊誌のスクープとして伝えられ、大問題に発展した。

さらに朝日は、政府が福島第一原発事故をめぐって吉田昌朗所長に聞き取りをした吉田調書を手。「所長命令に違反 原発撤退」「福島第一 所員の9割」などとする記事の特報した。9割の所員が命令違反で逃げていたとはショッキングな記事だ。原発の再稼働などありえない、と思った人が多かったことだろう。

しかし、これも後に判明するのだが、そのようなことはなく、遅れて調書を手した産経新聞や読売新聞、毎日新聞などが真逆の報道をすることになった。朝日の編集幹部は記者会見で「調書の評価の間違いではなく、事実の間違いである」とまでいい、14年9月にこの吉田調書報道も取り消すことになった。

吉田証言の取り消し、池上コラムの封殺、吉田調書の取り消しと、たったひとつのことでも新聞社を揺るがすような大きなことが、わずか1カ月の間に三つも重なり、朝日にトリプルパンチを与

えることになった。これが14年の朝日新聞問題のあらまじだ。

同時に右派メディアは慰安婦報道に関わった元朝日記者を個人攻撃した。この記者は神戸の女子大教授への転身が決まり、朝日を早期退職していたが、『週刊文春』が14年2月6日号に「慰安婦報道で捏造記事を書いた記者が女子大教授に、何を教えるのか」というような記事を掲載。その結果、大学前で街宣活動をするという右翼からの脅迫が大学にあり、大学はこの記者の内定を取り消すことになった。

女子大生を人質にとった卑劣ともいえる行為に発展したわけだ。この記者は捏造記事など書いていないと主張し、裁判をしている。また、読売の販売系の部署は、一連の朝日問題で、朝日を攻撃するパンフレットをつくり、朝日の読者を読売に変えようとした。しかし、この件は各方面から非難され、読売は謝罪することになった。このようにマスメディアがリベラルと保守系に極端に二極化し、一方的に自らの主張を繰り返し、聞く耳をもたない態度に対して、朝日新聞だけでなく、朝日を攻撃したメディアも信頼を落とすことになった。

朝日への右派メディアからのバッシングは14年がピークであったが、いまでも続いている。たとえば、産経新聞は18年1月26日朝刊(4面)に月刊「Hanada」3月号の全面広告を掲載。「朝日新聞の提訴と断固、戦います」とする特集で、「朝日による言論抹殺 小川榮太郎」「『作られた疑惑』加計問題 萩生田光一」「新聞人として情けない行為 阿比留瑠比」「典型的なスラップ訴訟だ！ 有本香」などの活字が踊る。

特集は、小川榮太郎氏の著書『徹底検証「森友・加計事件」朝日新聞による戦後最大級の報道犯罪』(飛鳥新社、2017年)をめぐる、小川氏と飛鳥新社に対して朝日が起こした謝罪広告掲載と5000万円の損害賠償訴訟へ反論する体裁をとっている。

また、植村氏へのバッシングも途切れることなく続いている。植村氏は17年2月、沖縄米軍基地への反対運動「辺野古座り込み」集会に参加した。それを聞きつけた『週刊新潮』が17年3月2日号に「今度は沖縄基地問題に食指が動いているようだが、その論理、メチャクチャです」などと植村氏を批判する記事を載せた。

### 1.5 情報収集や発信の流れの「可視化」

デジタル化によるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の普及もメディア不信の引き金になったとえる。インターネットが普及するまでは、既成メディアが情報を独占し、読者も視聴者もどのように情報源から情報が流れ、どう記事が書かれ、発信されていくのかが、よく分からなかったと思う。それが、ネットの普及で、情報収集や発信の流れが「可視化」されるようになってきた。そうなる、これまで「第4の権力」といわれエスタブリッシュメント(既得権益層)の一角にいた既成メディアのブラックボックス化していた部分が露わになり、「おかしいんじゃない」ということになってきた。これもメディア不信の大きな要因ではないだろうか。臭いものに蓋をするということが出来にくくなってきたということだ。ここに「マスゴミ」などという言葉も生まれてきた。

以上、メディア不信をめぐる5点の出来事を挙げた。これらが絡み合い今日のニュースメディアの「信頼性の低下」という状況が生まれてきたのではないかと考えている。

## 2. 納税者の代弁者であるはずの既成メディア

既成メディアと市民（タックスペイヤー）との関係は、どのようなものであったのだろうか。タックスペイヤーは税金を納めている人なので、税金の使い道などの「知る権利」を有している。これは民主主義の原則のひとつで、既成メディアは納税者と暗黙の契約を結び、納税者の代表として取材・執筆し、国家権力が正当に行使されているのかを監視してきたといえる。

それが、ネットの普及とともに特権的ともいえる地位がほころびはじめ、納税者との信頼関係が崩れてきているといえる。「あなた方のような身勝手な人たちに知る権利を託す必要がない」「私は託していないよ」という人が増えてきているのではないだろうか。別言すれば、納税者の代弁者であるはずの既成メディアが誰に寄り添っているのか、という問題がクローズアップされてきたといえる。

たとえば、読売新聞は2017年5月3日の憲法記念日の紙面で、安倍晋三首相との単独インタビュー記事をトップで伝えた。「憲法改正 20年施行目標／9条に自衛隊明記／教育無償化 前向き」との見出しが躍った。しかし、憲法改正という重大なテーマは、一つの新聞に語るのではなく、記者会見でオープンにし、多様な質問を受けるべきではないだろうか。改憲を主張する読売の政治部長がインタビューしており、改憲が前提となった質問になっていた。本来は、「現行憲法をどう考えるかを問うことから始めるべき」ではないか。憲法を変えることが双方にとって自己目的化しているような内容だった。

国会の衆院予算委員会で当時の民進党の長妻昭氏が憲法改正発言の真意を安倍首相に問うと、「自民党総裁としての考えは読売新聞に相当詳しく書いてある。ぜひ熟読してほしい」という答弁をした。

こんなにおかしなことがあるだろうか。国会で説明責任を果たし、国民に訴えるのが首相の役割だ。一新聞を「熟読せよ」とは、民主主義の根幹にかかわる暴言といえないか。憲法やメディアに詳しい慶応大学教授の鈴木秀美氏（憲法、メディア法）は「批判的な質問を受けずに済む方法を選んでおり、メディアを選別した非民主的な手法だ。自民党総裁として党本部などで記者会見し、質疑応答の中で真意を明らかにすべきで、首相の発言とともに各メディアの分析や批判も報じられるのがあるべき姿だ」（毎日新聞17年5月12日朝刊）と批判する。

このような報道への非難に対して、読売新聞は10日後の5月13日朝刊に、編集局長名で記事を掲載。「安倍首相が、憲法改正についてどのような考えを持っているのかを直接取材し、広く伝えることは、国民の関心に応えることであり、本紙の大きな使命であると考えた」「首相は単独インタビューではなく、記者会見の場で語るべきという意見も一部にあるようだが、新聞記者としては違和感を抱く。取材は単独で行うことが原則である。問題意識を持って独材（独自ダネのこと）を追いかける熱意が、さまざまな事実を掘り起こし、報道の質と信頼を高めていく」とする考えを述べた。

しかし、ここで問われているのは、「権力とメディアの距離」、言い換えれば「安倍政権と読売新聞の距離」の問題だ。この肝心な部分については、ひと言も触れられておらず、十分な説明になっていなかった。

また、加計学園問題の獣医学部創設をめぐる、「総理のご意向」という文章が存在していた前川喜平・前文部科学省事務次官に対して、読売は首相官邸のリークにもとづいて、前川氏は新

宿・歌舞伎町の「出会い系バー」に頻繁に出入りしているとの記事を17年5月に掲載した。しかしながら、加計学園問題の本質は、獣医学部新設に際し政治的な関与があったのかどうかという点だ。前川氏を個人攻撃する「出会い系バー通い」は枝葉の話で、めくらましのような問題のすり替えでしかないと考えられる。

このように権力と一体化するメディアの問題も根深いものがある。メディアは権力に寄り添うのではなく、一般の市民、一般の納税者に寄り添うべきではないだろうか。

私はジャーナリズムの要諦は、「権力監視（番犬）」機能と考えている。「ニュースメディアの信頼性」を考えると、「権力とメディアの距離」の問題も喫緊に再考する必要があるだろう。

### 3. 「部族化」が進む社会でのニュースの信頼性

「ポスト真実」「フェイクニュース（偽情報）」という言葉が、頻繁に使われるようになった。「ポスト真実」はオクスフォード大学出版局が2016年を象徴する言葉として選んだ。世論形成をするうえで、客観的事実の説明よりも、嘘であっても感情に訴える方が影響をおよぼす状況といったものだ。

これは16年春の英国の欧州連合（EU）の離脱の是非を問うた国民投票について、多くの主要メディアは残留派が勝つとみていたが、離脱派が残留派の票を上回った。離脱派は嘘八百を並べ、EUを離脱するとバラ色の未来があると、格差社会で割を食っている労働者層などに訴えて支持を得た。

同じく16年秋の米国の大統領選においても、主要メディアはヒラリー・クリントン前国務長官が圧倒的に優勢と報じ、政治経験のない不動産王のドナルド・トランプ氏は負けるとしていた。しかし、どうだろう。トランプ氏が米国大統領に大方の予想を裏切ってなったのである。

トランプ氏もグローバル化の影響で「忘れられた人々」になった白人労働者層から圧倒的な支持を得た。彼らにとって既得権益層を罵倒するトランプ氏の言葉は、嘘か本当かはどうでもよく、溜飲を下げて拍手喝采した。

民主主義を代表し、ジャーナリズムをリードしてきた英米で、ひどい誤報があったわけだ。エスタブリッシュメントの一角にいる既成メディアには、「忘れられた人々」の言葉や思いが目に入らなかったわけだ。既成メディアが完全な敗北を喫した。

「フェイクニュース」という言葉がある。トランプ大統領はニューヨーク・タイムズ紙やCNNの記事に対して「フェイクニュースだ」と、ことあるごとにいっている。しかし、これは言葉通りの「嘘の情報だ」という意味よりも、自分に都合の悪い内容や、自分とは異なる意見を「フェイクニュースだ」といっているのである。

「フェイクニュース」は昔からあった古典的な言葉だが、使い方が変わってきている。いまは、かつてイエロージャーナリズムといわれたタブロイド紙などが嘘の情報をまことしやかに流し、それをもってメディア不信が醸成されたという段階ではない。

米国で顕著である。トランプ大統領は18年1月17日、「最も腐敗し、偏見に満ちた主要メディア」と自らが考える「フェイクニュース」を発表。選んだ大半はトランプ氏に批判的なメディアだ。トップ10には、CNNが4つ、ニューヨーク・タイムズが2つ、ABCニュース、タイム誌、ワシントン・ポスト紙、ニューズウィーク誌が選ばれた。いずれも自身やトランプ政権に関するも

のばかりである。

これは何もトランプ氏だけのことではない。共和党支持者はリベラルなニュースや論調をフェイクといい、民主党支持者は保守的なニュースや論調をフェイクという。読売新聞（18年1月19日朝刊）の連載「試練の民主主義①」は、ピュー・リサーチ・センターのアレック・タイソン上席研究員に話を聞き、「共和支持層は郊外の広い家を好み、民主支持層は狭くても都会志向との調査結果もあり、米社会では、イデオロギーによって生活圈や交友関係までも隔離しようとする『部族化』が進んでいる」との言葉を紹介している。米世論の分極化、社会の分裂について「部族化」とする表現は、言い得て妙だ。

社会や国民が極端に分断され、それぞれが殻に閉じこもり、相手のいうことに聞く耳を持たないという、世界的に非常に不安定な状態になってきているともいえる。

私は既成メディアがもつ特権意識は幻想に近づいていると考えている。状況は少しずつ違っているが、英米でも日本でも同じではないだろうか。既成メディアは早急に意識改革を図り、「信頼性」を回復するために、自分たちのあるべき姿を考え直すべきだろう。

#### 4. むすびにかえて——ファストニュースからスローニュースへ

若い層を中心に活字が読まれなくなり、テレビも視聴されなくなってきた。新聞の部数が漸減している。大部数を誇る読売新聞や朝日新聞の部数減は凄まじい。日本ABC協会の調べによると、読売の2017年上期（1月～6月の平均部数）の発行部数は883万部で、5年前の12年上期よりも110万部減、朝日の17年上期は625万部で、同じく5年前の12年上期よりも142万部も減少している。

両紙とも5年間で100万部以上の大部数を失うという落ち込みようだ。どこで下げ止まるのか、底なし沼に足を取られているかのようだ。新聞は既存のビジネスモデルで、これまでのような収益をあげていくのは、もはや限界に達しているといえる。贅肉をそぎ落とし、新聞のもっとも重要な社会的役割に特化した取材態勢や経営の転換が求められているのではないか。

「新聞のもっとも重要な社会的役割」、換言すれば「存在意義」は何なのか。それは権力監視機能と考えられる。調査報道なども駆使し、公権力が正当に行使されているのか、不正が隠蔽されていないか、ウォッチしていく番犬機能だ。多大な労力と経費がかかる仕事だが、これは譲れない一線で、これをしなくなったら「新聞」でなくなり、民主主義の存立さえ危ぶまれるのではないか。

では、逆にカットできるものは何か。速報のために割くコストと労力は膨大で、ここを軽減できるのではないか。全国紙の朝日や読売新聞はほとんど通信社に頼らず、ストレートニュースを取材し、速報していく。さらに分析や解説記事も書き、調査報道もする。ネットもテレビもある時代なのだから、災害時などの報道をのぞき、速報や自前主義にこだわらず、スローニュースに軸足を移していくべきだ。

スローニュースは、スピード重視の速報でなく、深掘りした検証や分析、解説に力点をおいていくとするものだ。近年では、英BBCが意図的にネットなどに流される「フェイクニュース」対策として、事実の深掘りやデマの真偽を検証するスローニュースに報道の軸足を移す戦略を明らかにしている。BBCは16年の英国のEU離脱報道の大失敗で、たいへんな危機感を抱いたようだ。

新聞の大幅な部数減は避けられまい。テレビの報道番組の視聴者離れも避けられまい。だからと

いって、権力監視機能を放棄するのは自殺行為である。TBS テレビの「筑紫哲也 NEWS23」でキャスターを務めた、元朝日新聞記者の筑紫氏はかつて「生存視聴率」という言葉を使い、高視聴率を取るためにニュース番組の質を下げるのではなく、質を維持することに心を砕いていた。新聞も「生存部数」を維持しながら、本来の新聞の役割をまっとうすることが求められているのではないか。ニュースメディアの信頼回復への一つのカギが、ここにあるように思える。

(止め)

**引用・参考文献：**

- 朝日新聞大阪社会部（1998）『『暗い森——神戸連続児童殺傷事件』朝日新聞出版』
- 上杉隆（2008）『ジャーナリズム崩壊』幻冬舎
- 柴田鉄治（2013）『原子力報道 5つの失敗を検証する』東京電機大学出版局
- 徳山喜雄（2001）「集団取材による『報道被害』をなくすために—新しいメディア・エシックスの確立に向けて—」『朝日総研レポート』2001年10月号、No.152
- 萩原豊（2013）「報道の使命か、取材者の安全か 本社を説得して30キロ圏内へ」『Journalism』2013年6月号、no.277



# ニュース・メディアの信頼性の構築に関する問題提起

山口 仁\*

## 1 はじめに

本稿の目的は、社会的構築主義の視座を手掛かりに、現代のメディア環境におけるニュース・メディアの信頼性の構築過程について検討し問題提起することである。現代のメディア環境を表現する言葉は「情報化社会」、「インターネット社会」、「ソーシャルメディア社会」など様々ではあるが、そこである程度共有されているのは既存メディア、すなわち新聞やテレビなどのマス・メディアの置かれた苦境である。マス・メディア組織が経営的に苦境に立たされているという問題だけではなく、ニュース・メディア（≡ジャーナリズム）としての信頼性が低下しているという問題もある。確かにニュース・メディアの活動にとって経済的な基盤は必要ではあるが、それ以外にもオーディエンスから信頼されることが必要である。

では、そもそも「メディアが信頼される（信頼できる・信頼性がある）」とはどのような現象なのだろうか。メディアの信頼性に関する議論は得てしてそうした問いをせずに、実践的・規範的・訓詁的な観点から議論を展開してきたように思える。そこで、本稿では「メディアの信頼性はどの次元に存在するものなのか、それはどう生まれ維持され変容するものなのか、そして現代社会ではどのような特色を示すのか」という関心のもと、問題提起をしていきたい。

## 2 社会的構築物としての「信頼性」

まず、本稿において基本的な概念となる「信頼（性）」について考えてみたい。社会学者のニクラス・ルーマンは人間社会において「信頼」が必要とされる理由について、以下のように述べている。

将来は、人間のもつ現在化の能力の手に余るのである。にもかかわらず人間は、このような常に複雑な将来を伴った現在において生きていかねばならない。従って人間は、自らの将来を現在の尺度で不断に剪定し、複雑性を縮減していかねばならないのである（ルーマン 1973=2010：19）。

私たちが「ニュース（・メディア）を信頼する」というときにも、そこでは「自らの将来を現在の尺度で不断に剪定」している。ニュースを受け取った人々の「将来」には様々な可能性がある。その中には、いま受け取った情報が間違っている可能性、将来それが間違っていたと判明する可能性、さらに送り手が意図的に情報を操作している可能性、といった「好ましくない」可能性も含まれている。しかし、われわれはそうした可能性があるにもかかわらず、今まさに「そういうことは

---

\*やまぐち ひとし 帝京大学文学部社会学科 准教授



ないだろう」と判断している。つまり、ニュース・メディアやその情報をとりあえず「疑わない」のである。メディア・リテラシーの重要性を訴える議論では、しばしばニュースを疑うことの必要性が強調されるが、すべてのニュースを疑うことは原理的にできないし、われわれも実際にはそうしていない。通信社が伝えるニュースもインターネット上の匿名アカウントの書き込みもどちらも情報であるが、「通常」は後者ではなく前者の方を信頼する。またインターネット上の情報でも、政府ドメインのものなら、権威ある学会のサイトに掲載されているものなら信頼できる…、という判断を私たちは日常的に繰り返し行っている。言い換えれば、そうした情報・情報源に対する疑いを停止している。

こう考えるとわれわれが「何かを信頼する」ということは、「信頼できる（信頼性がある）」と解釈する、もしくはそうした解釈を当り前のものとして意識することもなく受け入れるということである。つまり「信頼できるメディア」とは、われわれの解釈を通じて形成されるものなのである。

### 3 社会的構築主義の視座の適用

このように信頼性をニュース・メディアの諸活動そのものではなく、そうした諸活動についての人々の解釈にもとめる視座は、極めて「社会的構築主義的」なものである。「社会的構築主義」といってもその視座は多様なものであるが、ヴィヴィアン・バーは、①自明の解釈への批判的スタンス、②（解釈の）歴史的および文化的な特殊性、③社会過程によって支えられる解釈、④相伴う解釈と社会的行為、の4つが社会的構築主義の主要な条件であるとしている（バー 1995=1997：3-12 参照）<sup>(1)</sup>。この4つの要件を参考にしながら、メディアの「信頼（性）」を社会的構築主義の視座からとらえなおしてみると以下ようになる。

#### ① 信頼性はニュース・メディアの実態を反映するとは限らない

構築主義的な発想では、人々の解釈・知識は必ずしも自然的・社会的な現象を忠実に反映したものではないと考える。しかしそういう解釈が当り前のものとみなされていくことを批判する（ジェンダーなどが典型的）。

本稿の問題関心に引き寄せて考えると、つまりわれわれがあるニュース・メディアを「信頼できる」と解釈したとしても、その解釈は必ずしもニュース・メディアの実情を忠実に反映したものとは限らないということである。後述するように、ニュース・メディアを過剰に信頼するときもあれば、その逆に過剰に不信感を持つということもある。構築主義はそうした解釈を疑う視座を提供する。

#### ② 信頼のされ方は歴史的・文化的に異なる

構築主義的な発想では、物事を解釈する仕方は不変ではなく、時代や社会によって異なると考える。バーは「どんな文化にも特有の知識の諸形態があり、したがってそれは文化の所産（前掲書：6）」と述べているが、同じような現象でも時代や社会によってその解釈のされ方は異なる。ある時代に問題視された行為が、別の時代では賞賛されたりする事例は枚挙にいとまがない。

本稿の文脈でいえば、われわれがニュース・メディアを「信頼できる」と解釈する仕方も時代や社会によって異なるということである。ニュース・メディアに期待される役割や規範も常に同じで

はない。もちろん「誤報やねつ造はしない」という基本的な事柄に関してはそれほど差がないだろうが、ニュースを伝える際にはどこまで価値観・立場性、感情を込めるべきなのか、どんな報道スタイルが好ましいか、こうした規範は時代や社会によって相応の差が出てくるだろう。

### ③ 信頼性は社会過程を通じて社会的に構築されていく

構築主義的な発想では、個人的になされた解釈はコミュニケーションのような社会過程を通じて他者と共有され、そうした解釈が繰り返し行われることで常識化・制度化し、社会的に自明視されていく。こうして特定の解釈が、社会的に構築されたものになっていく。

あるニュース・メディアが「信頼できる」という解釈も個人的なものにとどまればそれは社会的に影響のある解釈にはならない。そうした解釈がほかの人と共有され、何度も繰り返されることで当り前のものになり、常識とみなされ、制度化へつながっていく。ニュース・メディアの信頼も長い間をかけて社会的に構築されてきたのである。逆にそれまで「信頼できる」と解釈されていたメディアであっても、なんらかの不祥事や事件を起こして「信頼できない」と解釈され、そうした解釈が人々の間で共有され、それが繰り返されていけば次第に信頼できないメディアとしての評価が定着していくことになるだろう。

### ④ 信頼性は社会的行為の正当化につながる

構築主義的な発想では、ある現象の解釈はその現象にまつわる諸活動を正当化すると考える。バーは「世界の記述ないし構築は…（中略）…ある様式の社会的行為を支持し、ほかのそれを退ける（前掲書：7）」と言っている。

本稿の文脈では、社会的に「信頼できる」とみなされたニュース・メディアはそうではないメディアに比べて、その活動が正当化されると言い換えることができる。例えば、ある地域の人々から信頼されているメディアは、その地域で取材を行いやすくなったり、その情報を人々も重視するようになる。

## 4 「信頼できるメディア」の構築・構成に関する議論から見えてくるもの

ニュース・メディアの信頼性を構築主義的にとらえることによって、どんな議論の方向性が見えてくるのか。本稿では以下の4つをあげたい。

### ① ニュース・メディアの「実態」と「解釈」である信頼との間にはズレがある

前節の①でも指摘したし、若干繰り返し気味になるが、社会的構築主義をはじめとする人々の解釈に着目する視座は、「本当の姿（実態）」と、「イメージされた姿（解釈・構築物）」とを比較し、それらの差異・ズレに対する批判的考察を可能にする。モラル・パニック論はこうした視点の典型的なもので、社会問題の「実態」と過大に描写された「イメージ」の違いを批判する。<sup>(2)</sup>

本稿の文脈ならば、次のようなことがいえるだろう。つまりニュース・メディアの「実態」に比べて、ニュース・メディアに関する信頼性が過大に／過少に「解釈」されるという問題である。そもそもニュース・メディアの信頼性は世論調査を通じて測定されるが、そうした調査データももとをたどれば回答者の「解釈」の蓄積である。調査の回答者が、ニュース・メディアの常に「実態」

を把握しているとは限らない。ニュース・メディアについての形成された「イメージ」に基づいて回答していることも十分考慮すべきだろう。もちろん、モラル・パニックのように「信頼できないニュース・メディア（≡問題あるメディア）」という過大な解釈が広まる場合もあるし、逆に根拠なく「信頼できるメディア」という解釈が広まる場合もありえるだろう。

これは私見ではあるが、昨今、「ニュース・メディアの信頼性の低下」が指摘されるはいるものの、では昔のニュース・メディアが信頼に値するものであったかといえ、かなり疑わしい。周知のように、かつての新聞の犯罪報道では容疑者は呼び捨てにされ、詳細な住所まで報道されていた。いまからみれば人権感覚に乏しいと言われても仕方ない。また著名な新聞社がいくつもの捏造事件を起こしてきたことを踏まえれば、以前のニュース・メディアの「実態」が信頼するに値するものだったかは疑わしい。「ニュース・メディアの信頼性が低下している」といってもそれはあくまでも「解釈」であり、必ずしも「実態」を反映しているとは限らないのである。

もっともこれが、ニュース・メディアにとって「よいこと」であるかといえ、むしろ逆だろう。今後、ニュース・メディアが「あるべき姿」に向かって邁進して、仮にそうなったとしても、人々がそれをそのまま「信頼できるニュース・メディア」として解釈するとは限らない。ニュース・メディアの信頼性は、ニュース・メディアの実態の次元ではなく、そうした実態に関する人々の解釈の次元に構築されるからである。

## ② 信頼性が構築される過程の現代的な特徴(1): 論評されるニュース・メディア

現代社会におけるニュース・メディアの信頼性の構築過程を考えるにあたっては、メディア環境の変化、特にコミュニケーションのあり方の変化を欠かすことはできない。以前のようなマス・コミュニケーションが主流だった時代では、情報の流れは「1対不特定多数」でマス・メディアはその送り手側であった。受け手側（一般の人々）は情報発信の手段をほとんど持ってなかった。そのため、ニュース・メディアの信頼性に関する解釈を個人で行うことはできたとしても、そうした解釈を公に発信し、遠く離れた他者と共有する手段はほぼ持ち合わせていなかった。たしかにニュース・メディアの信頼性が問題となるような事件・出来事はあったとしても、その端緒はマス・メディアや雑誌などの非主流マス・メディアの報道が端緒となることがほとんどだった。したがって、一般の人々がニュース・メディアについてメディアを用いて広く社会の人々と論評する機会は極めて限られていた。つまり、一般の人々はニュース・メディアの信頼性を構築する社会過程に参加することが難しかったのである。

またこれはニュース・メディアに限ったことではないが、以前はそれぞれのメディア業界で活動する人々の「実情」、業界そのもの「内実」を、一般の人々がうかがい知るのも難しかった。もちろんメディアに関する研究や論評、もしくはフィクション（たとえばメディアで仕事する人々を題材にしたドラマなど）を通じて業界の情報を知ることはできたが、そうした情報もメディアが発信するものとして「編集」が行われていた。しかし、昨今のメディア環境、とくにSNSにおける情報発信は「編集」が入りにくい。こうした情報が「本当」のメディアの姿かどうかは別にして、少なくとも表面的にはニュース・メディアの「実情」や「内実」はインターネット・SNSによって可視化が進んだ。かつてはそれほど可視化されていたとはいえないニュース・メディアの取材行為も、昨今では一般のSNS利用者が簡単にそれを記録し公に発信できるようになった。

以前だったら、さして問題視されなかった（もしくは問題視されたとしてもそれを他者と共有する手段がなかった）ニュース・メディアの諸活動をめぐって解釈が行われ、「信頼されるメディア」が構築（多くの場合は脱構築だが）される。たとえば、被災者を取材するニュース・メディアの「横暴」な活動は、SNS利用者によって即座に記録され、発信され、共有される<sup>(3)</sup>。メディア環境の変化によって、ニュース・メディアの信頼性に関する構築過程も活性化してきたといえる。

### ③ 信頼性が構築される過程の現代的な特徴(2)：構築過程の分極化・タコツボ化

さらに信頼性の構築過程に関しては、「信頼できるニュース・メディア」という解釈が共有される範囲が問題になってくる。マス・メディアによるマス・コミュニケーションを前提としていた時代では、ある解釈が社会全体で一定程度、共有されたり自明視されたりするとみなされていたように思うが、現代でもそうになっているかは分からない。むしろ、それぞれの人々が自分たちにとって都合の良い「信頼できるニュース・メディア」を構築しているのではないだろうか。

その兆候はいくつかある。例えば、ここ最近、ニュース・メディアの信頼を解釈するとき、「フェイク・ニュース」は一つのキーワードであり「ラベル」になっている。このラベルが付与されたニュースやそれを配信するニュース・メディアは「信頼できないもの」と解釈されることになる。しかしこの「フェイク・ニュース」というラベルは、特定のニュース・メディアに対して一方的に付与されているというよりは、むしろ政治・社会的に立場が異なる者同士が、お互い敵対者に付与しあうものになっている面もある。少なくとも近年の日本で出版された「フェイク・ニュース」に関する書籍を概観すると、このラベルはマス・メディアがネット・メディアに対して用いているだけではなく、逆にネット・メディアがマス・メディアに対して用いることもある<sup>(4)</sup>。

信頼性の構築過程の参加者が増加したことにより、ニュース・メディアはそうした主体の中の一つにすぎなくなった。端的に言えば、ニュース・メディアは論評の主体から論評の対象になったのである。もはや、ニュース・メディアは自身の信頼性の構築過程においても、特権的な地位を維持することができなくなっているのではないか。昨今のSNS上ではそう考えられる事例に事欠かない<sup>(5)</sup>。

それがマス・メディアかネット・メディアかはともかく、社会全体で「信頼できるメディア」を構築し、それが伝える情報を「とりあえず」信頼し、そうした情報に基づいて社会的に討論・議論を活性化させ、世論を形成し、それを政治に反映させる…それが民主主義の守るべき「建前」であるだろうが、そうした「建前」が揺らいでいる。こうした主張は、しばしば「フェイク・ニュース」批判で展開されるものであるだろう。しかし問題はもっと深刻で、「フェイク・ニュース」のメディアが台頭するからでも、「信頼できるメディア」が無いからでもなく、「信頼するニュース・メディア」を各々有している（そしてそれらの間で対話性がほとんど無いこと）ことこそ問題なのではないだろうか。

## 5 おわりに：ジャーナリズム論を超えて「ニュース・メディアの信頼性」をとらえる

本稿ではここまでニュース・メディアの信頼性に関する議論をしてきたわけだが、実はこうした議論は他の領域における信頼性に関する議論とほぼ平行なものになっていると筆者は考えている。それは筆者が属している（ことになっている）アカデミズムの世界についても同様であるだろ

う。大学の教育力への不満、大学の研究の低迷、大学教員・関係者への不信、そしてそうした背景には様々な要因による大学の財政難にともなう経費削減、不安定な地位に置かれる（若手）研究者たち、研究・教育に対する世間の無知・無理解などがある…こうした大学をめぐる議論は、ほぼそのままニュース・メディア業界にも当てはまるのではないだろうか。他にも高い信頼性が求められる医師や弁護士などのほかの職業に関しても、似たようなことが言えるかもしれない。もちろん、プロフェッショナリズムが求められるからといって国家資格がその信頼性の一端を担っている医者や弁護士と、ジャーナリズムやアカデミズムとは異なる面があるだろう（アカデミズムの場合は博士号が一種の資格となっているかもしれないが…）。とはいえ信頼性の問題は複数の業界にまたがる問題である、という意識はどこかに持っていた方がよいのではないか。

「ニュース・メディアの信頼性」に関する議論は、どうしても「(業界における) 実践的・訓詁的なもの」、すなわち「岐路に立つニュース・メディア」の復権のために今何をすべきかという議論になりやすい印象がある。もしかしたら「ニュース・メディアのあるべき姿を語る」という活動そのものに人を惹きつける求心力のようなものがあるのかもしれない。しかし、それはニュース・メディアの活動（≡ジャーナリズム）を社会的行為の一種として広くとらえ、その社会的役割や機能を考察していく社会科学としてのジャーナリズム研究からは外れたものになるだろう。もちろん、ジャーナリズムの現場で活動する者がこうした思考をする必要はないかもしれない。ただし、こうした思考をする何らかの活動主体があつてしかるべきである。短期的にはともかく、中長期的にはこうした思考はジャーナリズムの現場にとっても有用であると考えられるからである。本稿はこうした問題意識にもとづいてニュース・メディアの信頼性の構築過程をめぐる現代的状況について若干の視座を提供してきたつもりである。

注記1：本稿は日本大学法学部新聞研究所主催のシンポジウム「ニュース・メディアの信頼性を問う（2017年12月16日開催）」のパネルディスカッションでの筆者の報告をもとにしたものである（原稿化に際して内容・構成は変えているが）。そのため通常の論文とは異なり、問題提起主体のものとなっている。

注記2：本稿は、筆者のこれまでの議論（主に山口仁2009、2014a、2014b、2017、2018など）に依拠している。詳細な参考文献などはそれらを参照のこと。

- (1) バーの著書では「知識」となっているが、本稿の問題意識に合わせて「解釈」と言い換えた。社会的構築主義は、知識とは現象を客観的に反映しているものというよりも、むしろ現象を解釈するためのものと考えられるので、本稿の問題関心にもとづいたこうした変換もそれほど不適切というわけではないと考える。
- (2) メディア・コミュニケーション研究におけるモラル・パニック論については、山口（2009）で言及している。
- (3) 例えば2016年の熊本地震の際には、SNS上でニュース・メディアの取材のあり方が問題視された。「【熊本地震】熊本民激怒！マスコミの非常識な行動まとめ（※随時更新）」<https://matome.naver.jp/odai/2146112196695515601>（2018年2月2日閲覧）。しかし以前の災害でもニュース・メディアの取材は何度も問題視されていることを考えれば、メディアの「非常識」は今に始まったものではないわけであ

り、「実態」よりも「イメージ」が先行している可能性は十分ある。

- (4) 2016～2017年に発売されたフェイク・ニュース関連の書籍では、インターネット上で虚偽の情報を流すニュース・メディアのことが「フェイク・ニュース」と呼ばれる一方で、逆に既存の新聞社のことを「フェイク・ニュース」と呼んでいる書籍もある（山口2018参照）。
- (5) たとえば新聞社の報道姿勢が問題になったときに、新聞記者がSNSを通じて弁明を図ることがあるが、そうした弁明は即座にほかのSNS利用者の批判の対象となる。直近の事例でいえば、共同通信社のホームページで同じURLのまま記事が差し替えられたことがあった。SNSの利用者はそうした共同通信の姿勢を厳しく批判し、逆に複数の新聞記者はそうした記事の差し替えは新聞業界の慣習であると擁護・反論した。しかしそうした新聞記者のコメントが更なる批判を呼ぶことになった。詳細は以下のサイトを参照のこと。Togetter (twitterまとめサイト)「『共同通信、印象操作で山中教授を叩く』⇒『炎上』⇒『記事をURLそのままタイトルと内容をごっそり書き換えて改竄』」<https://togetter.com/li/1193280>、「共同通信の山中バッシングとは関係ないという朝日新聞記者のつぶやきとRT」<https://togetter.com/li/1193361>（両サイトとも2018年2月2日閲覧）。

#### 引用・参考文献

- ヴィヴィアン・バー著、田中一彦訳（1995=1997）『社会的構築主義への招待』川島書店。
- ニクラス・ルーマン著、大庭健・正村俊之訳（1973=1990・2010）『信頼』勁草書房。
- 山口仁（2009）「ダイオキシン問題とマス・メディア報道：『不確実性』下における社会問題の構築過程に関する一考察」『マス・コミュニケーション研究』74号、76-93頁。
- （2014a）「『ジャーナリズム』の構築過程に関する一考察：不確実性下における『信頼』概念を手掛かりに」『メディア・コミュニケーション』64号、53-64頁。
- （2014b）「『世論』のメディア社会学・試論」『帝京大学情報処理センター年報』16、111-122頁。
- （2017）「インターネット社会においてジャーナリズム論は成立するのか？」『帝京社会学』30号、49-64頁。
- （2018）「現象としての『フェイク・ニュース』、認識としての『フェイク・ニュース』」『帝京社会学』31号、77-92頁。



# 多元的現実論の視点からメディアの信頼性への問い

## — A. シュッツのドン・キホーテ論を導き手に—

小林 義寛\*

### はじめに

ネット上でのいわゆる「マスゴミ」批判だけに限らず、メディアの信頼性の低下は、さまざまな世論調査などで報告されている。日本におけるメディアへの信頼も、世界的にみればまだまだ高いとはいえ、低下してきていることが指摘される<sup>(1)</sup>。この小論の目的は、日本におけるメディアの信頼性の低下に関して、いくつかの事例を参照し、それを考察することにより、メディアの信頼性に関して「問い」を発することにある。その際、参照する事例は、筆者自身の別稿（小林 2015）で考察したものを用いる。

参照する事例はインターネット空間での事例であるが、それは、伊藤守を研究代表とする共同研究<sup>(2)</sup>が基盤にある。共同研究において筆者たちのワーキング・グループはインターネットを前提にニュース・メディアを考察することにあつた。そのため、ウェアラブルなツールを用いて情報を送受信できる状況下において、「遍在するニュース」に関してアプローチを試みた。この小論での考察も、ウェアラブルなツールによる情報の送受信が可能な状況における「遍在するニュース」という視点は共有し、そのような状況において信頼性への「問い」を発する。

また、詳細は小林（2015）を参照してもらおうとして、そこで提出した論点には、人類学における議論に基づきながら、あらかじめ問われることなく前提とされている「公共性」や「個人」に対する問題提起がある。わたしたちは徹頭徹尾「個人」であるわけではないし、いつでもどこでも「公共性」を意識しているわけではない。けれども、時にすぐれて、文字通り西洋近代的な「個人」として立ち現れることもあるし、「公衆」であったりすることもある。それは、ド・セルトー的に「民衆の戦術」（de Certeau 1980=1987）ともいえる様相であろう。いいかえれば、専門家ではない（lay）人びとのアンビバレントでアモルフな立ち現れが単純に一元化され、表象化されていることへの疑義である。この小論でもその視点は共有されている。そのうえで、この小論ではそこにラッシュとウィンらの議論を接ぎ木している（Lash & Wynne 1996 および伊藤 2013）。すなわち、ギデンズらのような再帰性への疑義である。エスタブリッシュされ、制度化されたプロフェッショナルに対する信頼が、不信が際立って表面的にみられないし、行動に現れていないとはいえ、単純に存立しているわけではない。揺蕩うようにアモルフでアンビバレントなある側面を非再帰的な信頼と同一視し、同様の側面を不安に対する選択の結果としての再帰的過程と位置づける、それを初期近代と後期近代との相違とする議論への問題提起でもある。

以上のような前提を基に、以下、まず簡単に事例をみておこう。その後、シュッツによる多元的現実に関する考察を参照し、その視点から事例を考察することにする。そして、その考察に基づい

---

\*こばやし よしひろ 日本大学法学部新聞学科 教授



て、メディアの信頼性に対する「問い」を提起しよう。

### 1 3つの事例

ここで取り上げる事例は、いずれもネット上で展開されたものである。2種類は2008年に発生した「秋葉原無差別殺傷事件」をめぐる事例であり、残る1つは2011年のテレビ・アニメーションの再放映・再送信中止の事例である。あえて、「秋葉原無差別殺傷事件」一年後の事例からみておこう。その前に、その事件の概要を簡単にまとめておくと、以下ようになる。

事件発生は2008年6月8日の昼食時である。東京の秋葉原で、犯人は歩行者天国にトラックで突入し、5人をはね、通行人ら12人にナイフで斬りつけた。トラックによる死者3名、負傷者2名、ナイフによって4名が死亡、8名が負傷した。犯人は駆けつけた警察官によって現行犯逮捕されたが、事件の様相は、すぐにテレビで速報が流れ、ワイドショーも含め、随時報じられていった。番組によっては、現場の監視カメラ映像も流された。当時テレビをみていた人間にとっては衝撃的な事件であった、とあってよいだろう。

#### 【一年後の秋葉原】

事件から1年後、「マスコミ」が再び秋葉原に集まった。当日朝から、テレビでは事件を振り返りながら、1年後の秋葉原の様子を中継した。その「マスコミ」の取材に対して、既存メディアでは顕在化しなかった議論がネット上で展開された。それは、報道機関の取材姿勢に関わる批判であり、そのためもあってか、ネットにアクセスし、それらのブログなりスレッドなりを巡回しない限り、筆者自身もそうであったが、おそらく検索の結果偶然にしか出会うことはないだろう。

おびただしい数の批判が記者やレポーターの行為を写真で示しながらなされているが、写真等は除外し、そのうちからひとつのブログを以下に引用する。

1年前のテレ朝は「献花スポット」全体をいじって撮影してたけど、この日のいろんなマスゴミはソフマップ本館前の献花の中から、メッセージカード付きの花を探して、まわりの花を手で押さえて撮影したり、下の方から別のカード付きの花を掘り出したりしてた（どこのTV・媒体なのかは未確認）。

(中略)

(上記に対するコメント)

5299:

夕方6時

TVでは局の雇ったコスプレ劇団員の献花シーンが!

5300:

真性のクズだな

マスゴミとしてですらなく人としてやっちゃいけないことだろ

墓荒らしと同じ、死んで詫びろ

5301:

こんなことするマスゴミに1年前事件現場で写メール撮ってた連中を避難する資格なんてねえ

よ

(中略)

5308:

遺された人の気持ち踏み躪る行為だとわかった上でやってるのか？

ジャーナリスト (笑) なら何しても許されると思ってんのか？

理解できない

(中略)

5321:

なんでこいつらが加藤に殺されなかったのかな

なんで俺のダチなんだろうか

こいつらカスゴミが死ねばよかったのに

(中略)

5386:

今日秋葉のソフマップ前いったらマスゴミ達がいたからちゃんと黙祷できなかったよ…

(後略) (<http://yutori2ch.blog67.fc2.com/blog-entry-394.html> (2013年8月現在))

慰霊の花に対して、取材陣が手を加えている。それに対して、怒りの反応であり、「マスコミ」の取材のあり方への疑問の提示というよりも、「死者への冒瀆」、「マスゴミ」等という語を使用しながらの、かなり強い批判である。

おそらく「ジャーナリスト」あるいはカメラマンやレポーターら取材する側の行為としては、ごく当たり前の行為だったのかもしれない。カメラ写りがよいように、テレビ映えするように、視聴者にみえやすくするように、などの判断だったのだろう。「プロフェッショナル」としては、至極自明で当然の行為であったかもしれない。しかし、取材する側の、そのような自然的態度こそがここでは批判の対象になっている。

思うに、このような状況はこれまでもあっただろう。けれども、今日の誰でもが送受信可能な情報環境下においては、これまで批判はあったとしても公に知られることはなかったことが、ネット上で誰でもその状況を顕在化し、公開することが可能になった。しかも、ウェアラブルなツールで静止画や動画さえも伴いながら公開され、衆目にさらすことが可能になった。結果として、取材する側のこのような行為をみたとき、レポーターやキャスターの死者への悔やみや哀悼の意は、空々しく非礼で、人間性のかげらもないような、表面的で形式的な言葉でしかなく、単なる偽善や欺瞞にさえ感じられてしまう。

#### 【事件当日の「野次馬」批判】

2008年6月8日は日曜日であった。秋葉原は歩行者天国であり、そこで事件が発生した。テレビでは、各局とも映像を交えて多くの状況が伝えられた。その際には、現場映像として、ケータイの映像も使用されていた。ネット上にも、事件自体や事件後の現場映像があちらこちらにあがっていた。それらには、テレビからのものもあれば、秋葉原の監視カメラ、自らのケータイでの撮影のものもあった。もっとも、そもそもテレビの映像自体に現場に居合わせた者のケータイから提供さ

れたものもあったので、筆者が閲覧した映像も、元はケータイだったのかもしれない。

そのケータイでの撮影に関して、事件後すぐに非難の反応が出現するが、週刊誌各誌で取り上げられてからは、ネット上でも大きく盛り上がりを見せた。そのいくつかを以下、簡単にみておこう。

「あなたが…好きです（はあと）」2008年6月8日のブログ「秋葉原通り魔事件」では、かなり冷静に著者が遭遇した事件の経緯を写真入りで報告している（<http://plaza.rakuten.co.jp/akibasuki/diary/200806080000/>（2013年8月現在））。それへのコメントとして

「悲しい」

本当に悲しく不幸な出来事<sup>ママ</sup>。。。。

加害者に対する怒りはもちろんの事、

テレビを見ていて、あの惨劇の中、写メを撮っていたり、

ニヤついた顔でテレビに写ろうとしていた人がたくさんいた事が

同じ人間として情けなく、悲しかった

被害者の方々とそのご家族に、心からお悔やみ申し上げます。

J-CASTでは、「秋葉原事件の被害者撮影 モラル論議が巻き起こる」と題して、週刊誌各誌でのケータイで撮影していた「野次馬」に対する批判をまとめ、それへの反応も掲載している（<http://www.j-cast.com/2008/06/12021731.html>（2013年8月現在））。そこからは、「私是不謹慎なのでしょうか？」という問いかけや、撮影した者の困惑した様相がかいまみられるし、ケータイによる撮影の意義をみいだすこともできる。

2chのようなスレッドとしては、たとえば「【秋葉原事件】「なんなんだよおまえら…」ヤジ馬、殺された人達をケータイ撮影しまくり。サイトに掲載し「高揚感」…モラル論議に★9」（<http://mamono.2ch.net/test/read.cgi/newsplus/1213365404/150>（2013年8月現在））等を見ると、撮影者に対する「道徳的」ともいえる非難が数多く寄せられている。しかし、そこにも撮影者を擁護する声がみられる。

「なんでジャーナリストはよくて／一般人はだめなんだ？意味がわからない」（36）

撮影者を非難するマスコミに対して「マスコミが嫌がるなよWWWW／オマエらいつも撮りまくってるだろおかまいなしにWWWW」（97）など

176：

聖火リレーのときだって、マスコミの撮ったもんよりも一般人の撮ったものの<sup>ママ</sup>がずっと価値があると思った。

アキバで写してた連中も、ほとんどは「悲惨な事件現場の状況」を写してんだと思うぞ。

そして実際にマスコミが駆け付ける前の状況が記録されただろ。

俺は撮ってた連中を否定できないな。

自分なら撮らないけどね。

全体的にみれば非難する声は大きいのだが、擁護する意見や困惑している様子を考えると、それほど単純ではないように思われる。たとえば、Cinemapost.net では元編集者が映画批評のなかで「『戦場のフォトグラファー ジェームズ・ナクトウエイの世界』フォトジャーナリズムと野次馬の写メは何が違うのか」と挑発的に題して、次のような問いかけをおこなう。

(前略)

僕は報道カメラマンや戦場カメラマンという職業が嫌いだ。この世でもっとも下劣な職業の1つだと思っている。人が悲しんだり、怒ったり、苦しんだりする様子をカメラに収める職業というのは上品とはいえないし、下品で邪悪ですらあると感じている。少なくとも善ではない。特に秋葉原連続殺傷事件を期にして、その思いは強くなった気がする。僕はノンビリしてるし、実家暮らしという命綱付きとはいえ、ポジシヨ<sup>マ</sup>ン的には暴発したトモ加藤に非常に近い。その事件の被害者・加害者をフォーカスするカメラマンを見るにつけ、野次馬が携帯でパシャパシャと写メを撮るのとどう違うのか？ 専門カメラマンと野次馬はどこが違ってどこら辺に境目があるのか、まったく分からなくなってしまった。

もしカメラマンが「真実の報道」を建前に写真を撮るなら、携帯でパシャパシャ撮っている人間との差異を、僕にでも分かるように表現すべきだし、そうする義務や責任があるんじゃないかと思う。少なくともニュースを見る限り、僕にはどうしても差異が理解できなかった。これは日本のジャーナリズムの貧困に由来するものだろうか？

残念ながら僕には分からない。

(後略) (<http://cinemapost.net/archives/2650> (2013年8月現在))

仮に、ジャーナリストが事件現場に居合わせたとしよう。彼ら彼女らは積極的にシャッターを切ることはなかったのだろうか。むしろ、現状を伝えるべく、居合わせた者として事件の状況を伝えるべく行動したのではないか。

また、その際、彼ら彼女らは、職業上の使命としてだけ、そして、その職業倫理に乗っ取ってだけで行動するだろうか。そこに好奇心や興味本位が決してない、とはいいきれまい。突然に生じた非日常的な出来事に際して、彼ら彼女らの精神構造に「ニュースになる」という価値観が生じるだろう。それは、日常の自明性のなかのフレームでは理解できない、特異な現象への興味関心ゆえではないのだろうか。とすれば、なにゆえ「野次馬」が好奇心や興味本位などとして批判されなければならないのだろうか。

さらに、「野次馬」がただの傍観者であったことが問題視されるのだが、はたして「ジャーナリスト」なら傍観者とはならないで行動するといえるのだろうか。それに関しては、たとえば1985年の豊田商事会長刺殺事件を思い起こしてみれば、はなはだ疑問に感じざるをえない。突然の出来事に対して、ただの傍観者でしかなかった「ジャーナリスト」。というより、むしろただうろたえ、呆然として、おそらくはその職業上の使命も、そして職業倫理どころか一般的な倫理さえも忘れ果てたかのようにたたずむ姿を思い起こせば、容易に想像できる。それにもかかわらず、「野次馬」とされた人びとの行為だけが断罪されるのはなぜなのか。

わたしたちは、ウェアラブルなツールを介して、情報の送受信可能な情報環境下にある。この情

報環境下であって、これらツールのインターフェースが身体化されていなければならないほど、状況の衝撃が身体化された行為を誘発するだろう。たとえ、情報ツールがそれほど身体化されていないとしても、非日常的なあるいは自明でないような出来事に際して、日常のパターン化された行為様式が発動されることもよくみられる。日常ではあまりみられないことに対して思わず日常的な反応をしてしまったり、みられないからこそ——たとえば季節はずれの桜にカメラを向けてしまうように、カメラを向けてしまったりしたのではないだろうか。

たしかに、ただ面白半分にはケータイを使用していた者もいただろう。けれども、それらすべてを十把一絡げに「野次馬」で括って批判することには大きな違和感があるし、たとえ「野次馬」的な行為であったとしても、そこに戦術的な意味をみいだすことは可能である。自らの所持しているツールを、状況に際して使用する。それは、なにも意味がないような行為や「不謹慎」にもみえる行為かもしれぬが、それだからこそ、ある種の戦術的な意味があるともいえる。

どちらにしても、それらの映像がブログやsnsなどを通じてネット上に流通する。そうして、状況の衝撃は多くのネット・ユーザーたちを介して流通してゆく。「ジャーナリスト」のような専門家でない (lay) 者の手による「ニュース」の流通、いいかえれば、その場に居合わせた者たちが自ら所有しているツールを介して、情報を流用 (appropriation) している、といえる。それは、これまでは「ジャーナリスト」の職業的な特権とでもいえるような行為が、職業上の使命も職業倫理もないかもしれないが、日常生活の延長上の過程のなかで、その都度その都度、時どきに応じた、一貫性のない行為において、展開されている。それこそ、日常生活の戦術といえるだろう。この場合、ある意味では、「ジャーナリスト」の占有状態がそれによって破られたに過ぎない。しかし、それが公的な場において、疑義の対象となる。横断性をもった私的なブリコラージュの行為の流出は、公的な情報発信の占有者には脅威でもありえよう (小田 2008 参照)。だが、わたしたちは日常的にそれらの情報ツールを手にし、いつでも使用可能な状態におかれているのだ。

### 【銀魂再放映・再送信中止】

テレビ東京は、2011年10月31日に放送したアニメーション番組『銀魂』を、11月15、18日に子会社のCSチャンネル「AT-X」での再放送を中止した。

このことに関して、ネットではアニメファンを中心にさまざまな憶測を呼んだ。震災にかかわるACの公共広告のパロディがあることが中止の原因である、食物を粗末に扱っていることが原因である、ある国会議員を彷彿させるキャラクターが問題である、などいくつもの説が流通した。多くの議論のなかで有力視されていたのが国会議員を彷彿させるキャラクターのパロディ部分であり、当議員本人か事務所から抗議なり問い合わせなりがあったことが原因と噂されたが、その真偽は公式には明らかにされていない。

なお、『銀魂』自体は、集英社の『週刊少年ジャンプ』連載マンガであり、ジャンプ・コミックスとして単行本も発売されている。当該アニメーションの回も、ほぼ原作通りであり、その際には発売中止も回収騒ぎも起きていない。

問題は、テレビを含め既存の「報道機関」は全くこの話題に触れなかった (『毎日新聞』だけが放映中止の事実を一度小さく報じた) ことにある。「くだらないギャグアニメ」であるが、ここには政治権力とメディアとの関係をめぐる重要な問題がはらんでいる。議員事務所の問い合わせが事

実であるなら、メディアへの政治の不当な介入でもある。たとえ、その事実がないにしても、政治問題や社会問題ではないにしても、政治家の関与が疑われたこと自体は事実である。それであるのに、どのメディアも、黙して語らないのはなぜだろうか。

社会問題や政治問題なら各社挙ってキャンペーンさえ張るかもしれない。しかし、「おこさま」の、ギャグ・アニメである。そこに、既存メディアのダブル・スタンダードな姿が透けてみえてしまうように感じられる。大上段な出来事への軋轢は大きな関心と呼ぶために困難がつきまとうが、取るに足りないものの封殺は誰の関心もないうちに広がりゆく。表現の自由やメディアの倫理性に対して、筒井哲也がマンガで描く『有害都市』(集英社)の状況は現在のわたしたちを包んでいるのかもしれない。

## 2 シュッツの多元的現実論の視点から

### 2-1 多元的現実をめぐるシュッツの理解

上記の事例を、シュッツによる多元的現実に対する思考を基に考えてみよう。それに際し、まずシュッツの多元的現実論を簡単にパラフレーズするが、事例との関係も含め、シュッツのドン・キホーテをめぐる議論(Schutz 1964=1991: pp.191-220)が理解しやすいと思われる。そこで、彼のドン・キホーテに関する考察に即して事例を考察するが、シュッツは、ドン・キホーテを考察するに際し、ウィリアム・ジェームズの多元的現実に関する議論に依拠する。そこで、ジェームズの議論を、以下、シュッツに従って簡単にまとめておこう。

シュッツによれば、ジェームズの現実の秩序に関する理論は次のようにまとめられる(Schutz 1964=1991: pp.191-192)。

現実・非現実の区別全体、信念・不信・懐疑に関する心理学全体は2つの精神的事実に基礎づけられる。それは、①わたしたちが同一の対象に関して多様な異なった思考をする傾向がある、②異なった思考の、どの思考に従い、どの思考を等閑視するかを選択が可能である、という事実である。そのような精神的事実からすれば、あらゆる現実の本源は主観的であり、わたしたち自身である、といえる。そのため、無数の多様な現実の秩序が存在し、その各々がそれ自身特有の、他と区別される存在様式をもっていることになる。ジェームズはそれら各々の現実の秩序を「下位宇宙(サブ・ユニヴァース)」と呼んだ。それらには、たとえば、至高の現実である、共通感覚(コモンセンス)によって経験される諸感覚や物理的「事物」の世界があるし、科学の世界、理念的諸関係の世界、神話と宗教の世界、「部族の偶像(イドラ)」の世界、超自然のさまざまな世界、個人的意見の多様な世界、狂気や奇行の世界がある。わたしたちの思考の対象はこれらの少なくとも1つの世界に関係づけられており、そのそれぞれの世界は、注意が向けられている間はその世界独特の仕方に即して現実なのである。そして、わたしたちの精神と世界との関係も、精神と衝突する強力な関係が不在であるならば、ある対象を現実とするのに十分である。

シュッツは、このようなジェームズの議論を基にドン・キホーテの諸世界を考察するが、この小論の目的はシュッツ論でもドン・キホーテ論でもない(4)ので、次に、彼のドン・キホーテに関する考察を上記の事例と合わせてみていこう。

## 2-2 多元的現実とドン・キホーテおよび事例

まず、セルバンテスの小説『ドン・キホーテ』の世界を簡単に概括しておこう。その世界における現実は大きく3つあげられる。それは、①ドン・キホーテの私的な世界として、魔法と怪物の存在する騎士の世界、②酒場や宿屋などの他の人びとが日々の生活を送っている至高の現実である常識の世界、③ドン・キホーテに従う従者でもあり、至高の現実を生きるサンチョ・パンサの世界、である。

一般的に理解できることは、ドン・キホーテの生きる世界はゲーム『ダンジョン & ドラゴン』にみられるような世界であり、ドン・キホーテは騎士として数多の英雄的行為を行ったことになっている。しかし、これは他の世上の人々には理解できない狂気の世界である。その点では、サンチョ・パンサも、ドン・キホーテに従いつつも、彼の世界を信じず、他の多くの人びとと同様の至高の現実を生きている。すなわち、ドン・キホーテの現実とサンチョ・パンサを含めた他の人びとの現実との間、いいかえれば、両者の自明な自然的態度の世界には乖離がある。ドン・キホーテにとっては自明であっても、他の人びとにとっては自明ではないし、他の人びとにとっては自明なことがドン・キホーテにとっては自明ではない。このことは、先の事例にもみられる。記者、取材する側、メディアにとって自明で当たり前の行為が他の「普通」の人びと、オーディエンスにとっては自明でない。つまり、両者の現実には乖離がある。そして、そのメディアの現実とオーディエンスの現実との齟齬がオーディエンスからのメディアの信頼性に対する不信となっている。それがたとえば先の「マスゴミ」批判のような主張になるのだろう。

その上で、ここでサンチョ・パンサに焦点をあててみよう。

サンチョ・パンサは、基本的には至高の現実を生きている、ドン・キホーテを信じていない。しかし、ドン・キホーテとの冒険では彼に従い、ドン・キホーテの世界であたかも彼の従者として彼を信じているかの如く、演じている。その意味では、サンチョ・パンサの位置は、ドン・キホーテと「普通」の人びととをつなぐ、コミュニケーターのようなものだ。彼は常に両者の間を行きつ戻りつしている。そこで、木馬にまたがり空中騎行をする章で、サンチョ・パンサの立ち位置が失われるような事態が生じる。それは、ドン・キホーテの従者として行動することで「普通」の人びとの現実から乖離している上で、ドン・キホーテからサンチョ・パンサが自分を全く信じていないことを突きつけられる場面である。サンチョにドンは「お前がいうことを自分に信じてほしいなら、自分の話もお前に信じてもらいたいものだ」とささやかかれ、ドン・キホーテから不信を示される。結果、サンチョ・パンサの現実とドン・キホーテの現実とも齟齬を起こす。すなわち、サンチョ・パンサの現実、ドン・キホーテの現実と「普通」の人びとの現実、その両者とも乖離することになる。ここで、もはやサンチョ・パンサはコミュニケーター足りえなくなる。彼は、両者からの信頼を失う。このことは、コミュニケーターとしてのジャーナリスト、記者、取材する側、メディアといったものの現実が、取材される側の現実とオーディエンスの現実、その両者と乖離していることと重なる。先の事例でいえば、メディアによる「野次馬」批判や放送中止に対するダブル・スタンダードな対応がこれにあたるだろう。その結果として、サンチョ・パンサのように両者からの信頼の喪失、とみることができる。

### 3 まとめ

シュッツの多元的現実論の視点からみたとき、信頼性の低下や喪失は、現実の乖離として考えることが可能である。ジャーナリスト、記者、取材する側、メディアといったような存在のもつ、自明で当たり前な、自然的態度の世界からなる現実と、その他の現実との乖離、齟齬が不信へとつながっている。そして、その現実の乖離はローカル・ノレッジとの乖離を意味する。すなわち、プロフェッショナルな知と専門家でない (lay) 人びとによるローカルな知との乖離、である。それは、一般市民の有する再帰的プロセスへの視座の不在ともいえよう。

というのも、情報の送受信が可能な状況により多くのことが顕在化したのが、現在のような情報環境でなかった状況下ではそのような事態はなかった、とはいえないだろう。単に、顕在化していなかっただけであり、それにもかかわらず、先に述べたように、それを単純に非再帰的な信頼と同一視し、信頼が存在していたと見紛っていたのではないだろうか。アンビバレントで、アモルフな、揺蕩うような人びとの有り様を単純に一枚岩でとらえてきた結果だろう。それは、たとえばマルチチュードともいえる蠢く人びとの運動を、簡単に60年や70年の運動と同一視したりする言説に如実に表れているように感じられる。その意味では、ラッシュやウィンがいうように、ローカル・ノレッジの捉え直しが必要とされる。そうして、公共領域における集合的な民衆知（公共知）の有する再帰性の意義を認識したうえで、「公共性」自体の問い直しをする必要があるだろう。すなわち、「近代」自体の問い返しである。それゆえ、「近代」そのものに依拠しているジャーナリズム、メディアの有り様を再考し、再構築する必要があるのかもしれない。信頼性は、単純な信頼性自体を脱構築することから確認し直す必要がある。

### 注

(1) たとえば、2016年アメリカ大統領選挙の際のGallup社によるメディアの信頼性に関する調査結果 ([http://www.gallup.com/poll/195542/americans-trust-mass-media-sinks-new-low.aspx?g\\_source=Trust%20in%20Mass%20Media&g\\_medium=search&g\\_campaign=tiles](http://www.gallup.com/poll/195542/americans-trust-mass-media-sinks-new-low.aspx?g_source=Trust%20in%20Mass%20Media&g_medium=search&g_campaign=tiles)) では、アメリカにおけるマス・メディアへの信頼性の低下傾向を経年で示し、2016年の急落をネットと大統領選による影響と指摘している。同様の指摘は、ワシントン・ポストやニューヨーク・タイムズなどにもみられ、「メディアの敗北」、「世論調査の敗北」ともいわれた。

「世界価値観調査」 (<http://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp>) では世界的な傾向に関する国際比較がおこなわれており、池田謙一 (2016) や舞田敏彦 (2015) を参照すると、欧米諸国におけるメディアの信頼性の低下傾向がわかる。

また、国際比較も含め、日本の傾向に関しては、公益財団法人新聞通信調査会2016年の「諸外国における対日メディア世論調査」および「第9回メディアに関する全国世論調査」 (<http://www.chosakai.a.jp/notification/index.html>) があり、そこでは、第1回から第9回までの間で日本人のメディアに対する信頼度は、インターネットを含めてすべてのメディアにおいて低下している、と報告されている。

(2) 伊藤守を研究代表者とする共同研究で、2007年度から2009年度の文部科学省科学研究費補助金基盤研究(B)「グローバル化におけるニュースメディア・テキスト研究の刷新」(課題番号19330118)。

(3) 筒井哲也 (2015) 『有害都市』(上・下) 集英社。2020年の東京オリンピックに際して、メディア浄化のために表現が規制されていく状況をマンガ化の視点から描いた。しかし、1964年の東京オリンピック



に際して展開された状況の歴史を前提にすれば、筒井の描いた世界を、あながち架空のディストピアとはいえないだろう。

- (4) シュッツのドン・キホーテ論自体は、わたしたちの現実やメディア的現実を考えるのに非常に示唆的である。また、ドン・キホーテの現実の理解のためには、魔法に注目する必要があるが、議論が煩雑になることもあり、シンポジウムに際しては魔法の議論は最小限にとどめた。シンポジウムを前提にしているため、この小論においても、魔法に関する部分はほとんど議論をおこなわない。しかし、ドン・キホーテの多元的現実に関して魔法は重要な位置を占めるし、メディア的現実を考えるにも大きな意味をもつだろう。とくに魔法を近代科学の枠組みで理解する様相など、メディア言説との関係も含め、非常に興味深い。これらに関しては、今後の課題として、別稿であらためて論じたい。

## 引用文献

池田謙一 (2016) 『日本人の考え方 世界の人の考え方』 勁草書房

伊藤嘉高 (2013) 「ローカル・ノレッジはなぜ重要なのか—原発事故とリスク社会論の盲点」『都市と地域と医療の「いま」を問う～急性期医療から介護・福祉、地域コミュニティに至るまで、超高齢化の進む日本社会のあり方を考える～』 <http://itohiro.blog42.fc2.com/blog-entry-45.html> (2018年1月現在)

小田亮 (2009) <http://d.hatena.ne.jp/araiken/20091007/1347631508> (2018年1月現在)

小林義寛 (2015) 「遍在する、ニュースと〈個人〉——情報の「受けて/送り手」と「公共性」——」『ニュース空間の社会学——不安と危機をめぐる現代メディア論』 世界思想社、pp.37-83

舞田敏彦 (2015) <http://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2015/10/post-4034.php> (2018年1月現在)

de Certeau, M. (1980=1987) *Art de Faire*, Union Generale d'Editions. (山田登世子訳『日常実践のポイエティック』 国文社)

Lash, S. & Wynne, B. (eds.), 1996, *Risk, Environment & Modernity: Towards a New Ecology*, Sage.

Schutz, A. (1964=1991) *Collected Papers 2, Studies in Social Theory*. (ブロダーセン、A. 編 渡部光他訳『A. シュッツ著作集』 第3巻 (「社会理論の研究」) マルジュ社)

# Journalism Education and Training in Japan: How Homogeneous and Bland Journalism Has Arisen<sup>®</sup>

Shinji Oi\*

## 1 Introduction

Japanese journalism embraces the principles of societal service, press freedom, editorial independence, and, like its Western counterparts, is undergoing substantial change. Throughout the past two decades, newspapers and broadcasters have had diminished sales and advertising profits. However, each of Japan's five national daily *Shimbun* [newspapers], all based in Tokyo, have millions in circulation. Among them, the circulation of the *Yomiuri*, the biggest newspaper, is less than 10 million. On average, each Japanese household consumes nearly one newspaper (0.78) each day as of October 2016. Most newspapers have been published for more than 100 years and exert a strong influence over their readers. Although recently tough economic times have led to decreases in both sales and advertisements, newspapers continue to be the most trusted social institution in Japan, according to a survey (IICP 2014).

Five commercial TV networks, all based in Tokyo, dominate the TV landscape and each network has close relationships with one of the big five newspaper companies through stock holdings and interlocking directorships. Nippon Hoso Kyokai [NHK: Japan Broadcasting Corporation] is similar to the UK's BBC in approach, size and operation. However, NHK's activities are mainly limited to Japan, despite operating international broadcasting. Overall, Japan's TV as a source of entertainment and information is overwhelming (Oi 2012).

## 2 Journalism Landscape

Although Japan has one of the world's most advanced media systems, the structure of its news media differs from those in other democracies in three important ways. First, while newspaper readership and revenues in Japan have declined in recent years, the newspapers still have greater reach than in most other industrialized nations – due largely to the concentrated ownership of five daily publications that each serve more than one million readers. Second, five commercial television networks, closely affiliated with the five major newspaper companies, dominate local affiliate TV stations' programming. As a consequence, most of Japan's news and entertainment media are controlled by only a few large newspapers and television stations that cooperate closely.

Third, news coverage in Japan depends heavily on the *Kisha* [journalist] club system,

---

\*おおい しんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

which tightly controls access to news sources and information subsidies. The *Kisha* clubs operate as a kind of cartel for news based on close relationships between journalists and their sources. This brings about traditionally bland and homogeneous journalism (Oi 2012; Feldman 1993; Freeman 2000; Kim 1981), which, combined with the limitations of the *Kisha* system, leads to both an absence of investigative reporting and the public's distrust of the media (Oi et al. 2012).

Freedom of the press is guaranteed by Japan's constitution. There are rules against cross-ownership of media, as well as regulations that limit newspaper holdings in broadcasting. However, in reality, the government controls the free flow of news and information and suppresses free expression of news media through the *Kisha* clubs (Oi et al. 2012). While a few national newspaper companies have close relationships with several national broadcasters through stock holding and interlocking directorships (Cooper-Chen 1997), the broadcasters have built national TV networks and dominated local affiliates, as well as their programming. Both large cross-media ownership and concentrated ownership are characteristics of Japan's media structure.

Today, Japan has 117 daily newspapers with a total circulation of about 43.2 million copies per day, according to a 2016 survey by *Nihon Shimbun Kyokai* [NSK: the Japanese Newspaper Publishers and Editors Association]. Japanese newspapers are divided into national, block, local, and sports publications. The five largest newspapers are *Yomiuri Shimbun*, *Asahi Shimbun*, *Mainichi Shimbun*, *Sankei Shimbun*, and *Nihon Keizai Shimbun*, all based in Tokyo, which reach millions of readers daily. These newspapers are nationally circulated and their combined circulation (22.4 million) accounted for slightly more than half of the total daily newspaper circulation as of October 2016.

The Japanese TV broadcasting system, which is composed of both public and commercial channels, was born in the 1950s. The public service broadcaster is NHK, which is comparable to the UK's BBC in terms of quality and the size of its operations. For example, in addition to terrestrial TV (54 local stations), NHK operates satellite TVs and radio networks across the country. Like other public broadcasters, NHK depends on a subscription fee for its revenue, which was about 712 billion yen in 2016.

Along with NHK, the five largest commercial television networks are Nippon TV, TBS TV, Fuji TV, TV Asahi, and TV Tokyo. They respectively provide various television programs for their local affiliates. The penetration rate for television is 99% in Japan, which makes it a truly national medium. Four of the five commercial broadcasters have formed large, cross-media ownership groups with newspapers – Nippon TV with *Yomiuri*, TV Asahi with *Asahi*, TV Tokyo with *Nihon Keizai*, and Fuji TV with *Sankei*. These relationships allow newspapers to have close links with TV stations, both in stock and human relations, reflecting a historical situation in which newspaper companies led the establishment of the nationwide broadcasting system after World War II (Yada 2007).

While the Internet in Japan plays a complementary role to newspapers and TV for audiences, it is also gradually superseding the role of mainstream media. Younger generations in Japan increasingly obtain news through the Internet. According to the White Paper on Information and Communication in Japan [Ministry of Internal Affairs and Communication of Japan 2016], the Internet users reached about 100 million people by the end of 2015, with a penetration rate of 83.0%. The 2016 figures are more than twice those of 2000. Among younger age groups, the penetration rate is high, reaching 99.2% for those in their 20s and 97.5% of those in their 30s.

As in other nations, Japanese mass media have been shaken by the digitalization of information and communication technology that began in the mid-1990s. Traditional news media have lost audiences to online media and quickly lost sales and advertising revenue. Yet the dominance of the Japan's big five newspaper and TV networks has kept audience erosion and competition from newer media (such as citizen-based news media) from being as severe as in the United States and other industrialized nations.

### 3 Professional Characteristics

#### 3 – 1 Basic Characteristics

This section discusses characteristics of Japanese journalists based on findings of the 2007<sup>(1)</sup> and 2013<sup>(2)</sup> surveys by the Institute of Journalism & Media Study (IJMS) at Nihon University. The vast majority of respondents to the IJMS survey are male (79.6%) with an average age of 41.3 years. Most graduated from college (87.9%), while only 6% finished graduate school and less than 1% did not go to college at all. Only a handful of respondents (14.7%) have any university training in their profession.

Half of journalists in the survey worked for newspapers (49.5%), while 44.4% worked for TV stations, and 2.1% worked for wire services. This distribution reflects the actual situation in Japan quite well.

#### 3 – 2 Roles of Journalism

The goals and responsibilities of Japanese journalists have been affected by dramatic changes in the media environment. These include technological, political, economic, and cultural forces, as well as the cultural and historical context of the profession itself. To analyze perceptions of journalistic roles, respondents were asked which three roles Japanese journalists should adopt. As Table 1 indicates, two roles were considered most important: “provision of accurate information” (42.0%) and “watchdog on government” (40.3%). The role of “quest for social justice” (11.7%) was a distant third.

**Table 1 Role Perceptions of Japanese Journalists (in %, N = 1,011)\***

| What are the three most important roles of journalism? | First | Second | Third |
|--|-------|--------|-------|
| Provision of accurate information                      | 42.0  | 18.5   | 18.6  |
| Watchdog on government                                 | 40.3  | 26.5   | 15.6  |
| Quest for social justice                               | 11.7  | 21.7   | 17.0  |
| Arousing public opinion                                | 1.5   | 11.3   | 9.4   |
| Agenda setting on social issues                        | 1.4   | 7.5    | 8.7   |
| Speaking for and relieving of the distressed           | 0.6   | 6.6    | 13.8  |
| Proposal of policy                                     | 0.5   | 1.8    | 1.8   |
| Education and enlightenment                            | 0.3   | 1.9    | 4.3   |
| Creation of social consensus                           | 0.3   | 0.7    | 2.2   |
| Providing entertainment                                | 0.2   | 0.5    | 2.0   |
| Providing forum for discussion                         | 0.2   | 2.3    | 5.5   |
| Other  | 0.7   | 0.3    | 0.4   |
| NA   | 0.4   | 0.5    | 0.7   |
| Total  | 100   | 100    | 100   |

\*IJMS Survey (2007)

However, such findings suggest that the journalistic practices and duties considered important by most journalists are not necessarily put into practice (see Table 2). Responses indicate, for example, that while most journalists believe that “getting information to the public quickly” is something Japanese media are good at (92.0% strongly or somewhat agree), they also believe they are not very successful at “investigating the activities of the government” (35.5% strongly or somewhat agree). Although the watchdog role is considered an important media function, only about one-third of Japanese journalists believe they actually fulfill this role.

**Table 2 Perceived Actual Role Performance of Japanese Journalists (in %, N = 747)\***

|  | Strongly agree | Somewhat agree | Somewhat disagree | Strongly disagree | Don't know |
|--|----------------|----------------|-------------------|-------------------|------------|
| Concentration on interesting news                                | 40.6           | 49.9           | 8.0               | 0.8               | 0.7        |
| Getting information to the public quickly                        | 44.7           | 47.3           | 6.4               | 1.2               | 0.4        |
| Avoiding unconfirmed information                                 | 30.5           | 47.1           | 18.3              | 3.5               | 0.5        |
| Advocacy on social issues  | 12.6           | 51.5           | 32.4              | 3.2               | 0.3        |
| Proposal of national policy                                      | 17.4           | 59.6           | 20.1              | 2.5               | 0.4        |
| Provision of stories arousing intellectual and cultural interest | 16.1           | 56.9           | 24.1              | 2.3               | 0.7        |
| Watchdog activities of public officials & business entrepreneurs | 15.7           | 67.5           | 14.9              | 1.6               | 0.4        |
| Provision of entertainment and relaxation                        | 17.7           | 52.2           | 26.5              | 2.9               | 0.7        |
| Analysis of complicated issues                                   | 9.2            | 52.9           | 34.3              | 3.2               | 0.4        |
| Relief for the socially distressed                               | 5.0            | 46.2           | 41.4              | 7.0               | 0.5        |
| Investigation of claims and announcements by government          | 4.0            | 31.5           | 53.3              | 10.3              | 0.9        |

\*IJMS Survey (2013)

### 3 – 3 The Changing Media Environment

Table 3 provides an overview of factors Japanese journalists consider to be most important in influencing their profession. Diffusion of the Internet in daily life (57.7% considered this item extremely influential), protection of the personal information law (56.6%), and news production by digital technologies (32.0%) were cited as the three most influential factors. While the Internet’s impact on traditional journalism and declining media audiences have been observed in other industrialized nations, nearly half the respondents (40.7%) think the Internet and news media in Japan coexist and fulfill a separate function. About one in five (23.8%) perceive a complementary role for the Internet.

Above all, the focus on privacy laws is uniquely Japanese because few other countries have laws with similar provisions. For example, the Act on Protection of Personal Information of 2003 originally stipulated media organizations as private businesses that must protect private information. This aspect of the law met with strong opposition from the news media until finally the law was approved with some exceptions. As might be expected, the revised act – once in effect – not only has been stretched, but has been applied more arbitrarily and excessively than in Western nations.

**Table 3 Perceived Factors Affecting Journalism (in %, N = 747) \***

|  | Extremely Influential | Somewhat influential | Not very influential | Not influential at all | Don't know |
|--|-----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|------------|
| Protection of personal information law         | 56.6                  | 34.5                 | 7.1                  | 1.1                    | 0.7        |
| Diffusion of the Internet in daily life        | 57.7                  | 34.4                 | 5.8                  | 1.2                    | 0.9        |
| Decreasing readership & audience               | 32.0                  | 42.7                 | 21.4                 | 2.8                    | 1.1        |
| News production by digital technologies        | 40.3                  | 43.0                 | 14.7                 | 1.2                    | 0.8        |
| Increasing damage by media coverage            | 37.5                  | 51.5                 | 9.1                  | 0.7                    | 1.2        |
| Development of Web journalism                  | 31.5                  | 43.8                 | 21.0                 | 2.7                    | 1.1        |
| Other industries' entry into media             | 17.3                  | 39.4                 | 35.2                 | 7.0                    | 1.2        |
| Conservative swing of media                    | 12.9                  | 43.2                 | 35.7                 | 6.8                    | 1.3        |
| Move towards entertainment in media            | 10.3                  | 37.3                 | 44.8                 | 6.2                    | 1.3        |
| Self-regulation of media                       | 11.1                  | 49.0                 | 35.2                 | 3.6                    | 1.1        |
| Tighter controls of jobs & costs               | 21.2                  | 42.2                 | 29.9                 | 5.8                    | 1.1        |
| Social pressure against “ <i>kisha</i> ” clubs | 3.6                   | 28.0                 | 56.2                 | 10.8                   | 1.3        |

\*IJMS Survey (2013)

### 4 Introduction: Journalism Education, Professional Training and Research

Journalism education in Japan is divided into three types as follows: education at university level, training at vocational schools, and in-house journalist training for employees. This section largely focuses on more academic and theoretical approach of journalism education at the university level.

The origins of journalism education and research in Japan go back to 1929 when a study

room was set up at the University of Tokyo. Still, in the pre-World War II period, journalism education and research did not develop very much in Japan, because the militaristic regime enforced strict censorship over the press and impeded the development of democratic society in Japan (Takeichi 1996).

#### 4 - 1 Teaching Future Newsmakers

##### *Educational Orientation/Training*

After the end of World War II, the U.S.-led occupying force, the Supreme Command for the Allied Powers (SCAP), helped NSK rebuild its formerly democratic media system. For example, it helped circulate Japan's *Canons of Journalism*, its main goal clearly stated in its preface: "To rebuild a democratic and peaceful Japan, the mission assigned newspapers is of great importance" (NSK 1947).

Recognizing the importance of journalism education, SCAP also encouraged some universities to establish journalism programs through NSK. In addition to Sophia University's program, which originated in the prewar period, Keio University (within the Institute of Journalism), Waseda University (within the College of Politics and Economics), and Nihon University (within the College of Law) set up journalism-education programs based on the U.S. model. In 1951, the Nihon Shimbun Gakkai [the Japan Society for Studies in Journalism — JSSJ] was founded with academics and practitioners as the leading members in order to promote both journalism studies and education in Japan. But, in 1952, NSK criticized these programs, stating that, when compared to American schools, they were still in their infancy (Haruhara 1994). In short, Japanese universities appeared to have little interest in producing skilled journalists since Japan's on-the-job training system served the profession's needs.

The fact that JSSJ added "mass communication" to its title in 1993 and became JSSJMC illustrates the post-war development of mass communication studies, including interpersonal communication research. In the mid-1960s, when TV became an important mass medium, a few established universities introduced broadcast classes and newer ones established more practical, professional-related courses. This move has influenced current journalism programs.

##### *Professional In-house Training*

Journalism training in Japan still remains largely based upon an on-the-job training system. Accordingly, the overwhelming majority of journalists receive on-the-job training in the news organizations that employ them. News organizations prefer to train their recruits themselves, since those recruits are very likely to stay with the same company until they retire. In other words, they have usually been provided with on-the-job training as fresh recruits in each news organization, supported by the Japanese lifetime employment system. As a result, the news media do not want universities to give professional training to students. They think that it will be difficult to train and mold the recruits who have already studied about "What journalism should be" and "What is news." However, in recent decades an increasing number of newly

hired cub reporters at major newspaper companies have quit within one or two years of entering the company. Moreover, journalists' lack of ethics, morals and skills are often criticized. Thus, in addition to journalism educators, not a few journalists insist on the necessity of journalism education.

Journalism recruits are now more diversified when it comes to their universities and the degrees they earn. However, while many recruits hold degrees in political science, economics or the humanities, most have never taken a journalism class. Universities with journalism programs have asked newspaper organizations to give special consideration to applicants with journalism skills, a sense of journalism ethics and the commitment to journalism that a degree represents (Takeich 1996). But newspapers have not yet agreed to do so.

In general, more than 3,000 applicants apply for the 60 — 70 entry positions offered each year at the each of the big five national newspapers. For example, in order to enter one of these newspapers, applicants have to pass through a multistage process of exams. First, the employment application form, which is virtually a “first exam,” is submitted by candidates to their first-choice newspaper company via e-mail. The form's questions include those dealing with the applicants' personal history, reasons for applying, extracurricular activities in student life and special abilities such as foreign languages. Second, if they pass this stage, they must take highly competitive written exams dealing with general knowledge, they must write a composition, and they must pass a foreign language test (usually English). The written exam tests the applicants' intellectual abilities, which include wide-ranging general knowledge and high-level analytical skills. Recently, most newspaper organizations have added news gathering and news writing components to their written exams. The written exams reduce the applicant pool to a manageable size for subsequent oral exams. Usually, about 90 percent of applicants are screened out through the written exams.

Third, successful written exam candidates proceed to oral exams – usually three to five of them. Oral exams include group discussions in which applicants are divided into small groups and assigned a topic. The topics range from current issues to international relations. Final oral exams are an individual interview, and 60 – 70 candidates successfully join the newspaper company (cf. Shinoda 2013).

#### *The Training Process*

Usually, one tenth of candidates pass all their exams, and are then admitted into a news organization's in-house training program. In 2006 the Asahi Shimbun established its institution of in-house training, the Asahi Journalist Gakko [Asahi Institute of Journalism]. NHK has a similar organization (Communications Training Institute) to the Asahi, and these organizations train fairly experienced reporters and editorial staff, as well as cub reporters. Other organizations for training journalists are virtually nonexistent.

Usually, new recruits undergo orientation programs for a month. For example Mr. Ichiro Suzuki (a graduate of department of journalism at a university), a recruit at a newspaper



company, recently underwent the following one-month intensive orientation program:

**First week:** attending the entrance ceremony, going on a two-day, three-night training camp trip.

**Second week:** attending lectures focused on the news organization's creed and system, the job of journalists, and the meaning and mission of journalism, and learning journalism ethics, especially the news organization's own code of conduct.

**Third week:** learning how to write news accurately, and to take notes; studying how to operate a camera, photo journalism and related laws; watching sports and learning how to record game scores.

**Fourth week:** learning the basics of news gathering and reporting, how police and fire-fighting agencies operate, how to report incidents, practicing news reporting, and learning about the legal system and how to report on court proceedings.

After attending orientation programs, Suzuki was assigned to one of the newspaper's local bureaus as a cub reporter. In most newspaper company, orientation programs for cub reporters last about three years. After Suzuki works for a local branch for about three years, he may be transferred to the newspaper's Tokyo's headquarters or sent to another local bureau for an additional two or three years. Cub reporters may spend three to six years at local bureaus before getting an opportunity to work in Tokyo office. While working at local bureaus, cub reporters develop a wide range of practical skills through on-the-job training and become full-fledged reporters dealing with all kinds of news and feature stories.

In recent decades, the on-the-job training system has begun to collapse for a wide variety of reasons. Japanese journalism is undergoing current drastic changes and challenges, and in particular changes in which journalists are recruited and trained are being urged. For example, not a few recently hired cub reporters at prestigious newspapers have quit within only one or two years of finishing training. Although they passed highly competitive entrance exams, they often become disgusted with by the routine work of journalists. As the traditional system of lifetime employment rapidly erodes, cub reporters are anxious about the future of their job, and, in addition, job mobility among newspapers is substantially increasing.

#### 4 - 2 Journalism Research

Journalism and mass communication research as a discipline are still relatively young in Japan and intersect with many other disciplines, like sociology, political science, psychology, social psychology, linguistics, and history. In order to promote mutual exchange and cooperation among individuals interested in journalism and mass communication, the JSSJMC was formed in 1951. AS of 2016, the society's members number approximately 1300, including university journalism educators and scholars as well as media practitioners. This association is the equivalent of the Association for Education in Journalism and Mass Communication (AEJMC) in the U.S. Despite its size, JSSJMC is not very active compared with AEJMC. For example,

although many people come to the JSSJMC convention to listen to other people's presentations, these people, especially established senior professors and researchers, very seldom present their own research. They tend to contribute their own research to the journals published by their own research institutes, schools, departments or faculties, rather than to the *Journal of Mass Communication Studies* (JSSJMC's academic journal). This is quite different from the general situation in the U.S. or Western Europe (Ito and Tanaka 1992).

Most Japanese journalism research is difficult to compare cross-nationally because of the objectives and methods of the studies. Because most Japanese media generally have national audiences, most research has focused on specific aspects and practices within the country. Research that uses surveys similar to other countries or work that places Japanese journalism in an international context is less common (Oi et al. 2012).

The first study of Japanese journalists was conducted in the early 1980s by Kim (1981). In *The Japanese Journalist*, Kim studied a limited number of reporters and government officials, largely through interviews and field research. Kim made it clear how reporters depend on official news sources in news production. He discussed not only the highly competitive entrance exam and the on-the-job training, but also role conceptions and other orientations of Japanese reporters.

Feldman (1993) used surveys and interviews to analyze interrelationships between members of the Diet and political journalists. He found that the nature of political reporting was affected by these interrelationships, and concluded that *Kisha* clubs were the ultimate factor to be considered in any attempt to understand how Japanese journalists covered political events.

Cooper-Chen (1997) explored various characteristics of Japanese mass media, with particular importance placed on the insularity, homogeneity, and harmony that characterize Japanese media. She also found that homogeneous journalism as an institution in Japan exerted a great influence on journalistic practices and pointed out how the *Kisha* system limited independent activities.

Yada (2007) analyzed Japanese media between the mid-1980s and 2005, and found that the most conspicuous change was the simplification and trivialization of hard news. He concluded that journalists did not sufficiently provide people with a range of news that enabled them to effectively think about and understand their society and history.

More recently, Takeshita and Ida (2009) researched the Japanese system of political communication. They pointed out that understanding the relationship between politics and the media hinges on three unique characteristics: the *Kisha* clubs, the editorial policy of neutrality, and differences between public and commercial news broadcasts.

While these studies have contributed greatly to a better understanding of Japanese journalism, none was based on representative survey data. However, two large surveys of newspaper and broadcasting journalists were conducted in the mid-1990s. The first true survey of Japanese journalists was carried out in 1994 by NSK and was based on a national sample of

1,735 newspaper journalists. The second was conducted in 1996 by *Nippon Minkan Hoso Remmei* [NAB, or National Association of Commercial Broadcasters in Japan] and focused on a national sample of 865 commercial broadcast journalists.

Although the object of the NSK survey was newspaper journalists and NAB surveys addressed commercial broadcast practitioners, the 2007 and 2013 surveys of Japanese journalists conducted by the Institute of Journalism & Media Studies (IJMS) at Nihon University are the first national survey of Japanese journalists (IJMS 2008, 2014). These studies share not only a number of interests and topics with the NSK and NAB surveys, but also the recent survey of U.S. journalists by Weaver and colleagues (2007). In particular, as the 2013 IJMS survey took part in the *Worlds of Journalism* study project, it may overcome a lack of cross-national journalism research in Japan.

#### 4 – 3 Journalism Education Professional Links

Journalism education in Japan has been characterized by the lack of cooperation between the universities and the media industries. After the end of World War II, journalism educators and scholars at universities and journalists working in the field maintained a friendly relationship. Many news media companies contributed to the establishment of JSSJMC in 1951. One example of this amity was the annual meetings sponsored by NSK which brought together the representatives from each group. However, those annual meetings were discontinued about ten years ago due to the deadlock over the problem of the entrance exams given by newspaper companies. Every year, the universities asked the newspapers to change their employee-selection process to make some special provision for the students who had studied journalism at university (Takeichi 1996). However, the newspapers have refused to give this education special consideration.

In recent decades, newly hired recruits at first-rate news media companies have increasingly quit within one or two years. These recruits must have secured good results on the entrance exam but could not adapt themselves to the routine work of journalists. Since the 1990s, newspaper companies have offered donated journalistic courses or classes at the universities and have introduced an internship system for aspiring students.

Universities for their part should do more to bridge the gaps that separates news media from the academy. For example, if they could make their graduate courses a viable option for midcareer journalists who seek further education, they could improve the quality of journalism education and training.

#### 4 – 4 Journalism Education Impact Statement

In 2002, JSSJMC surveyed its members about journalism education in commemoration of its 50th anniversary. JSSJMC's members were asked questions about problems in journalism education and training in Japan. In addition to the survey, JSSJMC carried out inquiries and

interviews of recruiters for media organizations (JSSJMC 2003).

Over 90% of respondents said journalism should be taught in institutions of tertiary education. However, educators' and practitioners' responses were divided on what should be taught in journalism classrooms. Practitioners tended to argue that media literacy needed to be taught in higher education, while educators tended to emphasize that journalism education should be carried out in universities. According to interviews of recruiters for media organizations (12 newspapers, 10 broadcasters, and NHK), one-half of the organizations said they hoped aspiring journalists would have "a well-balanced ability to think," and one-quarter said "competence to communicate" should be cultivated in universities. And while most educators and practitioners attached a great deal of importance to "common sense" for aspiring journalists, almost none stressed a need for teaching journalistic skills or theoretical knowledge in the classroom. Most agreed that journalism education should be located in, and managed by, corporate media rather than by universities (Watanabe & Tsuchiya 2008). These opinions of media organizations do not change quite much.

#### 4 – 5 Future Directions

Problems cited by Japanese journalists as urgent matters of concern are listed in Table 4. The biggest concern was the growing conformity and uniformity in news reporting (75.4%), which references a common criticism that Japanese journalists work in step with their colleagues and decline distinction by trying not to break news first. The next biggest concern was an over-reliance on government and organizational press releases (64%), followed by a preference for "temporary" news reporting (63.9%). The fourth-most-selected problem was a lack of in-depth reporting and superficial event coverage (53.5%).

**Table 4** Perceptions of Main Problems in Japanese Journalism (% citing each problem, multiple answers permitted, N = 747)\*

|  |      |
|--|------|
| Too much uniform, conformist news reporting  | 64   |
| Too many press releases                      | 52.7 |
| Tendency to make passing news reporting      | 60.4 |
| Less in-depth and superficial media coverage | 44.3 |
| Sensationalism                               | 30.4 |
| Lack of critical spirit                      | 29   |
| Important facts may not be covered           | 18.7 |
| Accommodation to public needs                | 33.7 |
| Mixture of fact and opinion                  | 21.2 |
| There is no constructive proposal            | 24.5 |
| Collusive relationship with the news sources | 13.5 |
| Too much news that disregards human rights   | 7.0  |
| Too many anonymous sources                   | 8.6  |
| Other  | 2.4  |

\*IJMS Survey (2013)

Respondents also were asked how to improve Japanese journalism, and what was necessary to enrich and refine journalistic practices (see Table 5). Most journalists (75.8%) noted that there is a clear need to enrich journalism education and training in Japan. A majority (about 70%) also thought it is necessary to increase personnel, and the number of full time workers. The ongoing change in media environment, especially the diversification of media forms, and the convergence of current media signal the necessity for reorganization of traditional journalism, but point out how important it is to improve the abilities of journalists.

Nevertheless, journalism training remains largely based upon the on-the-job training system. Although new media companies in Japan think that it is most important to improve journalism education, they adhere to old-fashioned ways of training journalists. Accordingly, almost all journalists receive on-the-job training in the organizations that employ them. Thus, the virtual absence of schools of journalism in Japan might be recognized as a serious problem (Oi 2009a, 2009b).

**Table 5** Perceived Solutions of Problems in Japanese Journalism (% mentioning each, multiple answers permitted, N=747)\*

|   |      |
|---|------|
| To enrich education and training for journalists    | 75.8 |
| To encourage free expression                        | 57.2 |
| To give broader power to editors                    | 48.7 |
| To increase personnel                               | 67.5 |
| To ensure autonomy for journalists                  | 31.8 |
| To alter lack of understanding of business managers | 42.0 |
| To reduce outside pressure on journalism practice   | 15.0 |
| To strengthen cooperation with branch offices       | 30.1 |
| To upgrade hardware of news reporting               | 35.5 |
| To reduce pressure from business managers           | 15.1 |
| To improve the system of foreign news reporting     | 17.0 |
| To expand effective outsourcing                     | 16.1 |
| To increase the number of full-time workers         | 67.5 |
| Other   | 2.0  |

\*IJMS Survey (2007)

#### 4 – 6 Journalism Education Issues, Challenges and Innovations

Since 1990s, newspaper companies have offered donated journalistic courses or classes at universities, and introduced an internship system for aspiring students. These efforts may promote exchange between the universities and the newspaper industries and improve the traditional relationships between them.

In addition, the news media companies need to make fundamental reforms to the entrance-exam system. If competent applicants who truly have the motivation to become journalists are not chosen in the exam and not a few hired recruits quit within one or two years, news media

companies may not survive the rapidly changing environment of media. On the other hand, universities need to create undergraduate programs compatible with demands for education by the universities and also make their graduate programs a viable option for midcareer journalists who seek to learn online-journalism skills.

Secondly, whereas in many countries journalism is viewed as a lifelong career or profession, in Japan it is more often thought of as early career work, to be done on the way to getting promoted in the company hierarchy. If in the West most journalists think of themselves in terms of their profession, in Japan they tend to think of themselves as employees of their companies (Gamble & Watanabe 2004). However, in recent decades, the Japanese lifetime-employment system has collapsed, the on-the-job training system has been falling into dysfunction and the mobility and diversification of employment have been accelerated by the various forms of media.

Third, due to the commercialization, digitalization and globalization in the 2000's, all the established mass media stood at a turning point. With the advancement of communication technologies, the demand for information and media-literacy education is ever increasing. Departments and programs related to information, communication and the media are continuously being established in universities. Newly established universities and colleges offer training in creating media works such as video pictures and TV programs. In addition, from 2002 in elementary and junior high schools and from 2003 in high schools, information has become one of the required subjects in official curriculum guidelines.

The traditional mass-communication model has been undermined. Since the 2000's, many individuals have begun writing diaries on blog sites that enabled users to post their writings and photographs and communicate with other blogs. Social media, especially Social Networking Service as Twitter or facebook, are another remarkable development in Japan. Many business industries in addition to individuals have generated information in the online communities.

At present, a new journalistic environment is being generated, while the old order is dissolving in the face of competition from various social sectors. In order to create quality journalism for the future of citizens and children, what kind of journalism education and research is required and how to achieve the purpose still remain obscure. Therefore, it is necessary to radically re-analyze and re-evaluate the present conditions and, above all, the problems of journalism from the perspectives of digitalization, commercialization, and globalization. In addition, the questions of "what is journalism for," and "what are journalism education and research for," have to be fundamentally reconsidered.

## 5 Training Tomorrow's Journalists

Since Sophia University established Japan's first graduate program in journalism in 1971, many universities have set up their own graduate-level programs in journalism, mass communication and related fields.

Today, according to *Nihon Shimbun Nenkan 2013* [Japan Newspaper Annual 2013], there

are 122 faculties or departments and research institutes related to journalism, mass communication, media, and socio-informatics, in Japanese universities. Recently, graduate schools of journalism have diversified and many universities have established graduate school for communication, media, information, and the like. There are 24 graduate schools related to these subjects.

As previously mentioned, Japanese journalists consider education the most important way to improve the quality of journalism in its country. So far, training has been based mainly upon “on-the-job” experience, while institutions for tertiary education play only limited roles. However, the system of life-long employment in the media industry is gradually breaking down and workforce mobility is rising. In addition, credibility and trust in journalism have been deeply eroded by scandals that include false or fabricated stories and inaccurate quotations. These factors may contribute to rethinking the training and education of Japanese journalists.

Going into the 2000s, new types of graduate school of journalism appeared at three universities. Waseda University set up its School of Journalism affiliated with the Graduate School of Political Science in 2008, Keio University, created Special Course of Journalism within its Graduate School of Law in 2009, and Nihon University established its Graduate School of Journalism and Media Studies in 2010. These school-of-journalism programs are designed to train aspirants to a career in journalism as well as to retrain working journalists. If these programs successfully carry out their missions, they might make a breakthrough in problems of journalism education and training in Japan. This goal may be obtained by providing a more complete and well-rounded educational program and improving the quality of journalism educators.

## Notes

- (1) The 2007 IJMS survey was conducted by mail from February to March, 2007. A total of 1,011 valid questionnaires were returned, for an overall response rate of 18.4%. Respondents were asked questions that focused on: the demographic backgrounds of journalists; perceived roles of journalists; journalistic practice; the perceived self-image of journalists; the perception of journalistic professionalism; the recognition of environmental changes in journalism; the perceived impact of online journalism; problems in journalistic practice; objectivity; journalists’ opinions of their audiences; journalists’ political inclinations; and journalists’ relationships with news sources.
- (2) The 2013 IJMS survey was conducted by mail from February to March, 2013. A total of 747 valid questionnaires were returned, for an overall response rate of 33.9%. This survey was based on the same research design as the 2007 survey, and also participated in the *Worlds of Journalism* study (<http://www.worldsofjournalism.org>).

## References

- Akao, Mitsushi. 1994. “Gendai Shimbun Kishazo” [The Profile of Newspaper Journalists in Japan]. In *Nihon Shimbun Kyokai Kenkyujo Nempo* [Annals of the Institute of the Japan Newspaper Publishers and

Editors Association] 12: 1–91.

- Cooper-Chen, Ann with Miiko Kodama. 1997. *Mass Communication in Japan*. Ames: Iowa State University Press.
- Deuze, Mark. 2008. "Journalism Education in an Era of Globalization." In *Global Journalism Research*, edited by Martin Loffelholz and David Weaver, pp. 267–281. Malden, MA: Blackwell.
- Dower, John W. 1999. *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II*. New York: W. W. Norton/The New Press.
- Feldman, Ofer. 1993. *Politics and the News Media in Japan*. Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Foreign Press Center/Japan. 2003. *Japan's Mass Media*. Tokyo: Foreign Press Center/Japan.
- Freeman, Laurie Anne. 2000. *Closing the Shop: Information Cartels and Japan's Mass Media*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Gamble, Adam, and Takesato Watanabe. 2004. *A Public Betrayed: An Inside Look at Japanese Atrocities and Their Warnings to the West*. Washington DC: Regnery Publishing, Inc.
- Gaunt, Philip. 1992. *Making the Newsmakers: International Handbook on Journalism Training*. Westport: Greenwood Press.
- Hall, Ivan P. 1998. *Cartels of the Mind: Japan's Intellectual Closed Shop*. New York: W. W. Norton.
- Haruhara, Akihiko. 1994. "Nihon no Daigaku ni okeru Journalism Kyoiku no Genjo" [The Current State of Journalism Education in Japan's Universities]. *Shimbun Kenkyu* (May): 18–24.
- Institute for Information and Communication Policy (IICP). 2014. Retrieved from [http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2014/h25mediariyou\\_1sokuhou.pdf](http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2014/h25mediariyou_1sokuhou.pdf)
- Institute of Journalism & Media Studies (IJMS). 2008. "Nihon no Journalist 1000nin Chousa" [A survey of Japanese Journalism: The profile of 1,000 Journalists]. *Journal of Journalism & Media Studies* 1: 85–122.
- Institute of Journalism & Media Studies (IJMS). 2014. "2013 Nenban Nihon no Journalist Chousa wo Yomu: Nihon no Journalism no Genzai" [Reading the 2013 Survey of Japanese Journalists: Present State of Japanese journalism]. *Journal of Journalism & Media Studies* 7: 247–279.
- Ito, Youichi, and Norichika Tanaka. 1992. "Education, Research Institutes and Academic Associations in Journalism and Mass Communications in Japan", *Keio Communication Review*, 14: 15–35.
- Japan Society for Studies in Journalism and Mass Communication (JSSJMC) 2003. *Journalism to Mass Communication Kyoiku ni kansuru Chosahoukokusho* [A Report regarding Education in Journalism and Mass Communication]. Tokyo: JSSJMC
- Kasza, Gregory J. 1988. *The State and the Mass Media in Japan, 1918–1945*. Berkeley: University of California Press.
- Kerr, Alex. 2001. *Dogs and Demons: Tales from the Dark Side of Japan*. New York: Hill and Wang.
- Kim, Young C. 1981. *The Japanese Journalists and Their World*. Charlottesville: University Press of Virginia.
- Ministry of Internal Affairs and Communications of Japan. 2014. *The 2014 White Paper on Information and Communications in Japan*. Retrieved from <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/eng/>



WP2014/2014-index.html

- Nihon Shimbun Kyokai (NSK). 1947. *Nihon Shimbun Nenkan 1947* [Japan Newspaper Annual 1947]. Tokyo: Nihon Shimbun Kyokai
- Nippon Minkan Hoso Renmei Kenkyujo. 1996. "Minpo Terebi Hodo Tanto-Sha Chousa" [A Survey of News People in the Commercial TV Broadcasting Companies]. In *Shuzai no Jiyu to Kouteki Kisei wo Kangaeru* [Considering Freedom of News-gathering and Regulation], edited by Nippon Minkan Hoso Renmei Kenkyujo, pp. 101 – 170. Tokyo: Nippon Minkan Hoso Renmei
- Oi, Shinji. 2008. "Nihon no Journalist Zo" [The Profile of the Japanese Journalist]. *Asahi Soken Report* 212: 27 – 58.
- Oi, Shinji. 2009a. "Journalism Kyouiku" [Journalism Education]. In *Shintei Shimbun-Gaku* [Journalism Study: A New Edition], edited by Hamada, Junichi, Yasuhiko Tajima, and Keichi Katsura, pp. 162 – 172. Tokyo: Nippon Hyoron-Sha.
- Oi, Shinji. 2009b. "Media, Journalism Kyouiku" [Media and Journalism Education]. In *Media Kenkyu to Journalism 21 Seiki no Kadai* [Media Studies and Journalism: Challenges in the 21st Century], edited by Tsuganezawa, Toshihiro, Takesato Watanabe, and Hideo Takeichi, pp. 300 – 323. Kyoto: Minerva Shobo.
- Oi, Shinji. 2012. "News Media and News Sources in Japan", *Mass Communication Kenkyu* [Journal of Mass Communication Studies], 80: 75 – 94.
- Oi, Shinji, Shinsuke Sako, and Takeshi Miyawaki. 2009. "Jizoku to Henka no Naka no Media Hyogen no Jiyu" [Freedom of Media Expression in Japan: Continuity and Change]. *Journalism & Media* [Journal of Journalism & Media Studies] 2: 151 – 174.
- Oi, Shinji, Mitsuru Fukuda, and Shinsuke Sako. "The Japanese Journalist in Transition: Continuity and Change", in *Global Journalist in the 21<sup>st</sup> Century*, edited by David H. Weaver and Lars Willnat, pp. 52 – 65. New York: Routledge.
- Ono, Hideo. 1971. *Shimbun Kenkyu 50-Nen* [Fifty Years of Journalism Research]. Tokyo: Mainichi Shimbun Sha.
- Pharr, Susan J., and Ellis S. Krauss. (eds.) 1996. *Media and Politics in Japan*. Honolulu: University of Hawai'i Press.
- Shimbun Tsushin Chosakai. 2014. Media Yoron Chosa 2013 [Opinion Poll on Mass Media in Japan 2013]. Retrieved from <http://www>.
- Shinoda, Hiroyuki. (ed.) 2013. *Masukomi Shushoku Dokuhon Nyumonhen* [Handbook for Job-hunting in Mass Communications: An Introduction]. Tokyo: Tsukuru Shuppan.
- Takeichi, Hideo. 1996. "Journalism Education in Japan," *Communications Research* 26: 21 – 44.
- Takeshita, Toshiro, and Masamichi Ida. 2009. "Political Communication in Japan." In *Political Communication in Asia*, edited by Lars Willnat and Annette Aw, pp.154 – 175. New York: Routledge.
- Watanabe, Kuniko, and Yuko Tsuchiya. "Communication Scenes: 8 Japan." In *Asian Communication Handbook 2008*, edited by Indrajit Banerjee and Stephen Logan, pp. 241 – 256. Singapore: Asian Media and Information Center.

- Weaver, David H. 1998. *The Global Journalist: News People around the World*. Cresskill, NJ: Hampton Press.
- Weaver, David H., Randal A. Beam, Bonnie J. Brownlee, Paul S. Voakes, and G. Cleaveland Wilhoit. 2007. *The American Journalist in the 21st Century*. New Jersey: Lawrence Erlbaum.
- Wolferen, Karel van. 1989. *The Enigma of Japanese Power: People and Politics in a Stateless Nation*. New York: Alfred A. Knopf.
- Yada, Yoshikazu. 2007. "Journalism in Japan." In *The future of Journalism in the Advanced Democracies*, edited by Peter J. Anderson and Geoff Ward, pp.175 – 189. Burlington, VT: Ashgate.
- Yamamoto, Taketoshi. 1990. *Shimbun-Kisha no Tanjo* [The Birth of Newspaper Reporters]. Tokyo: Bokutaku Sha.

**Appendix A: Major journalism associations and journalism-related organizations in Japan**

| Organization   | Description   | Contact   |
|--|---|---|
| Broadcasting Ethics and Program Improvement Organization (BPO)     | Aims to deal, on a voluntary basis, with complaints and ethical issues from an independent, third-party standpoint  | <a href="http://www.bpo.gr.jp">http://www.bpo.gr.jp</a>                     |
| Broadcasting Programming Center of Japan                           | Nonprofit organization jointly established by Japan's broadcasters to ensure the healthy development of Japanese broadcasting                                 | <a href="http://www.bpcj.or.jp">http://www.bpcj.or.jp</a>                   |
| Film classification and Rating Committee                           | Independent, non-governmental organization, which has been responsible for the classification of motion pictures  | <a href="http://eirin.jp">http://eirin.jp</a>                               |
| Japan Broadcasting Labor Union (NHK's Workers' Union)              | Public Broadcasting (NHK)'s labor union created in 1948   | <a href="http://www.niporo.com">http://www.niporo.com</a>                   |
| Japan Congress of Journalists                                      | Voluntary organization established by media people at the request of the International Organization of Journalists  | <a href="http://www.jcj.gr.jp">http://www.jcj.gr.jp</a>                     |
| The Japan Commercial Broadcasters Association                      | An incorporated organization whose membership consists of 201 commercial broadcasters in Japan  | <a href="http://www.j-ba.or.jp">http://www.j-ba.or.jp</a>                   |
| Japan Federation of Commercial Broadcast Workers' Union            | National industrial union for workers in commercial broadcasting companies  | <a href="http://www.minpororen.com">http://www.minpororen.com</a>           |
| Japan Federation of Newspaper Workers' Union                       | National industrial union for workers in newspaper and news agencies  | <a href="http://www.shinbunroren.or.jp">http://www.shinbunroren.or.jp</a>   |
| The Japan Newspaper Publishers & Editors Association               | Organization funded and operated by the mass media of Japan to elevate ethical standards in reporting and to protect and promote the media's common interests | <a href="http://www.pressnet.or.jp">http://www.pressnet.or.jp</a>           |
| The Japan Society for Studies in Journalism and Mass Communication | Professional association for Japanese researchers and media practitioners in journalism and mass communication  | <a href="http://www.soc.nii.ac.jp/mscom">http://www.soc.nii.ac.jp/mscom</a> |

**Appendix B: Major Graduate-Level journalism programs in Japan**

| University   | Grad. school  | Major/course                       | Contact   |
|--------------|---|------------------------------------|---|
| Doshisha     | Social Studies  | Media Studies                      | <a href="http://ss.doshisha.ac.jp/graduate">http://ss.doshisha.ac.jp/graduate</a>   |
| Hokkaido     | International Media, Communication, and Tourism Studies | Public Relations/ Journalism       | <a href="http://www.hokudai.ac.jp/imcts">http://www.hokudai.ac.jp/imcts</a>   |
| Hosei        | Sociology   | Media Studies                      | <a href="http://www.hosei.ac.jp/gs/kenkyu/shakaigaku">http://www.hosei.ac.jp/gs/kenkyu/shakaigaku</a>                     |
| Kansai       | Sociology   | Mass Communication                 | <a href="http://www.kansai-u.ac.jp/global/academics">http://www.kansai-u.ac.jp/global/academics</a>                       |
| Keio         | Law   | Political Science/ Journalism      | <a href="http://www.law.keio.ac.jp/graduate">http://www.law.keio.ac.jp/graduate</a>                                       |
| Nagoya       | Language and Culture                                    | Media Professional                 | <a href="http://www.lang.nagoya-u.ac.jp">http://www.lang.nagoya-u.ac.jp</a>   |
| Nihon        | Journalism and Media                                    | Journalism and Media               | <a href="http://www.law.nihon-u.ac.jp/gs/journalism_research">http://www.law.nihon-u.ac.jp/gs/journalism_research</a>     |
| Ritsumeikan  | Sociology   | Applied Sociology                  | <a href="http://www.ritsumei.jp/gsss">http://www.ritsumei.jp/gsss</a>   |
| Ryukoku      | Sociology   | Journalism                         | <a href="http://www.soc.ryukoku.ac.jp/daigakuin">http://www.soc.ryukoku.ac.jp/daigakuin</a>                               |
| Sophia       | Humanities  | Journalism                         | <a href="http://dept.sophia.ac.jp/human/journalism/">http://dept.sophia.ac.jp/human/journalism/</a>                       |
| Tokai        | Letters   | Communication                      | <a href="http://www.tokai.ac.jp/international/graduate/letters">http://www.tokai.ac.jp/international/graduate/letters</a> |
| Tokyo        | Interdisciplinary Information Studies                   | Socio-Information and Com. Studies | <a href="http://www.iii.u-tokyo.ac.jp/">http://www.iii.u-tokyo.ac.jp/</a>   |
| Toyo         | Sociology   | Media and Communication            | <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/english-gs">http://www.toyo.ac.jp/site/english-gs</a>                                 |
| Tokyo Keizai | Communication Studies                                   | Communication                      | <a href="http://www.tku.ac.jp/graduate_school/communication">http://www.tku.ac.jp/graduate_school/communication</a>       |
| Waseda       | Political science                                       | Journalism                         | <a href="http://www.waseda-j.jp">http://www.waseda-j.jp</a>   |

**Appendix C: Major non-academic training programs in Japan**

| Company                              | program                               | Contact   |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---|
| Asahi Shimbun                        | Asahi Institute of Journalism         | <a href="http://www.asahi.com/shimbun/jschool">http://www.asahi.com/shimbun/jschool</a> |
| Japan Broadcasting corporation (NHK) | NHK Communications Training Institute | <a href="http://www.nhk-cti.jp">http://www.nhk-cti.jp</a>                               |

## 明治前半期における「言論の自由」観<sup>®</sup>

高木 強\*

### はじめに

2017年度の「言論の自由」度ランキング（「国境なき記者団」まとめ）で、日本は世界180か国・地域中、第72位となっている。日本に関するコメントでは、特定秘密保護法や、ジャーナリストに対する政府の嫌がらせなどとともに、主要メディア内の自己検閲（self-censorship）が指摘されている。この順位や指摘の妥当性には批判があるが、言論の自由の保障は決して不動のものではなく、いつでも大きな後退を強いられるおそれがある。日本国憲法は、表現・言論の自由を保障している（第21条）。同時に、その自由、権利の保持のため国民に「不断の努力」を要求している（第12条）。自由・権利の脆弱性、権力の濫用の危険性を前提としている規程である。

日本社会の言論の自由が相対的にどの位置にあるのかは別として、言論の自由を尊重し、より確固とした社会とするために、近代日本の出発地点における「言論の自由」観を検証し、現代における課題を導き出そうとするのが本稿の企図である。

政治思想史や自由民権運動史、メディア史など豊富な先行研究により、明治前半期における「自由」の受容、新聞や演説会などの言論空間と自由民権運動との関係、政府の言論弾圧の歴史などは検証されている。しかし、この時期において「言論の自由」がどのように語られていたのかに焦点を絞ったものは意外に少ないように思える。大日本帝国憲法制定までの明治前半期を射程におき、「言論の自由」という概念がどのようにとらえられ、その自由を保持するためにどのような努力が払われ、自由がどのように制約されたのかを見ることにより、現代につながる日本社会の言論の自由の状況との関係性を見いだせるのではないだろうか。

### 1. 「言論の自由」思想の輸入

江戸の幕藩体制が崩壊し、明治新政府へと政権が交代した。単なる武家支配からの交代ではなく、新たな国家運営体制を構築することになる。大日本帝国憲法を制定（1889〔明治22〕年公布、90年施行）し、立憲（君主）制の形となるにはさらに20年余を要している。「言論の自由」は当初、西洋思想の一つとして紹介されたが、やがて明治政府に対して「自由民権」を求めるための武器として使われる。自由民権論者や新聞人は、明治政府という権力機構によって、新聞紙条例や讒謗律をはじめ、言論規制に厳然として直面したからである。「言論の自由」という思想の認識の程度は別として、その考え方は明治前半期において日本社会、少なくとも知識人には共有されていたとみてよい。

そもそも西洋の紹介は明治維新前、江戸時代から始まっている。オランダとの交易があったし、限られた範囲での「風説書」もあった。また、江戸期の書物・書簡で新聞の形態や機能が紹介され

---

\*たかぎ つよし 日本大学法学部新聞学科 非常勤講師

ていた<sup>(2)</sup>という。江戸幕府が開港を余儀なくされたのは1854（安政元）年であり、遣米使節団（1860〔万延元〕年）があり、外国人向けに限定されていたとはいえ新聞も存在していた<sup>(3)</sup>。やがて人権や「言論の自由」の考えが言及されるようになる。明治初期における西洋思想の紹介はルソー、モンテスキュー、ホッブス、マキャベリなど数多くあるが、「言論の自由」はどのように紹介されていたのかを以下に概観する。

福沢諭吉『西洋事情』初編（1866〔慶応2〕年）は、最初に「政治」を説き、ヨーロッパ政治の「要訣」、すなわち根本思想として第一に「自主任意」を挙げている<sup>(4)</sup>。「新聞紙」の項では、「新聞紙の説は、その国に由りその人の意見に従て偏頗なきにしもあらざれども、元と官許を受け出版するものにて、その議論公平を趣旨とし、国の政事を是非し人物を褒貶すること妨なし」（福澤諭吉 1866：37）との記述がみられる。福沢は『西洋事情』外編（1868〔慶応〕4年）や同二編（1870〔明治3〕年）、そして、『学問のすすめ』初編（1871〔明治4〕年）でも自由や権利という概念を繰り返し説明している。

五箇条の誓文が出された1868（慶応4）年、元号は9月に明治となるが、同年7月、加藤弘之は『立憲政体略』（後に絶版を宣言）を著し、憲法というものの存在を紹介した。同書の「私権」の項で「第五思言書自在の権利」を掲げ、次のように記載している。加藤は福沢と並び、言論の自由を最も早く紹介した一人であろう。

「思、言、書の三事悉く意に任することを得るの権利なり。但し思考の自在は仮令ひ桀紂といへとも敢て禁すること能わす。されとも其思考する所を自在に言述し或は書記鏤刻して公布するを禁するは君主擅制君主専治の常なり。惟其自在を許すものは立憲二政体の各国のみ。蓋し此各国益（ますます）開化文明に赴く所以なり。但し此権利自在なりとて妄りに書記するを許すにあらず。其書言する所甚た人心を蠱惑し治安を妨害する等のことあれば、記者必ず其罪を受ること固より当然なり。故に記者其弁解の責に任するの法度あり」（加藤弘之 1868：25）。

ここでの「自在」は「自由」の意であり、思想・言論・出版の自由を紹介している。「思考」の自由を内心の自由ととらえ、暴君（桀紂）といえども禁止できないが、それを表明、出版（書記鏤刻）する自由は立憲政体の国においてのみ認められている、との説明である。ここでは、「開化文明」の利益を前提に立憲政体が志向されていることは明らかである。加藤は、西洋諸国の言論・出版の自由のほか、結社の自由（「第四結社及び会合の権利」）という概念の存在も紹介している。一方、ここで示された権利の観念は“人を惑わし（蠱惑）、治安を害しない”範囲というもので、後の大日本帝国憲法の条文とほぼ同一と評価してよいであろう。

このほか、欧米における基本的人権として出版の自由があることを紹介したものとしては、『英政如何』（1868〔慶応4〕年、鈴木唯一によるアルバニイ・ホンブランク『How we are Governed』の翻訳）、『自由之理』（1872〔明治5〕年、中村正直〔敬宇〕によるJ.S.ミル『自由論』の翻訳）、『上木自由論』（1873〔明治6〕年、小幡篤次郎によるトクヴィル『アメリカのデモクラシー』の部分翻訳）などがあった。

英国の代議制などの制度に関する翻訳である『英政如何』では、出版の自由に関して「書物類出板自在の事は、右の法令中に書載せざれども、今は全く自在にして、新聞紙を出板し又新聞につき如何様の説を出板するも、免許を待つに及ばず、其善悪に随ひ上官の行状を誉め、又は謗るべし。但し不当無理の説を立て、世間を動揺する等の事なき要になすべし」と紹介されている（鈴木唯一

1868：34)。そして、中村敬宇『自由之理』巻之二が「思想及び議論の自由」を紹介している（ミル『自由論』第2章「思想および言論の自由について」に該当<sup>(5)</sup>）。この翻訳をここに引用はしないが、ミルの思想が個人の自発性それ自体に固有の価値があるとする考えに基づいている一方、中村は、個人の自発性や個性がそれ自体擁護されるべきものととらえたのではなく、人間が元来持っているはずの善良な性質が人為的にゆがめられることなく発露されるべきことを主張した書として翻訳した、との評価がある（松田宏一郎 2014：25-26）。

こうした翻訳作業を通じて、幕末から明治初期において、彼らは何を得ようとしていたのだろうか。日本を海外列強諸国に対抗できる近代国家へ作り替えるために、西洋の思想や文明を輸入しようとしていたとの説明だけでは足りない。明治政府発足前に立憲政体に関心を持ち、それを紹介した動機は、徳川幕藩体制への不満、新たな政治体制の模索があったと見てよいのではないか。何の関心もなければ、たとえ西洋思想の書物を読んだとしても、膨大な時間を費やした翻訳作業を、末期とはいえ幕府が倒されていない時期に出版を企てるであろうか。彼らは、不平等や不自由を感じ平等・自由を求めていたからこそ、そうした行動をとったとみるほうが自然ではないだろうか。ただし、この時点での「言論の自由」観は、こうした考えがヨーロッパには存在することを紹介している段階であることを確認しておきたい<sup>(6)</sup>。一方、戊辰戦争が起きた1868（慶応4）年は、柳河春三の「中外新聞」など佐幕派の新聞が発行された。同年6月の太政官布告第451号（新聞紙私刊禁止）により廃刊に追い込まれるまでの短期間、新政権の基盤が固まっていない時期とはいえ、政府を公に批判するという経験を社会が持った意義は小さくはないだろう。

西洋思想の導入初期において明治政府は言論規制へと向かう。次に、規制とその抵抗過程での「言論の自由」観を追ってみたい。

## 2. 言論規制と抵抗における「自由」観の相克

### (1) 言論規制のはじまり

明治政府は、佐幕派の新聞を一旦廃刊に追い込んだ後、新聞育成策に転換するものの、議会設立の論争が新聞紙上で掲載され、政府批判が高まるにつれ、再び新聞を取り締まる方針へと転換した。1871（明治4）年7月、政府は新聞奨励策をとる。この年から74（明治7）年までの間に創刊された新聞は147紙を数え、約半数は東京・神奈川以外という隆盛であった（稲田雅洋 2000：96）。しかし、1872年（明治5年）布告の出版条例、73年（明治6年）布告の新聞紙発行条目、75年（明治8年）の新聞紙条例と、政府の政策は奨励から取り締まりへと転換する。

明治六年の政変で西郷隆盛や板垣退助らが下野する直前の1873（明治6）年10月、明治政府は「新聞紙発行条目」を布告、その後の西南戦争、自由民権運動を予期した対応かのように、「国体を誹り国律を議し及び外法を主張宣説して国法の妨害を生ぜしむるを禁ず」（第10条）、「政事法律等を記載することに付妄に批評を加ふる事を禁ず」（第11条）、「猥りに教法を記入し政法の妨害を生ぜしむるを禁ず」（第12条）、「衆心を動乱し淫風を誘導するを禁ず」（第13条）、「在官の者、官中の事務は勿論、或は外国交際に係る事類は瑣細の件と雖ども、私に掲載することを禁ず」（第15条）などが規定されている。この時点では、発行は許可制（第9条）、文部省と管轄庁への事後納付（第6条）で、発行・発売・頒布の禁・停止の規定は盛り込まれていない。

トクヴィル『アメリカのデモクラシー』の「合衆国における出版の自由について」の部分が翻訳

出版されたのが1873年11月であった。その『上木自由論』の序で訳者の小幡篤次郎は、出版理由を「近来日本にて出版の事を論ずる者少からず。譬へば出版の自由を論じて、或はこれを是と為し或はこれを非と為し、諸家自から其辯論あれども、其これを是非する所以の理を述ぶるに至ては、未だ盡くさざるもの多し」(小幡篤次郎 1873:129)としている。アメリカでの出版の自由を観察したトクヴィルは、基本的人権としての言論の自由の理念を賞賛しているわけではなく、その作用を多面的に考察している<sup>(7)</sup>。これを、この時期に敢えて出版した意図はどこにあったのだろうか。規制当局とともに言論を発する側への冷静さを呼び掛けたものとも考えられる。

「日新真事誌」による板垣らの民撰議院設立建白書の全文掲載(1874[明治7]年1月18日)は、自由民権運動の事実上の出発点であり、新聞の政府批判は激しくなる。

小幡の師である福沢は1874(明治7)年出版の『学問のすゝめ』4編の「学者の職分を論ず」で、新聞が政府に対して媚び、卑屈になっているとしたうえで「日本には唯政府ありて、未だ国民あらず」(福沢論吉 1874:40)と訴える。そして、「我輩先ず私立の地位を占め、…書を著し、或は新聞紙を出版する等、凡そ国民たるの分限に越えざる事は忌諱を憚らずしてこれを行い、固く法を守て正しく事を処し、或は政令信ならずして曲を被ることあらば、我地位を屈せずしてこれを論じ、恰も政府の頂門に一針を加え、旧弊を除て民権を快復せんこと方今至急の要務なるべし」(同:44)と記している。「学者の職分」(義務)という形ではあるが、言論の自由の行使を宣言している。また、念頭に政府の言論規制への警戒が存在していたことは想像に難くない。

そして、津田真道は出版条例を批判するため、74年に「出板自由ならんことを望む論」を『明六雑誌』6号に寄稿した。「野蛮の政治は人を羈軛す。文明の民は羈軛を免る」(津田真道 1874:205)と始まる論は、出版条例による検査を「徒法」=無益な法令と称し、朝廷に対して「すみやかに正大公明、磊々落落、日月の天に懸るごとき政令を出して、もって出板自由の免許を各人民に与えて我国人民一層の眼目を開き、不羈自由の胆略を大にせしめんことを」要望し、「けだしこれ開明を進むる、もつとも捷徑なり」(同:207-208)と結んでいる。津田の論理は、出版の自由は、日本の文明開化にとって有益、近道(捷徑)であり、政治的安定のためには政府(朝廷)は自由な言論に寛容な態度(正大公明、磊々落落、日月の天に懸るごとき政令)を示す必要があると説く。このように政治的安定、秩序維持に重きを置き、「言論の自由」を主張する論はこの後も多く存在する。それは「言論の自由」観を支える論拠の一つであった。しかし、そこに、基本的人権としての自由という権利意識が希薄であれば、為政者による秩序維持を名目とした規制に効果的に対抗できないという脆弱性を孕んでしまう。この国家体制の形成期という流動的な時期において自由を論じたのは、明六社に参加した人々のように旧幕臣の洋学者であり、明治政府に出仕する者も多かった。自由民権運動を「民権=国権」型政治思想の実現を目指す運動とのとらえ方(安丸良夫 1989:229)があるが、「言論の自由」観もそうした側面を併せ持っていた。

一方、福沢が1875(明治8)年3月に出版した『文明論之概略』での「言論の自由」観は単なる紹介の域を脱する。同書における「言論の自由」に関する記述は何か所にも見られる。ミルの『自由論』などがベースになっていると思われるが、単なる西洋思想の紹介に止まらない<sup>(9)</sup>。例えば、「人民の会議、社友の演説、道路の便利、出版の自由等、都て此類の事に就て識者の眼を着する由縁も、この人民の交際を助るがために殊に之を重んずる」(福沢論吉 1875:20)との部分は、社会におけるコミュニケーションの重要性の一つとして出版の自由を位置づけている。また、「都て

事物の議論は人々の意見を述べたるものなれ固より一様なる可らず」(同：20)、「必ずしも他人の説を我範囲の内に籠絡して天下の議論を画一ならしめんと欲する勿れ」(同：23)との部分は、議論の画一化の危険性、多様性の維持の重要性を説いている。さらに、最も注目すべきは次の有名な箇所である。

「然り而して秦皇が特に当時の異説争論を悪て之を禁じたるは何ぞや。其衆口の喧しくして特に己が専制を害するを以てなり。専制を害するものとあれば他に非ず、此の異説争論の間に生じたるものは必ず自由の元素たりしこと明らかに証す可し。故に単一の説を守れば、其説の性質は仮令ひ純精善良なるも、之に由て決して自由の気を生ず可らず。自由の気風は唯多事争論の間に在て存するものと知る可し」(同：34)。

福沢は多様な価値観、言論の存在自体の意義に加え(多事)、争論という過程、プロセスを重視している。議論すること自体の重視は、政府の言論規制が強化されようとしている中で体感し、導き出した理念であるにとらえてよいのではないだろうか。ここに「言論の自由」観の深化を見いだしたい。また、この時期に至り、「言論の自由」が西洋思想の単なる紹介ではなく、規制への抵抗として、主張の対象として明確に語られ始めたという変化があったことも確認しておきたい。それは、多くの新聞の創刊により、議会開設をはじめとする「多事」の論争が可能となる言論空間が誕生したことによる。「言論の自由」を行使できる空間の誕生が、たとえその行使主体者が少数に限られていたとしても、「言論の自由」観を現実の言論空間と「参合」して語るできるようになったということである。

## (2) 新聞紙条例への抵抗

そして、1875(明治8)年6月、新聞紙条例および讒謗律が制定され、明治政府は新聞をさらに統制しようとする。新聞紙条例は、違反に対する罰則規定を導入するとともに、讒謗律との関連で、天皇・皇室批判等の禁止、法律や官僚批判の禁止を規定し、政府、国家運営の保守、政治的安定、秩序維持を図ったものであった。

新聞紙条例は、①新聞発行の届出・許可制および所管の文部省から内務省への移行(第1条)、②違反発行紙の発行禁止、罰金刑(第1条)、③新聞所有・編集者の日本人限定(第4条)、④筆者の氏名・住所の明記(第8条)、⑤掲載禁止事項の列举(国家転覆、騒乱煽情、法律批判、犯罪の擁護、公判前・中の報道、上書・建白書の無許可掲載=第13~16条)など、禁止事項が細目化し規定ごとに罰則を設けている。東京府下は内務省准刻局、司法省検務課、地方は内務省・府県庁に納付することになった(7月30日の追加布告)。この時点で、記事内容の違反による発売禁止等の条項は盛り込まれていない。<sup>(10)</sup>

讒謗律は、「事実の有無を論ぜず人の榮譽を害すべきの行事を摘発公布する者、之を讒毀とす。人の行事を挙るに非ずして悪名を以て人に加へ公布する者、之を誹謗とす」(第1条)と規定し、<sup>(11)</sup> 刑罰を設けた。皇族、官吏、華士族・平民など、対象によって量刑は異なっていた。

両法制定の狙いは、①同月に開会した第1回地方官会議に民権論者の政府攻撃が高まるのを抑圧すること、②旧佐幕派や西郷、島津久光ら新政府に同調しない勢力を抑圧すること、③官吏への批判を禁ずることで政府の威信を守ること——などが指摘されている。板垣らの民撰議院設立建白書が報道された後は、議院設立をめぐる論争が高まり、佐幕派を中心とする薩長中心の政府攻撃を排



除したかったという動機がみられる。また、新聞紙条例で新聞所有・編集人を日本人に限定したのは、ブラックの「日新真事誌」が建白書の提出をスクープし、かつ支持したからだとも言われている（小野秀雄 1948：21-27；佐々木隆 1999：55-62）。さらに、この時期の新聞紙条例の制定・改定は、後の大日本帝国憲法が規定する「言論著作印行」の自由の留保事項、すなわち「法律の範囲内」という、その法律が憲法制定前に設定されたという事実を意味する。

両法制定後の筆禍件数は、土屋礼子の統計によれば、大新聞5紙、小新聞3紙に限ってみても、1975（明治8）年～80（明治13）年の間で、合計199件となっている（土屋礼子 2002：138）。小池洋二郎『日本新聞歴史』（1882〔明治〕15年刊）によれば、処分の対象となった報道には、法律や官吏批判のほか、共和制の主張、政府の転覆の教唆などがみられる。<sup>(12)</sup>この筆禍件数は抵抗の証左であり、共和制の主張の存在は言論の幅の広さを示している。

末広鉄腸（曙新聞）は新聞紙条例を批判したとして、罰金・禁錮刑を受けるが（75年8月）、成島柳北（朝野新聞）や小松原英太郎（評論新聞）をはじめ、東京日日、郵便報知が同調批判し、末広を擁護した。また、同じく刑に服した成島が出獄後の76（明治9）年6月、「ごく内ばなし」を朝野新聞に連載するなど、批判精神、諧謔精神は維持していた（嶺隆 2007：29-51）。

1876年6月28日、東京・浅草寺で、新聞供養大施餓鬼会と称する法要が執り行われ、各紙から多くの新聞人が出席した。それは新聞紙条例と讒謗律制定1周年を期してであり、筆禍による獄中の記者への激励、廃刊に追い込まれた新聞の弔い、そして何よりも政府への抗議のための行事であった。当時のジャーナリストが諧謔的精神をもって、連帯し、政府と対峙していた姿が浮かび上がる。新聞草創期においてジャーナリストたちは連帯し抵抗した歴史を有していたことを確認しておきたい。

この新聞紙条例、讒謗律への批判は少なくないが、その一つとして、両法を痛快・痛烈に批判していた『草莽雑誌』の2号（1876〔明治9〕年5月27日）に掲載された木庭繁・波多野克己の「新聞紙条例駁議」を紹介する。

両氏の批判は、①政府変壊・国家転覆の論を禁止した第13条に関して、政府という言葉には天皇から下級官吏まで含まれるが、政府が過ちを犯す可能性がある以上、必ずその責任者がいるはずであり、その責任者を変壊し、転覆することは「国民たる者の確乎不拔の権義」である（ただし、ここでの変壊・転覆の対象はもっぱら官吏で天皇は含まれていない）、②法律批判を禁止した第14条については、「成法の非とすべきを非とし毀るべきを毀るは、唯国民たるの義務」にそむき、相互の権利擁護の義務であり、仮に正しい法律を批判したならば、批判によってそれが正しいことがかえって判明する——といった内容である。こうした“民権派”の言論には別の見方もあるが、<sup>(13)</sup>両氏は、政府批判の自由を高々と謳い、権力に真っ向から対峙する姿勢を示した。抵抗は自由の第一歩である。

ここでは、この時期、言論規制に直面し、言論の自由獲得の“闘争”があったという事実を確認しておきたい。

### (3) 「明六雑誌」の廃刊をめぐる問題と福沢の「言論の自由」観

新聞紙条例が制定された直後に、官吏の執筆禁止が通達<sup>(14)</sup>された。これらを機に『明六雑誌』（1874〔明治7〕年4月創刊）は自ら廃刊の道を選ぶが、これをどう評価するかという問題を考察

したい。明六社には福沢諭吉や津田真道など言論の自由を主張してきた、当時の最高の識者が集い、福沢などを除けば多くが新政府に出仕していた。箕作秋坪が停刊を提案、森有礼、西周、津田らが反対、福沢は廃刊を主張、出席社員13人中9人が廃刊に賛成し、1875（明治8）年11月に43号をもって廃刊となった。この経緯での論争を『言論とメディア 日本近代思想大系11』（岩波書店）所収の資料によって追っていく。

福沢の廃刊提案の理由は「讒謗律及び新聞条例は、我輩学者の自由発論と共に両立す可らざるものなり」（『郵便報知新聞』明治8年9月4日）とし、刊行を続けるには、適法の範囲内で政府に迎合して出版するか、法に触れて罪人となるかであり、廃刊することとし、今後は各個人がその責任において意見表明すべきだというもので、現実主義的な認識、対応を示している。また、日本の社会は、いまだ西洋諸国のように政治を包含するだけの成熟には達していないとの記述も見逃せない。

これに対して、福地源一郎は廃刊を惜しみ、刊行継続を奨励しているが、その応援の仕方が「讒謗律、新聞条例の制限を遵奉せし以来は、昔日の如くに思想の自由をして発論の自由と同等に至らしむるを得ざれども、復決して毫末も思想を改革せず筆を閣て発論も止めず。何となれば吾曹は律例の限界に於て綽々として発論の自由を楽しむ」（『東京日日新聞』同年9月8日）と述べている。これにまた小松原英太郎が投書で、廃刊を惜しむ点では福地に同意するが、新聞記者が条例にいかん苦しんでいるかを知らないのかと反論し、法規制と言論の自由は両立せず、「法若し人民の有様に適せず、人民の福祚を保固するの具たらずして、却て世運の上進を妨碍するが如きあらば、速に其法を廃止し、其法を改正し、以て人民の福祚を聳め世運の上進を自由ならしめざるべからざるなり」（『東京日日新聞』同年9月22日）と、むしろ法律を改廃すべきだと主張する。このほか、やはり言論の自由と法律は両立しないと、今の新聞は役割を果たしていないと新聞批判を展開する投書（柴田知行）などもあり、論争となった。

福沢の現実的な認識と対応は、新聞供養大施餓鬼会に参加し、連帯して政府と対峙しようという新聞人とは一線を画していた。福沢はあくまでも『明六雑誌』としての言論活動を停止したのであって、個人がそれぞれに言論活動を展開すればよいとの考えであり、事実、福沢自身はその後も言論活動を継続した。それが福沢の思想と行動だと評価できよう。また、福沢の現実主義と、福地のそれとは異なる。福地の考えはむしろ現実追随とも評価しうる。一方、自身も新聞紙条例違反で投獄経験を持つ小松原は法改正を主張するという、現実の変革を求める理想主義的な側面を見せる（後には内務省警保局長を務めることになるが）。当時の言論の自由をめぐる状況の三者三様のとらえ方、対応が見られる。福沢は、二つの選択肢（法の範囲内に言論を屈するか、自由な発論で逮捕を招くか）を提示したが、それ以外の第3の選択、つまり小松原が主張したところの法律の改廃を、なぜ主張しなかったのだろうか。<sup>(15)</sup>

福沢は、単純な現実主義者ではない。福沢は、民権には参政権と私権が含まれ、自由民権運動期においても私権、人権が軽視されている状況を指摘しているし、国権論に傾斜したとされる明治14年以降も、「公共の政権を守り又これを得んとするには、先づ一身の私権を固くすること肝要」（福沢諭吉 1888：625）と述べている。福沢の評価は多様だが、丸山真男によれば、「福沢から単なる欧化主義者乃至天賦人権論者を引出すのが誤謬であるならば、他方、国権主義者こそ彼の本質であり、文明論や自由論はもっぱら国権論の手段としての意義しかないという見方もまた彼の条件

的発言を絶対化している点で前者と同じ誤謬に陥ったものといわねばならぬ」(丸山真男 1947: 80) という。福沢の思考方法の特徴は価値判断の相対性であり、「議論による進歩、その前提として、他説に対する寛容、パティキュラリズム(他者の一面のみにとらわれて排斥する、排他性)の排除」(同: 92)を強調し、それが福沢の自由観(「自由の気風は唯多事争論の間に在りて存するものと知る可し」)につながっているという。それゆえ、福沢は政治・社会変革においては「急進」論も「急退」論も排したという。こうした福沢の思想と行動が、『明六雑誌』の廃刊という選択を選び、自らは言論活動を主体的に展開していったとも理解できる。福沢は、1877(明治10)年の西南戦争後に執筆した『明治十年丁丑公論』(刊行は1901[明治34]年)で当時の政府の対応を冷徹に認識していた。「わずかに二、三の雑誌新聞紙に無味淡白の激論あるを見てこれに驚き、これを讒謗としてこれを誹議とし、はなはだしきはこれに附するに国家を顛覆するの大名を以てして、その記者を捕えてこれを見ればただこれ少年の貧書生のみ。書生の一言豈よく国家を顛覆するに足らんや。政府の狼狽もまたはなはだしきものというべし」(福沢諭吉 1901: 44)。福沢は、政府に対する批判意識を明確に持ち、一方で自らに課した「職分」をいかに持続していくかという選択が『明六雑誌』の廃刊提案となったのではないだろうか。もっとも逆の評価も成り立つ。権力への抵抗という面での弱さという側面である。

この明六社の解散に関連して、香内三郎は、メディアの基軸に何らかの共同性がなければ権力の弾圧に抵抗できないが、一方で市民社会のジャーナリズムの過半は「異質のもの共存体」とならざるを得ないというジレンマを抱えていると指摘する(香内三郎 1974: 29)。とするならば、このジレンマを克服するには、思想の異質を越え、「言論の自由」という点で共存性を保つしかない。

#### (4) 明治憲法制定前夜

自由民権運動の高まりの中、国会期成同盟が結成(1880[明治13]年)されると、政府は同年4月に集会条例を布告する。政治に関する集会、結社を届出制としたほか、軍人、警官、教員、学生の参加を禁止した。しかし、運動は収まらず、開拓使官有物払い下げ問題も起こり、ついに明治十四年の政変となり、国会開設の詔が発せられる(1881[明治14]年10月)。大日本帝国憲法が制定されるまでの間、自由民権運動の一部が、福島事件(82[明治15]年)、加波山事件、秩父事件(84[明治17]年)など激化する一方、大同団結運動、三大事件建白運動が起き、保安条例(87[明治20]年)によって運動や議論の場が制限される事態となる。保安条例は、秘密の結社・集会の禁止、デモ等の禁止、東京中心部からの退去命令などが骨子で、当局が恣意的に集会や出版、移動・居住の自由を禁止できる内容となっていた。この間の1883(明治16)年、言論規制を強化するため、新聞紙条例が全面改正された。<sup>(17)</sup>

政談演説会は1870年後半から始まり、80年代に拡大し、集会条例改正(82年)による規制強化で減少したものの、87年の三大事件建白運動で再び拡大した。演説会は、それまでの新聞中心の言論空間を拡張させた。入場は有料であり依然として限られていたものの、政府批判を直接見聞きする空間を民衆に提供した。新聞の論説を読み解けない人々の参加も可能とし、自由や権利を理論的に理解していない人々も演説のパフォーマンスを享受することができたのである(稲田雅洋 2000; 安丸良夫 1989; 牧原憲夫 1998)。集会条例、保安条例はともに、議論の場、討論の場、言論の自由を一段と制限するものであった。当時のコミュニケーション・メディア状況を勘案する

ならば、直接的なコミュニケーションの場を縮減させたことは、新聞紙条例と同等あるいはそれ以上の意味を持っていたとも言えよう。藤田省三が明治維新の背景として指摘したところの「百論沸騰」「処士横議」(藤田省三 1997)を、明治政府は制約しようとした。また、国会開設の詔で憲法の制定は天皇自身が主導することを明示し、機先を制した。<sup>(18)</sup>この時期にはいわゆる私擬憲法が数多く作られ、議論されていたが、民議、国会で憲法を討議・制定するという選択肢を消去したのである。

この期間における「言論の自由」観をみてみたい。

「東洋自由新聞」第1号の社説(1881[明治14]年3月18日)で、「リベルテモラル」(精神心思の自由)から、言論・出版、結社の自由など「リベルテポリチック」(行為の自由)が生じ、自由は平等であるべきだと説いた中江兆民。兆民の「自由」論はその全体像を記すのは筆者には困難であるが、<sup>(19)</sup>「言論の自由」に関する主な記述を追っていく。

中江兆民は1881(明治14)年4月27、28両日の「東洋自由新聞」で言論の自由を論じている。兆民は、それぞれが思索した成果を心中にとどめていては、人間社会の進展はなく、ヨーロッパではプラトン、アリストテレスからロック、ルソーなどへと、長年月を経て受け継がれ、思想が研磨されてきたとして、「顧ふに世の政をなす者、かの至理の獲がたきことかくの如くなることを知らずして煩苛の律例を造作し、深文巧詆以て一国民の口を錮し、一国民の腕を束ねて、これをして言ふことあらんと欲するも言ふことを得ず、筆することあらんと欲するも筆することを得ざるしむるは、彼れ誠に何の心ぞや」「新聞条例、集会条例、演舌条例の三者あるは特に怨懣激発の論を裁抑するに過ぎずして至理を論道することはその問う所にあらず」(中江兆民 1881b:72-73)と、政府の言論抑圧に疑義を呈する。ここでの兆民の「言論の自由」論は、自由に「精理妙義」を發表することができてこそ、人々が知慮を深め、学術や政治社会が発展することが出来るとして、言論の自由を尊重すべきだと説いている。さらに翌28日「再論言論自由」では、ミルの『自由論』における言論の自由の論理(注5参照)を紹介しつつ、「言論を奨励し真理を求索することは、世の政をなす者といへども固よりその益あることを知る」(中江兆民 1881c:76)とし、当局に寛容な対応を求めている。

そして兆民も福沢と同様、「スチュアート・ミルいへり、真理は衆説相抵激するの間より発すと。またいへり、諸説大抵皆一片の真理を包含す、故に必ず相討論琢磨するにあらざれば以て完全の真理を求むべからずと」(「政党の論」／「自由新聞」1882[明治15]年7月11日。中江兆民 1882:89)と、議論による真理追究、議論それ自体の価値に重きを置いている。そのことは、「国会問答」(「東洋自由新聞」1881[明治14]年4月6・8・14・16日)や、『三酔人経綸問答』(1887[明治20]年)での問答形式にも意図されているように思える。多様な意見の存在、討論という形式により「至理」(道理、真理)を見いだそうとする過程を重要視していたと解釈する。「洋学紳士」には民主国の実現に関連して「風俗を傷敗し、若くは禍乱を煽起するに至らざるよりは、一切言論、出版、結社に係る条令を罷めて、論者は其唇舌の自由を得、聴者は其鼓膜の自由を得、筆者は其手腕の自由を得、読者は其目睫の自由を得、会集者は其脛脚の自由を得る等、是れ其綱領なり、細目は別に之を審議せんのみ」(中江兆民 1887:151)と語らせる。そして、民権には「恩寵的」と「恢復的」とがあり、「恢復的の民権は下より進取するが故に、其分量の多寡は我れの随意に定むる所なり」(同:197)と「南海先生」に語らせている。ルソーの社会契約論をベースに、

「欽定憲法」に対する批判意識を持っていたことは明らかである。

次に、新聞紙条例違反で投獄経験を有し、高知県令から演説禁止命令を受けた植木枝盛の「言論の自由」観をみる。植木は1880（明治13）年7月、『言論自由論』と題する論文を出版した。言論の自由を天賦人權と説き、思想は言論、言語を通じて時間、場所を超え流通するものだと訴える。「抑も亦何の理由あつてか人の言辞を軽侮すべけんや。將た何の権利あつてか他の言説を抑圧すべけん哉」とし、「言論の自由なるものは、吾儕人間が相生相養の道を為すに須要にして、智識を開発し心術を研磨するに欠き難く、万事を成達するに要用なるべく、言論の自由ありてこそ人の人たる大徳を全ふし…」（植木枝盛 1880：50）と、表現・言論の自由を天賦人權、基本的な人權ととらえている。しかし、力点は国家との関係で論じられ、「人心の合和」「国民の愛國心を増長」「国家人民の一致結合」にとって利益となり、国家が言論の自由を制限することの不利益を説く。家永三郎は、このような言辞を「国家社会の正常なる運営と進歩発展のために欠くことのでない前提条件」であることを全面に出しているが、国家主義的な立場からする自由抑制の政策への抗議のための戦術という解釈が可能であることも指摘している（家永三郎 1960：307）。さらに植木は、不当な議論を禁止しようとする場合、誰が不当と判断するのか、官僚なのか人民なのか、官僚が不当とするものは官僚がそれを好まないからに過ぎないし、人民の公論が不当とする場合は人民の公論がそれを望まないだけであるが、その議論を望む人もいれば望まない人もいたのであれば、何をもって当不当を判断するのか、たとえ少数の意見であろうと、人間は平等であり、他人の説を不当と断定する権利もないし、そもそも初めから当不当が確定しているわけでもなく、したがって、言論は自由であるべきだ、と論じる（植木枝盛 1880：56）。また、この出版物中で植木は米合衆国憲法の修正第1条を紹介している（同：59）。

植木が抵抗権・革命権を認める国家観であったことを見れば、単純な国家優先主義とは異なることが分かる。それは、植木が起草した1881（明治14）年の私擬憲法案（立志社憲法草案の原案）で次の条項を盛り込んでいたことから明らかだ。

第51条「日本人民は言語を述ふるの自由権を有す」、第52条「日本人民は議論を演ふるの自由権を有す」、第53条「日本人民は言語を筆記し板行して之を世に公けにするの権を有す」、第54条「日本人民は自由に集会するの権を有す」、第55条「日本人民は自由に結社するの権を有す」。表現・言論の自由、集会・結社の自由を含む「日本国民の自由権利」を35か条にわたって記載している。その総則に「日本の人民は法律の外に於て自由権利を犯されざるべし」（第43条）の規定があり、明治憲法条文と同様に見えるが、第2章「国家の権限」の第5条「日本の国家は日本各人の自由権利を殺滅する規則を作りて之を行ふを得す」、第6条「日本の国家は日本国民各自の私事に干渉することを施すを得す」との条件を設けていることにおいて、明治憲法との差異は絶大である。一方、戦時における自由権制限の規定（第213条）があるのも事実ではある。

また、千葉卓三郎らが1881（明治14）年に起草し、戦後に色川大吉が“発見”した「日本帝国憲法」草案（五日市憲法草案）では、言論の自由等に関する規定は次のとおりとなっている。

「日本国民は各自の権利自由を達す可し、他より妨害す可らず、且国法之を保護す可し」（第45条）、「凡そ日本国民は法律を遵守するに於ては万事に就き予め検閲を受くることなく自由に其思想意見論説図絵を著述し之を出版頒行し或は公衆に対し講談討論演説し以て之を公にすることを得べし。但し其弊害を抑制するに須要なる処分を定めたるの法律に対しては其責罰を受任す可し」（第

51条)、「凡そ思想自由の権を受用するに因り犯す所の罪あるときは法律に定めたる時機并に程式に循拠して其責を受く可し著刻犯(ママ)の軽重を定むるは法律に定めたる特例を除くの外は陪審官之を行ふ」(第52条)。

ここでは、大日本帝国憲法が盛り込まなかった検閲の禁止を掲示している。

植木草案などに見られるように、自分たちで憲法を作り、言論の自由をはじめとする権利を確保し、国家権力を制限しようと、検討していた人々が少なからず存在した。しかし、現実の政治闘争の中では“敗北”に至る。

### 3. 大日本帝国憲法における「言論の自由」

#### (1) 明治憲法での「言論の自由」の扱い

国会開設の詔が出された翌1882(明治15)年に参議・伊藤博文は憲法調査のため渡欧した。伊藤はプロイセンの憲法などを研究、井上毅らとともに憲法草案作りを始め、89(明治22)年に大日本帝国憲法が欽定として発布される。

大日本帝国憲法第29条は「日本臣民は法律の範囲内に於て言論著作印行集会及結社の自由を有す」と規定した。明治憲法において、言論をはじめとする出版、印刷、集会、結社の自由があることを欽定憲法として認めた。戦後の日本国憲法と比較し、「法律の範囲内に於て」と留保付きでの権利という点を明治憲法の限界だと指摘する説は多い。宮沢俊義は、明治憲法における権利規定は「いずれも、憲法によって与えられたものとされた。その上諭には、『朕は我が臣民の権利及財産の安全を貴重し、及之を保護し、此の憲法及法律の範囲に於て、其の享有を完全ならしむべきことを宣言す』とあった。それらは、したがって、国——とりわけ、立法権——を拘束するものではなかった」(宮沢俊義 1960:120)という。これに対し、戦後の「日本国憲法の権利宣言は、原則として、かような『法律の留保』をみとめず、行政権のみならず、立法権をも(さらに、憲法制定権をも)、制限しようとする。だから、そこで保障される権利は、法律によっても(さらに、憲法改正によっても)、侵してならないとされる」(同:122)との解釈を提示した。

法律の範囲内という留保付きの言論の自由を認めた明治憲法が制定された時点で、既に新聞紙条例などの言論規制法が存在していた。しかも議会の審議を経ていない法である。<sup>(21)</sup>

この憲法の起草者である伊藤博文らの解説では、第29条に関しては「言論・著作・印行・集会・結社は皆政治及社会の上に勢力を行ふ者にして、而して立憲の国は其の変じて罪惡を成し又は治安を妨害する者を除く外総て其の自由を予へて以て思想の交通を發達せしめ、且以て人文進化の為に有益なる資料たらしめざるはなし。但し、他の一方に於ては此れ等の所為は容易に濫用すべき鋭利なる器械たるが故に、此れに由て他人の榮譽・権利を傷害し、治安を妨げ、罪惡を教唆するに至ては、法律に依り之を処罰し又は法律を以て委任する所の警察処分に依り之を防制せざることを得ざるは、是れ亦公共の秩序を保持するの必要に出づる者なり。但し、此の制限は必ず法律に由り而して命令の区域の外に在り」(伊藤博文 1889:60-61)となっている。

「法律の範囲内に於て」という留保の設定は、肯定的には、少なくとも国民の代表たる議会での議論を経て制定された法律によらなければ恣意的に制限してはならないという意図であると解釈できる。が、伊藤は夏島での起草作業を終えた1887(明治20)年9月、地方長官に対して「臣民何人か敢て之を私議することを得んや今の時に当り憲法発布の前或は後に於て敢て憲法の親裁を異議

する者あらは断して言論集会及請願の自由の範囲の外に出る者とし若し或は此を以て名として暴動を謀り又は教唆する者あらは治安を維持するか為に臨機必要なる処分を施すへし」だと訓示していた。三大事件建白の直前であり、憲法論議に掣肘を加えようと意図していたことは明らかだ。憲法起草者の念頭では、憲法上付与された言論の自由は限定的であり、為政者への反抗、統治の障害となる自由を根本的には認めていなかった。

さらに、明治憲法は第8条「天皇は公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる為緊急の必要に由り帝国議會閉会の場合に於て法律に代るべき勅令を発す」によって法を超えて言論の自由を制限できた。そして、「臣民権利義務」を定めた第2章に関して、第31条は「本章に掲けたる条規は戦時又は国家事変の場合に於て天皇大権の施行を妨くることなし」と制限規定を設けた。

戦後の日本国憲法との比較は前述の宮沢の見解を紹介したが、同時代における他国の憲法と比較してみたい（以下は、高木八尺・末延三次・宮沢俊義編 [1957] を参照した）。伊藤が手本とした1850年プロイセン憲法では、第27条「(1)各プロイセン人は、言語、文書、印刷、および具象的表現によって、その意見を自由に表現する権利を有する。(2)検閲は、行われてはならない、他のすべての出版の自由の制限は、立法の方法によってのみなされ得る」、第28条「言語、文書、印刷または具象的表現によって犯された犯罪は、一般刑法によって罰せられなければならない」と、明治憲法との類似性を見いだすことができる。「法律の範囲内」という留保条件は日本独自のものでないことは分かるが、プロイセン憲法にある検閲の禁止は明治憲法では規定されていない。<sup>(22)</sup>

一方、1848年フランクフルト憲法、1849年オーストリア憲法、1850年プロイセン憲法のほか、「明治憲法も影響を受けている」（高木八尺他編 1957：249）という1831年ベルギー憲法では「出版は、自由である。検閲制度を設けることは、固くこれを禁ずる。著者、発行者または印刷者から保証金を徴収してはならない。著者の何人であるかが明らかであり、かつその者がベルギーに在住する場合には、発行者、印刷者または頒布者を訴追してはならない」（第18条）と、法律の範囲内などの留保条件はない。<sup>(23)</sup>そして、保証金制度は1883（明治16）年の新聞条例改正で導入されていた。この保証金制度は「『多事争論』状況の鎮圧策」であり、新聞の送り手（言論の行使主体）と受け手という関係の固定化をもたらす要因の一つとなったとの評価もある（有山輝雄 2008：224-239）。

伊藤ら明治の為政者は、立憲国としての形を整えると同時に、皇室を統治の機軸として取り入れた。その際、主体的にプロイセン型憲法を選択し、言論・出版の自由に枠をはめたのである。このプロイセン憲法と大日本帝国憲法の比較で、三谷太一郎は次のように指摘している。プロイセン憲法では、「国王の身位は侵すことができない」との規定と同レベルで、信書の秘密や所有権など国民の権利も「侵すことができない」となっていたが、明治憲法においては、天皇の身位は「神聖にして侵すべからず」とし、臣民の権利は「侵さるることなし」と差異を設けたという（三谷太一郎 2017：221-224）。

言論の自由をはじめとする「臣民権利義務」をめぐる、伊藤博文と森有礼との論争は有名である。枢密院における憲法草案審議（1888 [明治21] 年6月22日）で以下の議論があった。

森は「臣民権利義務」との章名を「臣民の分際」と改めるべきと主張、その理由として「臣民とは英語にて『サブゼクト』と云うものにして、天皇に対するの語なり。臣民は天皇に対しては独り分限を有し、責任を有するものにして、権利にあらざるなり」と述べた。そして「分際」の英語は

「レスポンシビリティー」だと（井上毅の質問に）答えた。これに対して伊藤は「抑憲法を創設するの精神は、第一君権を制限、第二臣民の権利を保護するにあり。故に若し憲法に於て臣民の権理を列記せず、只責任のみを記載せば、憲法を設くるの必要なし」と答え、君主権の制限がなく、臣民の権利保護がなければ君主専制国であり、森の修正案は憲法制定に反対するも同然だとも述べた。

論争はさらに続く。森は天賦人權論を否定しているわけではないのだが、「臣民の財産言論の自由等は人民の天然所持する所のものにして、法律の範囲内に於て之を保護し、又之を制限する所のものなり。故に憲法に於て此等の権理始て生したるもの如く唱ふることは不可なるか如し。…又此の権理義務は何物に對する権理義務なるか。天皇に対するものか、將た国家に対するものかの疑をして、本邦人の脳裡に生せしむるを如何せん。西洋各国に於ては、其歴史上の沿革に依り、国家と帝王との思想及區別は分明なるか故に、臣民は帝王に対し若干の権理を有し、又国家に対し若干の権理を有すと云うこと明瞭なり。然るに…日本の臣民は天皇に対し権理義務を有すと云う語は、語をなさざるのみならず、又之を有すへきものにあらざるなり」と反論。伊藤は「臣民は天皇に対し権理を有すと云う説あれとも、是れ然らず。只臣民は此憲法の効力に依り法律に対し法律の範囲内に於て権理を有するものなり。又天然の権理論あれとも、是れは『ルーソー』等か天然の自由権を預けて政府を立つるものなりと云う説より生ずるものにして、爰に辯論するの必要なし」と反論する。

天賦人權を名目とし、名称の変更を迫る森に対して、伊藤は天賦人權を否定し、両者の権利に対する見解の違いはあるが、天皇に対して国民の権利が及ばないとする点では一致している。こうした“欽定憲法制定者”たちの議論においては、福沢、中江、植木らの考えは排除され、憲法の枠組みの中で、皇室という絶対的タブーの領域、言論の自由が及ばない領域を確定した。

## (2) 明治憲法に関する報道

次に憲法発布（1889 [明治 22] 年 2 月 11 日）に関する報道を概観する（以下の新聞報道の引用は作品社編集部 [1989] 所収資料に拠った）。陸羯南は「マグナ・カルタといひペチーシオン・オフ・ライトといひ、ビル・オフ・ライトといひ、その当時の事情を見るに、ともに皆不祥の出来事に随伴したる結果ならざるはなし。…これに反して我が邦かくのごとく官民相親しみ上下和睦の間に、我が皇帝陛下、特に未曾有の大典を挙げさせたまいて、まさにその発布式を執行せんとす。皇恩の優渥なる誰れか感泣せざらんや」（1889 年 2 月 6 日「東京電報」）と評した。一方、中江兆民は「愛婦の出産に臨みていまだ娩出せざるに、早くこれ男児を生むならんと思量して歓呼踊躍する主人翁とあるいは相似たるやなきや」「いまだ少しも見聞せざる憲法を鎮護符のごとくに想像すること、これぞ今日全国狂喜の原因というべけれ」（1889 年 2 月 10 日「東雲新聞」）と、その無批判な祝賀ぶりを皮肉っている。ただし、陸羯南は発布後には、「今成文憲法の文面を見て直ちに実事に行われおるがごとくに速了し、たちまちに安心するがごときは吾輩これを大早計と評せざるを得ず。…我々臣民が国政に参与せるの権理を實際に有するには、必ず多少の困難を経過すべきはもとよりこれを覚悟せざるべからず」（1889 年 2 月 15 日「日本」）と言うのを忘れていない。

福沢もまた冷徹に時代を観察している。「そもそも西洋諸国に行わるる国会の起源またはその沿革を尋ぬるに、政府と人民と相對し、人民の知力ようやく増進して君上の压制を厭い、またこれに抵抗すべき實力を生じ、いやしくも政府をして民心を得ざる限りは内治外交ともに意のごとくなら



ざるより、やむを得ずして次第次第に政権を分与したることなれども、今の日本にはかかる人民あることなし、国民の大多数は政権の何ものたるを知らず、…本来人民が政府に向かって政権を争うは、人生の肉体に直接する利益のためにはあらずして、むしろ精神に関する権利のための争いなりといわざるを得ず。…我が日本国民はいまだ私権の重きを知らず、安んぞ政権の重きを知らんや」(1889年2月12日「時事新報」)。

こうした新聞紙上での反応は、当時の言論界が、憲法制定によって「自由」「権利」が確保されたと手放しで喜んでいただけではなかったことを示している。そして、憲法公布後に新聞各紙は逐条解説を掲載している。第29条に関して、米合衆国憲法修正第1条を紹介したうえで「日本の憲法は然らず法律の範囲内に於て云々と云ふ者なり左れば日本政府は現在の集会条例、新聞紙条例よりも数倍嚴重なる法律を制定して言論、刊行の自由を二層も三層も狭隘ならしむるを得る者なり…當局者たる者余輩をして将来歡喜せしめよ憂苦せしむる勿れ」との警戒心を有していた報道(「毎日新聞」[1889年3月19日])もあった(引用は明治政治史研究会編[1936]所収資料に拠った)。1890年末から91年初め頃の執筆と推定されている「島田邦二郎 立憲政体改革之急務」(出版されなかった)は、思想の自由を保障するにはそれを伝達する自由が保障されねばならないとし、憲法発布前に制定された「新聞、出版、集会三条例及請願規則を(速に)廃し、以て更に十分に言論、集会、結社等の自由を許すべし」と問題の所在を認識していた(島田邦二郎:404-408)。

しかし、憲法の受容認識の大枠としてはそうではなかった。川口暁弘は、明治憲法公布時の具体的な報道を検証し、その特徴として①欽定強調、②君民和合(天皇と国民は平和裡に憲法を制定)、③万邦無比(他国に類をみない)の3点を挙げている(川口暁弘 2007:441-451)。そして、「伊藤が立法者であることは周知の事実であった。にもかかわらず、いずれの言説も天皇を主語として、憲法制定の歴史をかたる。そこのかぎり、右の諸言説(当時の新聞報道=引用者注)は虚偽である」(同:445)と評価する。君民和合も民権弾圧の過去を無視し、事実と反すると指摘する。これは当時の在日ドイツ人医師・ベルツが日記に残していた感想と重なる。1889年2月26日の記録は「日本憲法が発表された。もともと、国民に委ねられた自由なるものは、ほんのわずかである。しかしながら、不思議なことにも、以前は『奴隷化された』ドイツの国民以上の自由を与えようとはしないと憤慨したあの新聞が、すべて満足の意を表しているのだ」(トク・ベルツ編 1979:138)と残されている。

後年の評価となるが、板垣退助監修の『自由党史』(明治43年刊)は、三大事件の建白で言論集会の自由を求め、保安条例を痛烈に批判する記述を続けた後、「憲法発布」の項に至り、「適(たまた)ま中間に藩閥等族の蟠(わだかま)りて、国民と相抗争せるの跡ありと雖えども、然れども是れ藩閥等族と国民との争のみ。忠良なる兆民、何ぞ聖主の志に背かん」(板垣退助 1901:379)と肯定的評価に転ずる。ここでは、「欽定」という前で、それまでの闘争をリセットするかのよう態度が一変している。抵抗の前線は大きく後退した。

#### 4. 現代への課題——まとめ

これまで、大日本帝国憲法が制定されるまでの明治前半期における「言論の自由」という西洋思想の導入、言論規制とそれへの抵抗、その過程における「言論の自由」観を概観してきた。明治前半の約20年間における「言論の自由」の軌跡から、現在における「言論の自由」の課題に通じる

要素を抜き出してみたい。

### (1) 明治前半期の「自由」観の受容の問題

明治維新により、相対的ではあるが、旧来の封建的な身分制は崩れ、職業の選択や社会的移動はより自由となり、言論を含む「自由」という権利の観念はある程度広がっていった。私議憲法も多く存在した。色川大吉は、自由民権運動の背景には、一千年間にわたった封建体制の農民に対する圧迫を跳ね返し、人間らしい生活を求めようとした根源的なエネルギーが存在し、いくつかの私議憲法は、出版言論の自由を重視し、権力は本質的に悪との認識が示され、エリート層、上層農民だけでなく、民衆の中にも自由の観念が広がっていたと評価する（色川大吉 1970；1991）。「自由民権」の運動は、西洋思想が紹介されただけでは起きなかったものであり、当時の主体的な認識と選択があったからこそ起きたということであろう。

そして「言論の自由」の観念は知られるようになり、権利として要求もされた。記述のとおり、明治初期においても、「言論の自由」を確保することは、幸福、真理の追究、秩序維持といった目的を果たすために必要だと語られてきた。T.I. エマーソンは、表現の自由（修正第1条）を保護することによって社会が得ようとしている価値として、次の4点を挙げた。①個人の自己実現、②真理への到達、③政治を含む社会的政策決定への参加、④社会における安定と変化の均衡の維持である（エマーソン 1966）。明治初期において、ミルなどの思想を紹介し、言論規制に抵抗し、自ら憲法の在り方を考える中で、1966年にエマーソンが要約した表現の自由の価値はある程度理解され、語られていたのである。

それでは「言論の自由」は民衆の中にどの程度の広がりをもって理解されていたのだろうか。新聞や演説会での「言論の自由」の行使主体は重複していたと思われ、いわゆる知識人層であり、限られていた。とはいえ、民権結社の数は2000を、私擬憲法の数は90種を越えている（新井勝紘 2004：38-50）ことは、現在から見ても驚きである。新聞読者や演説会聴衆の数を明確に示すことはできないが、演説会の回数、新聞の発行部数からは民衆の中にも一定程度の広がりを見せたことは認められる。識字率の問題もあるが、東京の主要紙の部数に限ってみると、大新聞は合計で2万部弱から6万7000部（明治8-22年）、小新聞のそれは3万部弱から11万2000部（同期間）と推移している（土屋礼子 2004：273-274）。実際の読者は部数を上回り、演説会の参加者層などを勘案すると必ずしも知識人とは限らない民衆が言論空間を共有していたことが分かる。民衆が「言論の自由」の意義をどう理解していたかは立証できないが、政府・権力を公に批判できる空間を少なくない人々が体験したであろう。人力車夫演説会なども催されていた（1882〔明治15〕年）。しかし、不当に扱われた人々、差別された人々、虐げられた人々、経済的に困窮した人々にとって、「言論の自由」がどのように受容されたかは立証できていない。少なくとも自由な言論の行使主体ではなかったであろう。そして、知識人たちは民衆を啓蒙の対象とみなし、しばしば「下等社会」なる表現も使用している。なお、本稿では専ら権力批判との関係から論じているため言及していないが、「言論の自由」は、小新聞を中心に人権を侵害する報道をもたらし側面があることも忘れてはならない。

また、石田雄の評価によれば、明治期の「自由」の認識・受容は、自由民権運動が人権よりも参政権に重きを置き、制限選挙ではあるものの国会が開設され、藩閥による専制政治を打倒すること

もできず、自由民権運動の衰退とともに民権の観念も重要性も失われていったという。政治的権利はもちろん、人権思想が成長していかなかった背景をこう指摘する（石田雄 1976：102）。明治9～10年にかけて、「東京日日」「郵便報知」「朝野」で、「人文ノ自由」（civil liberty）と「政事上ノ自由」（political liberty）をめぐる論争があった。人権を確立し次いで参政権の確立を主張する論や、人権よりも参政権の優先する論などが争点となった。これらの具体的な報道を検証した山田央子は、明治初期の「自由」観の受容を、①シビルリバティーは、その中から政治的自由の契機を排除された私的自由へと限定され、②ポリティカルリバティーは、私権に基礎づけられない参政権＝選挙権要求へと縮減された、と分析する（山田央子 1996）。選挙権は果たして、性と納税額によって制限されたが、民権派の中にも学歴などで選挙権を制限する意見は存在した。権利が部分的にしつかり付与されず、「臣民」と称され「国民」としての義務が民衆に課された（牧原憲夫 1998）。

福沢は1887（明治20）年の時点で「今の政談者流の一部分を見るに、本来私権の重きを知らず、軽々之を看過して唯熱して政権を求め」（福沢諭吉 1887：388）ていると嘆いたが、その福沢を丸山真男は『私権』の不可侵性を信ずる自由主義者ではあっても、『公民』と主権者との同一性を前提とするような民主主義者とはついになりません（丸山真男 1986：255）と評する。

こうした受容の仕方の陥穽や範囲的な限定は認められる。また、「自由」「言論の自由」が権利思想として定着するには自由民権運動の期間はあまりにも短かった。しかし一方、かつてない言論空間が生まれ、公に権力を批判する体験を共有したことは、後の大正デモクラシーに結びついていったとの評価も可能である。

## （2）多様な言論の確保と議論の継続

自由民権運動は短時間で弾圧され、明治憲法が制定された。結果として、現実の政治、法制度、社会の中で「言論の自由」は十分に実体化・実質化されなかった。新聞紙条例をはじめとする言論規制が新政府成立後しばらくして設けられ、大日本帝国憲法の中で限られた自由を与えられ、「多事争論」の領域が限定されることとなった。まず自由に語ることができないテーマが設けられ、すなわち「多事」が、そして「争論」が封じ込められ、縮減された。「言論の自由」の後退は、多様な言論、多元的な価値観の排除によって生じた。

福沢が、明治憲法は人民がみずからの権利獲得のために闘争した結果の憲法でなかったと評価したように、「欽定」という枠組みで憲法が提供されると、活発な民議は萎んでしまった。「言論の自由」論は抵抗した人々に一定の理論的な力を与えたが、「恩寵的の民権」＝与えられた限定的自由を実体化、拡大できず、当時の自由民権運動は政治的には敗北した。中江兆民は、「南海先生」に、たとえ「恩寵的な民権」であろうと、その後、学問などの養液を与え、次第に「恢復的な民権」と同等になる、と説かせた。そして「南海先生」は「紳士君、紳士君。思想は種子なり、脳髓は田地なり。君真に民主思想を喜ぶときは、之を口に挙げ、之を書に筆して、其種子を人々の脳髓に蒔ゆるに於ては、幾百年の後、芄々然として国中に茂生するも、或は知る可からずなり」（中江兆民 1887：197）と語る。この部分は、「欽定」の方針が定まり、大同団結を優先し、現実的な対応を迫られたことで一歩後退したとの読み方もあるが、たとえ「恩寵的の民権」であろうと、諦めることなく、限られた自由をまず実体化し、さらに拡大するために話し、書き、出版を続けることを「洋学紳士」に説いたと解釈することもできる。「欽定」を前に、「議論をし続ける」という次善の策を

打ち出したのである。そして後年、兆民は「自由は取る可き物なり、貰う可き品に非ず」（中江兆民 1891：12-13）との思いを残すことになる。しかし、1911（明治44）年時点の状況を、河上肇は「西洋の天賦人權、民賦國權と日本の國賦人權、天賦國權」（河上肇 1911：134）と表現した。明治憲法制定から約20年後、「言論の自由」は十分に実体化することなく、事態は変わっていなかった。

兆民や福沢が重視した議論の過程・プロセスは永続的なものである。議論の継続に終わりはなく、議論し続けること自体が言論の自由である。その継続した営為の中でこそ、「自由」観は鍛えられ、個々人の権利としての言論の自由が認識される可能性があった。現在の日本国憲法第12条が要請していることである。

さらに、「多事争論」が消去されることによって、抵抗の前線も曖昧となる。『自由党史』の記述が、欽定憲法によって過去をリセットしたが、そこに「後退」という感覚は読み取れない。自由への欲求は時代によって異なり、次第に弾圧に慣れると、あたかも今も自由なりと馴化してしまい、抵抗の継続力、抵抗力それ自体が次第に弱くなる。死守すべき地点が不明確なまま、後退を余儀なくされる。これは、言論・表現の自由論それ自体にも当てはまる。「言論の自由」は何のためにあるのか、誰のためにあるのか、という原理に関する議論の不活発な状況を1988年の時点で奥平康弘は指摘した（奥平康弘 1988：8-9）。現代においてもわれわれの中に、権利や自由を与えられたものとして受容している感覚は少なからず存在する。ヘイトスピーチの規制、フェイクニュース、取材規制など、「言論の自由」をめぐる多くの争点が存在する。それを論じ続けること自体が「言論の自由」の確保となる。

### (3) 「言論の自由」の主体と連帯

われわれは、自由を求めなければ不自由を感じず、自由を求めれば不自由を感じる。それゆえ「自由からの逃走」は容易だ。逃走せずに「自由」を行使する担い手となるのは誰か。民主主義や自由主義は“能動的な市民”“理性的に判断できる市民”を担い手として期待する。

明治の啓蒙、自由民権運動での言論の担い手の多くは、旧幕臣を含む政府官僚や知識人らが中心であった。知識を持つ彼らが、知識を持たない民衆を愚民視すれば、他者の尊重や他者の権利を擁護しようとする言動は広がらない。加藤弘之が、『人権新説』（1982〔明治15〕年刊）で、かつての天賦人權論を否定し、自由権は強者から弱者に恩寵されるものと転向し、自由民権運動の弾圧理論を提示した（松浦寿輝 2014：341-354）のも、自分たちを除く人民の力を頼っていないということと表裏の関係にある。

そこからは、弱者の言論の自由を守ることが自分たちの権利を獲得することになるとの意識が生まれる余地は少ない。個人の権利を守るということは他者の権利も擁護しなければならない。兆民のように、被差別部落民に思いを寄せる人もいたが例外的な存在であったろう<sup>(25)</sup>。他者を尊重し、他者の権利を守ることが自らの権利を守ることになる。それが「権利のための闘争」である。「言論の自由」を行使する能動的市民がたとえ少数であろうと、他者、弱者、自由の行使に脅えている人たちのために「言論の自由」を行使すること、そうして自由を実体化することができる。明六社の解散に関して前述したとおり、異質なものの共存体というジレンマの中で、思想の異質を越え、言論の自由という一点で連帯を保つしかない。そして、それは、弱者、他者の尊重＝権利のための

闘争であり、他者の言論の自由が侵害されている、侵害されそうな場合は、その自由を擁護しようとする者は連帯しなければ、後退していくのである。連帯の目的は「自由」そのものである。

人権思想を理解し、“理性的に判断できる市民”が多く存在する社会において自由は確保されるのだろう。しかし、そうした人々が、とりわけジャーナリストが他者の言論の自由、権利を擁護しなければならない。新聞紙条例1周年の新聞供養大施餓鬼会のように連帯・抵抗は存在した。「言論の自由」思想を導入し、それを要求した歴史も見た。ただ、それらを線や面として拡大、継続できなかったのである。戦後の「配給された自由」という歴史も消去することはできない。しかし、それを「恢復的の権利」と同等にする不断の努力によって「言論の自由」をより実体化・実質化できる。

「言論の自由」をめぐる明治前半期の歴史を概観し、以上のような変哲のない、現代への課題にたどり着いた。「言論の自由」観は、明治期の国家観、権力観、皇室観、教導意識などとの関係から他のさまざまな課題が抽出できるだろうが、これらは今後の研究課題としたい。

### 【注】

- (1) 例えば、佐藤卓己「『報道の自由度ランキング』への違和感」／「アステイオン」Vol.86（2016年11月）
- (2) 西洋の新聞の紹介は、新井白石「西洋紀聞」（1715〔正徳5〕年）、渡辺華山書簡（1838〔天保9〕年）などにも見られるという（山本文雄 1948：7-13）。
- (3) 「The Nagasaki Shipping List and Advertiser」（1861〔文久元〕年創刊）やジョセフ・ヒコの「海外新聞」（1864〔慶応元〕年創刊）も既に存在していた。
- (4) ここで有名な「自由」に関する以下の注がある。「本文、自主任意、自由の字は、我儘放蕩にて国法をも恐れずとの義に非らず。総てその国に居り人と交て気兼ね遠慮なく自力丈け存分のことをなすべしとの趣意なり。英語に之を「フリーダム」又は「リベルチ」と云う。未だ的当の訳字あらず」（福沢諭吉 1866：16）。
- (5) ミルの『自由論』は紹介するまでもないが、「自由」を、他人の幸福を奪い取ろうとしない限り、自分自身の幸福を自分自身の方法によって追求する自由と規定し、社会が強制や統制の形で個人と関係する仕方の原理として、自己防衛や他人への危害防止といった原理を打ち出した。国家権力との関係にも言及しているが、社会的多数派による「多数者の暴虐」を問題視している。そして、言論の自由に関しては、意見表明の自由が人類の精神的幸福にとって必要だとする四つの根拠を類型化した。①ある意見に沈黙を強いるとしても、その意見が真理であるかもしれない。これを認めないことは絶対的無謬性を仮定することになる②沈黙を強いられた意見が誤謬であるとしても、その意見に真理の一部分が含まれているかもしれない。支配的意見が完全な真理であることは稀である。真理を補完する機会は、相反する意見との衝突によって与えられる③完全なる真理であったとしても、反論が出されることによって、偏見を防ぎ、合理的根拠を理解することができ、④人の性格と行為に生き生きとした影響を与え、確信をより高める。
- (6) 「自由」や「平等」の思想をどのように受容したのかを根本的に問題とする必要があるが、「天賦の自由」は当時、権利としての自由ではなく、人間はもともと善良な動機（天性）をのびのびと発揮させることが望ましいように生まれてきたというふうに通徳性としての自由という理解であった（松田宏一郎 2014）など、さまざまな評価があることをここでは確認しておきたい。

- (7) トクヴィル「合衆国における出版の自由について」は、「白状するが、私は出版の自由に対して、その本性上このうえなく良きものに対して人がいなく、全幅でためらいなき愛を覚えるものではない」(トクヴィル 1835=2005:22)とし、出版の自由を仮に規制したとしても効果はないと消極的に擁護するとの立場を明らかにしている。そして、アメリカにおいては「言論の放縦の政治的帰結が、公共の静謐の維持に間接に貢献していることを認めぬわけにはいかない」(同:32)とし、「人民主権と出版の自由とは、全体として切り離しえない二つのものなのである」(同:24)と評価する。
- (8) 1869(明治2)年の条例を改正した1872(明治5)年の出版条例では「妄に成法を誹議し人罪を誣告する事を著するを許さず」(第2条)をはじめ、免許制や、無届出版への罰金などを規定。
- (9) 「緒言」に「直に西洋諸家の原書を訳せず、唯其大意を斟酌して之を日本の事実に参合したる」との記述がある(福沢諭吉 1875:12)。
- (10) 翌1876(明治9)年、「已に准允を受たる新聞紙・雑誌・雑報の国安を妨害すと認めらるるものは、内務省に於て其発行を禁止又は停止すべし」との太政官布告98号(国安妨害発禁布告)が出され、1880(明治13)年に「風俗を壊乱するものと認めたる時は」という要件が加わる98号改正の布告が出された。
- (11) 讒謗律は1880(明治13)年7月に廃止されるも、82(明治15)年1月に施行された刑法(皇室不敬罪、官吏侮辱罪、名誉毀損罪)に引き継がれた。
- (12) 宮武外骨は『明治文化全集第四巻 新聞篇』の『『日本新聞歴史』解題』で、小池の調査について「今日から見ると若干の誤脱を免れ得ていない」としている。
- (13) 例えば、後年の評価となるが、陸羯南『近時政論考』(1891[明治24]年刊)では、当時の民権論派を分類し、過激論派を「彼等は政治の理論を説くにあらずして政変の事実を説くものなりき。事実の上よりしてその説を立て以て時の政治を排斥したるに過ぎず。即ち彼等はほとんど理論上の根拠を有せざるに似たり」「民権を唱えたるの危激なりしに拘らず、民権拡張の道理には甚しき熱心を抱かず、目的はただ政府の二三大臣のみにて政事を執り、在野の賢良と共にせざるを不満として、これを痛く批難するに過ぎざるが如し」(陸羯南 1891:30-31)と評している。
- (14) 1875(明治8)年7月7日、太政官達第119号「凡そ官吏たる者、官報公告を除くの外、新聞紙又は雑誌・雑報等に於て私に一切の政務を叙述すること不相成候条、此旨相達候事」。
- (15) 福沢は『学問のすゝめ』7編(1874[明治7]年刊)の「国民の職分を論ず」で、政府の暴政に対する人民の対応として、「節を屈して政府に従うか、力を以て政府に敵対するか、正理を守て身を棄るか、この三箇条なり」(福沢諭吉 1874b:77)とし、「正理を守て身を棄るとは、天の道理を信じて疑わず、如何なる暴政の下に居て、如何なる苛酷の法に窘めらるゝも、その苦痛を忍て我志を挫くことなく、一寸の兵器を携えず、片手の力を用いず、唯正理を唱て政府に迫ることなり。以上三策の内、この第三策を以て上策の上とすべし」(同:78-79)と記していた。
- (16) 福沢の思想の評価は多様で、例えば、私権より国権を重視していた、あるいは明治十四年の政変の頃から国権重視に転向していったとの評価もある。
- (17) この改定により、保証金制度の導入、罰金刑の強化のほか、治安妨害・風俗壊乱に対しては、内務大臣に発行・禁止停止権、府知事・県令に発行停止権を付与し、行政処分権が地方長官までに拡大した。また、軍事外交に関しては所管大臣に記事掲載禁止権を認めた。さらに、発行禁止・停止の際の印刷機差し押さえや、身代わり新聞への規制として、禁止処分を受けた発行人・編集人・新聞社はその所有するすべ

ての新聞は発行できないとされた。

- (18) 国会期成同盟などでは、憲法制定議会の設置などが構想されていたが、国会開設の詔勅には憲法制定に関して「今在廷臣僚に命し、仮すに時日を以てし、経画の責に当らしむ。其組織権限に至らば、朕親ら衷を裁し、時に及て公布する所あらんとす…若し仍ほ故さらに躁急を争い事変を煽し国安を害する者あらば処するに国典を以てすへし、特に茲に言明し爾有衆に諭す」と盛り込まれた。
- (19) 筆者はその全体像を明らかにすることはできないが、兆民の自由観は、正義論に近似しているような印象を持っている。自由の発露・行使の根底には、道徳あるいは正義、公共奉仕という軸を据え、その自由は平等であるべきだと説いていると理解している。なお、兆民は、「君民共治の説」（「東洋自由新聞」明治14年3月24日）で、君主の有無を問わず全国人民の公有物としての「共和政治」を求め、民権派の国家構想の統一を図ろうとし、「国会問答」（「東洋自由新聞」明治14年4月6・8・14・16日）＝投書という形であるが、松永昌三は兆民執筆と推測（松永昌三 1993：116）＝は、「進取子」に、「君は民なり、宰相百僚は臣肆なり」とし、「民の民たる所以の者は、正さに自らその憲法を造ることを得るにあり」（中江兆民 1881a：39）と言わしめている。
- (20) 米合衆国憲法修正第1条「連邦議会は、国教を定めまたは自由な宗教活動を禁止する法律、言論または出版の自由を制限する法律、ならびに国民が平穩に集会する権利および苦痛の救済を求めて政府に請願する権利を制限する法律は、これを制定してはならない」
- (21) 法律、命令の公布の手続き、施行期限や閣令、省令の制定権の根拠などを定めた公文式は1886（明治19年）2月に公布された。新聞紙条例は1887年12月に勅令により一部改正され、①創刊の許可制が届け出制に変更（第1条）、②地方長官の発行禁止権限条項の削除、③身代わり新聞禁止規定の削除、④法律誹謗罪条項の削除、⑤政体変壊・朝憲紊乱罪の罰則軽減（第32条）などの緩和措置がとられた。この改正について、「幾分の軽減は之を認め得るのであるが、その骨子に到つては依然として不変であり、なほ集会条例は厳存し、新たに保安条例を加へたのである」（美土路昌一 1930：146）、「予定される帝国議会の開設に先立ち、既成事実として出版取締法規を確立する意図のもとに制定」（奥平康弘 1967：146）との評価がなされている。
- (22) そもそも日本の戦前期の検閲制度は、「ひろい意味での出版警察（表現手段一般に対する警察）の内、フィルム・映画脚本・演劇脚本などの統制を除いては、印刷物またはその草稿を事前に行政庁に提示する義務を課し、行政庁の許可なしには当該印刷物を公刊せしめないという形式での検閲制は、明治政権確立当初のある期間以外は、実定法上採用されなかった」が、実態として「疑いもなく検閲制を採用していた」（奥平康弘 1967：137-138）。
- (23) ちなみに、1789年のフランス人権宣言では、「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一である。したがってすべての市民は、自由に発言し、記述し、印刷することができる。ただし、法律により規定された場合におけるこの自由の濫用については、責任を負わなければならない」（第11条）となっていた。
- (24) 土屋礼子は明治初期の新聞の部数、読者数、識字率について考察している（土屋礼子 2002：41-57）。
- (25) 中江は、「新民世界」（「東雲新聞」明治21年2月14・24日）で部落問題を提起した。

**【引用・参考文献】**（本文中の引用に際して、カタカナをひらがなに変更した箇所もある）

新井勝紘（2004）『自由民権と近代社会』吉川弘文館

- 有山輝雄（2008）『「中立」新聞の形成』世界思想社
- 家永三郎（1960）『植木枝盛研究』岩波書店
- 石田雄（1976）『日本近代思想史における法と政治』岩波書店
- 板垣退助監修（1901）『自由党史』／『自由党史（下）』岩波文庫（1958）
- 伊藤博文（1889）『大日本帝国憲法義解』／『憲法義解』岩波文庫（1940）
- 稲田雅洋（2000）『自由民権の文化史』筑摩書房
- 色川大吉編（1970）『民衆憲法の想像』評論社
- 色川大吉（1991）『民衆史 その100年』講談社学術文庫
- 植木枝盛（1880）『言論自由論』／加藤周一ほか編『言論とメディア 日本近代思想大系11』岩波書店（1990）
- 奥平康弘（1967）「検閲制度」／鶴飼信成ほか編『講座 日本近代法発達史11』勁草書房
- 奥平康弘（1988）『なぜ「表現の自由」か』東京大学出版会
- 小野秀雄（1948）『日本新聞史』良書普及会
- 小幡篤次郎（1873）『上木自由論』／明治文化研究会編『明治文化全集第二巻 自由民権篇』日本評論新社（1967年）
- 加藤弘之（1868）『立憲政体略』／明治文化研究会編『明治文化全集第三巻 政治篇』日本評論新社（1960）
- 河上肇（1911）「日本独特の国家主義」／『河上肇集 近代日本思想大系18』筑摩書房（1977）
- 川口暁弘（2007）『明治憲法欽定史』北海道大学出版会
- 陸羯南（1891）『近時政論考』／『近時政論考』岩波文庫（1972）
- 木庭繁・波多野克己（1876）「新聞紙条例駁議」／加藤周一ほか編『言論とメディア 日本近代思想大系11』岩波書店（1990）
- 小池洋二郎（1882）『日本新聞歴史』／明治文化研究会編『明治文化全集第四巻 新聞篇』日本評論新社（1955）
- 作品者編集部編（1989）『読本 憲法の100年 1 憲法の誕生』作品社
- 香内三郎（1974）「政論ジャーナリズムから営利ジャーナリズムへ」／城戸又一ほか編『講座 現代ジャーナリズムⅠ 歴史』時事通信社
- 佐々木隆（1999）『日本の近代14 メディアと権力』中央公論新社
- 島田邦二郎「立憲政体改革之急務」／加藤周一ほか編『憲法構想 日本近代思想大系9』岩波書店（1989）
- 鈴木唯一（1868）『英政如何』／明治文化研究会編『明治文化全集第三巻 政治篇』日本評論新社（1960）
- 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編（1957）『人権宣言集』岩波文庫
- 津田真道（1874）「出板の自由ならんことを望む論」／『明六雑誌』（上）岩波文庫（1999）
- 土屋礼子（2002）『大衆紙の源流』世界思想社
- 中江兆民（1881a）「国会問答」／松永昌三編『中江兆民評論集』岩波文庫（1993）
- 中江兆民（1881b）「言論の自由」／『中江兆民評論集』岩波文庫（1993）
- 中江兆民（1881c）「再論言論自由」／『中江兆民評論集』岩波文庫（1993）
- 中江兆民（1882）「政党の論」／『中江兆民評論集』岩波文庫（1993）
- 中江兆民（1887）『三酔人経綸問答』／『三酔人経綸問答』岩波文庫（1965）
- 中江兆民（1891）「自由は取る可き物なり」（「自由平等経綸」3号）／『中江兆民全集13』岩波書店（1985）
- 中村敬字（1872）『自由之理』／明治文化研究会編『明治文化全集第二巻 自由民権篇』日本評論新社（1967）
- 福沢諭吉（1866）『西洋事情』初編／『西洋事情』慶応義塾大学出版会（2009）



- 福沢諭吉 (1874a) 『学問のすゝめ』 4編 / 『学問のすゝめ』 慶応義塾大学出版会 (2009)
- 福沢諭吉 (1874b) 『学問のすゝめ』 7編 / 『学問のすゝめ』 慶応義塾大学出版会 (2009)
- 福沢諭吉 (1875) 『文明論之概略』 / 『文明論之概略』 岩波文庫 (1962)
- 福沢諭吉 (1887) 「私権論」(「時事新報」明治20年10月6～12日9) / 『福沢諭吉全集第11巻』 岩波書店 (1960)
- 福沢諭吉 (1888) 『日本男子論』 / 『福澤諭吉全集第5巻』 岩波書店 (1959)
- 福沢諭吉 (1901) 『明治十年丁丑公論』 / 『明治十年丁丑公論・瘠我慢の説』 講談社学術文庫 (1985)
- 藤田省三 (1997) 『藤田省三著作集4 維新の精神』 みすず書房
- トク・ベルツ編 (1979) 『ベルツの日記(上)』 岩波文庫
- 牧原憲夫 (1998) 『客分と国民のあいだ 近代民衆の政治意識』 吉川弘文館
- 松浦寿輝 (2014) 『明治の表象空間』 新潮社
- 松田宏一郎 (2014) 「『天賦の通議』? ——明治初期『自由』論争」 / 松田宏一郎・五百旗頭薫編 『自由主義の政治家と政治思想』 中央公論新社
- 松永昌三 (1993) 『中江兆民評伝』 / 『中江兆民評伝(上)』 岩波現代文庫 (2015)
- 松本三之介 (1990) 「新聞の誕生と政論の構造」 / 加藤周一ほか編 『言論とメディア 日本近代思想大系11』 岩波書店 (1990)
- 丸山真男 (1947) 「福沢諭吉の哲学」 / 『福沢諭吉の哲学』 岩波文庫 (2001)
- 丸山真男・加藤周一 (1998) 『翻訳と日本の近代』 岩波新書
- 丸山真男 (1986) 『「文明論之概略」を読む(中)』 岩波新書
- 三谷太一郎 (2017) 『日本の近代とは何であったのか』 岩波新書
- 美土路昌一 (1930) 『明治大正史第1巻 言論篇』 朝日新聞社
- 嶺隆 (2009) 『新聞人の群像 操觚者たちの闘い』 中央公論新社
- 宮沢俊義 (1960) 『憲法(第5版)』 有斐閣
- 明治政治史研究会編 (1936) 『憲法解釈資料』 ナウカ社
- 安丸良夫 (1989) 「民衆運動における『近代』」 / 安丸良夫 『安丸良夫集2 民衆運動の思想』 岩波書店 (2013)
- 山田央子 (1996) 「『<シビル>と<ポリティカル>の境界』 —明治日本における『自由』観再考」 / 近代日本研究会年報『近代日本研究 18』 山川出版社
- 山本文雄 (1948) 『日本新聞史』 国際出版
- Alexis de Tocqueville (1835=2005) 『DE LA DEMOCRATIE EN AMERIQUE』 (トクヴィル著、松本礼二訳 『アメリカのデモクラシー』 第1巻(下) 岩波文庫)
- John Stuart Mill (1859=1971) 『ON LIBERTY』 (J.S. ミル著、塩尻公明・木村健康訳 『自由論』 岩波文庫)
- Thomas I. Emerson (1966=1972) Toward A General Theory of the First Amendment (T.I. エマーソン著、小林直樹・横田耕一訳 『表現の自由』 東京大学出版会)

# 中華人民共和国サイバーセキュリティー法

山本 賢二\*

「中華人民共和国サイバーセキュリティー法」(中华人民共和国网络安全法・Cybersecurity Law of the People's Republic of China)は第12期全人代常務委員会第15回会議の審議を経て2015年7月6日に草案が公表され、「中国人代網」(中国人大網)を通じて8月5日まで意見を募った後、第12期全人代常務委員会第21回会議によって審議、2016年7月5日に第2次草案(草案二次审议稿)が公表され、8月4日まで再び意見を募った後、全国人民代表大会常務委員会第24回会議によって審議、賛成154票、棄権1票で可決採択され、2016年11月7日に公布、2017年6月1日に施行された。

同法の採択を報じる2016年11月7日の新華社電はリードの部分で「これはわが国のネットワーク領域における基礎的法律であり、明確に個人情報に対する保護を強化し、ネットワーク詐欺に打撃を与えるものである。」(这是我国网络领域的基础性法律，明确加强对个人信息保护，打击网络诈骗。)と伝えている。

## 1. 「サイバー法」に対する所感

筆者は本誌10号(2017.3)の「海外研究動向 中国」「習近平執政4年と中国の言論空間」(pp.269-289)の中で、筆者自身の関心の所在から同法の内容について触れている。

もとより、筆者は2009年7月5日、新疆ウイグル自治区の区都ウルムチ市で発生した民族衝突事件(「7.5」事件)後に行われたネットワーク遮断という超法規的措置が同法にどのような条文になって明記されるのかに最大の関心があったため、関連条文を冒頭に取り上げるとともに、いくつかのカテゴリーに分けて所感を述べた。昨年と同文では「インターネット安全法」とし、略称も「ネット法」として論じていたが、「网络安全」という中国語に「サイバーセキュリティー」という定訳があることと同法の英訳が「Cybersecurity Law of the People's Republic of China」となっていることから、本稿では「サイバーセキュリティー法」とし、それに基づき下記の再録では文言を一部修正している。

(再録)

第58条 国家の安全と社会の公共秩序を守ることで、重大な突発社会安全事件を処理する必要から、国务院の決定、あるいは承認を経て、特定区域においてネットワーク通信に対し制限などの臨時措置を講ずることができる。

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

(原文)

第五十八条 因维护国家和社会公共秩序，处置重大突发社会安全事件的需要，经国务院决定或者批准，可以在特定区域对网络通信采取限制等临时措施。

「草案」には「第50条 国家の安全と社会の公共秩序を守ることで、重大な突発社会安全事件を処理する必要から、国务院、あるいは省、自治区、直轄市人民政府は国务院の承認を経て、一部地域においてネットワーク通信に対し制限などの臨時措置を講ずることができる。」(原文：第五十条 因维护国家和社会公共秩序，处置重大突发社会安全事件的需要，国务院或者省、自治区、直辖市人民政府经国务院批准，可以在部分地区对网络通信采取限制等临时措施。)とあり、「省、自治区、直轄市人民政府」もネット遮断の権限をもつ内容であったが、この部分は二次草案の第56条で削除され、そのまま「サイバーセキュリティ法」の第58条に引き継がれた。すなわち、「サイバーセキュリティ法」ではネット遮断の権限は中央政府のみがもつものであって、地方政府にはその権限がないことを明記したのである。

#### (1) 適用範囲

第2条 中華人民共和国域内でのネットワーク建設、運営、維持と使用、およびサイバーセキュリティの監督管理には本法が適用される。

(原文)

第二条 在中华人民共和国境内建设、运营、维护和使用网络，以及网络安全的监督管理，适用本法。

「サイバーセキュリティ法」は「第2条」にその適用範囲を上記のように明記している。これは「草案」、「二次草案」いずれも「第2条」に置かれ、同じ内容である。ここで言うところの「中華人民共和国域内」には香港、マカオという二つの特別行政区が含まれるのか、他の条文を含めて明確にされていない。

#### (2) 管理責任

第8条 国家ネットワーク情報部門はサイバーセキュリティ工作と関係監督管理工作を統括調整する責任を負う。国务院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関は本法と関係法律、行政法規の規定に合わせて、各自の職責の範囲内でサイバーセキュリティの保護と監督管理工作の責任を負う。県級以上の地方人民政府の関係部門のサイバーセキュリティの保護と監督管理の職責は、国家の関係規定に合わせて確定する。

(原文)

第八条 国家网信部门负责统筹协调网络安全工作和相关监督管理工作。国务院电信主管部门、公安部门和其他有关机关依照本法和有关法律、行政法规的规定，在各自职责范围内负责网络安全保护和

監督管理工作。县级以上地方人民政府有关部门的网络安全保护和监督管理职责，按照国家有关规定确定。

ここでは中央においては「国家ネットワーク情報部門」と「国務院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関」、地方においては「県級以上の地方人民政府の関係部門」によってネットが管理されることが明文化されている。

この条文は「草案」では「国務院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関」との文言が「・・・国務院工業・情報化、公安部門とその他の関係部門・・・」（原文：国务院工业和信息化，公安部门和其他有关部门）となっていたところ、「二次草案」で修正されすでにこの内容になっていた。

### (3) 禁止事項

第12条 国家は公民、法人とその他の組織が法に基づいてネットワークを使用する権利を保護し、ネットワーク接続の普及を促し、ネットワークサービスのレベルを向上させ、社会に安全、便利なネットワークサービスを提供し、ネットワーク情報の法律に基づく秩序ある自由な流通を保障する。

如何なる個人や組織もネットワーク使用には、憲法法律を遵守、公共秩序を遵守、社会公德を尊重しなければならず、サイバーセキュリティーに危害を及ぼしてはならず、ネットワークを利用して国家の安全、荣誉と利益に危害を及ぼし、国家政權転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動、テロリズム、過激主義を宣揚、民族怨恨、民族蔑視を宣揚、暴力、猥褻色情情報を伝播、虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序と社会秩序を混乱させたり、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的權益を侵害するなどの活動に従事してはならない。

#### (原文)

第十二条 国家保护公民、法人和其他组织依法使用网络的权利，促进网络接入普及，提升网络服务水平，为社会提供安全、便利的网络服务，保障网络信息依法有序自由流动。

任何个人和组织使用网络应当遵守宪法法律，遵守公共秩序，尊重社会公德，不得危害网络安全，不得利用网络从事危害国家安全、荣誉和利益，煽动颠覆国家政权、推翻社会主义制度，煽动分裂国家、破坏国家统一，宣扬恐怖主义、极端主义，宣扬民族仇恨、民族歧视，传播暴力、淫秽色情信息，编造、传播虚假信息扰乱经济秩序和社会秩序，以及侵害他人名誉、隐私、知识产权和其他合法权益等活动。

「サイバー法」は上掲のように「第12条」で「ネットワーク情報の法律に基づく秩序ある自由な流通を保障する。」としたうえで、「禁止事項」を規定している。ネットワークを通じて流してはいけない情報を箇条書きにすると次の12項目になる。

#### ① 憲法法律を遵守しないもの

- ② 公共秩序を遵守しないもの
- ③ 社会公德を尊重しないもの
- ④ サイバーセキュリティーに危害を及ぼすもの
- ⑤ 国家の安全、栄誉と利益に危害を及ぼすもの
- ⑥ 国家政権転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動するもの
- ⑦ 国家分離、国家統一破壊を煽動するもの
- ⑧ テロリズム、過激主義を宣揚するもの
- ⑨ 民族怨恨、民族蔑視を宣揚するもの
- ⑩ 暴力、猥褻色情情報を伝播するもの
- ⑪ 虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序と社会秩序を混乱させるもの
- ⑫ 他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的權益を侵害するもの

冒頭の3行(日訳)は「草案」(第9条)、「二次草案」(第12条)を通じて変わっていない。

その下の文言については「草案」に無い文言は、「・・・ネットワークを利用して国家の安全、栄誉と利益に危害を及ぼし、国家政権転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動、テロリズム、過激主義を宣揚、民族怨恨、民族蔑視を宣揚、暴力、猥褻色情情報を伝播、虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序と社会秩序を混乱させたり、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的權益を侵害するなどの活動に従事してはならない。」の中の「栄誉と利益」、「国家政権転覆、社会主義制度をひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動」、「虚偽情報をねつ造、伝播させ経済秩序」、「名誉、プライバシー、知的財産権」などであり、これらは「二次草案」で加えられていた。ここから採択された「サイバー法」の条文が禁止事項についてより詳細に規定していることが分かる。

#### (4) 実名制

第24条 ネットワーク運営者はユーザーのためにネットワーク接続、アカウント名登録を処理、固定電話、携帯電話のネットワーク加入手続きを処理したり、あるいはユーザーのために情報配信、インスタントメッセージなどのサービスを提供する上で、ユーザーと取り決めに調印、あるいは提供するサービスを確認するとき、ユーザーに真実の身分情報の提供を要求すべきである。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合、ネットワーク運営者はそれに関係サービスを提供することができない。

国家はネットワーク身分信頼戦略を実施し、安全、便利な電子身分認証技術研究開発を支持し、異なる電子身分認証間の相互認証を推進する。

#### (原文)

第二十四条 网络运营者为用户办理网络接入、域名注册服务，办理固定电话、移动电话等入网手续，或者为用户提供信息发布、即时通讯等服务，在与用户签订协议或者确认提供服务时，应当要求用户提供真实身份信息。用户不提供真实身份信息的，网络运营者不得为其提供相关服务。

国家实施网络可信身份战略，支持研究开发安全、方便的电子身份认证技术，推动不同电子身份认证之间的互认。

この「二次草案」(23条)と同じ内容である条文は「真実の身分情報」(実名)を提供しないものはネットワークを利用できないことを明文規定したものである。この条文の「草案」に無く、「二次草案」から加えられた文言は「・・・为用户提供信息发布、即时通讯等服务,・・・」の「インスタントメッセージャーなど」(「即時通讯等」)と「・・・应当要求用户提供真实身份信息。」の「すべきである」(「・・・应当」)、「国家实施网络可信身份战略，支持研究开发安全、方便的电子身份认证技术,」の「ネットワーク身分信頼戦略を実施し」(「・・・实施网络可信身份战略・・・」)であり、「草案」から削除されたのは「・・・推动不同电子身份认证之间的互认。」の後にあった「通用」である。

#### (5) 捜査協力

第28条 ネットワーク運営者は公安機関、国家安全機関が法に基づいて国家安全を守り、犯罪を捜査する活動に技術的支援と協力を提供すべきである。

(原文)

第二十八条 网络运营者应当为公安机关、国家安全机关依法维护国家安全和侦查犯罪的活动提供技术支持和协助。

この条文も「二次草案」を踏襲したものである。この条文になる前の「草案」は「第23条」で「国家の安全と犯罪捜査の必要から、捜査機関は法律の規定に合わせて、ネットワーク運営者に必要な支援と協力を要求することができる。」(原文：第二十三条 为国家安全和侦查犯罪的需要，侦查机关依照法律规定，可以要求网络运营者提供必要的支持与协助。)としていた。「サイバー法」は「ネットワーク運営者」の捜査協力への義務化を明確にしたものと言える。

もとより、習近平は2015年12月16日から18日にかけて開催された中国主催の第二回世界インターネット大会で講話を行い、「四つの原則」を提示、そのトップに「ネット主権の尊重」(尊重网络主权)を挙げ、「『国連憲章』の確立した主権平等の原則は現代の国際関係の基本的準則であり、国と国の往来する諸領域をカバーするものであり、その原則と精神はネット空間にも適用されるべきである。」(新華社2015年12月16日電)と語っている。「サイバー法」がこの「ネット主権」論を基礎に制定されたことは疑いのないところである。すなわち、この「サイバー法」の制定は習の下で「国家主権」→「情報主権」→「ネット主権」という構図の中に中華人民共和国の情報管理政策が立案されていることの一つの反映でもある。

以上再録したのは、筆者の関心のあるところ、すなわち中国のメディア・ジャーナリズム、特に「言論の自由」に係わる条文であったが、同法の内容について、強く反応したのは日本を含む在華

企業を擁する世界の産業界であった。

## 2. 外国経済団体などの書簡

この「サイバー法」が可決されると、11月11日、米国情報技術工業協議会 インターネット協会、米商工会議所、豪経済団体A I G、ビジネスヨーロッパなど世界各国40を超える経済団体、技術関連団体が連名で下掲の書簡を中国の習近平総書記が自ら「グループ長」を兼務している「中国共産党中央サイバーセキュリティー・情報化指導小グループ」（中国共産党中央网络安全和信息化领导小组）宛に送った。日本ではJEITA, JBMIA, CIAJ, JISA, 経団連, 日本商工会議所, 中国日本商会の各団体が署名している。

2016年11月11日

致：中国共産党中央网络安全和信息化领导小组

抄送：中央网络安全和信息化领导小组办公室

北京东城区朝阳门内大街225号, 100010

中华人民共和国商务部

北京东长安街2号100731

尊敬的中央网络安全和信息化领导小组：

我们代表了广泛分布于各行各业的公司，与中国有着深厚且长期的商业联系。我们赞赏中国政府在制定网络安全法的过程中曾表示理解国际上包括保险业和其他行业组织在内的各行业组织对中国网络安全法草案及网络安全相关规定和措施的关切。我们在2016年8月10日致李克强总理的信中也再次表达了我们的关切。但在刚刚通过的网络安全法的正式文本中，我们发现国际工商界高度关切的一些实质性问题仍未得到解决。对此我们感到失望。

长期以来，我们的会员公司坚定致力于与中国政府合作，共同寻求在支持实现安全、经济与社会目标的前提下，同时解决国际产业界合理担忧的行之有效解决方案。然而，眼下让我们深以为忧的是，当前正在讨论之关于安全方面的规定，很可能造成国与国之间的贸易壁垒，不仅不能实现其合理的安全目标（甚至降低其安全性），还给产业界增加沉重的负担，损害了中国与其贸易伙伴国之间良好关系。让我们忧虑的是，中国在网络安全方面采取的措施将严重阻碍、而非促进中国进一步融入全球经济体系的步伐。此外，在当今全球政治与社会发生重大变革的时代，制定这类政策规定将加剧当今全球市场令人不安的趋势，与开拓贸易合作及国际化背道而驰。

我们一直且依然期盼中国政府最高决策层能够采取切实有效的措施，履行以往的承诺，与其他国家共同推行制定鼓励竞争且非歧视的信息通信技术安全政策。这些承诺包括，所制定ICT政策措施应对工商界在采购、销售、和使用ICT产品的各个环节具有广泛的适用性，并考虑国际通行规范，对国内外产品一视同仁，不对技术产品施加不必要地国别的条件或限制。

我们认为，对于这些正在讨论中的网络安全规定，包括要求保险业、金融业和其它行业采用安全可控技术的相关规定与即将实施的网络安全法规定和标准在内，应当遵守中国加入世界贸易组织（WTO）的承诺，鼓励采用国际通行模式，以便中国发展成为全球技术与服务中心。我们关切的是，中国提出了针对信息技术产品和服务的自主可控产品替代计划，违反了中国的入世承诺。我们尤其对新网络安全法中的一些规定及相关措施深为担忧，如规定数据境内存储和处理，限制跨境数据流动，对信息化

产品和服务开展安全审查及相关要求，这阻碍了贸易的进行，此外对数据共享及提供技术协助也做出了广泛的规定，极可能削弱产品的安全性并损害了消费者的隐私保护。我们各协会在此前提交给中国政府的意见函和其他材料中已对我们关切的这些问题做了详细阐述，详见如下材料。

我们以上关切的事项涉及对中国经济影响深远的问题，中国与商贸伙伴国的关系，以及全球经济。我们意识到，各国监管机构在管理新技术以及解决安全问题方面都面临着巨大的挑战。但我们诚恳地希望中国的网络安全政策能够更好地反映信息通信行业的全球性本质，促进市场竞争，提高透明度，允许各商业企业采购设备与软件时，能够自主地确定技术要求。据我方会员公司的共同经验，坚持上述原则的国家，其技术行业的竞争力和安全性往往更具优势。

感谢中央网络安全和信息化领导小组考虑我们的意见。我们希望能够与领导小组成员单位及相关领导就我们关切的问题作进一步探讨，届时我们将就我方所关切的问题提供相关的说明和详细资料。本函随附上一套汇总的意见函，以便更全面、详细地说明我们对上述关切的思考关切，谨供参考。

顺致敬意

上掲の書簡は概ね次のように指摘している。

セキュリティー分野の規定は国と国との貿易障壁を作る可能性があり、中国がサイバーセキュリティー分野で採る措置は中国がさらにグローバル経済に溶け込む歩みを促進するのではなく、大いに阻害する。それはグローバル市場における懸念の趨勢を加速し、貿易協力及び国際化とは逆の方向に進む。金融やその他の業種が採用すべきとするセキュリティー技術に関する規定は、中国がWTOに加盟した際のコミットメントを遵守すべきであり、国際的に通用しているモデルの採用を奨励すべきである。

中国は情報技術製品とサービスに関連し、自国でコントロールできる製品に変える計画を提起しているが、中国のWTO加盟時のコミットメントに背いている。特に関心をもつのが、データの域内での保存と処理、国境を越えての情報の流通制限、情報関連製品とサービスにたいする安全審査御呼び関係要求などであり、それは貿易の進展を阻害する。このほか、データの共有、技術協力にも幅広い規定があるが、製品の安全性を弱体化するとともに消費者のプライバシーの保護を損なう可能性が極めて高い。

### 3. 日本中国商会など4団体の2次草案に対する意見書

これより先、中国日本商会は「サイバー法」の2次草案についての意見募集が行われたことを受け、「日本電子信息技术产业协会（JEITA）、日本信息通信网络产业协会（CIAJ）、日本办公机械与信息系统产业协会（JBMIA）」とともに2016年8月4日付で全国人大常委会法制工作委员会に対して意見書（[http://cjcci.org/uploads/mail\\_attachment/1473066578.docx](http://cjcci.org/uploads/mail_attachment/1473066578.docx)）を提出している。この18項目の意見と、3項目の質問からなる意見書は冒頭次のように指摘している。

「一次草案に対する意見の中で、以下の3点の内容を指摘したが、今回の二次草案に対しても同様に、依然としてわれわれは憂慮している。」（在针对一次草案的意见中，我们指出了以下3点内容，此次对于二次草案，我们依然抱有同样的担忧。）とし、その3点を「国を越えての情報の自由な伝播を不必要に制限することはインターネット社会の発展を阻害し、外国企業の市場参入を阻害



するものであり、過度の制限といえる。」(我们认为, 不必要地限制跨国信息的自由传播, 将妨碍互联网社会的发展, 阻碍外国企业进入市场, 属于过度限制。)、「サイバー空間の中のリスクは国の境を越えてのグローバルの問題であり、サイバーセキュリティーの措置に確実に効果のあがる役割を真に発揮させるには、グローバルな解決方法が必要であり、中国が特有の国家標準を採用する方法は恐らくセキュリティーの保障を強化する目的とは逆の方向に向かうことになる。」(我们认为网络空间中的风险是超越国界的全球性问题, 网络安全措施要真正发挥切实有效的作用, 需要全球性的解决方案, 而中国采用特有的国家标准的做法恐怕与加强安全保障的目的背道而驰。)、「本法の適用範囲は一次草案に比べさらに抽象的になっている。このほか、一部の条文の具体的要求が不明確であり、現在あるセキュリティー制度との間の関係が不明確であり、本法に基づくと、どの領域がどのような制限を受けるのか予測し難いと同時に、今後法律執行の透明性を確保するのが難しいことが懸念される。」(本法的适用范围较一次草案更加抽象。另外, 部分条文的具体要求不明确, 与现存安全制度之间的关系亦不明确, 难以预测根据本法哪些领域将受到哪些限制, 同时, 也令人担忧今后难以确保法律执行的透明性。)、「ICT 領域の技術革新を推進し、同時に効果的にセキュリティーの脅威を制御するためには、制度設計プロセスの高度な透明性を確保し、市場の開放を維持し、合理的かつ実効のあがるセキュリティー保障措置を採らなければならない。われわれは中国に、WTO の加盟国として、国際間の約束を遵守し、より一層不必要な貿易制限措置を減らし、国内外の企業に平等に開放される市場を造り、一つの揺るぎない、弾力性に富んだ、ICT ネットワーク社会建設を目指してもらいたいと切に願っている。」(为了推进 ICT 领域的技术革新, 同时有效抵御安全威胁, 必须确保制度设计程序的高度透明, 保持市场开放, 采取合理而切实有效的安全保障措施。我们衷心希望中国作为 WTO 成员国, 能够遵守国际约定, 进一步减少不必要的贸易限制措施, 打造面向国内外企业平等开放的市场, 力争建设起一个坚不可摧、富有弹性的 ICT 网络社会。)

同「意見書」は以上のような総体的な懸念に基づいて、具体的な意見を述べている。その中で挙げられた条文は以下の通り。

#### 第 14 条

第十四条 国家は、サイバーセキュリティー標準体系を確立し、整備する。国务院標準化行政主管部門と国务院のその他の関係部門は、それぞれの職責に基づいて、サイバーセキュリティー管理及びネットワーク製品、サービスと運用安全に関する国家標準、業種標準を組織制定する。

国家は、企業、ネットワーク関連の業種組織などがサイバーセキュリティー国家標準、業種標準の制定に参加することをサポートするとともに、企業が国家標準、業種標準に厳しい企業標準を制定することを奨励する。

(原文)

第十四条 国家建立和完善网络安全标准体系。国务院标准化行政主管部门和国务院其他有关部门根据各自的职责, 组织制定并适时修订有关网络安全管理以及网络产品、服务和运行安全的国家标准、行业标准。

国家支持企业、网络相关行业组织等参与网络安全国家标准、行业标准的制定, 并鼓励企业制定严于国家标准、行业标准的企业标准。

## 第21条

第二十一条 ネットワーク製品、サービスは関係する国家標準の強制的要求と合致させるべきである。ネットワーク製品、サービスの提供者は悪意のあるプログラムを設置してはならない。そのネットワーク製品、サービスに安全上の欠陥、不備などのリスクがあることを発見したら、すぐに補完措置を講じて、規定に従って適時にユーザーに告示すると共に、関係主管部門に報告すべきである。

ネットワーク製品、サービスの提供者はその製品、サービスのために、引き続き安全維持の提供をすべきであり、規定または当事者の取り決めの期限内に、安全維持の提供を終了してはならない。

ネットワーク製品、サービスにユーザー情報の収集機能がある場合、その提供者はユーザーに明示する共に、同意を得るべきである。ユーザーの個人情報にかかわる場合、さらに、本法と関連の法律、行政法规の個人情報に関する規定も遵守すべきである。

(原文)

第二十一条 网络产品、服务应当符合相关国家标准的强制性要求。网络产品、服务的提供者不得设置恶意程序；发现其网络产品、服务存在安全缺陷、漏洞等风险时，应当及时告知用户并采取补救措施，并按照规定向有关主管部门报告。

网络产品、服务的提供者应当为其产品、服务持续提供安全维护；在规定或者当事人约定的期间内，不得终止提供安全维护。

网络产品、服务具有收集用户信息功能的，其提供者应当向用户明示并取得同意；收集公民个人信息的，应当遵守本法和有关法律、行政法规关于公民个人信息保护的规定。

## 第22条

第二十二条 ネットワークの基幹設備とサイバーセキュリティーの専用製品は関係する国家の標準の強制的要求に合わせるべきであり、資格を備える機関によって安全認証に合格した、または安全検査測定の結果と合致した後、はじめて販売できる。国家ネットワーク情報部門は國務院の関係部門と共にネットワークの基幹設備とサイバーセキュリティーの専用製品のカタログを作り、公布するとともに、安全認証と安全検査測定の結果の相互認証を推進して、認証、検査測定の重複を回避させる。

(原文)

第二十二条 网络关键设备和网络安全专用产品应当按照相关国家标准的强制性要求，由具备资格的机构安全认证合格或者安全检测符合要求后，方可销售。国家网信部门会同国务院有关部门制定、公布网络关键设备和网络安全专用产品目录，并推动安全认证和安全检测结果互认，避免重复认证、检测。

## 第27条

第二十七条 ネットワーク運営者は公安機関、国家安全機関の法に基づき国家安全を守ることと犯罪事件を捜査する活動のために、技術的サポートと協力を提供すべきである。

(原文)

第二十七条 网络运营者应当为公安机关、国家安全机关依法维护国家安全和侦查犯罪的活动提供技

術支持和協助。

## 第 29 条

第二十九条 国家は、一旦破壊され、機能を失ったか、またはデータの漏洩によって、国家の安全、国民の経済と人民生活、公共の利益に重大な脅威を与える可能性のある基幹情報インフラに対し、サイバーセキュリティー等級保護制度を基礎にして、重点的保護を実行する。基幹情報インフラの安全保護の具体的範囲と安全保護の弁法は國務院によって制定される。

国家は、基幹情報インフラ以外のネットワーク運営事業者が自発的に基幹情報インフラ保護体系に参加するよう奨励する。

(原文)

第二十九条 国家对一旦遭到破坏、丧失功能或者数据泄露，可能严重危害国家安全、国计民生、公共利益的关键信息基础设施，在网络安全等级保护制度的基础上，实行重点保护。关键信息基础设施的具体范围和安全保护办法由国务院制定。

国家鼓励关键信息基础设施以外的网络运营者自愿参与关键信息基础设施保护体系。

## 第 33 条

第三十三条 基幹情報インフラの運営者はネットワークの製品購入またはサービスをするのに、国家安全に影響を与える可能性がある場合は、国家のネットワーク情報部門が國務院の関連部門と組織した安全審査を通すべきである。

(原文)

第三十三条 关键信息基础设施的运营者采购网络产品和服务，可能影响国家安全的，应当通过国家网信部门会同国务院有关部门组织的国家安全审查。

## 第 35 条

第三十五条 基幹情報インフラの運営者は中華人民共和国域内で運営中に収集、生まれた公民の個人情報と重要なデータを域内に保存すべきである。業務の需要のため、確かに域外に提供する必要がある場合は、国家のネットワーク情報部門が國務院の関連部門と共に制定した弁法に合わせて安全評価を行うべきである。法律、行政法規に別に規定がある場合は、その規定に従う。

(原文)

第三十五条 关键信息基础设施的运营者在中华人民共和国境内运营中收集和产生的公民个人信息和重要业务数据应当在境内存储。因业务需要，确需向境外提供的，应当按照国家网信部门会同国务院有关部门制定的办法进行安全评估；法律、行政法规另有规定的，依照其规定。

## 第 46 条

第四十六条 いかなる個人や組織から配信された電子情報、提供された応用ソフトも悪意あるプログラムを設定してはならず、法律、行政法規により公表、伝送の禁止されている情報を含んではない。

電子情報の配信サービス提供者と応用ソフトのダウンロードサービス提供者は安全管理の義務を

履行すべきであり、そのユーザーに前款の規定に違反する行為があることを知ったら、サービスの提供を停止すべきであり、削除など措置を講じ、関係記録を保存すると共に関係主管部門に報告すべきである。

(原文)

第四十六条 任何个人和组织发送的电子信息、提供的应用软件，不得设置恶意程序，不得含有法律、行政法规禁止发布或者传输的信息。

电子信息发送服务提供者 and 应用软件下载服务提供者，应当履行安全管理义务，发现其用户有前款规定行为的，应当停止提供服务，采取消除等处置措施，保存有关记录，并向有关主管部门报告。

## 第 67 条

第六十七条 本法第十二条第二款及びその他の法律、行政法規が公表または伝送を禁止した情報を公表、伝送した場合、関係法律、行政法規の規定に合わせて処罰する。

(原文)

第六十七条 发布或者传输本法第十二条第二款和其他法律、行政法规禁止发布或者传输的信息的，依照有关法律、行政法规的规定处罚。

## 第 56 条

第五十六条 国家安全と社会の公共秩序を守り、重大な突発社会安全事件を処置する必要のため、国务院の決定または承認を経て、特定区域においてネットワーク通信に対して制限など臨時の措置を講じることができる。

(原文)

第五十六条 因维护国家安全和社会公共秩序，处置重大突发社会安全事件的需要，经国务院决定或者批准，可以在特定区域对网络通信采取限制等临时措施。

## 第 72 条

第七十二条 本法における下記の用語の意味：

(一) ネットワークとは、コンピュータまたはその他の情報端末及び関連の設備によって組成され、一定の規則とプログラムに基づいて、情報に対して収集、保存、伝送、交換、処理を行うシステムを指す。

(二) サイバーセキュリティーとは、必要な措置を講じることを通じて、ネットワークに対しての攻撃、侵入、妨害、破壊や不法使用及び意外な事故を防止し、ネットワークを安定・信頼ある運行状態にさせると共に、ネットワークデータの整合性、機密性、利用可能性の能力を保障することを指す。

(三) ネットワーク運営者とは、ネットワークの所有者、管理者及びネットワークサービス提供者を指す。

(四) ネットワークデータとは、ネットワークを通じ収集、保存、伝送、処理及び生産する各種の電子データを指す。

(五) 個人情報とは、電子またはその他の方式により記録された単独またはその他の情報と合わ

せて、自然人の個人の身分情報が識別できる各種の情報を指す、しかし、自然人の氏名、生年月日、身分証明書の番号、個人生体識別情報、住所、電話番号などを含むがそれだけに限られない。  
(原文)

第七十二条 本法下列用語の含义：

(一) 网络，是指由计算机或者其他信息终端及相关设备组成的按照一定的规则和程序对信息进行收集、存储、传输、交换、处理的系统。

(二) 网络安全，是指通过采取必要措施，防范对网络的攻击、侵入、干扰、破坏和非法使用以及意外事故，使网络处于稳定可靠运行的状态，以及保障网络数据的完整性、保密性、可用性的能力。

(三) 网络运营者，是指网络的所有者、管理者和网络服务提供者。

(四) 网络数据，是指通过网络收集、存储、传输、处理和产生的各种电子数据。

(五) 公民个人信息，是指以电子或者其他方式记录的能够单独或者与其他信息结合识别公民个人身份的各种信息，包括但不限于公民的姓名、出生日期、身份证件号码、个人生物识别信息、住址、电话号码等。

以上の二次草案の条文は後掲する成案（条数は異なるが）とほぼ同じであり、「意見書」の提起した3点をめぐる問題点は解決されるものではなかった。

それがため、前述した世界各国40を超える経済団体、技術関連団体連名の書簡にもこの「意見書」を出したJEITA, JBMIA, CIAJ, 中国日本商会の四団体が署名したのである。

#### 4. メディアの反応

この「サイバー法」の施行に当たって、読売新聞は2017年6月5日付の「中国ネット新法 言論統制は正当化できない」と題する社説の中で、「法律には曖昧な規定が多く、中国当局の裁量の余地が大きい。「国家の安全」を名目に、恣意（しい）的に運用し、政府に批判的な言論を封じ込める狙いは明白である。」、「心配されるのは、中国で活動する日本などの外国企業に悪影響を与える規定があることだ。ネットの運営業者や接続業者に対し、個人情報や「重要なデータ」を中国国内のサーバーに保存することを義務付けた。大容量のデータなどを海外に送信する場合は、当局が事前審査するという。機密情報が流出したり、外国企業が中国から本社へ情報を送れなくなったりする恐れがある。中国のネット市場は、利用者が7億人超と急成長している。各国政府や業界団体が、「外国企業を締め出す貿易障壁だ」と、懸念を示したのは当然である。」、「国際基準とかけ離れた「法治」を、外国企業などにも適用する独善的な対応は容認できない。」と批判し、「ネットの利点は、国境がなく、世界の人々を自由につなげることだ。自国に有利な囲い込みはあり得ない。中国は海洋や宇宙でも、一方的な進出や開発で、他国との摩擦を起こしている。責任ある大国の振る舞いではない。」としている。

また、朝日新聞も6月24日付社説「中国ネット法 言論封じる異常な統制」の中で、「今回の法律は利用者の実名登録を徹底させ、ネットを通じた「政権転覆」や「国の分裂」の扇動を禁じる規定を掲げる。ネット空間を厳格に監視する体制を築こうとしている。各国で政府機関や企業がサイバー攻撃にさらされたり、ネット犯罪が横行したりしており、対策は追いついていない。だがそうした問題への取り組みと、言論の封じ込めを混同するわけにはいかない。」、「ネット関連の製品・

サービスは「国家標準に適合しなければならない」とされ、外国企業の事業を制限しかねない。犯罪捜査に際し「技術的支援、協力」を義務づける点については、企業秘密の技術を取られるのではないかと心配されている。データの国外持ち出しに規制をかけているのも穏当ではない。」と批判し、「世界で重きをなし、積極的な外交に打って出る大国が、いっぽうで国を閉ざし、社会を息苦しいものにしていく。恣意（しい）的な法執行を少しでもなくすよう、中国の外からも引き続き監視しなければならない。それは声を上げられない中国の市民のためでもある。」としている。

その後、ロイターが2017年9月26日、米国が中国にサイバーセキュリティー法の完全施行中止を要求しているとして、次のようなニュースを打電した。

[ジュネーブ 26日 ロイター] —米国が中国に対し、同国のサイバーセキュリティー法は世界的な情報のやりとりを阻害するとして、世界貿易機関（WTO）サービス貿易理事会での完全施行中止に向けた議論を求めていることが分かった。WTOが26日、米国が提出した書簡を公表した。

中国は、長年の議論の末に同法を6月に一部施行。国内外の企業に、セキュリティー検査を受けることや、顧客データを中国内に保存することを義務付けた。

米国の書簡は、同法が予定通り2018年末までに現在の形で完全施行されれば、国境を越えたサービスのやりとりが打撃を受ける恐れがあるとしている。書簡は「米国はこれらの懸念について、中国の高官や担当当局に直接伝えてきた」とした上で「中国に対し、懸念が解消されるまでは完全施行を控えるよう求める」としている。

## 5. 習近平のインターネット観

この「サイバー法」は習近平政権の情報管理強化の根幹となる法的根拠を提供するものである。国内に対しては厳格に運用されることは疑いのないところである。そこには習近平のインターネットに対する強い警戒心が背景にあるからでもある。

筆者は以前から、2013年8月19、20日の両日北京で開催された全国宣伝思想工作会議の初日の19日に習近平が行った「重要講話」（「8.19講話」）に触れて来た。この会議の開催を伝えた新華社電は習の「8.19講話」の一部のみ伝えただけで、その後も本稿執筆時2017年12月現在、全文は公表されていない。特に、インターネットに関連する部分は新華社電には全くなかった。しかし、ネット上に流布されていた「『8.19』講話精神伝達提綱」（「“8·19”讲话精神传达提纲」）ではインターネットについて習が語っている箇所が少なからぬあった。わけても「輿論闘争の主戦場」という表現は「8.19講話」学習キャンペーンの中にも現れたりしていたこと、さらに2014年5月28日に中央文献出版社から出版された『习近平关于全面深化改革论述摘编』（中共中央文献研究室編輯）の中に習近平の「8.19講話」のインターネット言及部分が初めて公表されたが、その内容が「提綱」と一致していることなどから党内に流された内部文書であることにほぼ間違いがないと筆者は考えている。その内容は習近平執政5年の間に作られたインターネットに関する法規や動向、特にこの「サイバー法」を読み解くうえで参考にする価値が高いので、下記に再録する。

.....

思い切って力を入れ、思い切って管理し、剣を光らせるのに勇敢になり、団結と大多数を勝ち取ることに着眼し、理をもって有利に段階を追って輿論闘争を繰り広げ、幹部大衆が是非の境界をはっきり分け、あいまいな認識をはっきりさせることを支援しなければならない。悪意をもって党の指導を攻撃し、社会主義制度を攻撃し、党史国史を歪曲し、デマを流し、事を起こすあれらの言論に対しては、すべての新聞雑誌、講演論壇、会議会場、映画テレビ、ラジオ局、舞台劇場などいづれもそれらに空間を提供してはならず、すべてのデジタル新聞雑誌、移動テレビ、ケータイメディア、ケータイショートメール、マイクロメール、ブログ、Podcast、マイクロブログ、BBSなどのニューメディアもいづれもそれに便宜を提供してはならない。こうした言論に対しては、ネット上で規制を強化しなければならないのみならず、着実に人への働きかけを行わなければならない。四つの基本原則に違反したものは、教育誘導しなければならず、責任制をつくらなければならない、所在場所と単位は確実に管理しなければならない。デマを流し、事を起こしたものに対しては、必ず法に基づいて調査処理しなければならず、「三岔口」のように暗闇の中で動き回るようなことをしてはならないし、こうした者にそこで勝手気ままにデマを流し、事を起こし、どさくさに紛れて利益を得、煽り立て、たきつけ、言いたい放題させてはならない。

(原文)

要敢抓敢管，敢于亮剑，着眼于团结和争取大多数，有理有利有节开展舆论斗争，帮助干部群众划清是非界限、澄清模糊认识。对那些恶意攻击党的领导、攻击社会主义制度、歪曲党史国史、造谣生事的言论，一切报刊杂志、讲台论坛、会议会场、电影电视、广播电台、舞台剧场等都不能为之提供空间，一切数字报刊、移动电视、手机媒体、手机短信、微信、博客、播客、微博客、论坛等新兴媒体都不能为之提供方便。对这些言论，不仅要在网络上加强控制，而且要落地做人的工作。对违反四项基本原则的，必须教育引导，要建立责任制，所在地方和单位要切实管起来；对造谣生事的，必须依法查处，不能像《三岔口》里那样摸着黑打来打去，也决不能让这些人在那里舒舒服服造谣生事、浑水摸鱼、煽风点火、信口雌黄。

.....

インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっている。ある同志が言うには、インターネットはわれわれが直面する「最大の変数」になっていて、うまく行わなければわれわれの「頭痛の種」になってしまう。西側反中勢力はずっとインターネットを利用して「中国を倒す」ことを企んできた。何年も前「インターネットをもつことになり、中国に対応する方法を得た」、「社会主義国家が西側の懐に飛び込むのに、インターネットから始まるであろう」と公言した西側の政治家がいた。米国の「PRISM」、「x keyscore」などの監視計画から見ると、彼らのインターネット活動のエネルギーと規模は人の想像をはるかに超えたものである。インターネットというこの戦場で、われわれがもちこたえ、勝利できるか否かは直接我が国のイデオロギーの安全と政権の安全に関係する。

(原文)

互联网已经成为舆论斗争的主战场。有同志讲，互联网是我们面临的“最大变量”，搞不好会成为我们的“心头之患”。西方反华势力一直妄图利用互联网“扳倒中国”，多年前有西方政要就声称“有了互联网，对付中国就有了办法”，“社会主义国家投入西方怀抱，将从互联网开始”。从美国的“棱镜”、“X—关键得分”等监控计划看，他们的互联网活动能量和规模远远超出了世人想象。在互联网

这个战场上，我们能否顶得住、打得赢，直接关系到我国意识形态安全和政权安全。

.....

情勢の発展の必要に基づけば、わたしはネット上での輿論工作を宣伝思想工作の重要な中でも重要として力を入れなければならないと見ている。宣伝思想工作は人への工作であり、人がどこにいるかによってそこが重点となるべきである。わが国のネット利用者は6億人近くであり、ケータイネット利用者は4.6億余人であり、そのうちウェイボーユーザーは3億余人に達している。たくさんの人、特に若い人は基本的に主流メディアを見ず、大部分の情報をネット上から得ている。この事実を直視し、力を強め投入し、速やかにこの輿論の戦場の主導権を掌握しなければならず、はじに追いやられてはならない。「本領パニック」問題をうまく解決し、真に現代メディアの新しい手段新しい方法を運用できるプロの専門家にならなければならない。深く掘り下げてネット上の世論闘争を繰り広げ、ネット上での攻撃浸透行為を厳密に防止し、力を組織し誤った思想的観点に対し批判反駁を行わなければならない。法に従ってネット社会管理を強化し、ネットの新しい技術新しい応用の管理を強化し、インターネットの管理ができコントロールできるを確保し、われわれのネット空間をさすがすがしいものにしなければならない。この仕事をやるのは容易ではないが、難しくてもやらなければならない。天下に難き事なし、ただ心あるものを恐れる。他人が何を言おうが恐れるな。ネット上でマイナス面の言論が少なくなるのはわが国社会の発展、社会の安定、人民が落ち着いて暮らし仕事に励むことに対し、好いところだけで悪いところはない。わたしが往時生産隊に入っていた時の農民のことばを使えば、ケラが鳴くのを聞き作物を植えないほど恐れてはならない。

(原文)

根据形势发展需要，我看要把网上舆论工作作为宣传思想工作的重中之重来抓。宣传思想工作是做人的工作的，人在哪儿重点就应该在哪儿。我国网民有近6亿人，手机网民有4.6亿多人，其中微博用户达到3亿多人。很多人特别是年轻人基本不看主流媒体，大部分信息都从网上获取。必须正视这个事实，加大力量投入，尽快掌握这个舆论战场上的主动权，不能被边缘化了。要解决好“本领恐慌”问题，真正成为运用现代传媒新手段新方法的行家里手。要深入开展网上舆论斗争，严密防范和抑制网上攻击渗透行为，组织力量对错误思想观点进行批驳。要依法加强网络社会管理，加强网络新技术新应用的管理，确保互联网可管可控，使我们的网络空间晴朗起来。做这项工作不容易，但再难也要做。天下无难事，只怕有心人。不要怕别人说什么。网上负面言论少一些，对我国社会发展、社会稳定、人民安居乐业只有好处没有坏处。用我当年插队时农民的话来说，不要听蝻蝻蛄叫就怕得不种庄稼了。

.....

われわれの同志は必ず陣地意識を強めなければならない。宣伝、思想の陣地はわれわれが占領しなければ、人さまが占領する。私が見るに、思想の陣地は大体三つのゾーンがある。一つ目はレッドゾーン、主に主流メディアとネット上の正面の勢力で構成されているもので、これはわれわれの主陣地であり、必ずしっかりと守り、決して失ってはならない。二つ目はブラックゾーンであり、主にネット上と社会の一部マイナス面の言論によって構成されているもので、それには各種敵対勢力が作り出した輿論を含んでおり、これは主流ではないがその影響を低く見積もってはならない。三つめはグレーゾーンであり、レッドとブラックの間にある。異なるゾーンに対しては、異なる策



略を取らなければならない。レッドゾーンに対しては、打ち固め発展させ、絶えずその社会的影響を拡大しなければならない。ブラックゾーンに対しては、勇敢に進出し、中核に潜り込み闘い、それが色を変えるよう徐々に推進しなければならない。グレーゾーンに対しては、大規模に活動を展開し、速やかにそれをレッドゾーンに転化させ、それがブラックゾーンに脱皮することを防止しなければならない。こうした活動は、しっかりと力を入れて行い、堅持していけば必ず成果を上げることができる。

(原文)

我们的同志一定要增强阵地意识。宣传思想阵地，我们不去占领，人家就会去占领。我看，思想舆论领域大致有3个地带。第一个是红色地带，主要是主流媒体和网上正面力量构成的，这是我们的主阵地，一定要守住，决不能丢了。第二个是黑色地带，主要是网上和社会上一些负面言论构成的，还包括各种敌对势力制造的舆论，这不是主流，但其影响不可低估。第三个是灰色地带，处于红色地带和黑色地带之间。对不同地带，要采取不同策略。对红色地带，要巩固和拓展，不断扩大其社会影响。对黑色地带，要勇于进入，钻进铁扇公主肚子里斗，逐步推动其改变颜色。对灰色地带，要大規模开展工作，加快使其转化为红色地带，防止其向黑色地带蜕变。这些工作，要抓紧做起来，坚持下去，必然会取得成效。

.....

ネット上での闘争は、一種の新しい輿論闘争の形態であり、戦略戦術を工夫しなければならない。人さまが運動戦、遊撃戦できているのに、われわれは正規戦、陣地戦だけで戦ってはならず、機動的柔軟にならなければならない。人さまの戦い方にわれわれは合わせ、真っ向から対峙し、機先を制し勝たなければならない。人さまの言いなりになって動いてはならず、戦術が単調であることで戦略という大局を誤ってはならない。これこそは「是は常に是といえども、時に用いず。非は常に非といえども、時に必ず行う」というものである。ネット上の闘争の特色と法則を深く掘り下げて分析し、ネット上での闘争の勢力を細心に組織しなければならない。ネットのオピニオンリーダーに対しては、教育誘導を強めなければならない。よい者は励まさなければならない。よくない者は拘束しなければならない。そのまま放任してはならない。

(原文)

网上斗争，是一种新的舆论斗争形态，必须讲究战略战术。人家打运动战、游击战，我们也不能只打正规战、阵地战，要机动灵活，人家怎么打我们就怎么打，针锋相对，出奇制胜，不能被人家牵着鼻子走，不能因为战术刻板而耽误战略大局。这就是：“是虽常是，有时无用；非虽常非，有时无行。”要深入分析网上斗争的特点和规律，精心组织网上斗争力量。对网络意见领袖，要加强教育引导，好的要鼓励，不好的要管束，不能放任自流。

.....

網掛け部分が2014年5月28日に中央文献出版社から出版された『习近平关于全面深化改革论述摘编』（中共中央文献研究室编辑）の「七、深化文化体制改革，加强社会主义核心价值观体系建设」の中で初めて公表された内容である。

以上の習近平のインターネットに関係する発言を見ると、少なくとも政治的権利としての「言論、表現の自由」については「サイバー法」は厳格に用いられるであろう。しかし、中国と各国と

の経済交流の領域では、それが条文通り運用されるとすれば、摩擦が頻発することは疑いのないところである。

中国は2016年12月27日に「国家サイバー空間セキュリティ戦略」(《国家网络空间安全战略》)、また翌2017年3月1日には「サイバー空間国際協力戦略」(《网络空间国际合作战略》)を公表している。「輿論闘争の主戦場」としてのサイバー空間は中国においては、その「戦略」と「国際標準」とのせめぎ合いの「戦場」として、中国共産党によってそれが政治情報と経済情報とにかかわらず常に管理され続けるのであろう。その法的根拠が「中華人民共和国サイバーセキュリティー法」なのである。

最後に、本稿執筆にあたり、関係資料を高見澤学氏と仁田脇申一氏から提供を受けたので、ここに感謝申し上げます。

## 資料 中華人民共和国サイバーセキュリティ法

1. (日本語訳) 中華人民共和国サイバーセキュリティ法
2. (中国語原文) 中华人民共和国网络安全法

本法の日本語訳は徐森、孫鑫鈺、席琚琳、毛雷、李一琳が担当、ネイティブチェックは田上雄大が行い、蔡昕悦が整理した。

なお、日本語訳の網かけの部分は第二次草案において、また下線“.....”は成案となった際に加えられた内容である。

(日本語訳)

# 中華人民共和国サイバーセキュリティ法

(2016年11月7日第十二期全国人民代表大会常務委員会第二十四回会議で採択)

## 目 録

### 第一章 総 則

### 第二章 サイバーセキュリティのサポートと促進

### 第三章 ネットワークの運用安全

#### 第一節 一般規定

#### 第二節 基幹情報インフラの運用安全

### 第四章 ネットワークの情報安全

### 第五章 モニタリング事前警報と応急処置

### 第六章 法的責任

### 第七章 附 則

## 第一章 総 則

第一条 サイバーセキュリティを保障し、サイバースペース主権及び国家の安全、社会の公共利益を守り、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保護し、経済社会情報化の健全な発展を促進するため、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国域内でネットワークを建設、運営、維持、使用すること、及びサイバーセキュリティの監督管理には、本法を適用する。

第三条 国家はサイバーセキュリティと情報化の発展を同様に重んじることを堅持し、積極的に利用し、科学的に発展させ、法に基づき管理し、安全を確保するという方針を遵守し、ネットワークインフラの建設と相互接続を推進し、ネットワーク技術のイノベーションと応用を鼓舞し、サイバーセキュリティの人材を養成することをサポートし、健全なサイバーセキュリティ保障体系を確立、サイバーセキュリティ保護能力を向上させる。

第四条 国家は、サイバーセキュリティ戦略を制定するとともに、絶えず完備させ、サイバーセキュリティを保障する基本要求と主要目標を明確にし、重点領域のサイバーセキュリティ政策、活動任務と措置を提起する。

第五条 国家は、措置を講じて中華人民共和国域内外からのサイバーセキュリティリスクと脅威をモニタリング・防御・処置し、基幹情報インフラが攻撃、侵入、妨害、及び破壊を受けないようするため保護し、法に基づきネットワーク違法犯罪活動に懲罰を与え、サイバースペース安全と秩序を守る。

第六条 国家は、誠実に信用を守り、健全で文明的なネットワーク行為を唱導し、社会主義の核心的価値観の伝播を推し進め、措置を講じて全社会のサイバーセキュリティ意識と水準を向上させ、全社会が共同でサイバーセキュリティに参加し、促進するという良好な環境を作り出す。<sup>(1)</sup>

第七条 国家は、積極的にサイバースペースのガバナンス、ネットワーク技術の研究開発と標準

の制定、ネットワーク違法犯罪に打撃を与えることなどにおける国際交流と協力を展開し、平和、安全、開放、協力のサイバースペースの構築を推し進め、**多角的、民主的、透明なネットワークのガバナンス体系を確立する。**<sup>(2)</sup>

第八条 国家ネットワーク情報部門は、サイバーセキュリティー活動と関連する監督管理活動を統括調整する責任を負う。国务院電信主管部門、公安部門及びその他の関係機関は本法と関係法律、行政法規の規定に基づき、それぞれの職責範囲内でサイバーセキュリティー保護と監督管理活動の責任を負う。<sup>(3)</sup>

県級以上の地方人民政府における関係部門のサイバーセキュリティー保護と監督管理の職責は国家の関係規定に照らして確定される。

第九条 ネットワーク運営者は、経営及びサービス活動を展開するには、法律、行政法規を遵守し、社会公德を尊重し、商業道德、信義誠実を遵守し、サイバーセキュリティー保護義務を履行し、政府と社会の監督を受け入れ、社会責任を負わなければならない。

第十条 ネットワークの建設、運営またはネットワークを通じてサービスを提供するには、法律、行政法規の規定と国家標準、業界標準の強制的要求に基づいて、技術措置とその他の必要な措置を講じ、サイバーセキュリティー、安定的運用を保障し、サイバーセキュリティー事件に効果的に対応し、違法犯罪活動を防止し、ネットワークデータの保全性、秘密性と利用可能性を維持すべきである。<sup>(4)</sup>

第十一条 ネットワーク関連の業種組織は規程に基づき、業種の自律を強化し、サイバーセキュリティー行為規範を制定し、会員を指導し、サイバーセキュリティー保護を強化し、サイバーセキュリティー保護水準を向上させ、業種が健全に発展するように促進する。<sup>(5)</sup>

第十二条 国家は、公民、法人とその他の組織が法に基づき、ネットワークを使用する権利を保護し、ネットワークへの接続を普及することを促進し、ネットワークサービス水準を引き上げて、社会に安全、便利なネットワークサービスを提供するために、ネットワーク情報が法に基づき秩序立って自由に流通されることを保障する。<sup>(6)</sup>

いかなる個人や組織も、ネットワークを使用するには、憲法、法律を遵守し、公共秩序を遵守し、社会公德を尊重すべきであり、サイバーセキュリティーに危害を加えてはならず、ネットワークを利用して国家の安全、**榮譽および利益に危害を加え、国家政權の転覆、社会主義制度の打倒の煽動、国家の分裂、国家の統一の破壊の煽動、テロリズムと過激主義の宣揚、民族憎悪と民族差別の宣揚、猥褻色情情報の伝播、嘘の情報を編成、伝播することによって経済秩序および社会秩序を混乱させ、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的な權益を侵害するなどの活動に従事してはならない。**

第十三条 国家は、未成年者が健全に成長するのに有益となるネットワーク製品とサービスの研究開発をサポートし、法に基づき、ネットワークを利用して未成年者の心身の健康に危害を与える活動に懲罰を与え、未成年者に安全、健全なネットワーク環境を提供する。

第十四条 いかなる個人や組織も、サイバーセキュリティーに危害を加える行為に対してネットワーク情報、電信、公安などの部門に摘発する権利がある。摘発を受けた部門は、ただちに法に基づき処理すべきである。当該部門の職責に属さないものは、ただちに処理の権限をもつ部門に移管すべきである。<sup>(7)</sup>

関連部門は、摘発者の関連情報に対してその秘密を守り、摘発者の合法的權益を保護すべきである。

## 第二章 サイバーセキュリティサポートと促進

第十五条 国家は、サイバーセキュリティ標準体系を確立し、整備する。国務院標準化行政主管部門と国務院のその他の関係部門は、それぞれの職責に基づいて、サイバーセキュリティ管理及びネットワーク製品、サービスと運用安全に関する国家標準、業種標準を組織制定するとともに、しかるべきときに改訂する。<sup>(8)</sup>

国家は、企業、研究機関、高等教育機関、ネットワーク関連の業種組織がサイバーセキュリティの国家標準、業種標準の制定に参加することをサポートする。

第十六条 国務院は、省、自治区、直轄市人民政府と全体を統括調整し、投資を拡大し、重点サイバーセキュリティ技術産業とプロジェクトを扶助し、サイバーセキュリティ技術の研究開発と応用をサポートし、安全で信頼されるネットワーク製品とサービスを普及させ、ネットワーク技術知的財産権を保護し、企業、研究機関と高等教育機関などが国家サイバーセキュリティ技術のイノベーションプロジェクトに参加することをサポートすべきである。<sup>(9)</sup>

第十七条 国家は、サイバーセキュリティの社会化サービスシステムの建設を推進し、関係企業、機関がサイバーセキュリティ認証、測定とリスク評価など安全サービスを行展開することを鼓舞する。

第十八条 国家は、ネットワークデータの安全保護と利用技術を開発するのを鼓舞し、公共のデータ資源の開放を促進し、技術のイノベーションと経済社会の発展を推し進める。

国家は、サイバーセキュリティの管理方式のイノベーションをサポートし、ネットワーク新技術を運用し、サイバーセキュリティ保護の水準を引き上げる。

第十九条 各級人民政府及びその関係部門は、経常的なサイバーセキュリティ宣伝教育を組織し、展開するとともに、関係単位がうまくサイバーセキュリティ宣伝教育活動を行うことを指導、督促すべきである。<sup>(10)</sup>

マス・メディアは、明確な対象を持って、社会に向けて、サイバーセキュリティ宣伝教育を行うべきである。

第二十条 国家は、企業が高等教育機関、専門学校などの教育訓練機関とサイバーセキュリティに関する教育と訓練を繰り広げ、さまざまな方式を講じ、サイバーセキュリティの人材を養成し、サイバーセキュリティの人材交流を促進することをサポートする。<sup>(11)</sup>

## 第三章 ネットワーク運用安全

### 第一節 一般規定

第二十一条 国家は、サイバーセキュリティ等級保護制度を実行する。ネットワーク運営者はサイバーセキュリティ等級保護制度の要求に合わせて、下記の安全保護の義務を履行し、ネットワークが妨害、破壊または権限を得ずしてのアクセスを受けないように保障し、ネットワークデータの漏洩、または窃取、改竄を防止すべきである。<sup>(12)</sup>

(一) 内部の安全管理制度と操作規定を制定し、サイバーセキュリティの責任者を確定し、サイバーセキュリティ保護の責任を明確にする。

(二) コンピュータウイルスとサイバー攻撃、ネットワーク侵入などサイバーセキュリティに

危害を及ぼす行為を防止できる技術的措置を講じる。

(三) ネットワーク運用状態とサイバーセキュリティー事件をモニタリングし、記録する技術的措置を講じるとともに、規定に従って、関係ブログを六ヶ月を下回らないように保存する。

(四) データを分類し、重要なデータをバックアップし、暗号化するなどの措置を講じる。

(五) 法律、行政法規に規定されているその他の義務。

第二十二條 ネットワーク製品、サービスは、関係する国家標準の強制的要求と合致させるべきである。ネットワーク製品、サービスの提供者は、悪意のあるプログラムを設置してはならない。そのネットワーク製品、サービスに安全上の欠陥、不備などのリスクがあることを発見したら、すぐに補完措置を講じて、規定に従って適時にユーザーに告示するとともに、関係主管部門に報告すべきである。<sup>(13)</sup>

ネットワーク製品、サービスの提供者はその製品、サービスのために、引き続き安全維持の提供をすべきであり、規定または当事者の取り決めの期限内に、安全維持の提供を終了してはならない。

ネットワーク製品、サービスにユーザー情報の収集機能がある場合、その提供者は、ユーザーに明示する共に、同意を得るべきである。ユーザーの個人情報にかかわる場合、さらに、本法と関連の法律、行政法規の個人情報に関する規定も遵守すべきである。

第二十三條 ネットワークの基幹設備とサイバーセキュリティーの専用製品は、関係する国家の標準の強制的要求に合わせるべきであり、資格を備える機関によって安全認証に合格した、または安全検査測定の結果と合致した後、はじめて販売または提供できる。国家ネットワーク情報部門は、国务院の関係部門とともにネットワークの基幹設備とサイバーセキュリティーの専用製品のカタログを作り、公布するとともに、安全認証と安全検査測定の結果の相互認証を推進して、認証、検査測定の重複を回避させる。<sup>(14)</sup>

第二十四條 ネットワーク運営者は、ユーザーのためにネットワーク接続、ドメイン名登録サービスを行い、固定電話、携帯電話などのプロバイダ加入手続きを行い、またはユーザーのために情報の公表、インスタントメッセージなどのサービスを提供するうえで、ユーザーと取り決めに結ぶかまたは提供するサービスを確認するとき、ユーザーに真実の身分情報を提供することを要求すべきである。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合、ネットワーク運営者は、関連サービスをそれに提供してはならない。<sup>(15)</sup>

国家は、ネットワークの信頼できる身分戦略を実施し、安全、便利な電子身分情報認証技術の研究と開発をサポートし、異なる電子身分認証間の相互認証を推し進める。

第二十五條 ネットワーク運営者は、サイバーセキュリティー事件応急マニュアルを制定し、適時にシステムのバグ、コンピュータウイルス、サイバー攻撃、ネットワーク侵入などの安全リスクに対処すべきである。サイバーセキュリティーに危害を及ぼす事件が発生したとき、ただちに応急マニュアルを起動し、それに応じた補完措置を講じると同時に、規定に従って関係主管部門に報告すべきである。<sup>(16)</sup>

第二十六條 サイバーセキュリティー認証、測定、リスク評価などの活動を展開するうえで、社会に向けて、システムのバグ、コンピュータウイルス、サイバー攻撃、ネットワーク侵入などのサイバーセキュリティー情報を公表する際、国家の関係規定を遵守すべきである。

第二十七條 いかなる個人や組織も、不法に他人のネットワークに侵入すること、他人のネット

ワークの正常な機能を妨げること、ネットワークデータを窃取するなどのサイバーセキュリティに危害を及ぼす活動に従事してはならない。ネットワークに侵入すること、ネットワークの正常な機能を妨げること、ネットワークデータを窃取するなどのサイバーセキュリティ活動に危害を及ぼすプログラム、デバイスを提供してはならない。サイバーセキュリティに危害を及ぼす活動に他人が従事していることが明らかになった場合、それに技術的サポート、広告普及、支払決算などの援助を行なってはならない。<sup>(17)</sup>

**第二十八条** ネットワーク運営者は、公安機関、国家安全機関の法に基づき国家安全を守ることと犯罪事件を捜査する活動のために、技術的サポートと協力を提供すべきである。

**第二十九条** 国家は、ネットワーク運営者の間でサイバーセキュリティ情報収集、分析、通報及び応急措置などの面で協力が展開することをサポートし、ネットワーク運営者の安全保障能力を向上させる。<sup>(18)</sup>

関連業種組織は、当該業種のサイバーセキュリティ保護規範と連携メカニズムを構築し、サイバーセキュリティリスクに対する分析と評価を強化し、定期的に会員にリスク警告を行い、会員のサイバーセキュリティリスク対応をサポート、協力する。

**第三十条** ネットワーク情報部門と関係部門は、サイバーセキュリティ保護の職責を履行するときに得た情報をサイバーセキュリティを守るためにのみ、必要に応じて使用でき、その他の用途に使ってはならない。

## 第二節 基幹情報インフラの運用安全

**第三十一条** 国家は、公共通信と情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政務などの重要な業種と領域及びその他の一旦破壊され、機能を失ったか、またはデータの漏洩によって、国家の安全、国民の経済と人民生活、公共の利益に重大な脅威を与える可能性のある基幹情報インフラに対し、サイバーセキュリティ等級保護制度を基礎にして、重点的保護を実行する。基幹情報インフラの安全保護の弁法は、国務院によって制定される。<sup>(19)</sup>

国家は、基幹情報インフラ以外のネットワーク運営事業者が自発的に基幹情報インフラ保護体系に参加するよう鼓舞する。

**第三十二条** 国務院の規定する職責分業に従って、基幹情報インフラの安全保護業務の責任を負う部門は、それぞれ当該業種、当該領域における基幹情報インフラの安全の計画を編制するとともに、組織実施して、基幹情報インフラの運用安全を保護する業務を指導し、監督する。<sup>(20)</sup>

**第三十三条** 基幹情報インフラを建設するには、それが業務の安定、持続的運用をサポートする性能を持つことを確保するとともに、安全技術の措置が同時に計画、同時に建設、同時に使用されることを保証すべきである。<sup>(21)</sup>

**第三十四条** 本法第二十一条の規定以外、基幹情報インフラの運営者は下記の安全保護の義務も履行すべきである。<sup>(22)</sup>

- (一) 専門的な安全管理機関と安全管理の責任者を置くとともに、当該責任者と重要なポストの人員に対して、安全背景の審査を行う。
- (二) 定期的に従業員に対してサイバーセキュリティの教育、技術の訓練と技能の考課を行う。
- (三) 重要なシステムとデータベースに対して被災予備のバックアップを行う。
- (四) サイバーセキュリティ事件の応急マニュアルを制定し、あわせて定期的に予行演習を行



う。

(五) 法律、行政法規によって規定されたその他の義務。

第三十五条 基幹情報インフラの運営者は、ネットワークの製品購入またはサービスをするにあたって、国家の安全に影響を与える可能性がある場合、国家のネットワーク情報部門は、国务院の関連部門と組織した安全審査を通すべきである。<sup>(23)</sup>

第三十六条 基幹情報インフラの運営者は、ネットワークの製品購入とサービスをするには、規定に従って提供者と安全秘密保護取決めに調印し、安全と秘密保護の義務と責任を明確すべきである。<sup>(24)</sup>

第三十七条 基幹情報インフラの運営者は、中華人民共和国域内で運営中に収集、生まれた公民の個人情報と重要なデータを域内に保存すべきである。業務の需要のため、確かに域外に提供する必要がある場合は、国家のネットワーク情報部門が国务院の関連部門とともに制定した方法によって安全評価を行うべきである。法律、行政法規に別に規定がある場合は、その規定に従う。<sup>(25)</sup>

第三十八条 基幹情報インフラの運営者は、自主的またはサイバーセキュリティーのサービス機関に委ねて、そのネットワークの安全性と存在する可能性のあるリスクに対して、毎年少なくとも一回の測定評価を行うとともに、測定評価の状況及び改善措置については、関連基幹情報インフラの安全保護の業務に責任を負う部門に報告すべきである。<sup>(26)</sup>

第三十九条 国家のネットワーク情報部門は、関連部門を統括調整すべきであり、基幹情報インフラの安全保護に対して、下記の措置を講じるべきである。<sup>(27)</sup>

(一) 基幹情報のインフラの安全リスクに対して抜き取り検査測定を行って、改善措置を提起し、必要な時にはサイバーセキュリティーサービス機関に委ね、ネットワークに存在している安全リスクに対して測定評価を行うことができる。

(二) 定期的に基幹情報インフラの運営者を組織して、サイバーセキュリティー応急の予行演習を行い、サイバーセキュリティー事件に対応できる水準と協力能力を向上させる。

(三) 関連部門、基幹情報インフラの運営者及び関連研究機関、サイバーセキュリティーサービス機関などの間のサイバーセキュリティー情報の共有を促進する。

(四) サイバーセキュリティー事件の応急措置とネットワーク機能回復などに対して、技術的サポートと協力を提供する。

#### 第四章 ネットワークの情報安全

第四十条 ネットワーク運営者は、収集したユーザーの情報に対して厳格に秘密を保護すべきであり、あわせてユーザー情報の保護制度を確立、健全にすべきである。<sup>(28)</sup>

第四十一条 ネットワーク運営者が個人情報を収集または使用するには、合法、正当、必要の原則を遵守し、情報を収集、使用する目的、方法及び範囲を明示するとともに、被収集者の同意を経るべきである。<sup>(29)</sup>

ネットワーク運営者は、その提供するサービスに関係がない個人情報を収集してはならず、個人情報を使用または収集するには法律、行政法規の規定と双方の契約に違反してはならず、あわせて法律、行政法規の規定またはユーザーとの契約に基づいて、その保存した個人情報を処理すべきである。

第四十二条 ネットワーク運営者は、収集した個人情報を漏洩、改竄、棄損してはならず、被収

集者の同意を経ずに、他人に個人情報を提供してはならない。しかし、処理を経て識別できない特定の個人情報かつ復元できない場合を除く。

ネットワーク運営者は、技術的措置やその他の必要な措置を講じて、公民の個人情報の安全を確保し、収集した個人情報が漏洩、棄損、紛失することを防止すべきである。情報の漏洩、棄損、紛失が発生または発生する可能性が生じた場合、ただちに救済措置を講じ、影響を受ける可能性のあるユーザーに告知するとともに、規定に従って関係主管部門に報告すべきである。

第四十三条 個人は、ネットワーク運営者が法律、行政法規の規定または双方の契約に違反し、その個人情報を収集または使用したのを発見したら、ネットワーク運営者にその個人情報の削除を要求する権利がある。ネットワーク運営者の収集または保存した個人情報に誤りがあるのを発見したら、ネットワーク運営者に訂正を要求する権利がある。ネットワーク運営者は措置を講じて誤りを削除または訂正すべきである。<sup>(30)</sup>

第四十四条 いかなる個人や組織も、窃盗または他の違法な方法を用いて、公民の個人情報を得てはならず、他人に公民の個人情報を販売または提供してはならない。<sup>(31)</sup>

第四十五条 法律によりネットワーク安全監督管理の職責を負う部門及び職員は、職責を履行する際に知り得た公民の個人情報、プライバシー、ビジネス秘密に対して厳格に秘密を保護しなければならない。個人情報を漏洩、販売または違法に他人に提供してはならない。<sup>(32)</sup>

第四十六条 いかなる個人や組織も、ネットワークを使用する行為に責任を負うべきであり、詐欺の実行、犯罪方法の伝授、違法製品、規制製品の製作または販売などの違法、犯罪活動に用いるウェブサイト、通信グループを設立してはならず、ネットワークを利用し、詐欺の実行、違法製品または規制製品の製作または販売とその他の違法、犯罪活動に関係する情報を公表してはならない。

第四十七条 ネットワーク運営者は、そのユーザーが発表する情報の管理を強化するべきであり、法律、行政法規により公表または伝送が禁止された情報を発見したら、当該情報の伝送をすぐに停止し、削除などの措置を講じ、情報の拡散を防止し、関係記録を保存するとともに関係主管部門に報告すべきである。<sup>(33)</sup>

第四十八条 いかなる個人や組織も、配信する電子情報、提供する応用ソフトに悪意あるプログラムを設定してはならず、法律、行政法規により公表、伝送の禁止されている情報を含んではならない。

電子情報の配信サービス提供者と応用ソフトのダウンロードサービス提供者は、安全管理の義務を履行すべきであり、そのユーザーに前款の規定に違反する行為があることを知ったら、サービスの提供を停止すべきであり、削除など措置を講じ、関係記録を保存するとともに関係主管部門に報告すべきである。

第四十九条 ネットワーク運営者は、ネットワーク情報安全の苦情訴え、摘発プラットフォームをつくり、苦情訴え、摘発方式などの情報を公表し、適時に関係ネットワーク情報安全の苦情訴えと摘発を処理すべきである。<sup>(34)</sup>

ネットワーク運営者は、ネットワーク情報部門と関係部門が法により監督検査を実行することに對しそれに協力すべきである。

第五十条 国家ネットワーク情報部門と関係部門は、法に基づきネットワークの情報安全監督の管理責任を履行するにあたり、法律、行政法規により発表、伝送の禁止されている情報を発見した

ら、ネットワーク運営者にその情報の伝送を停止し、削除など措置を講じ、関係記録を保存するよう要求すべきである。中華人民共和国域外からきた上記情報に対して、関係機関は、技術的措置やその他の必要な措置を講じて情報の伝播を遮断するよう通知すべきである。<sup>(35)</sup>

## 第五章 モニタリング事前警報と応急処置

第五十一条 国家は、サイバーセキュリティのモニタリング事前警報と情報通報制度を構築する。国家ネットワーク情報部門は関係部門を統一的に統括調整してサイバーセキュリティ情報の収集、分析及び通報活動を強化し、規定に従ってサイバーセキュリティのモニタリング事前警報情報を統一して発表すべきである。<sup>(36)</sup>

第五十二条 基幹情報インフラの安全保護業務の責任を負う部門は、当該業種、当該領域におけるサイバーセキュリティのモニタリング事前警報と情報通報制度を構築、完備させるとともに、規定に従ってサイバーセキュリティのモニタリング事前警報情報をとどけるべきである。<sup>(37)</sup>

第五十三条 国家ネットワーク情報部門は、関係部門を調整してサイバーセキュリティのリスク評価と応急活動メカニズムを構築、完備させ、サイバーセキュリティ事件の応急マニュアルを制定するとともに、定期的に予行演習を組織する。<sup>(38)</sup>

基幹情報インフラの安全保護業務の責任を負う部門は、当該業種、当該領域におけるサイバーセキュリティ事件の応急マニュアルを制定するとともに、定期的に予行演習を組織すべきである。

サイバーセキュリティ事件の応急マニュアルは、事件が発生したあとの危害程度、影響範囲などの要素に基づいて、サイバーセキュリティ事件に対して等級をつけるとともに、対応する応急措置を規定すべきである。

第五十四条 サイバーセキュリティ事件発生の可能性が増大したら、省級以上の人民政府の関係部門は、規定する権限と手順に従い、あわせてサイバーセキュリティリスクの特徴ともたせられるであろう危害に基づいて、下記の措置を講じるべきである。<sup>(39)</sup>

(一) 関係部門、機関と人員に適時に関係情報を収集、報告し、サイバーセキュリティリスクに対するモニタリングを強化するよう要求する。

(二) 関係部門、機関と専門人員を組織し、サイバーセキュリティリスク情報に対して分析評価を行い、事件が発生する可能性、影響範囲及び危害程度を予測する。

(三) 社会にサイバーセキュリティリスクの事前警報を公表し、危害を回避、軽減する措置を公表する。

第五十五条 サイバーセキュリティ事件が発生したら、ただちにサイバーセキュリティ事件の応急マニュアルを起動し、サイバーセキュリティ事件に対して調査と評価を行い、ネットワーク運営者に技術的な措置及びその他の必要な措置を講じ、安全の隠れた災いを取り除き、危害の拡大を防ぐとともに、適時に公衆に関わる警告情報を社会に公表するよう要求すべきである。<sup>(40)</sup>

第五十六条 省級以上の人民政府の関係部門は、サイバーセキュリティ監督管理の職責を履行するなかで、ネットワークに比較的に大きい安全リスクが存在していたら、またはサイバーセキュリティ事件が起きたのを発見したら、規定する権限と手順に従い、当該ネットワークの運営者の法定代表者または主要な責任者に対して、事情聴取をすることができる。ネットワーク運営者は、要求に基づいて、措置を講じ、整頓改革を行い、隠れた災いを削除すべきである。

第五十七条 サイバーセキュリティ事件により、突発事件または生産安全事故が起きたら、

『中華人民共和国突発事件対応法』、『中華人民共和国安全生産法』などの関係法律、**行政法規**の規定に従って処置すべきである。<sup>(41)</sup>

第五十八条 国家安全と社会公共秩序を守り、重大な突発社会安全事件を処置する必要のため、**国务院の決定または承認**を経て、**特定区域**においてネットワーク通信に対して制限などの臨時の措置を講じることができる。<sup>(42)</sup>

## 第六章 法的責任

第五十九条 ネットワーク運営者が、本法**第二十一条**、**第二十五条**に規定されているサイバーセキュリティ保護義務を履行しない場合、関係主管部門によって、是正を命じられ、警告が与えられる。是正を拒否またはネットワークの安全に危害を及ぼすと**いった結果を惹起した場合**、一万元以上十万元以下の罰金に処し、**直接に責任を負う主管人員**に対して、五千元以上五万元以下の罰金に処する。<sup>(43)</sup>

基幹情報インフラの運営者が、本法**第三十三条**、**第三十四条**、**第三十六条**及び**第三十八条**に規定されているサイバーセキュリティ保護義務を履行しない場合、関係主管部門によって、是正を命じられ、警告が与えられる。是正を拒否またはサイバーセキュリティに危害を及ぼす結果を惹起した場合、十万元以上百万元以下の罰金に処し、**直接責任を負う主管人員**に対しては、一万元以上十万元以下の罰金に処する。

第六十条 **本法第二十二條第一款及び第二款並びに第四十八條第一款の規定に違反し**、以下の行為のいずれかに該当する場合、関係主管部門によって、是正を命じられ、警告が与えられる。是正を拒否またはネットワークの安全に危害を及ぼす結果を惹起した場合、五万元以上五十万元以下の罰金に処し、**直接責任を負う主管人員**に対して、一万元以上十万元以下の罰金に処する。<sup>(44)</sup>

(一) ウイルスを設置した場合。

(二) その製品、サービスに存在するセキュリティ上の欠陥、セキュリティホール等のリスクに対して、ただちに救済措置を講じない、**または規定に沿って適時にユーザーに告知しないとともに関係主管部門に報告をしない場合**。

(三) その製品、サービスに提供される安全保護を勝手に終了した場合。

第六十一条 ネットワーク運営者が本法**第二十四條第一款**の規定に違反し、ユーザーに正しい身分情報の提供を要求しない、または正しい身分情報を提供しないユーザーに対して、関連サービスを提供した場合、関係主管部門によって是正を命じられる。是正を拒否または情状が重大である場合、五万元以上五十万元以下の罰金に処するとともに、関係主管部門によって、関連業務停止、業務停止整理、サイト閉鎖、関連業務許可証**取上げ**または**営業免許取消し**が命じられ、**直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者**に対して、一万元以上十万元以下の罰金に処する。<sup>(45)</sup>

第六十二条 本法**第二十六條**の規定に違反し、**サイバーセキュリティ認証、検査、リスク評価等の活動の展開**、または**社会にシステムホール、コンピュータウイルス、サイバー攻撃、ハッキング等のサイバーセキュリティ情報を公表した場合**、関係主管部門によって、是正を命じられ、警告が与えられる。是正を拒否または情状が重大である場合、一万元以上十万元以下の罰金に処するとともに、関係主管部門によって、**関連業務停止、業務停止整理、サイト閉鎖、関連業務許可証取上げ**または**営業免許取消し**が命じられ、**直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者**に対して、五千元以上五万元以下の罰金に処する。

第六十三条 本法第二十七条の規定に違反し、ネットワークの安全に危害を及ぼす活動への従事、または専らネットワークの安全に危害を及ぼす活動に従事するのに用いられるプログラム、デバイスを提供したり、若しくは他人がネットワークの安全に危害を及ぼす活動に従事するために、技術サポート、広告普及、決算支払等の援助を提供したもので、まだ犯罪を構成しない場合、公安機関によって違法所得を没収され、五日以内の拘留に処し、あわせて五万元以上五十万元以下の罰金に処する。情状が重大である場合、五日以上十五日以内の拘留に処し、あわせて十万元以上百万元以下の罰金に処する。

事業者が前款にある行為を行った場合、公安機関によって違法所得を没収され、十万元以上百万元以下の罰金に処し、あわせて直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対して、前款の規定に沿って処罰する。

本法第二十七条の規定に違反し、治安維持処罰を受けた人員は、五年間、サイバーセキュリティ維持及びネットワーク運営基幹職域の業務に従事してはならない。刑事処罰を受けた人員は、終身サイバーセキュリティ維持及びネットワーク運営基幹職の業務に従事してはならない。

第六十四条 ネットワーク運営者、ネットワーク製品またはサービス提供者が本法第二十二条第三款、第四十一条から第四十三条の規定に違反し、個人情報<sup>(46)</sup>が法律によって保護される権利を侵害した場合、関係主管部門によって是正を命じられ、情状に応じて警告、違法所得没収、違法所得の倍以上十倍以下の罰金に処する事を単科または併科し、違法所得がない場合、百万元以下の罰金を処し、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対して、一万元以上十万元以下の罰金に処することができる。情状が重大である場合、あわせて関連業務停止、業務停止整理、サイト閉鎖、関連業務許可証取上げまたは営業免許取消しが命じられる。

本法第四十四条の規定に違反し、個人情報の窃取またはその他の方法による違法取得、違法販売または違法に他人へ提供をし、まだ犯罪を構成しない場合、公安部門によって違法所得が没収されるとともに、違法所得の倍以上十倍以下の罰金に処し、違法所得がない場合、百万元以下の罰金に処する。

第六十五条 基幹情報インフラの運営者が本法第三十五条の規定に違反し、安全審査を経ていないまたは安全審査に通らず且つネットワーク製品の使用またはサービスを行った場合、関係主管部門によって使用停止を命じられ、購入金額の倍以上十倍以下の罰金に処する。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者<sup>(47)</sup>に対しては、一万元以上十万元以下の罰金に処する。

第六十六条 基幹情報インフラの運営者が本法第三十七条の規定に違反し、域外でのネットワークデータ保存、または域外へのネットワークデータ提供をした場合、関係主管部門によって、是正を命じられ、警告が与えられ、違法所得が没収され、五万元以上五十万元以下の罰金に処するとともに、関連業務停止、業務停止整理、サイト閉鎖、関連業務許可証取上げまたは営業免許取消しが命じられる。直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者<sup>(48)</sup>に対しては、一万元以上十万元以下の罰金に処する。

第六十七条 本法第四十六条の規定に違反し、違法犯罪活動の実行において用いられるサイト、通信グループの設立、または違法犯罪活動の実行に係る情報を公表するためのネットワーク利用で、まだ犯罪を構成しない場合、公安機関によって五日以内の拘留に処し、あわせて一万元以上十万元以下の罰金に処する。情状が重大である場合、五日以上十五日以内の拘留に処し、あわせて

五万元以上五十万元以下の罰金に処する。違法犯罪活動に用いたサイト、通信グループを閉鎖する。

単位が前款にある行為を行った場合、公安機関によって十万元以上五十万元以下の罰金に処し、あわせて直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対して、前款の規定に従って処罰する。

第六十八条 ネットワーク運営者が本法第四十七条の規定に違反し、法律、行政法規が公表または伝送を禁止した情報に対して伝送停止、削除等の措置を未だ講じず、関係記録を保存している場合、関係主管部門によって是正を命じられ、警告が与えられ、違法所得が没収される。是正を拒否または情状が重大である場合、十万元以上五十万元以下の罰金に処するとともに、関連業務停止、業務停止整理、サイト閉鎖、関連業務許可証取上げまたは営業免許取消しが命じられ、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対して、二万元以上二十万元以下の罰金に処する。<sup>(49)</sup>

電子情報送信サービス提供者、応用ソフトウェアのダウンロードサービス提供者が、本法第四十八条第二款の規定の安全管理義務を履行しない場合、前款の規定に従って処罰する。

第六十九条 ネットワーク運営者が本法の規定に違反し、以下の行為のいずれか一つがあった場合、関係主管部門によって是正を命じられる。是正を拒否または情状が重大である場合、五万元以上十万元以下の罰金に処し、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては、一万元以上十万元以下の罰金に処する。<sup>(50)</sup>

(一) 関係部門の要求によらず法律、行政法規が公表または伝送を禁止している情報に対して、伝送停止、削除等の措置を講じなかった場合。

(二) 関係部門が法律に従って実施する監督、検査を拒否、妨害した場合。

(三) 公安機関、国家安全機関に技術サポート及び協力の提供を拒否した場合。

第七十条 本法第十二条第二款及びその他の法律、行政法規が公表または伝送を禁止した情報を公表、伝送した場合、関係法律、行政法規の規定により処罰する。<sup>(51)</sup>

第七十一条 本法の規定する違法行為があった場合、関係法律、行政法規の規定に従って、信用ファイルに記入し、あわせて公示する。

第七十二条 国家政務機関のネットワーク運営者が本法に規定されるサイバーセキュリティー保護義務を履行しない場合、その上級機関または関係機関によって是正を命じられる。直接責任を負う主管人員及びその他直接責任者に対しては、法に従って処分を行う。<sup>(52)</sup>

第七十三条 ネットワーク情報部門及び関係部門が本法三十条の規定に違反し、且つサイバーセキュリティー保護の職責にある状態で取得した情報をその他の用途に用いた場合、直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対して、法に従って処分を行う。

ネットワーク情報部門及び関係部門の従業員が、職責怠慢、職権濫用、不正行為をし、まだ犯罪を構成しない場合、法に従って処分を行う。

第七十四条 本法規定に違反し、他人に損害を与えた場合、法に従って民事責任を負う。<sup>(53)</sup>

本法規定に違反したもので、治安管理中に違反する行為を構成した場合、法に従って治安管理处罰を与える。犯罪を構成した場合、法に従って刑事責任を追究する。

第七十五条 域外の機関、組織、個人が攻撃、侵入、妨害、破壊等の危害を中華人民共和国の基幹情報インフラに与える活動をし、重大な結果を惹起する場合、法に従って法的責任を追究する。国务院公安部門及び関係部門は、あわせて当該機関、組織、個人に対して、財産凍結またはその他の必要な制裁措置を講じる決定を行う。

## 第七章 附 則

第七十六条 本法における下記の用語の意味：<sup>(54)</sup>

(一) ネットワークとは、コンピュータまたはその他の情報端末及び関連の設備によって構成され、一定の規則とプログラムに基づいて、情報に対して収集、保存、伝送、交換、処理を行うシステムを指す。

(二) サイバーセキュリティーとは、必要な措置を講じることを通じて、ネットワークに対しての攻撃、侵入、妨害、破壊や不法使用及び不測のな事故を防止し、ネットワークを安定・信頼ある運用状態にさせるとともに、ネットワークデータの整合性、機密性、利用可能性の能力を保障することを指す。

(三) ネットワーク運営者とは、ネットワークの所有者、管理者及びネットワークサービス提供者を指す。

(四) ネットワークデータとは、ネットワークを通じ収集、保存、伝送、処理及び生産する各種の電子データを指す。

(五) 個人情報とは、電子またはその他の方式により記録された単独またはその他の情報と合わせて、自然人の個人の身分情報が識別できる各種の情報を指す。但し、自然人の氏名、生年月日、身分証明書の番号、個人生体識別情報、住所、電話番号などに限られない。

第七十七条 国家秘密に関わる情報を保存、処理するネットワークの運用安全保護は、本法を遵守する以外、秘密保護の法律、行政法規の規定も遵守すべきである。<sup>(55)</sup>

第七十八条 軍事ネットワークの安全保護は、中央軍事委員会により別に制定される。<sup>(56)</sup>

第七十九条 本法は2017年6月1日から施行する。<sup>(57)</sup>

- (1) 草案第四条
- (2) 草案第五条
- (3) 草案第六条
- (4) 草案第七条
- (5) 草案第八条
- (6) 草案第九条
- (7) 草案第十条
- (8) 草案第十三条
- (9) 草案第十四条
- (10) 草案第十五条
- (11) 草案第十六条
- (12) 草案第十七条
- (13) 草案第十八条
- (14) 草案第十九条
- (15) 草案第二十条
- (16) 草案第二十一条
- (17) 草案第二十二条

- (18) 草案第二十四条
- (19) 草案第二十五条
- (20) 草案第二十六条
- (21) 草案第二十七条
- (22) 草案第二十八条
- (23) 草案第三十条
- (24) 草案第二十九条
- (25) 草案第三十一条
- (26) 草案第三十二条
- (27) 草案第三十三条
- (28) 草案第三十四条
- (29) 草案第三十五条
- (30) 草案第三十七条
- (31) 草案第三十八条
- (32) 草案第三十九条
- (33) 草案第四十条
- (34) 草案第四十二条
- (35) 草案第四十三条
- (36) 草案第四十四条
- (37) 草案第四十五条
- (38) 草案第四十六条
- (39) 草案第四十七条
- (40) 草案第四十八条
- (41) 草案第四十九条
- (42) 草案第五十条
- (43) 草案第五十一条
- (44) 草案第五十二条
- (45) 草案第五十三条
- (46) 草案第五十四条
- (47) 草案第五十五条
- (48) 草案第五十六条
- (49) 草案第五十七条
- (50) 草案第五十九条
- (51) 草案第五十八条
- (52) 草案第六十一条
- (53) 草案第六十三、六十四条
- (54) 草案第六十五条
- (55) 草案第六十六条



- (56) 草案第六十七条
- (57) 草案第六十八条

(中国語原文)

## 中华人民共和国网络安全法

(2016年11月7日第十二届全国人民代表大会常务委员会第二十四次会议通过)

### 目 录

第一章 总 则

第二章 网络安全支持与促进

第三章 网络运行安全

第一节 一般规定

第二节 关键信息基础设施的运行安全

第四章 网络信息安全

第五章 监测预警与应急处置

第六章 法律责任

第七章 附 则

### 第一章 总 则

第一条 为了保障网络安全，维护网络空间主权和国家安全、社会公共利益，保护公民、法人和其他组织的合法权益，促进经济社会信息化健康发展，制定本法。

第二条 在中华人民共和国境内建设、运营、维护和使用网络，以及网络安全的监督管理，适用本法。

第三条 国家坚持网络安全与信息化发展并重，遵循积极利用、科学发展、依法管理、确保安全的方针，推进网络基础设施建设和互联互通，鼓励网络技术创新和应用，支持培养网络安全人才，建立健全网络安全保障体系，提高网络安全保护能力。

第四条 国家制定并不断完善网络安全战略，明确保障网络安全的基本要求和主要目标，提出重点领域的网络安全政策、工作任务和措施。

第五条 国家采取措施，监测、防御、处置来源于中华人民共和国境内外的网络安全风险和威胁，保护关键信息基础设施免受攻击、侵入、干扰和破坏，依法惩治网络违法犯罪活动，维护网络空间安全和秩序。

第六条 国家倡导诚实守信、健康文明的网络行为，推动传播社会主义核心价值观，采取措施提高全社会的网络安全意识和水平，形成全社会共同参与促进网络安全的良好环境。

第七条 国家积极开展网络空间治理、网络技术研发和标准制定、打击网络违法犯罪等方面的国际交流与合作，推动构建和平、安全、开放、合作的网络空间，建立多边、民主、透明的网络治理体系。

第八条 国家网信部门负责统筹协调网络安全工作和相关监督管理工作。国务院电信主管部门、公安部门和其他有关机关依照本法和有关法律、行政法规的规定，在各自职责范围内负责网络安全保护和监督管理工作。

县级以上地方人民政府有关部门的网络安全保护和监督管理职责，按照国家有关规定确定。

第九条 网络运营者开展经营和服务活动，必须遵守法律、行政法规，尊重社会公德，遵守商业道德，诚实信用，履行网络安全保护义务，接受政府和社会的监督，承担社会责任。

第十条 建设、运营网络或者通过网络提供服务，应当依照法律、行政法规的规定和国家标准的强制性要求，采取技术措施和其他必要措施，保障网络安全、稳定运行，有效应对网络安全事件，防范网络违法犯罪活动，维护网络数据的完整性、保密性和可用性。

第十一条 网络相关行业组织按照章程，加强行业自律，制定网络安全行为规范，指导会员加强网络安全保护，提高网络安全保护水平，促进行业健康发展。

第十二条 国家保护公民、法人和其他组织依法使用网络的权利，促进网络接入普及，提升网络服务水平，为社会提供安全、便利的网络服务，保障网络信息依法有序自由流动。

任何个人和组织使用网络应当遵守宪法法律，遵守公共秩序，尊重社会公德，不得危害网络安全，不得利用网络从事危害国家安全、荣誉和利益，煽动颠覆国家政权、推翻社会主义制度，煽动分裂国家、破坏国家统一，宣扬恐怖主义、极端主义，宣扬民族仇恨、民族歧视，传播暴力、淫秽色情信息，编造、传播虚假信息扰乱经济秩序和社会秩序，以及侵害他人名誉、隐私、知识产权和其他合法权益等活动。

第十三条 国家支持研究开发有利于未成年人健康成长的网络产品和服务，依法惩治利用网络从事危害未成年人身心健康的活动，为未成年人提供安全、健康的网络环境。

第十四条 任何个人和组织有权对危害网络安全的行为向网信、电信、公安等部门举报。收到举报的部门应当及时依法作出处理；不属于本部门职责的，应当及时移送有权处理的部门。

有关部门应当对举报人的相关信息予以保密，保护举报人的合法权益。

## 第二章 网络安全支持与促进

第十五条 国家建立和完善（整備）网络安全标准体系。国务院标准化行政主管部门和国务院其他有关部门根据各自的职责，组织制定并适时修订有关网络安全管理以及网络产品、服务和运行安全的国家标准、行业标准。

国家支持企业、研究机构、高等学校、网络相关行业组织参与网络安全国家标准、行业标准的制定。

第十六条 国务院和省、自治区、直辖市人民政府应当统筹规划，加大投入，扶持重点网络安全技术产业和项目，支持网络安全技术的研究开发和应用，推广安全可信的网络产品和服务，保护网络知识产权，支持企业、研究机构 and 高等学校等参与国家网络安全技术创新项目。

第十七条 国家推进网络安全社会化服务体系建设，鼓励有关企业、机构开展网络安全认证、检测和风险评估等安全服务。

第十八条 国家鼓励开发网络数据安全保护和利用技术，促进公共数据资源开放，推动技术创新和经济社会发展。

国家支持创新网络安全管理方式，运用网络新技术，提升网络安全保护水平。

第十九条 各级人民政府及其有关部门应当组织开展经常性的网络安全宣传教育，并指导、督促有关单位做好网络安全宣传教育工作。

大众传播媒介应当有针对性地面向社会进行网络安全宣传教育。

第二十条 国家支持企业和高等学校、职业学校等教育培训机构开展网络安全相关教育与培训，采取多种方式培养网络安全人才，促进网络安全人才交流。

## 第三章 网络运行安全

### 第一节 一般规定

第二十一条 国家实行网络安全等级保护制度。网络运营者应当按照网络安全等级保护制度的要求，履行下列安全保护义务，保障网络免受干扰、破坏或者未经授权的访问，防止网络数据泄露或者被窃取、篡改：

（一）制定内部安全管理制度和操作规程，确定网络安全负责人，落实网络安全保护责任；

(二) 采取防范计算机病毒和网络攻击、网络侵入等危害网络安全行为的技术措施；

(三) 采取监测、记录网络运行状态、网络安全事件的技术措施，并按照规定留存相关的网络日志不少于六个月；

(四) 采取数据分类、重要数据备份和加密等措施；

(五) 法律、行政法规规定的其他义务。

第二十二条 网络产品、服务应当符合相关国家标准的强制性要求。网络产品、服务的提供者不得设置恶意程序；发现其网络产品、服务存在安全缺陷、漏洞等风险时，应当立即采取补救措施，按照规定及时告知用户并向有关主管部门报告。

网络产品、服务的提供者应当为其产品、服务持续提供安全维护；在规定或者当事人约定的期限内，不得终止提供安全维护。

网络产品、服务具有收集用户信息功能的，其提供者应当向用户明示并取得同意；涉及用户个人信息的，还应当遵守本法和有关法律、行政法规关于个人信息保护的规定。

第二十三条 网络关键设备和网络安全专用产品应当按照相关国家标准的强制性要求，由具备资格的机构安全认证合格或者安全检测符合要求后，方可销售或者提供。国家网信部门会同国务院有关部门制定、公布网络关键设备和网络安全专用产品目录，并推动安全认证和安全检测结果互认，避免重复认证、检测。

第二十四条 网络运营者为用户办理网络接入、域名注册服务，办理固定电话、移动电话等入网手续，或者为用户提供信息发布、即时通讯等服务，在与用户签订协议或者确认提供服务时，应当要求用户提供真实身份信息。用户不提供真实身份信息的，网络运营者不得为其提供相关服务。

国家实施网络可信身份战略，支持研究开发安全、方便的电子身份认证技术，推动不同电子身份认证之间的互认。

第二十五条 网络运营者应当制定网络安全事件应急预案，及时处置系统漏洞、计算机病毒、网络攻击、网络侵入等安全风险；在发生危害网络安全的事件时，立即启动应急预案，采取相应的补救措施，并按照规定向有关主管部门报告。

第二十六条 开展网络安全认证、检测、风险评估等活动，向社会发布（公表）系统漏洞、计算机病毒、网络攻击、网络侵入等网络安全信息，应当遵守国家有关规定。

第二十七条 任何个人和组织不得从事非法侵入他人网络、干扰他人网络正常功能、窃取网络数据等危害网络安全的活动；不得提供专门用于从事侵入网络、干扰网络正常功能及防护措施、窃取网络数据等危害网络安全活动的程序、工具；明知他人从事危害网络安全的活动的，不得为其提供技术支持、广告推广、支付结算等帮助。

第二十八条 网络运营者应当为公安机关、国家安全机关依法维护国家安全和侦查犯罪的活动提供技术支持和协助。

第二十九条 国家支持网络运营者之间在网络安全信息收集、分析、通报和应急处置等方面进行合作，提高网络运营者的安全保障能力。

有关行业组织建立健全本行业的网络安全保护规范和协作机制，加强对网络安全风险的分析评估，定期向会员进行风险警示，支持、协助会员应对网络安全风险。

第三十条 网信部门和有关部门在履行网络安全保护职责中获取的信息，只能用于维护网络安全的需要，不得用于其他用途。

## 第二节 关键信息基础设施的运行安全

第三十一条 国家对公共通信和信息服务、能源、交通、水利、金融、公共服务、电子政务等重要行业和领域，以及其他一旦遭到破坏、丧失功能或者数据泄露，可能严重危害国家安全、国计民生、公共利益的关键信息基础设施，在网络安全等级保护制度的基础上，实行重点保护。关键信息基础设施的具体范围和安全保护办法由国务院制定。

国家鼓励关键信息基础设施以外的网络运营者自愿参与关键信息基础设施保护体系。

第三十二条 按照国务院规定的职责分工，负责关键信息基础设施安全保护工作的部门分别编制并组织实施本行业、本领域的关键信息基础设施安全规划，指导和监督关键信息基础设施运行安全保护工作。

第三十三条 建设关键信息基础设施应当确保其具有支持业务稳定、持续运行的性能，并保证安全技术措施同步规划、同步建设、同步使用。

第三十四条 除本法第二十一条的规定外，关键信息基础设施的运营者还应当履行下列安全保护义务：

(一) 设置专门安全管理机构和安全管理负责人，并对该负责人和关键岗位的人员进行安全背景审查；

- (二) 定期对从业人员进行网络安全教育、技术培训和技能考核；
- (三) 对重要系统和数据库进行容灾备份；
- (四) 制定网络安全事件应急预案，并定期进行演练；
- (五) 法律、行政法规规定的其他义务。

第三十五条 关键信息基础设施的运营者采购网络产品和服务，可能影响国家安全的，应当通过国家网信部门会同国务院有关部门组织的国家安全审查。

第三十六条 关键信息基础设施的运营者采购网络产品和服务，应当按照规定与提供者签订安全保密协议，明确安全和保密义务与责任。

第三十七条 关键信息基础设施的运营者在中华人民共和国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据应当在境内存储。因业务需要，确需向境外提供的，应当按照国家网信部门会同国务院有关部门制定的办法进行安全评估；法律、行政法规另有规定的，依照其规定。

第三十八条 关键信息基础设施的运营者应当自行或者委托网络安全服务机构对其网络的安全性和可能存在的风险每年至少进行一次检测评估，并将检测评估情况和改进措施报送相关负责关键信息基础设施安全保护工作的部门。

第三十九条 国家网信部门应当统筹协调有关部门对关键信息基础设施的安全保护采取下列措施：

- (一) 对关键信息基础设施的安全风险进行抽查检测，提出改进措施，必要时可以委托网络安全服务机构对网络存在的安全风险进行检测评估；
- (二) 定期组织关键信息基础设施的运营者进行网络安全应急演练，提高应对网络安全事件的水平和协同配合能力；
- (三) 促进有关部门、关键信息基础设施的运营者以及有关研究机构、网络安全服务机构等之间的网络安全信息共享；
- (四) 对网络安全事件的应急处置与网络功能的恢复等，提供技术支持和协助。

#### 第四章 网络信息安全

第四十条 网络运营者应当对其收集的用户信息严格保密，并建立健全用户信息保护制度。

第四十一条 网络运营者收集、使用个人信息，应当遵循合法、正当、必要的原则，公开收集、使用规则，明示收集、使用信息的目的、方式和范围，并经被收集者同意。

网络运营者不得收集与其提供的服务无关的个人信息，不得违反法律、行政法规的规定和双方的约定收集、使用个人信息，并应当依照法律、行政法规的规定和与用户的约定，处理其保存的个人信息。

第四十二条 网络运营者不得泄露、篡改、毁损其收集的个人信息；未经被收集者同意，不得向他人提供个人信息。但是，经过处理无法识别特定个人且不能复原的除外。

网络运营者应当采取技术措施和其他必要措施，确保其收集的个人信息安全，防止信息泄露、毁损、丢失。在发生或者可能发生个人信息泄露、毁损、丢失的情况时，应当立即采取补救措施，按照规定及时告知用户并向有关主管部门报告。

第四十三条 个人发现网络运营者违反法律、行政法规的规定或者双方的约定收集、使用其个人信息的，有权要求网络运营者删除其个人信息；发现网络运营者收集、存储的其个人信息有错误的，有权要求网络运营者予以更正。网络运营者应当采取措施予以删除或者更正。

第四十四条 任何个人和组织不得窃取或者以其他非法方式获取个人信息，不得非法出售或者非法向他人提供个人信息。

第四十五条 依法负有网络安全监督管理职责的部门及其工作人员，必须对在履行职责中知悉的个人信息、隐私和商业秘密严格保密，不得泄露、出售或者非法向他人提供。

第四十六条 任何个人和组织应当对其使用网络的行为负责，不得设立用于实施诈骗，传授犯罪方法，制作或者销售违禁物品、管制物品等违法犯罪活动的网站、通讯群组，不得利用网络发布涉及实施诈骗，制作或者销售违禁物品、管制物品以及其他违法犯罪活动的信息。

第四十七条 网络运营者应当加强对其用户发布的信息的管理，发现法律、行政法规禁止发布或者传输的信息的，应当立即停止传输该信息，采取消除等处置措施，防止信息扩散，保存有关记录，并向有关主管部门报告。

第四十八条 任何个人和组织发送的电子信息、提供的应用软件，不得设置恶意程序，不得含有法律、行政法规禁止发布或者传输的信息。

电子信息发送服务提供者和应用软件下载服务提供者，应当履行安全管理义务，知道其用户有前款规定行为的，应当停止提供服务，采取消除等处置措施，保存有关记录，并向有关主管部门报告。



第四十九条 网络运营者应当建立网络信息安全投诉、举报制度，公布投诉、举报方式等信息，及时受理并处理有关网络信息安全的投诉和举报。

网络运营者对网信部门和有关部门依法实施的监督检查，应当予以配合。

第五十条 国家网信部门和有关部门依法履行网络信息安全监督管理职责，发现法律、行政法规禁止发布或者传输的信息的，应当要求网络运营者停止传输，采取删除等处置措施，保存有关记录；对来源于中华人民共和国境外的上述信息，应当通知有关机构采取技术措施和其他必要措施阻断传播。

#### 第五章 监测预警与应急处置

第五十一条 国家建立网络安全监测预警和信息通报制度。国家网信部门应当统筹协调有关部门加强网络安全信息收集、分析和通报工作，按照规定统一发布网络安全监测预警信息。

第五十二条 负责关键信息基础设施安全保护工作的部门，应当建立健全本行业、本领域的网络安全监测预警和信息通报制度，并按照规定报送网络安全监测预警信息。

第五十三条 国家网信部门协调有关部门建立健全网络安全风险评估和应急工作机制，制定网络安全事件应急预案，并定期组织演练。

负责关键信息基础设施安全保护工作的部门应当制定本行业、本领域的网络安全事件应急预案，并定期组织演练。

网络安全事件应急预案应当按照事件发生后的危害程度、影响范围等因素对网络安全事件进行分级，并规定相应的应急处置措施。

第五十四条 网络安全事件发生的风险增大时，省级以上人民政府有关部门应当按照规定的权限和程序，并根据网络安全风险的特点和可能造成的危害，采取下列措施：

- (一) 要求有关部门、机构和人员及时收集、报告有关信息，加强对网络安全风险的监测；
- (二) 组织有关部门、机构和专业人员，对网络安全风险信息进行分析评估，预测事件发生的可能性、影响范围和危害程度；
- (三) 向社会发布网络安全风险预警，发布避免、减轻危害的措施。

第五十五条 发生网络安全事件，应当立即启动网络安全事件应急预案，对网络安全事件进行调查和评估，要求网络运营者采取技术措施和其他必要措施，消除安全隐患，防止危害扩大，并及时向社会发布与公众有关的警示信息。

第五十六条 省级以上人民政府有关部门在履行网络安全监督管理职责中，发现网络存在较大安全风险或者发生安全事件的，可以按照规定的权限和程序对该网络的运营者的法定代表人或者主要负责人进行约谈。网络运营者应当按照要求采取措施，进行整改，消除隐患。

第五十七条 因网络安全事件，发生突发事件或者生产安全事故的，应当依照《中华人民共和国突发事件应对法》、《中华人民共和国安全生产法》等有关法律、行政法规的规定处置。

第五十八条 因维护国家安全和社会公共秩序，处置重大突发社会安全事件的需要，经国务院决定或者批准，可以在特定区域对网络通信采取限制等临时措施。

## 第六章 法律责任

第五十九条 网络运营者不履行本法第二十一条、第二十五条规定的网络安全保护义务的，由有关主管部门责令改正，给予警告；拒不改正或者导致危害网络安全等后果的，处一万元以上十万元以下罚款，对直接负责的主管人员处五千元以上五万元以下罚款。

关键信息基础设施的运营者不履行本法第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条规定的网络安全保护义务的，由有关主管部门责令改正，给予警告；拒不改正或者导致危害网络安全等后果的，处十万元以上一百万元以下罚款，对直接负责的主管人员处一万元以上十万元以下罚款。

第六十条 违反本法第二十二条第一款、第二款和第四十八条第一款规定，有下列行为之一的，由有关主管部门责令改正，给予警告；拒不改正或者导致危害网络安全等后果的，处五万元以上五十万元以下罚款，对直接负责的主管人员处一万元以上十万元以下罚款：

(一) 设置恶意程序的；

(二) 对其产品、服务存在的安全缺陷、漏洞等风险未立即采取补救措施，或者未按照规定及时告知用户并向有关主管部门报告的；

(三) 擅自终止为其产品、服务提供安全维护的。

第六十一条 网络运营者违反本法第二十四条第一款规定，未要求用户提供真实身份信息，或者对不提供真实身份信息的用户提供相关服务的，由有关主管部门责令改正；拒不改正或者情节严重的，处五万元以上五十万元以下罚款，并可以由有关主管部门责令暂停相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

第六十二条 违反本法第二十六条规定，开展网络安全认证、检测、风险评估等活动，或者向社会

发布系统漏洞、计算机病毒、网络攻击、网络侵入等网络安全信息的，由有关主管部门责令改正，给予警告；拒不改正或者情节严重的，处一万元以上十万元以下罚款，并可以由有关主管部门责令暂停相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处五千元以上五万元以下罚款。

第六十三条 违反本法第二十七条规定，从事危害网络安全的活动，或者提供专门用于从事危害网络安全活动的程序、工具，或者为他人从事危害网络安全的活动提供技术支持、广告推广、支付结算等帮助，尚不构成犯罪的，由公安机关没收违法所得，处五日以下拘留，可以并处五万元以上五十万元以下罚款；情节严重的，处五日以上十五日以下拘留，可以并处十万元以上一百万元以下罚款。

单位有前款行为的，由公安机关没收违法所得，处十万元以上一百万元以下罚款，并对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依照前款规定处罚。

违反本法第二十七条规定，受到治安管理处罚的人员，五年内不得从事网络安全管理和网络运营关键岗位的工作；受到刑事处罚的人员，终身不得从事网络安全管理和网络运营关键岗位的工作。

第六十四条 网络运营者、网络产品或者服务的提供者违反本法第二十二条第三款、第四十一条至第四十三条规定，侵害个人信息依法得到保护的权利的，由有关主管部门责令改正，可以根据情节单处或者并处警告、没收违法所得、处违法所得一倍以上十倍以下罚款，没有违法所得的，处一百万元以下罚款，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款；情节严重的，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照。

违反本法第四十四条规定，窃取或者以其他非法方式获取、非法出售或者非法向他人提供个人信息，尚不构成犯罪的，由公安机关没收违法所得，并处违法所得一倍以上十倍以下罚款，没有违法所得的，处一百万元以下罚款。

第六十五条 关键信息基础设施的运营者违反本法第三十五条规定，使用未经安全审查或者安全审查未通过的网络产品或者服务的，由有关主管部门责令停止使用，处采购金额一倍以上十倍以下罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

第六十六条 关键信息基础设施的运营者违反本法第三十七条规定，在境外存储网络数据，或者向境外提供网络数据的，由有关主管部门责令改正，给予警告，没收违法所得，处五万元以上五十万元以下罚款，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

第六十七条 违反本法第四十六条规定，设立用于实施违法犯罪活动的网站、通讯群组，或者利用网络发布涉及实施违法犯罪活动的信息，尚不构成犯罪的，由公安机关处五日以下拘留，

可以并处一万元以上十万元以下罚款；情节较重的，处五日以上十五日以下拘留，可以并处五万元以上五十万元以下罚款。关闭用于实施违法犯罪活动的网站、通讯群组。

单位有前款行为的，由公安机关处十万元以上五十万元以下罚款，并对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依照前款规定处罚。

第六十八条 网络运营者违反本法第四十七条规定，对法律、行政法规禁止发布或者传输的信息未停止传输、采取删除等处置措施、保存有关记录的，由有关主管部门责令改正，给予警告，没收违法所得；拒不改正或者情节严重的，处十万元以上五十万元以下罚款，并可以责令暂停相关业务、停业整顿、关闭网站、吊销相关业务许可证或者吊销营业执照，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

电子信息发送服务提供者、应用软件下载服务提供者，不履行本法第四十八条第二款规定的安全管理义务的，依照前款规定处罚。

第六十九条 网络运营者违反本法规定，有下列行为之一的，由有关主管部门责令改正；拒不改正或者情节严重的，处五万元以上五十万元以下罚款，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员，处一万元以上十万元以下罚款：

(一) 不按照有关部门的要求对法律、行政法规禁止发布或者传输的信息，采取停止传输、删除等处置措施的；

(二) 拒绝、阻碍有关部门依法实施的监督检查的；

(三) 拒不向公安机关、国家安全机关提供技术支持和协助的。

第七十条 发布或者传输本法第十二条第二款和其他法律、行政法规禁止发布或者传输的信息的，依照有关法律、行政法规的规定处罚。

第七十一条 有本法规定的违法行为的，依照有关法律、行政法规的规定记入信用档案，并予以公示。

第七十二条 国家机关政务网络的运营者不履行本法规定的网络安全保护义务的，由其上级机关或者有关机关责令改正；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第七十三条 网信部门和有关部门违反本法第三十条规定，将在履行网络安全保护职责中获取的信息用于其他用途的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

网信部门和有关部门的工作人员玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，尚不构成犯罪的，依法给予处分。

第七十四条 违反本法规定，给他人造成损害的，依法承担民事责任。

违反本法规定，构成违反治安管理行为的，依法给予治安管理处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第七十五条 境外的机构、组织、个人从事攻击、侵入、干扰、破坏等危害中华人民共和国的关键信息基础设施的活动，造成严重后果的，依法追究法律责任；国务院公安部门和有关部门并可以决定对该机构、组织、个人采取冻结财产或者其他必要的制裁措施。

## 第七章 附 则

第七十六条 本法下列用语的含义：

（一）网络，是指由计算机或者其他信息终端及相关设备组成的按照一定的规则和程序对信息进行收集、存储、传输、交换、处理的系统。

（二）网络安全，是指通过采取必要措施，防范对网络的攻击、侵入、干扰、破坏和非法使用以及意外事故，使网络处于稳定可靠运行的状态，以及保障网络数据的完整性、保密性、可用性的能力。

（三）网络运营者，是指网络的所有者、管理者和网络服务提供者。

（四）网络数据，是指通过网络收集、存储、传输、处理和产生的各种电子数据。

（五）个人信息，是指以电子或者其他方式记录的能够单独或者与其他信息结合识别自然人个人身份的各种信息，包括但不限于自然人的姓名、出生日期、身份证件号码、个人生物识别信息、住址、电话号码等。

第七十七条 存储、处理涉及国家秘密信息的网络的运行安全保护，除应当遵守本法外，还应当遵守保密法律、行政法规的规定。

第七十八条 军事网络的安全保护，由中央军事委员会另行规定。

第七十九条 本法自 2017 年 6 月 1 日起施行。

## 2017年の新聞界

阿部 圭介\*

2017年の日本の新聞の総発行部数は、前年から114万7958部減り4212万8189部となった（日本新聞協会調べ<sup>(1)</sup>）。部数の減少は、13年連続となった。13年前の2004年は5302万1564部で、この間1089万3375部減少したことになる。1世帯当たり部数は、0.75部となった<sup>(2)</sup>。発行部数には法人購読分も含んでいることから、家庭での新聞購読はこの数字をさらに下回っていると推測される。部数低下の大きな要因として「若者の新聞離れ」が指摘され、例えば新聞の接触者は50代以上が8割を上回るのに対し、40代以下は8割を切っている（日本新聞協会広告委員会「2015年全国メディア接触・評価調査」<sup>(3)</sup>）。年齢層が下がるにつれ、さらに低下していく。

「若者のテレビ離れ」の兆候も現れている。「平成28年 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」（総務省情報通信政策研究所ほか）によると、テレビのリアルタイム視聴は平日168.0分（前年比6.3分減）、休日225.1分（前年比6.1分減）といずれも前年を下回っており、特に平日は減少傾向であるという。とりわけ10代は89.0分（前年比6.8分減）、20代は112.8分（同15.2分減）と全体を大きく下回っており、かつ減少傾向にある<sup>(4)</sup>。

### 「新聞離れ」とフェイク・ニュース

4000万部を超える部数は、依然として巨大ではある。しかし「新聞離れ」「テレビ離れ」が進行すると、新聞やテレビというメディア産業の盛衰の問題にとどまらず、社会の分断化が進行する可能性もはらんでいる。ベネディクト・アンダーソンは『想像の共同体』<sup>(5)</sup>で、多くの人が自分と同じ情報に触れていることが、共同体に対する確信を生み出すと指摘した。新聞やテレビのようなマス・メディアと違い、インターネットでは多くの人が同じ情報に触れるとは限らない。インターネット上の情報サービスでは、利用者の行動を分析しその人が読みたいであろう情報を推測し表示する技術が進化している。また、FacebookやTwitterといったソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）は、自分と近い主義や趣味を持つ人をフォローしがちである。ある人が表示しているタイムラインと、その近くにいる別の人タイムラインでは、分野が全く違う情報が流れているだけでなく、同じニュースについて正反対の内容が「事実」として伝えられているかもしれない。そのような状態では、想像の共同体が成り立つことは困難であろう。

その分断傾向が端的に表れたのが、2016年に注目された「フェイク・ニュース（Fake news）」や「ポスト・トゥルース（post-truth）」の問題である。イギリスのEU離脱やドナルド・トランプ大統領の誕生に当たり、虚偽の情報がソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などを通じて拡散したのではないかと指摘されている。とりわけトランプ大統領は、自身がフェイク・ニュースを流しているのではないかと批判を浴びる中、CNNなど既存報道機関こそがフェイク・ニュー

---

\*あべ けいすけ 日本新聞協会

スだと反論している。

「フェイク・ニュース」は、2017年も新聞大会の研究座談会のテーマに取り上げられるなど引き続き注目された。

インターネットを通じてフェイク・ニュースが拡散する問題点が多くの人に共有されれば、依然として信頼度が高い日本の新聞にとって読者を取り戻す好機のように思える。しかし、オピニオン・リーダーとして捉えられるような政治家や著名人が、信頼できる情報を共有しそれを基に議論を展開するのではなく、既存報道機関に敵意を持ち、真偽があやふやな情報を平気で流すのであれば、一筋縄ではいかないと思われる。

SNSのような短文が中心のメディアでは、虚偽の情報も、手間をかけて取材・調査して執筆した情報も、ほとんど等価に扱われてしまう。むしろ、虚偽の情報を流すような人物でも、その人物をオピニオン・リーダーとして支持する人にとっては、たとえ既存報道機関が取材を重ねて裏をとった情報を流しているとしても、オピニオン・リーダーが流した情報こそが信じられる情報となるだろうことは、コミュニケーションの二段階の流れ仮説からも容易に想像できるであろう。

そのようなオピニオン・リーダーに対抗して、支持を得ていくという困難に既存報道機関は直面しつつある。

### 実名報道

実名報道をめぐっても、議論が続いている。2016年の相模原障害者施設殺傷事件では、神奈川県警が、被害者が知的障害者のため遺族のプライバシー保護を理由に匿名で発表した。その際には、新聞側からは、自らも自閉症の子の親である毎日新聞記者の野沢和弘が「被害にあったのは保護者ではない。障害のある子の存在を社会的に覆い隠すことが、本質的な保護者の救済になると思えない。保護者に同情するのであれば、そのベクトルは差別や偏見をなくし、保護者の負担を軽減し、障害のある子に幸せな地域生活を実現していくことへ向けなければならない<sup>(6)</sup>」と、障害者ならば匿名発表・匿名報道が当然だという風潮に対して問題提起した。

2017年には、神奈川県座間市で9人が殺害される事件があった。被害者の多くはSNSで自殺願望を表明しており、被疑者はSNSを通じて被害者に接触したと見られている。毎日新聞によると、この事件では警視庁が被害者の実名を公表、それとともに遺族側から報道各社に実名報道や顔写真の掲載を控えてほしいとの要望が届いたという。しかし、多くの新聞が、身元が判明した段階で実名や顔写真を掲載し、議論を呼んだ。<sup>(7)</sup>

日本では、裁判は公開で行うことが原則となっている。不正が行われないよう国民が監視できるようにし、裁判の公正を確保することが目的である。裁判は、誰でも傍聴することができ、それを報道することも自由に行うことができる。誰が加害者とされ、誰が被害者とされ、どのような判断が下されるのかを、国民が監視することができる、民主主義を守るために制度として規定されているのである。にもかかわらず、日本では裁判記録を入手することすら難しい。一方で、海外の報道事情に詳しい共同通信の澤康臣によると、アメリカをはじめ海外では裁判記録がインターネットで公開されているか、少なくとも紙のコピーを取ることができるという。<sup>(8)</sup>

このような状況で、なぜ被疑者、被害者双方の実名報道が必要なのか、一般に理解を求めるのは困難である。日本新聞協会でも、『実名と報道』（2006年）、『実名報道』（2016年）と冊子を刊行し

ている。また、新聞協会は7月29日、改正個人情報保護法の全面施行に当たって、「対象となる個人情報の範囲を広げ、個人情報の取り扱いについて従来以上に事業者に厳格な義務を課すものであり、このままでは社会全体にさらなる萎縮効果を及ぼし、『匿名社会』の深刻化につながるのは必至である」とする声明を発表した。<sup>(9)</sup>

また、前述の共同通信・澤康臣は、著書『英国式事件報道——なぜ実名にこだわるのか』（2010年）や『グローバル・ジャーナリズム——国際スクープの舞台裏』（2017年）で、実名報道をめぐる海外の実態を紹介している。海外で実名報道がなされているからといって、日本の社会に必ずしもそのまま受け入れられるとは限らない。しかし、民主主義を守るために必要な実名が秘匿されている実情と問題点を、海外の実例も交えて繰り返し訴えかけなければ、事態は変わらないであろう。

### 優れた報道を続けるために

報道面では、「博多金塊事件と捜査情報漏えいスクープ」（西日本新聞社、本社・福岡市）と「議会の不正追及と改革を訴えるキャンペーン報道『民意と歩む』」（北日本新聞社、本社・富山市）が2017年の新聞協会賞受賞作となるなど、地方発の優れたスクープが存在感を発揮している。

しかし、デジタルメディアへの対応に目を向けると、世界でもデジタルメディアからの収益による経営に光が差してきたように感じられるのは、アメリカのニューヨーク・タイムズやワシントン・ポスト、イギリスのガーディアンやフィナンシャル・タイムズ、ドイツのアクセル・シュプリンガーといった、一握りに限られている。大半の新聞社はデジタルメディアでの収益で経営を維持できる訳ではない。新聞協会は、営業収入に占めるデジタル関連事業収入の割合を2016年度分から新たに調査を開始した。それによると、デジタル関連収入の割合が0.5%未満が33社、1%以上5%未満15社の順に多かった。<sup>(10)</sup>10%以上と答えたのは2社だった。

インターネットの世界では、グーグルやフェイスブックなど、プラットフォームを握った企業に主導権があり、コンテンツを提供する新聞社をはじめとするメディア側は、プラットフォームに命運を左右される立場にある。日本でも、ヤフーニュースだけでなく、主にスマートフォンに向けたサービスのSmartnewsやLINE NEWSといったプラットフォームを使い多くの新聞社がニュースを配信している現状がある。

また、広告会社の電通やNHKでの過労死問題や、女性記者の比率上昇（2016年が18.4%に対し、2017年が19.4%）<sup>(11)</sup>、学生の就職先としての人気低下など複合的な要因もあり、新聞社でも働き方改革への取り組みが進み、取材・報道のあり方にも変革が迫られている。2017年に始まった制度としては、山陽新聞社（本社・岡山市）が試験的に始めた「勤務間インターバル規制」がある。これは、勤務終了から次の勤務まで11時間空けなければならないという制度である。

IT（情報技術）を活用し、ニュース発信を進める「ハフィントン・ポスト」や「バズフィード」では、日本でも新聞社出身の記者が活躍している。取材・報道のノウハウやスキルが依然として新聞社に蓄積されていることは確かであるが、新興メディアへの人材供給源となる一方で、新たに優秀な人材が確保できなければ、優れた報道を継続することはおろか、フェイク・ニュースへの対抗もおぼつかなくなってしまう。



## 〈注〉

- (1) 『新聞協会報』2018年1月1日付、日本新聞協会。
- (2) 同上。
- (3) [http://www.pressnet.or.jp/adarc/data/research/pdf/2015media/gaiyou\\_2015.pdf](http://www.pressnet.or.jp/adarc/data/research/pdf/2015media/gaiyou_2015.pdf)
- (4) [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000492877.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000492877.pdf)
- (5) Anderson, B. (2006=2007) *Imagined Communities*, Verso (白石隆・白石さや訳『定本 想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山62)。
- (6) 『毎日新聞』2016年10月12日付、毎日新聞社。
- (7) 『毎日新聞』2018年1月4日付、毎日新聞社。
- (8) 澤康臣 (2017) 『グローバル・ジャーナリズム——国際スクープの舞台裏』岩波新書 177-178。
- (9) <http://www.pressnet.or.jp/statement/f26b0932ed10e807fca1a405a8a708d3a83cdc59.pdf>
- (10) 『新聞協会報』2017年10月10日付、日本新聞協会。
- (11) 『新聞協会報』2017年8月29日付、日本新聞協会。

## 2017年の放送界概観

片野 利彦\*

本稿では、2017年の放送界をいくつかのテーマに絞って概観する。

### ◆ NHKの動向

2017年12月6日、テレビを設置した人にNHKとの受信契約を義務付ける放送法の規定が憲法に違反するかどうか争われた訴訟で、契約を合憲とする初の判断が最高裁大法廷で示された。放送法の規定は以下のとおりである。

#### 第64条（受信契約及び受信料）

第1項 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第126条第1項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

最高裁はこの第64条の解釈について、テレビの設置者に契約を強制するものと認定、日本の放送の二元体制（NHKと民放）の意義を踏まえ、公共放送であるNHKを社会全体で支えるべきであること、そのための受信料制度は手段として適正であり、「憲法の保障する『表現の自由』や国民の『知る権利』を具体化する」という放送法の目的にかなう合理的な仕組みで、契約の強制も許される」と判断した。原告であるNHKの主張を認める同様の判決が、複数の下級審で出されていた。

契約を拒んでいた被告の男性は、一審、二審ともに、契約の締結とテレビを設置した2006年以降の受信料の支払いを命じられていた。男性側は、放送法の規定に強制力はなく、あくまで努力義務であり、強制を認めれば憲法が保障する「契約の自由」を侵害するとの主張であったが、認められなかった。

あわせて最高裁は、契約を拒む受信者との間に契約を成立させるためにはNHKが契約を求める訴訟を起こし、勝訴が確定することが必要との判断も示した。近時のNHKの受信料支払い率は約80%であり、未契約は約900万世帯である。未契約者への訴訟は本件以外にも多数起こされており、今後の受信料の徴収に追い風となる判決といえよう。ただし、経営の基盤である受信料制度に一層強固な支えを得たNHKは、その公共性を十全に担い發揮しているか、これまで以上に問われることとなるであろう。

NHKは、1月に上田良一会長が就任、2月に「NHK受信料制度等検討委員会」を設置した。ここでは、テレビ番組を放送と同時にインターネットでも流す「常時同時配信」についての検討も重

---

\*かたの としひこ 一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部

ねられた。7月に公表された委員会の答申では、「常時同時配信」の実施にあたり、ネットのみの利用の場合でもその世帯から受信料を徴収することに一定の合理性があるとした。9月、本件について継続的に議論してきた総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」でNHKは、「常時同時配信」について、当面は受信契約を結んでいれば視聴は無料とする方針を示した。これに必要な放送法の改正を経てから、2019年度の開始を目指すこととし、ネット利用に対する課金に関しては結論を先送りした。

昨年の本稿でも触れたとおり、NHKの「常時同時配信」に対しては、民放から民業圧迫にあたるなどの批判もある。配信のあり方などが明らかでないまま、課金に関する議論を先送りにしてサービス開始を優先させる姿勢には、同検討会内でも改めて懸念の声があがり、議論は継続されることとなった。

3月末の国会で、NHKの2017年度予算案が4年ぶりに全会一致で承認された。放送法で国会の承認が義務付けられているNHKの予算は、舛井勝人前会長時代（2014年～2017年）、「政府が右と言うものを左と言うわけにはいかない」といった着任早々の会見での発言をはじめ、その言動に野党が反発し全会一致をみていなかったが、上田会長体制となり“正常化”したといえよう。

#### ◆放送全般に関する諸動向

フジテレビの長寿番組の終了が相次いで発表された。土曜20時～の「めちゃ×2イケてるッ!」と、木曜21時～の「とんねるずのみなさんのおかげでした」が、いずれも2018年3月でその幕を下ろすこととなった。前者は21年半、後者は30年の歴史があり、それぞれに多数の人気コーナーや企画、キャラクターなどを送り出して来たものの、近年は視聴率が振るわなかった。7月に宮内正喜新社長を迎えた同社は、バラエティーの老舗番組を捨て、刷新に臨むことになる。

年間の視聴率をみると、ドラマではテレビ朝日「ドクターX～外科医・大門未知子～」、フジテレビ「コード・ブルー—ドクターヘリ緊急救命—」といった続編、シリーズものが堅調な成績を残した。2017年度の前半に放送されたNHK連続テレビ小説の「ひよっこ」も、全話平均で20%を越えるなど好調であった。例年注目を集める大型のスポーツイベントでは、1月の箱根駅伝、3月のワールド・ベースボール・クラシックなどが20%代後半を記録した。

サイバーエージェントとテレビ朝日によるインターネットテレビ局「AbemaTV」は、開局から1年4か月を迎えた8月にアプリのダウンロード数が2000万を超えた。11月初旬に同局で放送された「72時間ホンネテレビ」には、元SMAPのメンバー3人が解散後に初めて揃って出演し大いに話題を呼んだ。多数のゲストや企画を盛り込み、SNSとも連動しながら72時間連続の生放送を敢行、視聴数はのべ約7400万で、インターネットの新たな可能性を示す試みであった。同時に、既存のテレビの番組作りのあり方を問いかける3日間であったともいえよう。

#### ◆放送倫理・番組向上機構（BPO）の動向

NHKと民放連が作る放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）は、2017年も

いくつかの事案で意見を公表した。とりわけ、BPOの3つの委員会の1つである放送倫理検証委員会による次の2つの意見をここでは紹介したい。

2月、「2016年の選挙をめぐるテレビ放送についての意見」が公表された。これは、2016年の参議院議員選挙と東京都知事選挙に際する放送に対し、「有権者の選択に資する情報を十分に伝えたか」といった趣旨の視聴者意見が多数寄せられたことから、選挙報道全般のあり方について審議を行っていたものである。意見の通知対象は民放連とNHKであった。

委員会は、近年論争の的となっていた放送法第4条第1項の番組編集準則について、法規範ではなく倫理規範であるとした上で、▽放送局には選挙に関する報道と評論の自由がある、▽選挙報道には「量的公平」ではなく、有権者の選択に資する情報を偏りなく論拠に基づいて放送する「質的公平」が求められている——などと指摘した。あわせて、放送局の創意工夫による豊かな選挙報道を期待する、とした。メディアに対する政治的圧力などが指摘される中で、選挙を取り扱う報道自体を抑制することなく、必要な情報を有権者に伝える放送の役割をあらためて強調するものであった。

12月には、東京メトロポリタンテレビジョンで放送されたいわゆる持ち込み番組（番組制作会社が完成状態＝完パケまで制作し、放送局に納品する番組）である『ニュース女子』での沖縄基地問題の特集に対し意見を公表した。同特集には、「沖縄に対する誤解をあおる」「事実関係が間違っている」などの視聴者意見が寄せられていた。

委員会は、情報バラエティー番組であっても情報の裏付けは必要であり、放送局のチェック機能を担う「考査」が適切に働いたのかなどを検証する必要があるとして審議に入った。その結果、(1)基地建設に抗議活動を行う側に対する取材の欠如を問題としなかった、(2)「(抗議活動の現場に向かう)救急車を止めた」との放送内容の裏付けを制作会社に確認しなかった、(3)「日当」という表現の裏付けの確認をしなかった、(4)「基地の外の」とのスーパーを放置した、(5)侮蔑的表現のチェックを怠った、(6)完パケでの考査を行わなかった——の6点を挙げ、考査が適正に行われたとは言えないと指摘した。このような複数の放送倫理上の問題が含まれた番組を、適正な考査を経ずに放送したという点において、“重大な放送倫理違反があった”と判断した。2007年の委員会設立以来公表されてきた27件の意見のうち、重大な放送倫理違反を指摘するものは本件で3事例目であり、放送倫理の砦を守る仕組みとしての考査の重要性を最大限に訴えるものであった。



## 電子化によるコミック市場縮小と流通危機の顕在化

星野 渉\*

2017年の出版業界で大きなトピックとして注目を集めたのは、出版物輸送の危機が顕在化したことと、アマゾン・ジャパンが取次への「バックオーダー発注」を取りやめたことであった。そして、アマゾンの直接取引拡大と同様に、大手書店によって新たな取引方法・条件が提示されたことも今後の出版産業のあり方を考える上で重要な動きだといえる。

### 輸送の危機が顕在化

日本の出版物輸送は、明治・大正以来、雑誌配送網として整備されたため、現在は日曜祝日を除くとほぼ毎日動いている。この流通網を利用して書籍を配送することで、書籍は諸外国に比べて極めて低いコストで流通している。このことが、日本の書籍が他の国々と比較して低価格に抑えられている最大の要因である。

ただ、休みなく配送すると、書店が毎日、入荷作業を行わなければならない、休みが取りにくいことから、例年、出版物流を担う取次会社の団体「一般社団法人日本出版取次協会（取協）」と、雑誌発行社で構成する「一般社団法人日本雑誌協会（雑協）」が協議して、年間の土曜日のうち数日を休配日としている。

2016年も10月に取協が雑協に翌年度（2017年4月1日～2018年3月31日）の休配日を提案したのだが、例年はすぐに決まる休配日数の決定が、2017年2月までずれ込むという異例の事態になった。これは、取協がそれまでは年間4～5日で提案していた休配日を一挙に年間20日間に増やしたためだった。

取協側が休配日の大幅増加を求めた背景には、運送会社からの突き上げがあった。この20年ほどの間に出版物の配送業量が減少したことによって、トラックの積載率が低下し、ドライバーの人件費などのコストを吸収できなくなっているためだ。

大手取次各社によると、実際にこの5～6年で、輸送業者が採算の合わない地域を返上したり、出版物の輸送自体から撤退することが相次いでいるという。特に2016年には日本を代表する大手運送会社が、取次各社に対して出版物輸送からの撤退を表明。取次各社が運賃値上げによって食い止めるという事態が発生したことで物流危機の深刻さが顕在化した。

出版物輸送は雑誌をコンビニエンスストア（CVS）などに深夜から早朝にかけて配送する必要があるため深夜業務になり、安い人件費では人の確保もままならないという。

しかも、交代要員が手配しにくい中で日々配送することになれば、ドライバーが法定労働日数をオーバーして稼働しなければならない。こうした劣悪な労働環境を改善するため、取協は出版社に対して休配日の大幅増を求めざるを得なくなったのだ。

2017年の休配日は結局、年間13日となり、日曜休日を合わせると稼働日数が法定労働日数の280日に落ち着いた。

しかし、休配日の増加は輸送問題の根本的な解決にはならず、取協と雑協は2017年2月に合同で「発売日・輸送問題プロジェクトチーム」を立ち上げ、出版物輸送危機の抜本的解決に向けた検討を開始した。

### 雑誌減少で流通行き詰まる

出版物の輸送が危機的状況を迎えた最大の原因は、出版物の流通量、特に雑誌の流通量が激減したことにある。

出版科学研究所の調査によれば、雑誌の販売冊数はピークだった1995年に39億1060冊だったが、2016年には13億5990万冊とほぼ3分の1に減っている。これでは、雑誌の収益で支えられてきた配送網が維持できなくなるのは当然である。

しかも、取協の調査によると、書店やCVSといった雑誌の配送先は、2011年の5万9464軒が2016年には6万7542軒と増加している。もちろんこの間に書店は2020店減少しているのだが、CVSが1万98店増加したのだ。

全体の物量が減っている上に、1軒当たりの配送量が少ないCVSへの配送が増えれば、さらに輸送効率が悪くなる。

しかも、このところ宅配便をはじめとした輸送コストの値上げが社会的問題になっており、出版物の輸送は、出版業界特有の構造問題に、輸送業界のコスト増加という問題が追い打ちをかける形になっている。

### 物流問題は「書籍」の問題

いま、出版輸送問題は、雑協を中心に議論を行っていることからわかる通り、当面差し迫った問題として雑誌の配送をどのように維持するのかがテーマになっている。しかし、この問題はむしろ書籍の問題だといえる。

雑誌配送に関しては、新聞輸送やCVSの流通を利用する案なども出ており、実験も行われるという。実際にはコストなどの課題が多く、そのまま解決に結びつくかどうかはわからないが、いずれにしても主に雑誌配送を維持するための代替案である。もし、これらの方法が上手くいったとしても、個別の書店に書籍を届ける手段にはなり得ない。

書籍は雑誌に混載されてきたため、他の国などに比べて流通コストが極めて安い。いわば、雑誌流通に便乗することで、安い費用で届けられてきたのである。

雑誌の市場縮小で、いままでのような出版流通が成立しなくなるのであれば、書籍の流通コストをこれまで通り低く抑えることは困難となり、書籍の価格を上げざるを得なくなる。そういう意味で、今回の流通問題は、むしろ書籍の流通・取引の構造が大きく変わることを意味しているのである。

### 書店の取引条件が変わる

流通上の要請とともに、書籍の取引条件を変えようとする動きが、小売側から本格化したのも

2017年の大きなトピックだった。

日本の書籍流通マージンは、取次が「8歩口銭」（定価の8%）といわれ、書店のマージンは22%前後に設定されていることが多い。これは、欧米など諸外国に比べると極めて低い率だ（ドイツは出版社から直接仕入で40%、取次経由で35%、アメリカは出版社から直接仕入で40～50%）。

このため古くから、書店によるマージンアップの要請は続けられてきた。特に書店の商業組合である日本書店商業組合連合会（日書連）の活動の柱として、かつては卸値の高い（高正味）出版社の書籍を売らない不買運動「書店スト」（1972年）なども行われたことがある。しかし、ここ数十年でアップした率は数%にとどまり、書店の経営を改善するどころか、雑誌市場縮小をはじめとした市場構造の変化に追いついていないのが実情である。

ところが、ここ1、2年でネット書店を含めたいくつかの大手書店は、まだ全体に占める割合は少ないとはいえ、書店のマージン40%を実現し始めている。

### アマゾンの「取次バックオーダー停止」

アマゾン・ジャパンは2017年4月下旬、出版社に対して同年6月末で「取次バックオーダー」を停止すると通知。このことが多くの出版社に衝撃を与え、業界内だけでなく一般日刊紙なども大きく報道したのでご存じの方も多いと思う。

ただ、「バックオーダー」という聞き慣れない言葉に、出版社にも「そもそもバックオーダーとは何か」と疑問を持つ人々が多かった。これを理解していただくため、まずアマゾンの発注方法を簡単に説明する。

アマゾンの発注方法は「カスケイド」と呼ばれている。これは「滝」を意味する言葉で、アマゾンからの注文が、取次など複数の仕入先（ベンダー）を上から順番に下りてくる様を表している。

例えば、アマゾンがA、B、Cのベンダー3社から仕入れるとすると、注文はまずAに流れ、Aが在庫している商品が出荷される。Aに在庫がない注文がBに流れ、そこでも在庫商品を出庫して残りがCに流れる。

最初に注文が流れてくるベンダーAは、注文があった商品を在庫している確率が高く、後になるほど在庫している確率が低い注文が来ることになる。アマゾンは各ベンダーの在庫ヒット率（引当率）、調達速度、条件などいくつもの指標を計測し、注文を流す順序を入れ替えることで、ベンダー間の競争を促しているのだ。

アマゾンの「バックオーダー」とは、各ベンダーに在庫がなく、最終的に残った注文を再びベンダーに流すことを指す。日本では取引している取次数社に在庫がなかった注文を、カスケイドの最上位（ファーストカスケイドと呼ぶ）の取次から再び流し、取次が出版社から調達する発注方法を指している。

### 「直接取引」を拡大

アマゾン・ジャパンがこの取次への「バックオーダー」を停止するにあたり、出版社などに説明した理由は、「バックオーダー」発注に対する調達率（引当率）が低いということだった。

「引当率」については、アマゾン・ジャパンと取次の間に認識のずれもあり、一概に断定するこ



とはできないが、アマゾン・ジャパンは出版社などへの通知のなかで「引当率の悪化により、弊社の4月（2017年）初旬の欠品率が大きく増加し、弊社の4月初旬の売上は大幅に毀損する結果となりました」と説明し、このことを理由にして実際、7月から取次への「バックオーダー」を取りやめた。

このことによって、取次が在庫していない商品については、利用者がアマゾンに注文しても調達することができず、そのことが何度か重なれば、その本はアマゾンのサイトでは購入できない「カート落ち」という状態になる可能性が高まった。

そして、アマゾン・ジャパンは出版社に対して、「カート落ち」を防ぐために、取次を通さずに直接取引するように呼びかけたのだ。

最近では多くの著者がアマゾンでの自著の売れ行きを気にしているため（というよりネット書店のおかげで初めて著者がリアルタイムで売れ行きをみられるようになった）、自著がアマゾンで「カート落ち」していると出版社に著者からクレームが入るケースが多い。そのため出版社としては、「カート落ち」に神経質にならざるを得ないのである。

アマゾン・ジャパンが直接取引に応じた出版社とどのような契約を結んでいるのかは明らかにされていないが、小規模事業者向けにサイト上で登録できる直接取引のサービス「e 託販売サービス」では、出版社の利益率が60%と明示されている（「取次バックオーダー」停止に伴い一時期65%を提示）。

ということは、アマゾン・ジャパンは直接取引で40%程度のマージンを得ていると想定できる。大手出版社には今回の「取次バックオーダー停止」によって直接取引を開始した社はほとんどないようだが、中小出版社にはそれなりに直接取引を始めた社がある。売上全体に対するシェアは少ないとはいえ、既にアマゾン・ジャパンはマージン40%を実現しているのだ。

また、アマゾン・ジャパンは「取次バックオーダー停止」を行うにあたって、出版社が直接取引を始めやすくするために、出版社が物流業務を委託している出版倉庫業者との間で電子受発注(EDI)を開始。こうした倉庫業者がアマゾン・ジャパンの物流拠点に商品を納入する流通体制を整備している。

2017年6月末の時点で大手の倉庫業者4社との間でEDIと納品便を整備し、出版社への説明会でこうした倉庫業者の利用を呼びかけ、その後も他の倉庫業者とEDI、納品便を開始している。アマゾン・ジャパンはこのような投資も行いながら、出版社との直接取引をさらに推進していく体制を整えている。

### 紀伊國屋書店の買切・直仕入

粗利益率の拡大を実現しつつあるのはアマゾンだけではない。日本のリアル書店を代表する紀伊國屋書店も、出版社から直接取引で仕入れる「買切・直仕入」を拡大している。対象商品や出版社、取引条件などはほとんど公表されていないが、一部の出版社が業界紙で明らかにしたところによると、やはり書店マージンは40%前後だという。

この仕入方法は、紀伊國屋書店が単品ごとに出版社と交渉し、特定の商品を返品しない条件で直接仕入れている。

2015年9月に村上春樹『職業としての小説家』（スイッチ・パブリッシング）の初版の90%（9

万部)をこの方法で仕入れて大きな話題になったが、その後も対象アイテムを増やし、2016年には約100点、2017年には約200点の書籍をこの方法で仕入れた。

対象にしている出版社は人文・社会科学系を中心とした比較的規模の小さな出版社が多く、仕入れ部数もそれほど大きいわけではないので、同書店の売上高全体からするとまだ一部に過ぎないようだが、同書店の高井昌史代表取締役会長兼社長は、将来的にこの仕入方法を同書店の売り上げの2割程度(約200億円)に拡大すると発言している。

そして、2017年10月5日には大手出版社の文藝春秋が池波正太郎「鬼平犯科帳」誕生50周年記念企画『蘇る鬼平犯科帳』を、買切・直仕入れの同書店専売商品として、初版1万部で刊行した。大手出版社としては初のケースであった。

さらに、同書店のほかにも、年間の書籍・雑誌売上が1300億円を超えるというTSUTAYAも、2017年に入って、売れ行き良好書について返品しない代わりに、通常より多い報奨金を提供するよう出版社に要請している。

詳細は明らかにされていないが、販売状況をPOS(販売時点管理)データで検証し、返品に一定のペナルティーを科すことで実現しようとしているといわれる。

### 書籍で食べられるアメリカの書店

これまでみてきた3社に共通しているのは、書籍の取引条件(書店マージン率)を改善しようとしていることと、それを返品しないことで実現しようとしている点である。

アマゾンでは基本的に利用者からの発注に基づいて商品を調達しているため、もともと返品が発生しにくい。そして、紀伊國屋書店は出版社との直接取引で買切を約束し、取次経由で仕入れているTSUTAYAは返品ペナルティーという方法を提案している。

これらの動きは、それほど大きくなっているわけではないが、ネットも含めた日本を代表する書店が、長年、多くの書店が望んできた粗利益率改善、しかも40%程度の高率を実現しつつあるという点は注目に値する。「とても無理だ」と思われていたことが、現実になっているのである。

冒頭の物流問題で指摘した今後避けられないであろう価格の上昇と、書店の粗利益率拡大によって、どのような展望が描けるのか。もともと書籍だけで経営を成り立たせてきたアメリカの書店を例にみてみたい。

2017年6月に文化通信社が実施した「第7回海外視察ツアー」で、ニューヨークの書店「グリーンライツ・ブックストア」を訪問した。2009年に創業した約50坪の書店だが、3度目の訪問となった今回、初めて客単価と購入客数を聞くことができた。

客単価は28ドル(約3000円)、購入客数は平日が170人程度、土日が300人程度。週7日営業だということで計算してみると、年間の売上高は2億2000万円ほどになる。日本で50坪の書店としてはかなり繁盛しているといえるだろう。

しかし注目すべきは粗利益である。同店が書籍の販売で得るマージン率は、直接取引の場合(同店の仕入に占める直接取引のシェアは約90%)、大手出版社で52%、中小出版社でも40%程度だという。これを平均45%と仮定しても、年間の粗利益額は1億円近くになる。粗利益率20%程度の日本で考えれば、売上高5億円に相当する。この規模でこれだけの売上高は日本の書店では考えられない。

同書店は創業から6年で初期の借入れ3000~4000万円を返済し、2015年11月には新規店を出店した。従業員はマネージャー9人と常勤10人、パートタイム12人の31人。30~40代に見える女性経営者に独立系書店の展望を訪ねると、「とても楽観しています」という答えが返ってきた。

### 日本にも現れる書籍店

日本でも最近創業した個人書店が、新聞や雑誌でよく取り上げられている。それぞれ出自も、ビジネスモデルも違うが、意外と定着しつつある店がある。

こうした店の一つ、東京都杉並区荻窪で創業したTitleは、2018年1月で開店から2年を迎えたが、今のところ当初想定通りに、少ないながらも利益を計上しているという。

Titleはほとんどの商品を大手取次の日本出版販売から仕入れているが、取次が自動的に新刊書籍を送ってくる「配本」は受けていない。店内にある本はすべて店主である辻山良雄さんが選んで仕入れている。

同店があるのはJR荻窪駅から結構距離がある街道沿いで、一見の客が多く入ってくるような立地ではない。辻山さんによると、当初想定したよりも客数は少なく、客単価が高いため、売上はほぼ見込み通りだという。

前を通行する人は思ったより入ってこないが、わざわざ遠くから来店する人が多く、そういう人は辻山さんが作る店の雰囲気や、品揃えに共感しているので、購入する冊数も多く客単価は高くなるというわけだ。

結果として、しっかりと書籍を揃えてお客を呼び寄せているという点では、日本に従来多かった雑誌やコミックスといった高回転率の商材で経営を維持する中小書店というよりは、粗利益に違いはあるが「グリーンライト・ブックストア」に近いモデルだといえるだろう。

もし、日本でアメリカ並みの書籍価格と書店の粗利益率があれば、たぶんベテラン書店人の辻山さんも、将来を「とても楽観しています」といえるのではないかと思わされる。そういう意味で、大手書店が書籍の粗利益率の改善を実現し始めたことは、多くの書店にとってチャンスだといえる。

書店がこのチャンスをつかむために必要なことは、「返品しないこと」である。さらに、出版社と交渉して好条件を引き出すために、共同仕入れや協業化といった工夫も必要になるだろう。

ちなみに、前記のアメリカや、やはり元気な小規模書店が多いドイツでは、それぞれ取次会社が中小書店の共同仕入れをサポートしたり、直接取引の物流を受託するなど大きな役割を果たしている。

雑誌市場が急激に縮小し、いままでの仕組みの限界が物流問題として顕在化している日本の出版業界で、書店の将来を考えるためには、それぐらい大きな方向転換が必要な時期に来ているといえるだろう。

### 電子化の影響

日本で電子書籍元年といわれた2010年から7年あまりが経過したが、電子書籍の市場はコミックを中心に拡大を続けている。

インプレスグループのインプレス総合研究所の『電子書籍ビジネス調査報告書2016』によると、

2016年度（2016年4月1日～2017年3月31日）の国内電子書籍・電子雑誌市場は2278億円で、前年比24.7%増となった。

内訳は、コミックと文字コンテンツを含む電子書籍市場が1976億円で、前年比24.7%増加。最も大きいコミックの売り上げは1617億円で、成長率は同26.6%増、文字コンテンツは356億円、同16.5%増。一方、電子雑誌の市場は302億円、伸び率は同24.7%増。コミックが電子出版全体の7割以上を占めている。

電子出版市場全体の伸び率は2012年が同18.0%増、2013年が同31.9%増、2014年が同39.3%、2015年が同29.4%増となっており、市場規模が拡大するのに伴って、伸び率自体は鈍化したが、インプレス総合研究所は調査報告書の中で、市場は今後も拡大基調が続くとし、2021年度には2016年度の1.6倍に当たる3120億円程度になると推定している。

出版科学研究所の『出版月報』によると2016年1～12月の紙のコミック単行本とコミック雑誌を足した市場（以降、紙の書籍・雑誌・コミックは冊子版、電子書籍は電子版と表現する）は2963億円で前年比9.3%減（前年は8.4%減）だった。

このうちコミック雑誌の売り上げは1016億円、同12.9%減（同11.2%減）、コミック単行本は1947億円、同7.4%減（同6.8%減）と、いずれも前年に比べて減少幅が広がった。

特にコミック雑誌は、1995年の販売金額3357億円をピークに縮小し続け、2017年は1000億円台を割り込む勢いだ。一方この間も微減もしくは横ばいを保ってきたコミック単行本も、2015年から大きなマイナスを記録し始めている。

これに電子版コミックの売上を加えると総額は4580億円で0.8%増となる。前年より電子コミックの伸びが加速したことで、紙の落ち込みをなんとか補った形だ。

コミック市場全体に対する電子版の占有率は35.3%と3割を超え、前年の28.1%より大きく広がった。ちなみに、電子コミックの大部分がコミック単行本の電子版であることを考えると、コミック単行本と電子版を合わせた冊子版+電子版の単行本市場に占める電子版の占有率は45.4%と4割を超えている。

### 紙から電子へのシフトが進むマンガ

コミックにおける紙と電子の動向を、大手出版社の業績から見てみると、こうした出版社の収益構造が大きく転換していることがわかる。

コミックを多く刊行する大手出版社である講談社が発表した第78期（2015年12月1日～2016年11月30日）の決算によると、総売上高は1173億8800万円、前期比0.4%増。このうち書籍が173億6700万円、同1.1%減、雑誌が171億200万円、同2.0%増、そして紙のコミックの売り上げは456億6500万円で前期比10.6%減少した。

一方でデジタルやライツなどの事業収入は283億5300万円、同29.7%増加。このうち電子コミックを中心とした「デジタル」の売上高は175億円、同44.5%増と前年の40.8%増よりさらに大きく拡大。初めて「デジタル」の売り上げが紙の書籍、雑誌を上回った。

そして、「デジタル」の内訳はコミックと文字ものの割合が9対1と、圧倒的に電子コミックが占める比率が高い。電子コミックの売り上げは、金額的に紙コミックの25%程度を占めるようになっており、こうした増減の傾向が続くとしたら、コミック分野では数年のうちに紙とデジタルが

逆転する可能性すらある。

ここ3年ほど、大手出版社における紙のコミックの減収と、デジタル分野の伸長をみていると、コミック分野では紙からデジタルへのシフトが起きているとみてほぼ間違いない。

出版科学研究所の調査によると、2017年1～10月のコミックス（コミック単行本）販売額は毎月マイナスとなり、前年同月比で2桁のマイナスとなった月が6カ月あった。これほどコミックスの市場が急速に縮小していることについて、大手取次の役員が上半期の中間決算発表の記者会見で「この半期で最も衝撃的だったのがコミックスの落ち込みだった」と発言した。

これまでは、コミック作品のテレビドラマやアニメがヒットすると、視聴者がその作品の過去の巻も購入することで、冊子版コミックの大きな売り上げに結びついていたが、最近はそうした広がりがみられなくなりつつあるといわれる。

コミックスの電子版は、1990年代後半から2000年代にかけてのいわゆる「ガラケイ」向けケータイコミックの時代に、多くの出版社にとって収益事業になっていた。

しかも、ケータイコミック時代は、市場規模が400～500億円に達しても、その影響で冊子版コミックス市場が縮小することは全くなかった。コンテンツを紙から電子に転用することで、紙の市場に電子の市場がプラスされるという、出版社にとっては有り難い状況であった。

このため、コミックを出す出版社の多くは、早い段階から電子化を積極的に進め、大手出版社、中堅出版社などでは人気作品を含めて、新刊は当然として、既刊も含めてほぼすべてのコミックスの電子化が完了している。

このように出版社が積極的に電子化を進めたことで、新刊は紙と電子の同時発売（サイマル出版）が一般的になり、多くの過去作品も電子化を完了している。このため、既刊のコミック単行本が紙ではなく、電子で購入されることが増えている。

実際に、出版社や書店などの関係者からは、店頭で紙版の「既刊の売れ行きが悪い」という話をよく聞くようになった。

### 電子化で広がるコミック市場

一方で、コミックの電子配信が拡大することで、かつてコミックを読んでいた大人が過去の作品を改めて読み直したり、話題になっている作品を、対象の性別・年齢にかかわらず多くの読者が読んだり、紙版だと数十巻に及ぶ作品を、保存スペースの心配をせずに読むことができるなど、コミックは新たな読者層を獲得している。また、電子版がきっかけになって紙版の売り上げが伸びるというケースも出ている。

出版科学研究所は「紙&電子コミック市場2016」（『出版月報』2017年2月号）の中で具体的な例として講談社の『食料人類』や『生贄投票』などをあげている。両作品は講談社がコミックや小説の投稿サイト「エブリスタ」と共同で運営しているウェブコミック誌『eヤングマガジン』に連載された作品で、ウェブ上ではほぼ無料で読むことができるのにもかかわらず、『食料人類』は初版1万5000部だった紙版の1巻がネット広告によって20万部を突破したという。

紙版の少年、青年誌では掲載しにくい「エロ」「グロ」系の作品や、通常大きな売れ行きが見込めない社会的な内容の作品が、ネットに掲載されて拡散することで、紙版の需要を押し上げるという効果も現れている。

### 深まる流通危機と書店の収益改善の動き

ただ、こうした相乗効果がある反面、テレビドラマなどを見て原作に手を出すような比較的ライトな読者は、紙版を買わずに電子版を購入する傾向が強くなっており、市場全体を見ると、現在のところ、電子版の影響は紙版の販売にとってプラス面よりマイナス面が大きく現れているようだ。

前半でみてきたように、この20年あまりで日本の出版流通を支えてきた雑誌の市場が縮小し、そのことが出版流通の危機を招いている。コミックは雑誌と同様に流通面から見ると効率の良い、収益性の高い商材であることから、電子化の影響で冊子版の市場が急速に縮小すれば、さらに出版流通の危機に拍車をかけることになる。

電子化の影響が雑誌、そしてコミックスに及んできたことで、雑誌に依存した流通体制が崩れようとしており、そうした中で書店サイドからは書籍の収益性を改善しようとする動きが出てきているのである。



## 書評

# 山口謠司『日本語を作った男 上田万年とその時代』 (集英社インターナショナル 2016年)

柴田 秀一\*

### はじめに

もう四十数年前の事だった。第二次大戦中の疎開の様子がテレビ画面から流れていた。その当時の、勿論白黒のフィルムで、蒸気機関車が着いた駅の名が平仮名で書かれていたのに、中学生の私は何処の駅名だか分からなかった。「ふふか」いや、この時代右から読んだ筈だ。すると「かふふ」。どこの事だろう。

駅は「甲府」であった。ひらがなだと「かふふ」と書く。「甲」は文字で書くと「かふ」となる。「ましよう」は「ませう」と書いた。「文字として書く言葉」と、「喋る言葉の音」が何故昔は違っていたのか。「旧仮名遣い」である。どうしてそんなに面倒臭い、分かりにくいことを終戦までずっとやっていたのかと感じた瞬間だった。そして高校生となって文学史の時間に「言文一致」運動を知った。運動を広めた小説家の二葉亭四迷、坪内逍遙、山田美妙、尾崎紅葉……。

本書はそういう人達が執筆活動をした時代に、日本語を言文一致で国家として統一することに奔走した日本人初めての博言学（言語学）者である上田万年（うへだ・かずとし 1867～1937年）の生きた明治の時代を描いた、言文一致運動の記録である。と同時に、明治時代に言葉を記した書物の出版と流通の様子を記したメディア史の本でもある。

### 本書の構成

#### 第1部 江戸から明治～混迷する日本語

- 第1章 明治初期の日本語事情
- 第2章 万年の同世代人と教育制度
- 第3章 日本語をどう書くか
- 第4章 万年、学びのとき
- 第5章 本をあまねく全国へ
- 第6章 言語が国を作る
- 第7章 落語と言文一致

#### 第2部 万年の国語愛

- 第8章 日本語改良への第一歩
- 第9章 国語会議
- 第10章 文人たちの大論争

---

\*しばた しゅういち 日本大学法学部新聞学科 教授



- 第 11 章 現言文一致への道
- 第 12 章 教科書国定への困難
- 第 13 章 徴兵と日本語
- 第 14 章 緑雨の死と漱石の新しい文学
- 第 15 章 万年万歳 万年消沈
- 第 16 章 唱歌の誕生
- 第 17 章 万年のその後

### 【明治の国作りと言葉作り】

「舞姫」「高瀬舟」等を著し、立派な八の字の鼻髭を蓄えた陸軍の森凜太郎（鷗外）医学博士（46）が、1908（M41）年「臨時仮名遣調査委員会」第4回会合で、2時間に亘り言文一致に反対する演説をぶったところから本書は始まる。「鷗外」は当時、仮名では「あうぐあい」と書いた。だれの名前か分からない。鷗外はゲーテ（Johann Wolfgang von Goethe 1792～1832）のことを「ギョオテ」と書いた。

「ギョエテとは俺の事かとゲーテ云い」との「変な表記」の代表のような川柳を覚えていたが、万年の憧れた齋藤緑雨<sup>①</sup>が鷗外を揶揄した言葉として本書中後半に出てくる。

日本語を記すには、明治時代は大きく分けて3通りの方法があった。平安時代から通じる「和文脈」、それまで公文で使われていた「漢文訓読体（漢文訓読体に間に和語を加えた雅俗折衷体もある）」と「言文一致体」である。

何故、明治時代「喋る言葉」と「書く言葉」が一緒になった方が良かったのかを著者は、明治維新＝近代国家への道として、分かり易く書く。

「方言改良論」（1888・M21年 青田 節 あおた・せつ著）のエピソードを引いて、「東京から福島に行く汽車内で、青田のほかには英国人と仙台出身の女性がいた。仙台出身の女性の話す言葉（方言）は全く理解できず、それに対し、英国人とは少しばかり英語ができるだけで話が通じた」という。東京の人間は同じ日本なのに東北の方言が全く理解できず。わずかな英語の知識で外国人のほうに話が通じるという、なんとも笑えない状況だった。

では、江戸時代、参勤交代で来ていた大名同士は意思が通じたのか、江戸城に行っても言葉が分かったのか。それは、共通の教養として「能楽」を嗜んでいたからで、それは候文（そうろうぶん）で記されており、彼らには共通する分かる言葉があったのだ。ところが市井の人には共通語がなく容易に意思の疎通が図れなかった。もし軍隊で兵に命令する隊長の言葉が分らなければ、統率が取れない。

近代国家、中央集権国家として国が発展するためには、言葉の統一が不可欠であった。

### 【外国人から日本語を習う、そして留学、国家主義の言語】

上田万年は東大で、いわゆる「お雇い」英国人のバジル・ホール・チェンバレン（Basil Hall Chamberlain 1850～1935）から博言学（現在の言語学）を学ぶ最初の日本人となる。チェンバレンは日本人の学生に日本語文法を教えた。外国人に日本語を教わるのは、滑稽ともとられるが、当時日本には比較言語学などもない。チェンバレンは11か国語を習得した語学の天才であり、「古事

記」の英訳をしたことで知られるが、アイヌ語の研究もし、アイヌ語が完全に独立した言葉で日本語とは同系統の言葉ではないと書き、このことは後にアイヌの研究をする金田一京助（1882～1971）もその説に誤りがないと明らかにしている。

そうした優秀な師から教えを受けた万年は、政府の命で1890（M23）年から1894（M27）年ドイツに留学する。大日本帝国の国語の創設と博言学的な日本語研究の推進という二つの目的を持ち、ベルリンで研究をした。

ドイツでは大出版社（ノーベル文学賞受賞作家を3人出したS・フィッシャー）が出来、印刷・出版が文化の形成に大きな役割を果たしていた。また、そこで万年は、国家と国の言葉の統一が必要との考えを持つ。それは、ドイツが鉄血宰相ビスマルクによって領土を拡大し、その間「ドイツ語浄化運動」と呼ばれる母国語の統一活動をし、ゲーテや、日本人には「ベートーヴェン交響曲第9番合唱付き」の歌詞で良く知られるシラー（Johann Christoph Friedrich von Shiller ヨハン＝クリストフ＝フリードリヒ＝フォン＝シラー 1759～1805）達がそれを広めた。そうした歴史の後にドイツ留学をした万年は言語が国家をつくり、その言語の統一を見ることが必要であると考えた。フランスでも同じように言語の統一が図られていた。

今であれば、多様化、グローバル化の世の中であるが、明治時代にはこうした国粹主義的思想はごく普通に考えられ、急進的な人たちもまたいた。

果たして、万年の帰国後3年の1900（M33）年、文部省はこれまであった、「読書」「作文」「習字」の3つをまとめて「国語」という科目を作る。著者は、まさに「朝廷—幕府—藩」という旧体制を脱して「大日本帝国」という国家の体制が「国家」「国民」「国語」という新しい次元に変化したことを意味するものでもあったと述べている。

### 【言文一致と新しい仮名遣いに向けての努力】

1897（M22）年、万年は「国字改良会」を発足させ、「国家こそが言語に責任をもって対処すべき」との主張を展開する。

万年は古代日本語では「はひふへほ」が「パピプペポ」と発音されて、それが「ファ・フィ・フウ・フェ・フォ」になり「ハ・ヒ・フ・ヘ・ホ」に変化したとの説を比較言語学の立場から述べた。これは、のちに万年の最も大きな記念碑的論考となる。

そして、更に1900（M33）年3月「言文一致会」を作り、万年は「卒業」を「そつぎょー」、「入学」を「にゅーがく」と「ー」のばす音、長音符（音引きともいう）のルビを初めてふった。

この長音符を含む字音仮名遣いは1900（M33）年、文部省が小学校令施行規則で定めた字音仮名遣い表で使われている。「ちゅう、ちゃう、てう、てふ」はすべて「ちょー」とするという。

これには漢文の素養のある人たちは反対した。つまり漢字によって「灯」は「チャウ」、「召」は「テウ」、「蝶」は「テフ」ときちんと書き分けてきたのだと合理性を主張する。

更に、1903（M35）年文部省内に「国語調査委員会」が設置される。万年が描いていた「国語会議」の具現化であった。その後、新旧仮名遣い対照表が発表されると、今よりもっと言文一致が進んでいて、「仮名遣いの改訂わ、国語教育の重大な問題である」と主格の「は」はすべて発音と一致して「わ」と書かれていたのだ。

こうして、文部省は、国語の仮名遣いを発音主義で改定することを決め、手続きが行われ、高等

教育会議で賛成多数で可決された。これで、新仮名遣いは、教科書に載る手筈であったが、文部省参事官をはじめ、枢密院、貴族院に反対者が出た為、時の牧野文相は西園寺首相と相談し「臨時仮名遣調査委員会」を設置し直し討論が行われた。その第4回、上田万年が司会をした回が本書の書き出し（序章）で、万年が言文一致の字音仮名遣いを通そうとしていた会議での森林太郎・鷗外の新字音仮名遣いの反対論の演説なのであった。

この委員会では賛成、反対あり委員会としてどちらに決するという空気ではなかったにもかかわらず、政府は委員会に対する諮問を撤回し、新仮名遣いではなく旧仮名遣いに戻す決定をした。ここに言文一致の仮名遣いの改訂はとん挫したのである。

### 【むすびに】

本書は、「大した不幸もなく、大した栄誉もなかった人の名前は忘れられやすい。東京大学で日本人で初めて言語学を教えたというくらいでは、歴史に名は刻まれないであろう。」と著者は書きながら、堂々500頁以上書いている。

上田万年とその時代との副題の通り、木版刷りの瓦版や浮世絵が発達したため、日本では金属活字導入が遅れたという特殊事情と、古くから日本橋にそうした木版の出版・書店があったが、銀座の大火で版木ごと燃えてしまい、専門学校等が多くあった神田神保町に新書店が移ってきた事などメディア史の一端を見る興味深い事柄が書かれている。

また、1890（M23）年 帝国議会開催で議事録をとる為、日本独自の速記開発されそれが、録音機などない時に落語の芸を書きとることに役立ち、更には、言文一致に窮した二葉亭四迷が坪内逍遙に相談に行くと、坪内は三遊亭円朝（1839～1900年）の落語通りにやってみたらいい。と言ったという。それで速記起こしの文章のように書いたので、実は言文一致のルーツは意外にも落語であった。だが、知識人たちの和文（和歌、古典）でもなく、公文の漢文書き下しでもない、誰が聞いても分かる表現であったから笑えるのは至極当然のことで、意味が分からなければ笑いも起きない訳なのだ。

万年の主張通り明治時代後半に言文一致が確実に行われていれば、どうであったろうか。

小職は、新聞協会にある用語懇談会で10年ほど幹事を務めていたが、戦後も外来語の字音主義が統一されていないのに苦労した。「ウオッカ」「マネジャー」「パーカ」「コンピュータ」はそれぞれ「ウオッカ」または「ウオッカ」「マネージャー」「パーカー」「コンピューター」としか言っていないのではないかと数年間協議して、ようやく用語集の改訂が認められた覚えがある。この時も本書中にある「ギョエテとは・・・」の川柳を引き合いに出して字音主義をとるべく説得したのだが、簡単にはいかなかった。活字は一字でも少なく表現したいという意見も根強かった。

言葉は移ろいやすいものであるが、意識的に変えようとするとは時間と労力がかかるものであるのは万年の100分の1の努力もしていない小職にも少しは理解できる。

(1) 斎藤緑雨（1867～1904年）「東西新聞」「今日新聞」「萬朝報（よろずちようほう）」等新聞ジャーナリズムを渡り歩いた。戯文批評に才筆を振るい文壇人を辛辣に揶揄・批判した。（日本百科全書ニッポニカ

より抄)

著者 山口謠司 (やまぐち ようじ) 大東文化大学准教授 博士 (中国学)

1963年長崎生まれ 大東文化大学卒業後、同大学院、フランス国立高等研究院人文科学研究大学院に学ぶ。ケンブリッジ大学東洋学部共同研究院などを経て、現職。専門は中国及び日本の文献学。「ん 日本語最後の謎に挑む」(新潮新書)、「てんてん 日本語究極の謎に迫る (角川選書)」、「となりの漱石」(ディスカバー携書)

書評

村上聖一『戦後日本の放送規制』  
(日本評論社 2016年)

笹田 佳宏\*

日本で放送が開始されたのは1925年3月22日、社団法人東京放送局（翌年に社団法人日本放送協会）による中波ラジオからである。当時、無線を律していた無線電信法（1915年制定）では、無線電信、無線電話は「政府之ヲ管掌ス」（第1条）とし、政府による無線の独占を規定していた。無線電信法では、放送という概念は想定されていなかったが、逋信大臣（当時）の行政措置として東京放送局が私設許可を受けて始められた。放送が誕生した1925年3月は、帝国議会で普通選挙法が成立する一方で、治安維持法も成立した時期でもある。新聞、書籍・雑誌は、既に新聞紙法、出版法等によって内務省による厳しい統制下に置かれていた。『20世紀の放送史』（NHK編、2001）によれば、「新聞雑誌に掲載を許されたり、各種集会での議論が認められているような事柄でも、放送の場合は許可されないという場合が少なくなかった」と記されているように、放送は開始当初から、政府による厳しい規制を受けていた。

戦後、「表現の自由」を規定した日本国憲法が制定され、新聞、書籍・雑誌に対する規制は廃止されることになった。一方、戦後の放送制度は、1950年に成立した電波法、放送法、電波監理委員会設置法のいわゆる電波3法によって確立する。これによって日本放送協会（NHK）に加えて、民放開局の道が開かれることになった。しかし、戦後も放送は放送法によって、一定の規制を受けることになった。また、電波監理委員会は、放送行政に要求される政治的中立性や公平性を確保するために、放送の規制監督は政府から独立した合議制の組織（独立行政委員会）が担うべき、とのGHQの考え方から設置された。しかし、連合軍による占領が終了し、日本が主権を回復するとともに、電波監理委員会は廃止されることになる。廃止後の放送の規制監督は、郵政省（現総務省）という、大臣を長とする独任制の組織が担っている。アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国などOECD加盟国の多くは、独立制をもった機関が放送の規制監督権限を担っている。各国とも放送は何らかの規制を受けているが、独任制の組織が規制監督権限を持っている先進国は少ない。こうした点は日本の放送の特徴であるともいえる。このように、放送の歴史は、放送規制の歴史でもあると言える。

本書は、戦後から現在までの日本の放送規制を研究したものである。筆者の博士論文に加筆・修正を加えてまとめたもので、放送規制を大きく内容規制と構造規制に区分し、規制が放送事業者や放送番組に与えた効果と影響を実証的に検証した。主要な分析対象は、民放とNHKの地上波テレビ放送としている。章立ては、第1章「課題と視角」、第2章「放送規制の概要」、第3章「戦後の放送制度の形成と展開」、第4章「放送規制と資本・経営構造の関係」、第5章「放送規制と番組の関係」、第6章「公式な経路を経ずに及んだ影響」、第7章「多メディア化と放送規制の変容」、第

---

\*ささだ よしひろ 日本大学法学部新聞学科 准教授

8章「結論と含意」となっている。

筆者は本研究について、「従来の規制研究では、内容規制に焦点が当てられることが多かったが、実施的な効果を考えれば、間接的な規制（構造規制）による影響を考慮することも不可欠である。このため、内容規制・構造規制の双方の機能について総合的に検討を加え、放送番組との関係について分析を行う」（34頁）としている。本研究は、内容には直接的には関わらない、構造規制による影響にも考察を加え、内容規制・構造規制の双方の機能について、時系列的かつ網羅的に検討を加え、放送事業者や放送番組に与えた影響を分析する点において、今後の放送規制研究に新たな視座をあたえようと考えられる。

構造規制については、その規制のねらいである放送事業者の「多元性、多様性、地域性」の確保に着目し、地域免許制度・放送対象地域といった参入規制と、マスメディア集中排除原則という資本規制の2種類の規制を軸に、規制の効果について検証している。結論としては、「放送事業者の資本・経営構造に対する効果に関しては、放送事業者の数やその放送エリア、資本構成といった外形的な点のみに着目すれば、規制の目標となる指標はおおむね達成されている点を確認することができた」（381頁）とした。しかし、その一方で、放送制度が正面から規定していない民放のネットワークの存在が実質的な多元性や地域性に影響を与えたと指摘する。ローカル局と東京キー局が、規制の範囲内で資本・経営面で結び付き、取材・報道から番組供給まで幅広い分野で、緊密な関係を構築してきたことにより、「構造規制は、放送事業者の系列化（多元性や地域性の低下）に歯止めをかける点では、一定の限界があった」（382頁）とした。さらに、ローカル局の自社制作番組比率からの考察では、「資本面での多元性や地域性が自社制作比率の高さに結びついている傾向は見られなかった。そして、構造規制が番組編成に十分な影響力をもたらす得ない大きな理由として、資本・経営面で指摘した点と同様、民放ネットワークを媒介にしたキー局とローカル局との関係があることが分かった」（383頁）とした。さらに、1990年代以降、マスメディア集中排除原則の緩和なども加わることによって、「構造規制は、放送事業者の資本・経営構造の面でも、番組編成の面でも、『多元性、多様性、地域性』を確保する点では、その機能に一定の限界があった」（384頁）と結論づけている。

内容規制に関しては、番組内容に関する行政指導や再免許の審査に用いられる番組調和原則などについて考察した。行政指導に関しては、放送事業者が番組制作のあり方の見直しなどを行ったとしても、「行政指導の効果によるものか、あるいはそれ以外の要因によるものか、判断することは難しい」（385頁）などとし、さらに、行政指導が頻繁に行われた時期と全く行われなかった時期があることなどから、「行政指導によって番組内容が向上したといった根拠を見出すことは困難である」（386頁）と結論づけている。また、番組調和原則の機能についても、2010年の放送法改正で放送事業者ごとに、教養、教育、報道、娯楽といった種別の公表が義務付けられるまでは、実態的には機能してこなかったとし、「内容規制は、執行手段の正当化でさまざまな問題を抱えていた上、その効果でも限界があった」（386頁）と分析した。

構造規制、内容規制ともに規制がもたらした効果は限定的だったとしながらも、筆者が目にしたのが、規制を背景とした非公式な経路を通じた影響力の行使である。一つは、構造規制（参入規制）を背景とした一本化調整と呼ばれる、放送免許時の政権与党の関与である。1957年10月の田中角栄郵政大臣の一斉予備免許から1990年代まで、時代毎に一本化調整の実態を考察し、政権与

党・規制当局と放送事業者に密接な関係が形成されていった実態を明らかにした。

政権与党・規制当局は、「そうした関係性を利用して放送事業者への実質的な規制を行うことが可能だった」(387頁)とし、番組面への非公式な影響力行使がしばしば発生したと指摘。具体的には、1960年代から1970年代にかけては、RKB毎日放送の『ひとりっ子』の放送中止など、政治的な争点を扱った番組に対して、政権与党が非公式な形で影響力を行使し、番組が中止・打ち切りとなった事例を考察した。さらに、1980年代半ば以降は、非公式な形での影響力行使は減ったものの、行政指導の件数が増加したとしている。こうしたことから、「放送事業者への影響力という点では、構造規制を背景にした『実質的な規制』が、機能が限定された公式の内容規制よりも実質的な影響力を及ぼしたと捉えることができる。さらに、そうした手段を用いることによって、規制を行う側にとっては、『表現の自由』との関係で微妙な問題をはらむ直接的な規制の発動を避けることができた」(387頁)とし、「放送規制は、制度上、あるいは制度の公式な運用上は、『緩やか』であっても、実質的な影響力は必ずしも小さかったとは言えない面がある」(388頁)と指摘した。

最後に、分析を通じて筆者が考える放送政策の方向性を整理している。放送規制が限定的な効果しか上げることができないなか、非公式な影響力が行使されてきたことは、「規制を通じて達成されるべき放送のあり方や放送規制の理念・目標が十分に議論されないまま、その時々状況に応じて、規制当局が後追いの規制を定め、執行してきた点にある」(400頁)とし、まず、「規制目標・理念の明確化」を掲げた。あわせて規制機関を、現在のような独任制の機関に委ねてよいかについても検討を行うべきだとした。

その上で、構造規制については、「その効果に比較して、その副作用あるいは弊害が無視できない程度に大きい」(405頁)として、「民放のネットワークの機能を含めた放送事業の構造を十分に把握した上で、過度の系列化を防止するための規制を再検討することが求められる」(406頁)とした。また、内容規制については、放送の「多元性、多様性、地域性」を確保するための方策として、「放送事業者に対して地域番組の編成比率の目標を示す」(407頁)。個別番組に対する対応として「行政手続きの適正化をさらに進め、行政指導の透明性・客観性を高める」(407頁)といった方向性を示唆している。

## マクロン革命と奇跡のメディア —左右超克の新時代を創造する—

伊藤 英一\*

- 1、音声を介してのメディア ～音読、朗読、演劇、演説、聞くこと～
- 2、紙のメディア① ～本～
- 3、紙のメディア② ～新聞、雑誌～
- 4、電子のメディア ～ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ…～
- 5、独自メディアへの道 ～政党ジャーナリズムへの回帰と新生～

ほんの三年ほど前には、ほとんど無名の存在だった30歳代の人物が、「天空をつかさどる神ジュピター」になぞらえられるまでに飛翔し、今春、フランス共和国の大統領に選出された。歴代最年少39歳で大統領となったエマニュエル・マクロンは、若々しくエネルギーで縦横無尽な活躍ぶりを見せ、国内的には「口にしたことは総て実行する」と全公約の即時断行に着手するという革命的な政策を展開、ヨーロッパのリーダーと目される存在となりつつある。

メディアが久方ぶりに底力を発揮して、このマクロンを三年足らずの間にスターダムのトップに押し上げたのだから、フランスを世界に羽ばたかせる華麗な活躍を支えるのは当然かと思いきや、逆に枝葉末節の言葉尻を捉えて、もっぱらマクロンの足を引っ張り、メディアの底の浅さが露呈している。革命を眼前にして、昔のように血が流れる訳でもないのに、いざとなると腰が引けてしまうのはメディアの方なのだ。これまた、昔からメディアの世界で見受けられたデジャヴュ (déjà-vu)、どこかで見たことのある光景で、なかなか興味深い。しかし、一部（あるいは全部）メディアの非建設的・非生産的な動きに怯むことなく、正面突破を仕掛け、主体的・能動的にメディアを動かしてしまうマクロンの動きからは、世界の未来を主導する人物として嘱望されるような歴史的時軸の確固とした基盤がうかがえると同時に、メディアについて考えさせられることが多い。

大統領就任間もない2017年5月29日には、ロシアのプーチン大統領をヴェルサイユ宮殿に招き会談した。イタリアのタオルミネで開催されたG7からもクリミア問題で排除されたままのプーチン大統領を（本来はG8の筈なのに）、そのG7の2日後にフランスへ招くという心憎い演出であった。ただ、一時間近くの記者会見に共同で臨みながら、ほとんどマクロンの独演会で、プーチン大統領はマクロンの隣で静かにしている珍しい光景が見られた。それでも、直接の1対1のコミュニケーションを活用し、ピョートル大帝時代に遡る仏露の歴史的関係の長さや深さが掘り起こされていた。フランス大統領選を通じて候補者中、一貫して最も厳しい対露路線を貫き、ヴェルサイユでも、クリミア問題やフェイク・ニュースへの疑念での溝は埋まらなかったものの、少なくともネット等を介してギクシャクしてきた両大統領の信頼関係は大きく改善され、仏露両国の歴史に裏打ち

---

\*いとう えいいち 元日本大学法学部新聞学科 教授



されたものとなった。

また、6月1日に米国のトランプ大統領が「気候変動抑制に関するパリ協定」から脱退する旨を表明すると、即刻、マクロン新大統領は狭隘な一国優先政策よりも地球的視野に立った政策が優先されるべきとして、英語による反対演説をネットで流し、加えて「MAKE OUR PLANET GREAT AGAIN」とツイート、39万件を超える♡いいね」を獲得した。<sup>(1)</sup>トランプが選挙キャンペーンで使ったスローガン「Make America Great Again」をもじったのだ。

しかし、マクロン自身はツイッター活用には消極的で、むしろ否定的ですらある。彼が好んで選択するメディアは、直接的に面と向かって談じる、それこそ文字通りの面談であり、あるいは聴衆に呼びかける演説なのだ。

また、G7、G20と続いた多角交渉の場では、握力自慢のトランプ大統領から求められた握手に、何気ない顔で平然としながらも強力に握り返して、完璧に打ち勝った。加えて、パリ協定脱退に関する逆ツイートの件もあり、仏米関係への悪影響が懸念される局面もあった。しかし、7月13日、トランプ夫妻をエッフェル塔のレストラン、ジュール・ヴェルヌに招待した上、フランス革命記念日にあたる翌14日にはシャンゼリゼでの仏米合同軍事パレードを両大統領が並んで閲兵した。米国独立戦争へのフランスの協力から、第一次世界大戦で米国参戦により救われたフランスへの回顧まで300余年に及ぶ不変不動の仏米関係を、直接的なメディアを用いて演出したのだ。第一次世界大戦時の米国陸軍の制服を身にまとった懐かしのサミーズの行進や、凱旋門の上空を通過する仏米合同編隊の勇姿にトランプ大統領も満足げであった。多角交渉の場では、孤独に近かったトランプ大統領の隣に立って、今から100年前にフランスを助けてくれた強くて頼りがいのある米国を持ち上げたマクロン大統領に、フランス国民の中にはいささか遣り過ぎではとの不満もあったと思われる。ともあれ、仏米の300余年にわたる揺るぎない友好関係はパリのシャンゼリゼで再確認されたといえよう。

厳しく迫って、優しく遇する。バランスの取れた外交的な発想は、フランス国内政策を巡っても同様に生かされている。

革命的とも言える労働法の抜本的改正に対しても、フランス恒例のデモやストライキは、参加者は想定より遥かに少なかった。新聞・テレビなどのメディアは散々煽ったりしたもの、意外に反対運動は盛り上がっていない。日曜日の労働禁止の緩和策反対と叫んでみても、サラリーマンやOLの71.3%が日曜日に働いたことは一度も無いと答えるフランスの現状について、これからも通用するとは思っていないのだろう。<sup>(2)</sup>

デモを呼びかけていた「屈しないフランス (la France insoumise)」党のメラシオン党首にしても、11月21日、エリゼ宮でマクロン大統領と会談した後、「議論が楽しかった。問題から逃げない彼と話ができるのは素晴らしい。(オランダ前大統領のような)ウナギと議論しているような感じはなかった。」<sup>(3)</sup>と嬉しそうに語っている。ここでメラシオン党首が「議論が楽しかった」と話しているのは、何気ない御愛想に過ぎないと思われるかも知れない。が、今回のフランス大統領選第1回投票に臨んだ予選候補者の内、桁外れに語彙が豊富で明瞭だった候補者がメラシオンで、むしろマクロンは情緒的な言葉使いであるとスタンフォード大のセシル・アルデュイ (Cécile Alduy) 教授は分析している。<sup>(4)</sup>メラシオンが手放しで会談後の感想を述べることは、議論の内容の高さを示している。同時に、マクロン大統領の1対1の議論が、対話者にとって魅力的なもので

あることも想像される。マクロンと話した後は、彼との話に魅惑 (charmé) されたとか、誘惑 (séduit) されてしまったとの表現がメディアに頻出する。マクロンの父によれば、実の肉親から見ても周囲を巻き込む魅惑があったそうで、息子のエマニュエルは「椅子ですら誘惑してしまいかねない (son fils séduirait une chaise)<sup>(5)</sup>」ようだったと回顧している。「惚れ申し候」とは、西郷隆盛が勝海舟について記した印象であるが、相手を蠱惑して巻き込んでしまうのがマクロンらしい。

ところで、本筋から若干ずれてしまうが、日本の新聞メディアなどでは多くマクロン大統領の不人気振りを伝えたがる傾向がある。しかし、労働法をはじめとした全方位的な改革を断行しつつある段階での人気・不人気の判断は注意を要する。

例えば、11月23日付けのフィガロ紙は「米国投資家はエマニュエル・マクロンの魅力に参っている<sup>(6)</sup>」との見出しで、「在仏米国商業会議所の調査によれば、フランスで50万人を雇用する米国系4千社の72%が、フランス経済の見通しに積極的」であると報じている。マクロンの経済政策への肯定的評価をプラスに受け取る新聞メディアがある一方で、否定的、あるいは揶揄を含む皮肉を交えて伝える向きもあることは勘案しておく必要がある。

むしろ、これだけの犠牲を伴う改革を断行している段階で、4割前後の支持を受け、57%が好印象を抱き<sup>(7)</sup>、逆にフランス伝来のストライキなどの動きが全く盛り上がらない実態こそ注目すべきと思われる。社会党系支持者の66%、共和党系支持者の63%と、左右の問わない層から好意的な印象を受けているのだ。

ところで、本筋に戻って、弱冠39歳のマクロンが生まれて最初に受けた選挙で一挙に大統領に選出されるだけに留まらず、マクロン新党の若者たちが国民議会の過半を占め、既存政党は往時の姿を失ってしまった。大幅に刷新された世代が、これからのマクロンの改革を支えることになったのだ。

このマクロン革命という奇跡を生んだメディア、あるいはメディアの奇跡を、順次、追ってみよう。

### 1、音声を介してのメディア ～音読、朗読、演劇、演説、聞くこと～

『「大きな声で」、祖母の傍で本を読む。これが、5歳になったマクロンの日課だったという。今では少々忘れられている作家だが、祖母が愛していたジョルジュ・デュアメル、あるいはモリエール、ラシーヌやモーリアック、ジオノを分かち合えたことは、計り知れない贅沢だった<sup>(8)</sup>』、とエマニュエル・マクロンは述懐している。

声に出して読むことと、家族の気遣い、思いやりに満ちた幼少期を振り返りながら、マクロンはレオ・フェレ (Léo Ferré) が歌った「時と共に (Avec le temps)」の中から「余り遅く帰らないで、風邪を引かないで (Ne rentre pas trop tard, surtout ne prends pas froid)」を引用、聴く度に感動させられるという。もっとも、この歌詞は「時と共に、時と共に、みんな去ってしまう。情熱を忘れ、声を忘れ… (Avec le temps, avec le temps, va, tout s'en va. On oublie les passions et l'on oublie les voix…)」と、かなり低く、小さな声で歌われる部分ではあるが。

声と文学への嗜好は演劇にもつながり、14歳、リセ2年生となったエマニュエル・マクロンは、演劇の指導を、当時38歳だったブリジッド先生から受ける。

その時から15年後の2007年、二人は結婚、演劇の趣味も続くこととなった。結婚式での保証人

は、流通業界のパイオニアで新聞人でもあるアンリー・エルマン (Henry Hermand) とマルク・フェラッチ (Marc Ferracci) 教授である。

音読や演劇を通じて、声を出して伝えることに練達を重ねて来たマクロンは、大衆を前にした演説でも多くの人を魅了した。

2016年5月8日、オルレアン市長の招請で臨んだ祭での演説もその一例であろう。そこで、「ジャンヌ・ダルクはシステムに亀裂をいれた (fend le système)」とマクロンは述べて、聴衆の喝采を浴びた、今日のフランスでシステムという、融通がきかない旧弊、非効率で人情味にかけ御役所的体制など、多く否定的な意味で使われている。分断していた当時のシステムを破壊し、左右の区別なく一体に纏め上げることによって、フランスに勝利をもたらしたのがジャンヌ・ダルクだと、マクロンは贅辞を述べたのである。

ただ、この当時、マクロンはオランダ大統領の下で経済大臣であり、フランス政界での格からしてジャンヌ・ダルクに言及するには時期尚早と見る向きもあった (しかし、現地市長に招かれたのだから OK、いや、そこは諸般に配慮して遠慮すべき、と「何処も同じ秋の夕暮」的シーンが展開されたのだ)。当然、演説の内容も抑制を効かさざるを得ない、推敲の重ねられたものとなった。逆に、この制約条件が、マクロンの演説を、国民全体への慎重な配慮の中にも果敢な挑戦への姿勢を感じさせる魅力を放ったのだと思われる。また、若過ぎると軽く見られないようにと少し低く保とうとしながらも、時折、出てしまう若々しい声が魅力的とも評された。

しかし、2016年8月30日、大統領選を睨んでマクロンが経済相を辞すると、これを支持する輿論は84%に達すると同時に、マクロンの発言を抑制するものが外された。

その翌日31日のフランス文化放送のラジオ番組で、フレデリック・サイス (Frédéric Sais) は、マクロンの辞任について、「①システムが腐っている / ②新しさが必要だ / ③新しさとは自分だ (“le système est pourri- il faut de la nouveauté- et la nouveauté c’est moi”）」との三段論法だと解説、マクロンは「成功とは失敗に失敗を重ねても情熱を失わず前進する (“réussir c’est aller d’échec en échec sans perdre son enthousiasme”）」スタイルでチャーチル流だと結んでいた。今日のフランスで、システムとは旧弊、体制、といった意味で使われていることは既に触れたが、マクロンは反システム (anti-système) であるとの立場をとっている。これに対して、マクロンこそシステム側だと批判するものもいた<sup>(11)</sup>のは確かである。ただ、マクロンに言わせれば、システムの是非ではなく、システム側を歩んできたからこそ、システムの悪い部分を熟知しており、その改革ができるのはマクロン自身しかいないということになる。

以後は、マクロンを中心に立ち上げられた党 (アン・マルシュ / En marche! = 「歩こう」とか、「前進」の意味; 「En marche!」の頭文字をとると「EM!」となり、エマニュエル・マクロンのイニシャルに感嘆符が付いたものになる) を基盤に積極的に半年後に迫った大統領選に向けての遊説活動が展開されていった。

枠が外れるメリットもあれば、デメリットもある。何千人もの聴衆と向かい合い演説を繰り返している内に、絶叫型がたたり声帯を壊すことすら危惧されるような状況が続くようになった。

2016年12月10日、パリのヴェルサイユ門に参集した1万5千人を前に、マクロンの全身全霊をかたむけたかのような熱弁は会場を沸かせた。同時に、時として外れてしまう声は周囲に心配をかけ、SNS などでは失笑を買ってしまうような場面もあった。<sup>(12)</sup> 腹の底から絞り出されるような絶

叫と、心のすべてから訴えて行く姿勢は、聴衆の感動を呼ぶ面もあると同時に、先行きに懸念を抱かせた。

ここでマクロンに発声上のコーチ役を引き受けたのが元バリトン歌手のジャン・フィリップ・ラフォン (Jean-Philippe Lafont) である。ラフォンは、一昨年夏にバスティーユのオペラ座で練習中に階段を18段も踏み外して現役引退を余儀なくされたものの、発声のコーチとしては未だ健在なのだ。マクロンの姿勢は真直ぐで正しいが、呼吸は乱れがちだった。横隔膜を使うことは大切だが、腹に呼吸させるわけではない。息を特に吸うという感覚は抑えて、自然に空気が入ってくるにまかせるような状態を保つことが大切なのだ。<sup>(13)</sup> 掌のかすかな香りを嗅ぐような気持ちで、過度に息を吸ったりしない。また、副鼻腔を清潔にしておくことも重要で、そのためには両方の手のひらに微温水をうけて、その水蒸気を吸う程度で十分といった詳細なものであった。<sup>(13)</sup> 以後、演説するマクロンの呼吸は維持され、リズムが適確にとれるようになり、明瞭で、透明感のある声が続くようになったという。

確かに2016年12月10日を境にして、それ以前と以降の演説では発声が全く違っているのは興味深い。マクロンは素直で、よく考えて年長の教訓を吸収する素晴らしい生徒である、との評価が高かったが、その一端がここからもうかがえる。

もっとも、2017年5月7日、フランス共和国大統領に当選して以降のマクロンの演説のように、完璧ともいわれる破綻のない演説が、国民を一丸とするのに適しているのかどうか。むしろ適度に外れてしまう声に熱意を感じる人もいたりするのが、声というメディアの奥深い繊細さなのだろう。

しかし、マクロンの伝記を書いたアンヌ・フルダは、マクロンの最も顕著な特質として「聞く」能力を挙げる人が多い、と記している。「聞くこと、いつも聞くこと (d'être à l'écoute, toujours à l'écoute)」にマクロンらしさがあるという。加えて、耳を傾けて「聞くこと」には、自分を明かさないうで済むという素晴らしく顕著な利点があるのだ。<sup>(14)</sup>

聞くことと、話すことの間にある、間の取り方の御手本のような演説があった。

厳寒のパリ、シャンゼリゼからマドレーヌ教会一帯にかけての道路を埋め尽くした80万人から100万人の人々を前にして、故ジョニー・アリデー (Johnny Hallyday) 告別の拍手をうながしたマクロンによる10分余りのスピーチである。

マドレーヌ教会に入りきれない大勢のファンたちの雑音と不協和音の中、時間をかけタイミング良く間を置きながら、ゆったりと清聴に向かわせ、最後に湧き上がる拍手で一体感を醸し出していた。植民地時代の清算をはかるアルジェリアからのとんぼ返りで、エルサレム問題をイスラエル首相とエリゼ宮で話す合間をぬっての2017年12月9日のことである。

ちなみに、ジョニー・アリデー民衆葬の実況テレビ中継では、TF1 (第1チャンネル) は37.8%の視聴率、ライバルのフランス2 (第2チャンネル) は29.9%の視聴率という昼の時間帯での記録を示した。<sup>(15)</sup> この二つのチャンネル分だけでも計67.7%が視聴したことになり、更にBFMTVの実況テレビは5.6%、情報チャンネルのLCIが0.6%、CNewsが0.5%等々の記録が続いた。

ロック歌手という音で伝える天職がフランスでも完全に根付いていることを改めて実感させる日となった。

## 2、紙のメディア① ～本～

今の世界で、本好きな政治リーダーは多くはなく、中国の習主席のようにフランス訪問中、ロマン・ロランに触れたりするトップは少数派に属する。

マクロンのように編集者として、校閲者として、自ら筆をとる執筆者として実績を挙げてきた人物は珍しい。

本好き、読書好き、それも声に出して本を読むことを好むマクロンの傾向は、前項で既にふれた。ここでは、むしろ編集し、筆をとるマクロンを取り上げてみよう。

2016年11月24日、マクロンは「革命 (Révolution)<sup>(16)</sup>」と題する本を XO 書店から出版している。経済相を辞して2か月余、パリのヴェルサイユ門で演説する直前であるが、これをフランスのラ・ロシェル西方の大西洋にあるレ島 (Île de Ré/ イル・ドゥ・レ) で書き上げたという。俳優で朗読家としても知られるファブリス・ルキーニ (Fabrice Luchini) から借りた別荘に籠ったのだ。ちなみに、通信業界では Île de Ré は、フランスの海底ケーブル敷設船の船名として知られている。

この著書の中で、マクロンは2ページにわたってポール・リクール (Paul Ricœur)<sup>(17)</sup> との出会いと、お手伝いの学生として本当の意味での歴史を学ぶことができた2年間について記している。特に、20世紀を通じて生じた数々の問題の重み、悲劇的だった時々について、理論と現実の間を行き来しながら、世界の流れを解明し、日常の意味を築き上げようとする師匠の姿を追憶している。

アーカイブ的な仕事の助手を探していたリクールに多少の誤解もあって、リクールの著作を殆ど読んだこともないマクロンを紹介したのがフランソワ・ドス (François Dosse)<sup>(18)</sup> 教授だった。しかし紹介されたその日から、リクールとマクロンの波長は響き合ったようで、夜が更けるのも忘れて明かりを燈さないまま話し込んだという。

リクールは、2000年にスイス社から出した「記憶・歴史・忘却 (La mémoire, l'histoire, l'oubli)<sup>(19)</sup>」の冒頭で、文体への的確な批評と考証・注釈の体裁整理にエマニュエル・マクロンが貢献してくれたと、謝辞を記している。この時のマクロンは弱冠23歳の学生だった。

マクロンが頻繁に用いる、「同時に (En même temps)」の考え方は、リクールや、リクールを通じて私淑するようになったミシェル・ロカール (Michel Rocard) との交流を思い起こすと、マクロンの主張するところが良く解ってくる。リクールとロカールからキリスト教社会主義の考えをマクロンは継承しているが、マクロン自身はイエズス会系のカトリック教徒であり、プロテスタントであるリクールやロカールと異なる面もあるが、逆に多文化主義的な寛容性の鍛錬の場にもなったようだ。左の出身であることは確かだが、右でもあり、左でもあると自己定義するマクロンの思潮は、マクロンが一時は編集にも携わったエスプリ (Esprit)<sup>(20)</sup> 誌への彼の寄稿文からもうかがえる。

## 3、紙のメディア② ～新聞、雑誌～

フランスのマス・メディアの大半は、ここ10年程の間に、10人の手中に握られてしまったといわれるが、特に新聞メディアの経営状況は芳しくない。

2010年、ル・モンド紙が経済的困難に直面した際、無料のコンサルタントとしてル・モンド編集局に手を貸したのがマクロンであり、当時はロスチャイルド家の中核であるロッチルド銀行の行員であった。<sup>(21)</sup> この折、ル・モンド紙を傘下に収めたのはピエール・ベルジェ (Pierre Bergé) と他

二人の経営者である。ベルジェは、この2017年9月8日、86歳で逝去しており、日本ではイヴ・サン＝ローラン (Yves Saint Laurent) を支えて来たファッション界の大立者として著名であるが、マクロンのメディア露出が派手になったここ三年程の動きの中で、マクロンを支援してきた有力者でもあった。

ちなみに、このル・モンド買収の件では無料のコンサルタントを務めたマクロンだが、2012年4月中旬、ネスレ社が119億ドルでファイザー社の小児用乳食料部門を買収したような案件まで無料であった訳ではない。

もっとも、経営陣が変わったからといって、ジャーナリストの独立性や報道の自由が揺らがないのが建前ではある。

「順風に帆を揚げて (Le vent dans les voiles)<sup>(24)</sup>」と筆を起こして、マクロン政権が改革の手を緩める様相は全く無い、とした今年 (2017年) 11月6日付けル・モンド紙の記事は世論調査に示される不支持率の高さなど吹き飛ばさんばかりの内容であった。加えて、読者からのリアクションは少ないながらも9件すべてが賛成で、このまま改革を推進すべきとの意見であった。

また、政敵でもあるメランション党首が、マクロン政権半年間の戦いは1対ゼロでマクロンの圧勝と述べたことを伝える10月30日付け同紙記事<sup>(25)</sup>には158のリアクションがあったものの (11月27日現在)、メランション一人の戦いや労働組合の動きの鈍さを反映し、マクロン革命の先行き静観といったものが多かった。

経営陣は変わっても、ジャーナリストは変わらないと言うものの、読者層や周囲の動きは感じられる。

また、先見性と柔軟性豊かだったベルジェ亡き後、ル・モンド買収の折にも噂されたようなマクロンとマンクとの関係も懸念材料の一つである。マンクは、情報社会のエキスパートと自認している人物ではあるが、1970年代後半のフランス情報化政策の失敗を象徴するミニテル計画を推進した責任者であることも記憶しておく必要がある。

このところ、マクロンがフランスのマス・メディアに冷淡であるといった評価が流れたりもするが、マクロンのマス・メディアへの理解は鋭いものがあると分析する学者も多く、いつか「卓袱台<sup>ちゃぶだい</sup>をひっくり返してやるとか、ひっくり返せると考えている (Macron veut et pense pouvoir renverser la table)<sup>(26)</sup>」のかも知れない。

ここで、フランス大統領選に先立つ2年間に、フランスの紙媒体がマクロンを競って取り上げた様相を振り返っておこう。

ル・モンド紙、リベラシオン紙 (Libération)、ロプス誌 (L'Obs; 旧ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール誌)、レクスプレス誌 (L'Express) の4媒体が<sup>(27)</sup>、2015年1月から2017年1月までの2年間に、マクロンを取り上げた記事の件数は8千件を超え、メランション、モントゥブール、アモンの3候補を取り上げた合計件数の7400件を上回った。ル・モンド紙に限って見ても、マクロン候補2000件に対し、3候補合計1900件に止まった。

振り返りついでに、更に2014年にまで遡って同年2月21日付けのル・モンド紙の記事を覗いてみよう。

「ミシェル・マルシャン、パパラッチのミミ (Michèle Marchand, la Mimi des paparazzi)<sup>(28)</sup>」との見出しが打たれた長文の記事である。

そこでは、「フランスの大衆紙／大衆誌はミミ無くして存在しない (La presse people française n'existe pas sans Mimi)」との文がある。ミミと言うのは御年70歳になるミシェル・マルシャン (Michèle Marchand) の愛称だ。

フランスにはガラ (Gala) 誌、パリ・マッチ (Paris Match) 誌、パブリック (Public) 誌、クローザー (Closer) 誌、ヴォワシ (Voici) 誌等の大衆誌が出回っているが。例えばヴォワシ誌が扱うフランス絡みのコンテンツの90%はミミの創設したベストイメージ (Bestimage) 社が取り扱っているという。この会社は「パパラッチの厩舎 (écurie de paparazzis)」とも呼ばれる。

このミミが、2016年春から、マクロン夫妻のメディア担当の一翼を引き受けている。<sup>(29)</sup>ベルジェと並ぶル・モンド紙やロプス誌の出資者であるグザヴィエ・ニール (Xavier Niel) の紹介があったと言われているが、ミミとマクロン夫人は懇意であるとされている。

2016年夏、経済相を辞する2週間程前に発行されたパリ・マッチ誌3509号の表紙を飾ったのはビアリッツの海岸で遊ぶ水着姿のマクロン夫妻だった。若々しい38歳(当時)のエマニュエル・マクロンと24歳年上のブリジッドが一緒になった逆「年の差」カップルを好ましいとするイメージ戦略に、他の大衆誌も競って馳せ参じるメディアの旋風が舞うことになったのだ。この前後、ガラ誌は10回、マリ・マッチ誌は3回に渡って夫妻の姿を表紙に採用している。パリ。マッチ誌の編集責任者が、部数が10倍に急伸することもさることながら、全く無名のマクロン夫妻の知名度が高まり、夫妻の素晴らしさが知られることに喜びを感じたと述べている。

#### 4、電子のメディア ～ツイッター、フェイスブック、ユーチューブ…～

霞が関や桜田門と聞くと、地名であると同時に、そこにある官庁やそこで果たされている機能が思い起こされる。フランスでも同様で、ベルシーと言うと往時のワイン卸業者の倉庫街だった地名ではあるが、セヌの河面に勇姿を映す役所の意味でも使われる。その役所には経済財務省 (Ministère de l'Économie et des Finances) という名前があるのだが、いささか普段使いには長すぎるのでベルシーで済ませるのだ。

2014年8月26日、エマニュエル・マクロンは、経済産業デジタル相 (ministre de l'Économie, de l'Industrie et du Numérique) として、このベルシーに着任した。この初登庁時、マクロンはツイッターのアカウントも開いていなければ、フェイスブックのページも持っておらず、<sup>(30)</sup>若くてデジタル情報分野も管轄する大臣としては周囲に意外感を与えるところもあったという。

しかし、大臣就任後4か月足らずで「経済の成長、活動、機会均等のための法律 (loi pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances économiques)」案を提出、国民議会の反対を押し切ってフランス共和国憲法49条3項適用で強行突破、2015年8月には憲法評議会の審議終了により発効するまでにこぎつけている。今日では「マクロン法 (Loi Macron)」とも呼ばれるこの法により、配車アプリのウーバー (UBER) 利用や商店の日曜開店等々の規制緩和が進むことになった。

この時期、多くの反対に直面しながらも正面から突っ切って行く実行力と、反対派への説得力、テレビやラジオを通じても真っ正直に答えようとするマクロンの姿勢<sup>(31)</sup>に高い評価を寄せられるようになった。同時に、その厳しい意見への反撥が強くなって行く傾向も目立っていく。

ただ、この時期に至るまで、マクロンは一度の選挙の洗礼を受けたこともなければ、マクロン法の例でも解る通り国民議会の反対は強かったものの法として成立させるなど、マクロンは多数派の

支持を求めないで済んできたという稀有な事実は注目に値する。

大臣としての初登庁時に、ツイッターの登録もフェイスブックのページも無かった話は先に触れたが、マクロンには、その必要も無かった、無くて済んだのだ。逆に、顧客の情報は勿論のこと、自分のことも、下手な自己顕示をする暇があったら仕事をやれという世界で、守秘こそ宝という世界にいたのだ。

2017年の大統領選や国民議会総選挙が視野に入ってくるまでは、ツイッターもフェイスブックも必要が無かったのである。

米国のオバマ (Barack Obama) は SNS を活用して大統領に登りつめ、<sup>(32)</sup> トランプはツイッターをヒラリー・クリントン候補より 150% 多く用いることと、その波及効果で米国のメディア業界に活況をもたらすと同時に、大統領としての地位も得られたのかも知れない。<sup>(33)</sup> フランスを含め他の国々でも、多少なりとも似たような現象は見受けられる。

しかし、マクロンに限ってみれば、大統領に就任してからも自分自身はツイッターから距離を置いて来たことが彼の強みでもあり、だからこそ成功し、これからも運命の女神は微笑むのだろう。

2017年11月7日、エリゼ宮でタイム誌 (TIME) と会見を行っている。その模様を報じるタイム誌 HP では、こう記されている。「マクロン自身はツイッターを使わない—統治に必要な距離の類いと整合しない、と彼は鋭く指摘した (Macron himself does not use Twitter—“It’s not compatible with the kind of distance you need to govern,” he says pointedly) <sup>(34)</sup>」。

このところ人気は下降気味なことについても (12月に入ってから盛り返しているが)、マクロン自身に言わせれば、大統領就任直後は何もしなかったから人気があっただけで、<sup>(35)</sup> 実地に活動して人気を失うのなら、それはそれで良い、と彼らしい強気の姿勢が貫徹されている。

この会見の様子は、2017年11月20日号のタイム誌に掲載されており、表紙には「次のヨーロッパのリーダー (The Next Leader of Europe)」とのタイトルが大きく白抜きされている。もっとも、表紙の右下に小さい文字で抜かれた「フランスをリードさえ出来れば (If Only He Can Lead France)」との条件付きではある。この号には、もちろん、皮肉や辛辣な部分も含まれているが、マクロンの挑戦が成功すれば、フランスがより重要な大国になれるだろうとしている点で、<sup>(36)</sup> 改革への期待が込められている。タイム誌は5月22日もマクロンの特集を組んでおり、半年間で2度の特集を出したことになる。

英国のエコノミスト誌 (The Economist) <sup>(37)</sup> も、既に2度の特集を組んでいるが、マクロンの労働法改革には58%の支持があることや、他の改革にも端緒を切り改革への第1関門を突破したことを前向きに報じている。

ここで、タイム誌記載のツイッターの話に戻ると、タイム誌はマクロンがツイッターを使っていれば労働法改正反対の怒りの声を知ることができるのにと記している。<sup>(38)</sup> しかし、様々な意見で八方ふさがりとなり立ち往生してしまった旧来政権の愚を乗り越えることを訴えて登場したマクロンにとって本当にツイッターが有効かを考えれば、いささか疑問を感じざるを得ない。

また、断るまでもないが、マクロンがツイッターを使わないと言っているのは、あくまでも本人による個人的な双方向通信メディアとして使わない、と言っているだけで、例えばトランプ大統領への「MAKE OUR PLANET GREAT AGAIN」とツイートしたことは既に冒頭で触れた。広報的メッセージ伝達手段としてはそれなりに活用していることは明らかだ。



## 5、独自メディアへの道 ～政党ジャーナリズムへの回帰と新生～

ニューヨークにある国連本部での演説や会議に先立って、2017年9月19日、マクロンはCNNのクリスティアンヌ・アマンプール（Christiane Amanpour）のインタビューに応じた。イランや環境問題への米国の対応に再考を促すと同時に、北朝鮮との関係については、「言葉に言葉を返して圧力を高めるのではなく（My point is not to increase pressure by issuing words against words）」、「緊張を緩和し、地域の人々を守らなければならない（We have to decrease tension and protect people in the region）」と訴えている。特に日本を含む地域の人々を保護する必要性を強調した。<sup>(39)</sup>

国連本部会議場での演説は、<sup>(40)</sup>地球的視野に立っての環境保全を訴える格調の高いもので、イラク戦争に反対して再考を訴えた2003年2月14日のドミニク・ドゥ・ヴィルパン（Dominique de Villepin）<sup>(41)</sup>外相の名演説を彷彿とさせるものだった。

しかし、この時、フランスのマス・メディアが問題に取り上げたのは、マクロンが外国メディアであるCNNのインタビューに先に応じたことで、フランスのジャーナリストの面子が潰されたことに絞られた。マクロン側からみれば、ニューヨーク訪問の目的からすれば米国や世界に訴えかけることを優先するのは当然と、鼻先であしらいたくもなるだろう。

その頃のフランスのメディアの関心は、もっぱら十日ほど前の2017年9月9日、アテネを訪問中のマクロンが当地のフランス人会（la communauté française en Grèce）で行った談話<sup>(42)</sup>で用いた三つの単語が不適切だったのではないかということにあった。談話でマクロンが強調した労働法改正の必要性やメリットなど肝心の中身はメディアの眼中になく、ましてや現地のフランス人に訴えた本来の趣旨など、そっちのけにされたままだった。三つの単語だけを切り出して、それらの単語が使われている全体のコンテキストを無視、くたくたと適切・不適切を巡る質疑を繰り返すジャーナリストに囲まれては、嫌気が差して「空回りの議論はやめようよ」と言いたくなるマクロンも理解できる。

マクロンに言わせれば、「フランスのメディアは、話のコンテンツには余り関心がなく、<sup>(43)</sup>上っ面の表現に興味を持ちすぎる」と、フランス・メディアのナルシスト的傾向を強く批判したくもなる訳だ。

話のコンテンツ、中身を理解した上で、その良し悪し、効果・逆効果等々を客観的に伝える、それがメディアに期待される本来の仕事として大切なことである筈だが、それはそれで、なかなか大変ではあるのだろう。ジャーナリストである限り、相応の能力の高さがあるのは確かであろうが、情報・資料を読みこなし、足で調査をし、裏を取り、十分な理解をした上で、それでも残る疑問を質問としてインタビューに臨むには、それなりの努力がいる。

言葉尻を捉えて、他の仲間やライバルの尻馬に乗って、人の足を引っ張る。簡単だし、何となく批判的・客観的な職務を果たしているような満足感に自己充足される。批判的といっても、建設的、生産的、前向きな批判でなければ逆効果でしかなく、言葉尻を捉えることは批判の範疇にも入らない筈なのだが。

「フランスのメディアは全くナルシスト的だ（Les médias français sont “totalement narcissiques”）」<sup>(46)</sup>とマクロンが断じるのも、それなりの背景と裏付けがあることは推測するに難くない。

そこで、いっそ自分たちのメディアを持って、一般メディアを迂回しようという動きが生じて来る。

マクロンが2016年4月6日に創設した「アン・マルシュ！（En marche！/歩こう！/前進！/党名略称のEM!はエマニュエル・マクロンのイニシアルでもある）」党は、2017年5月8日に「共和国アン・マルシュ！（La République en marche！/LREM またはLRM）」党と党名を変更、国民議会で総議席数577の内、309議席という過半を占めるまでに成長を遂げた。党員数は38万人弱である。

この成長の過程でフェイスブックをはじめ、SNSを多用した広報活動を展開してきているが、これを基礎にマクロンや党の意図を汲んだメディアに育てあげようと準備が進められている。ただ、フェイスブックのように強大な力を持つようになった私企業によるネットワークとそのアルゴリズムに依存し、利用者が知らず知らずの内に偏向したニュースに浸って行く傾向を助長し、フェイク・ニュースやプロパガンダに無防備になってしまうことへの警戒感を持っており、痛し痒しというところだ。

一方、メランション側も、2017年「不屈のフランス（La France insoumise/屈しないフランス/FI；ロゴタイプはフィφ）」党を創設、国民議会で17議席ではあるものの、党員数は55万とマクロン創設の「共和国アン・マルシュ！」党を上回り、マクロンのライバルとしての勢いを見せている。ここではユーチューブを中核に用いたメディアを運営しようと動いている。

このような動きがあるからこそ、またこれを反面教師として、社会的標準の目安（repères）としての役割を果たすという本来的なメディアへの再認識が生じ、いずれの党派にも属さない真のプロフェッショナルとしてのジャーナリスト（les journalistes professionnels）が出現して欲しいとの期待も高まるのであろう。<sup>(47)</sup>

残念ながら、フランスでは、アングロ・サクソン流の正当性に立脚したジャーナリズムが育って来なかったという。<sup>(48)</sup>フランスでは、ジャーナリストとしての成功の尺度が、19世紀以来、政治家になるか、作家になるかにあったからと、フランシス・バル（Francis Balle<sup>(49)</sup>）は分析する。要するに、フランスのジャーナリストの目標は自分がジャーナリストであることから脱却することが出世だと思っていたことになる。ジャーナリストがジャーナリストに留まって、同僚としての市民と民主的な議論をしてこそ、その役割の重要性が理解できるのではないかとバルは説いている。<sup>(50)</sup>今更ながらという気もするが、フランスのジャーナリズムが危機に瀕している様相は垣間見える。

2017年12月1日、先の米国大統領オバマはパリのラジオ・フランスのホールで3千人の聴衆を前に演説、熱狂的な歓迎をうけた。1回の講演料が35万ドルで、ニューヨークでの講演料40万ドルよりは安いとされるものの、費用の大半は通信会社であるオランジュ等が負担した。オバマは大統領在任中に6回パリを訪問しており、今回のパリ訪問でも人気は抜群で大成功の様相だった。そこでも「独立したジャーナリズム」<sup>(51)</sup>が重要であることを強調していた。

目標・信念としての「独立したジャーナリズム」は、オバマの言及を待つまでもなく、今回の講演が行われたラジオ・フランスのホールも含むフランスの公共メディアであったORTF（Office de Radiodiffusion Télévision Française/フランス放送協会）、更にはその前身の組織で働く人々にも共有されていたものである。また、公共・民間を問わず、多くのジャーナリストの胸に秘められているものであろう。

ところで、先に、マクロンは選挙の洗礼を一度も受けたことがない、と触れた。マクロンにとって、生まれて以来、最初の選挙が大統領選挙で、そこで当選を果たしたことになる。

しかし、マクロンのように地盤も政治的な経験もない、しかし八方塞がりのフランスを解放しようという意欲だけは漲<sup>みなぎ</sup>った若者を一挙に大統領に押し上げただけでなく、更にフランスの旧態依然たる既存政党の左右を問わず叩き潰して、今春の革命的な政治的状况を作り出す一翼を担っていたのもメディアである。たとえ、その力を示したメディアの相当部分が大衆誌や写真雑誌、あるいはテレビの類いであっても、そこで活躍したメディアこそフランス的と言え、フランス的と言えなくもない。

事実、世界の映像ビジネスや広報・広告ビジネスで、フランス流は実力を示してきたし、これからも世界を席卷する底力を秘めている。

肝心なことは、既存の体制を破壊した後、果敢に挑戦を続けるマクロンの変革を最適の方向に導いて行くチェック機能をメディアが果たせるか否かである。アングロ・サクソン流のジャーナリズムは、確かに、トランプに対抗することによりビジネス的にかつてない活況を享受し、ニューヨーク・タイムズのデジタル版のように一つのビジネス・モデルとして参考になる面もある。しかし、こちらフランスのメディアと類似した、揚足取りの側面もなくはない。トランプの姿勢に対抗している限りは正当性を体現しているように見えなくもないが、長続きする建設的な、生産的なヴィジョンを示しているとは思えない。これからのジャーナリズムを考えるには、アングロ・サクソン流ジャーナリズムを礼賛することでもなく、フランス流やドイツ流への悲観でもなく、地球的社会の視点に立った真に客観的な標準、メディアの果たすべき目安をしっかりと策定する作業から始めることが必要なのではなかろうか。

報道の自由は、信条・意見・表現の自由に立脚することは当然であるが、国際社会のあるべき未来を展望した報道の理念を目指してこそ説得力を持つのである。

## 注

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2017年12月14日23:00JST現在のものである。

- (1) [https://twitter.com/EmmanuelMacron/status/870407981044834304/photo/1?ref\\_src=twsrc%5Etfw&ref\\_url=https%3A%2F%2Fwww.lexpress.fr%2Factualite%2Fpolitique%2Fmake-our-planet-great-again-record-de-tweets-pour-macron-qui-detrone-hanouna\\_1914229.html](https://twitter.com/EmmanuelMacron/status/870407981044834304/photo/1?ref_src=twsrc%5Etfw&ref_url=https%3A%2F%2Fwww.lexpress.fr%2Factualite%2Fpolitique%2Fmake-our-planet-great-again-record-de-tweets-pour-macron-qui-detrone-hanouna_1914229.html)
- (2) [http://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2015/08/06/ce-que-contient-desormais-la-loi-macron\\_4714255\\_4355770.html](http://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2015/08/06/ce-que-contient-desormais-la-loi-macron_4714255_4355770.html)
- (3) “Donc il y a peut-être davantage le plaisir de la conversation avec quelqu’un qui a bien des défauts mais qui a au moins la qualité de ne pas fuir le débat”, a-t-il ajouté.  
“Ce n’était pas les numéros qu’on a connus ici dans un passé proche où on avait l’impression de discuter avec une anguille, ce n’est pas le cas”, a-t-il souligné, dans une allusion à François Hollande.  
<https://fr.reuters.com/article/topNews/idFRKBN1DL279-OF RTP>
- (4) FRANCE 24 ; “Emmanuel Macron utilise un vocabulaire émotionnel”, <https://youtu.be/LW4Ep08S1qc>,
- (5) Anne Fulda ; Emmanuel Macron –un jeune homme si parfait-, Plon, Paris, 2017, p.35.

- (6) Les investisseurs américains sous le charme d'Emmanuel Macron  
<http://www.lefigaro.fr/conjoncture/2017/11/23/20002-20171123ARTFIG00016-les-investisseurs-americaains-sous-le-charme-d-emmanuel-macron.php>
- (7) <http://www.europe1.fr/politique/nouvelle-hausse-de-la-popularite-demmanuel-macron-3519026>  
<http://www.parismatch.com/Actu/Politique/Sondage-Ifop-Sarkozy-et-Hollande-le-retour-des-ex-1416890>
- (8) Emmanuel Macron ; Révolution, Univers Poche (XO), 2017, 268pp., p.19.  
*cf.* Révolution, XO, Paris, 24 novembre 2016, 270pp.
- (9) Ifop ; Sondage 31.08.2016, Les Français et la démission d'Emmanuel Macron du gouvernement
- (10) <https://www.franceculture.fr/emissions/le-billet-politique/emmanuel-macron-libere-delivre>
- (11) <https://www.ojim.fr/dossier-emmanuel-macron-et-les-medias-lamour-parfait/>
- (12) [http://www.liberation.fr/france/2016/12/10/macron-fait-le-plein\\_1534452](http://www.liberation.fr/france/2016/12/10/macron-fait-le-plein_1534452)
- (13) <https://youtu.be/IhlwxtDR1s8>, Le baryton qui a façonné la voix de Macron - C à Vous - 26/10/2017  
<http://www.leparisien.fr/societe/les-secrets-de-l-ex-baryton-jean-philippe-lafont-coach-vocal-d-emmanuel-macron-24-10-2017-7351104.php>
- (14) Anne Fulda ; Emmanuel Macron –un jeune homme si parfait-, Plon, Paris, 2017, (*op. cit.*), p.135.
- (15) Le Monde du 12 décembre 2017, p.20.
- (16) Emmanuel Macron ; Révolution (*op. cit.*).
- (17) *ibid.* pp. 25-26
- (18) <https://www.franceculture.fr/emissions/linvite-des-matins/emmanuel-macron-mes-propositions-pour-la-culture>
- (19) Paul Ricœur ; La mémoire, l'histoire, l'oubli, Seuil. Paris, 2000, p. IV. (久米博訳；記憶・歴史・忘却〈上〉、新曜社、2004年、10頁)
- (20) Emmanuel Macron ; La lumière blanche du passé: Lecture de “la Mémoire, l'histoire, l'oubli”, de Paul Ricœur, *in* Esprit No. 266/267 (8/9), Août-septembre 2000, Paris, pp.16-31. Emmanuel Macron ; Les labyrinthes du politique. Que peut-on attendre pour 2012 et après ? , *in* Esprit, mars-avril 2011, Paris, pp.106-115.
- (21) <https://www.monde-diplomatique.fr/2017/05/BENILDE/57494>  
<https://www.mediapart.fr/journal/france/080916/medias-quand-macron-etait-l-agent-double-de-minc-dans-la-bataille-du-monde>
- (22) グザヴィエ・ニール (Xavier Niel) およびマシウ・ピガス (Matthieu Pigasse) の2名とベルジェの計3名がル・モンドの出資者となった。  
[http://abonnes.lemonde.fr/actualite-medias/article/2010/09/22/societe-des-redacteurs-du-monde\\_1414683\\_3236.html](http://abonnes.lemonde.fr/actualite-medias/article/2010/09/22/societe-des-redacteurs-du-monde_1414683_3236.html)
- (23) マクロンは、この時、ギリシャのアテネを訪問中であったが、ベルジェについて『彼は芸術家、虐げられた人々、少数者の側にあった。ピエール・ベルジェにあって、パッサー、闘士が消えた：「世紀の記憶」』と綴り、次のメッセージをツイートしている。Emmanuel Macron / Il fut du côté des artistes, des opprimés, des minoritaires. En Pierre Bergé disparaît un passeur, un militant ; une mémoire du siècle./

19:39 - 8 sept. 2017

- (24) [http://abonnes.lemonde.fr/politique/article/2017/11/06/l-executif-veut-maintenir-le-rythme-des-reformes\\_5210728\\_823448.html](http://abonnes.lemonde.fr/politique/article/2017/11/06/l-executif-veut-maintenir-le-rythme-des-reformes_5210728_823448.html)
- (25) [http://abonnes.lemonde.fr/politique/article/2017/10/30/quand-melenchon-admet-qu-il-a-perdu-une-manche-face-a-macron\\_5207680\\_823448.html](http://abonnes.lemonde.fr/politique/article/2017/10/30/quand-melenchon-admet-qu-il-a-perdu-une-manche-face-a-macron_5207680_823448.html)
- (26) <http://www.lefigaro.fr/vox/politique/2017/01/17/31001-20170117ARTFIG00138-emmanuel-macron-la-coqueluche-des-medias.php>
- (27) <https://www.monde-diplomatique.fr/2017/05/BENILDE/57494>
- (28) [http://abonnes.lemonde.fr/a-la-une/article/2014/02/21/michele-marchand-la-mimi-des-paparazzi\\_4370951\\_3208.html](http://abonnes.lemonde.fr/a-la-une/article/2014/02/21/michele-marchand-la-mimi-des-paparazzi_4370951_3208.html)
- (29) <https://tempsreel.nouvelobs.com/presidentielle-2017/20170324.OBS7068/mimi-l-etonnante-pretresse-des-paparazzis-qui-conseille-les-macron.html>
- (30) Anne Fulda ; *op.cit.*, p.177.
- (31) [https://www.francetvinfo.fr/replay-magazine/france-2/des-paroles-et-des-actes/des-paroles-et-des-actes-du-jeudi-12-mars-2015\\_841451.html](https://www.francetvinfo.fr/replay-magazine/france-2/des-paroles-et-des-actes/des-paroles-et-des-actes-du-jeudi-12-mars-2015_841451.html)
- (32) <http://bfmbusiness.bfmtv.com/entreprise/pourquoi-facebook-inquiete-obama-1317924.html>
- (33) [http://www.lemonde.fr/international/article/2017/07/07/trump-et-les-medias-une-guerre-tres-rentable\\_5157285\\_3210.html](http://www.lemonde.fr/international/article/2017/07/07/trump-et-les-medias-une-guerre-tres-rentable_5157285_3210.html)
- (34) <http://time.com/emmanuel-macron-president-france-interview/>
- (35) *ibid.* “I was very popular at the beginning of my mandate, because I didn’t do anything for the first week after my election,” he says. “If you act, and it is because of your actions that you lose popularity, fine.”
- (36) En revanche, si le pari du libre-échange et de la « flexisécurité » fonctionne, le Time promet un avenir radieux à la France, qui « pourrait devenir une puissance mondiale beaucoup plus importante qu’elle ne l’a été depuis des décennies ».
- <http://www.leparisien.fr/politique/macron-bientot-aux-commandes-de-l-europe-selon-time-s-il-s-impose-en-france-09-11-2017-7383768.php>
- (37) “Fully 59% of the French say that they back labour reform. More protests will follow. Harder battles, over pensions, taxation, public spending and education, lie ahead. Mr Macron needs to keep his nerve, but, astonishingly, he has already passed his first big test.” <https://www.economist.com/news/leaders/21729743-dynamic-emmanuel-macron-and-diminished-angela-merkel-point-new-order-europe>
- (38) “But were he on the site, he could scarcely have missed the outraged hashtags as demonstrators stormed the streets to protest his sweeping rewrite of French labor laws.”, *in* Time (*op. cit.*).
- (39) “What we have to do is to find the appropriate answer to decrease tension and protect people, people in the region — and I want to think of South Korean people, living in begin fighting (…). I want to think about all region and our Japanese friends”
- <http://cnnpressroom.blogs.cnn.com/2017/09/19/cnn-exclusive-french-president-emmanuel-macron-speaks-to-christiane-amanpour/>

- (40) [https://www.washingtonpost.com/opinions/global-opinions/macron-is-on-a-mission-to-save-trump-from-himself/2017/09/20/86e9b258-9e52-11e7-8ea1-ed975285475e\\_story.html?utm\\_term=.419c7715e542](https://www.washingtonpost.com/opinions/global-opinions/macron-is-on-a-mission-to-save-trump-from-himself/2017/09/20/86e9b258-9e52-11e7-8ea1-ed975285475e_story.html?utm_term=.419c7715e542)  
<http://time.com/4949877/donald-trump-emmanuel-macron-united-nations/>
- (41) <http://www.bvoltaire.fr/macron-a-lonu-presque-beau-villepin/>
- (42) <http://www.elysee.fr/declarations/article/discours-d-emmanuel-macron-a-la-communaute-francaise-en-grece/>
- (43) “A Athènes, Macron assure qu’il ne « cédera rien » sur les réformes  
A quelques jours de la première manifestation contre la réforme du droit du travail, le président de la République a stigmatisé les « fainéants », les « cyniques » et les « extrêmes ».” [http://www.lemonde.fr/politique/article/2017/09/08/a-athenes-macron-assure-qu-il-ne-cedera-rien-sur-les-reformes\\_5182994\\_823448.html](http://www.lemonde.fr/politique/article/2017/09/08/a-athenes-macron-assure-qu-il-ne-cedera-rien-sur-les-reformes_5182994_823448.html)
- (44) “arrêtons de parler de manière circulaire de la communication”  
<https://www.ouest-france.fr/europe/france/emmanuel-macron-trouve-les-medias-francais-totalement-narcissiques-5257410>
- (45) “les médias français s’intéressent trop à la communication et pas assez au contenu”  
<https://www.ouest-france.fr/europe/france/emmanuel-macron-trouve-les-medias-francais-totalement-narcissiques-5257410>
- (46) <https://www.ouest-france.fr/europe/france/emmanuel-macron-trouve-les-medias-francais-totalement-narcissiques-5257410>
- (47) Jean-Marie Charon ; La Presse d’information multisupports, Uppr Editions, 2016 [http://www.lemonde.fr/idees/article/2017/08/03/la-creation-d-un-media-par-la-republique-en-marche-est-un-archaisme\\_5168056\\_3232.html](http://www.lemonde.fr/idees/article/2017/08/03/la-creation-d-un-media-par-la-republique-en-marche-est-un-archaisme_5168056_3232.html)
- (48) [http://www.lemonde.fr/idees/article/2017/07/28/un-service-de-propagande-se-dit-toujours-etre-un-media-d-information\\_5166077\\_3232.html](http://www.lemonde.fr/idees/article/2017/07/28/un-service-de-propagande-se-dit-toujours-etre-un-media-d-information_5166077_3232.html)
- (49) Francis Balle ; Médias et société, 10e édition, Montchrestien, Paris, 872pp.
- (50) “Il n’a pas su imposer sa légitimité, en faisant comprendre à ses concitoyens à quel point son rôle était important, pour faire vivre le débat démocratique.”  
[http://www.lemonde.fr/idees/article/2017/07/28/un-service-de-propagande-se-dit-toujours-etre-un-media-d-information\\_5166077\\_3232.html](http://www.lemonde.fr/idees/article/2017/07/28/un-service-de-propagande-se-dit-toujours-etre-un-media-d-information_5166077_3232.html)
- (51) [http://www.liberation.fr/planete/2017/12/03/a-paris-le-manifeste-anti-trump-de-barack-obama\\_1614107](http://www.liberation.fr/planete/2017/12/03/a-paris-le-manifeste-anti-trump-de-barack-obama_1614107)  
<http://www.leparisien.fr/politique/qui-sont-les-napoleons-le-club-a-l-origine-de-la-venue-d-obama-a-paris-01-12-2017-7428192.php>

## 「四権」（知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利）の消長

山本 賢二\*

### はじめに

2017年10月18日から24日まで開催された中国共産党第19回全国代表大会（19全大会）の初日に習近平総書記が第18期中央委員会を代表して行った「ややゆとりのある社会を全面的に築き上げる決戦に勝利し、新たな時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう」（決勝全面建成小康社会 夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利）と題する報告は胡錦濤時代の17全大会、18全大会の両報告にあった中国語で「知情权、参与权、表达权、监督权」と表現される「四権」（四権）＝「知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利」（暫時日訳）にも言及した。

習の19全大会報告が「四権」に言及したことは胡錦濤前総書記が目指した「調和のとれた社会」（和谐社会）実現には「四権」の保障が必要であると胡が考えていたのに対し、習の実現を目指す「ややゆとりのある社会」（小康社会）にもこの「四権」は必要であるとのメッセージでもあったが、その取り上げ方は少し違うものであった。

習の19全大会報告は「基層政権を打ち固め、基層の民主制度を完備し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」（巩固基层政权，完善基层民主制度，保障人民知情权、参与权、表达权、监督权。）とし、「四権」は「基層」という文脈の中に置かれている。

これに対し胡錦濤の17全大会報告（2007年10月15日）は「民主制度を健全にし、民主形式を豊富にし、民主的ルートを拓げ、法律に従い民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」（要健全民主制度，丰富民主形式，拓宽民主渠道，依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督，保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权。）とし、18全大会報告（2012年11月8日）では「権力行使の制約と監督体系を健全にする。制度によって権力を管理、事柄を管理、人を管理することを堅持し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障することは権力が正しく行使されるうえでの重要な保証である。」（健全权力运行制约和监督体系。坚持用制度管权管事管人，保障人民知情权、参与权、表达权、监督权，是权力正确运行的重要保证。）と指摘している。

以上のように、「四権」は胡錦濤時代においては範囲の限定されない、より広範な「人民」の権利として取り上げられていたのに対し、習の19全大会報告では権力の末端といえる「基層」という範囲に限定された「人民」の権利として位置付けられたことが分かる。ここに「四権」に対する胡錦濤と習近平の観点の相違が如実に表れているといえよう。

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

本稿では胡錦濤(中国共産党中央委員会総書記任期2002年11月15日—2012年11月15日)から習近平(同2012年11月15日—)へ権力が移行する過程におけるこの「四権」の消長を概観し、中国のジャーナリズム理解の一助にしたい。

## 1. 胡錦濤時代における「四権」

### 1.0 「四権」の萌芽

胡錦濤の執政が始まる前、江沢民(総書記任期1989年6月24日—2002年11月15日)の16全大会報告(2002年11月8日)では「四権」は「(七) 幹部人事制度改革を深化させる。」の中で、「黨員と大衆の幹部選抜任用に対する知る権利、参与する権利、選択権、監督する権利を拡大する。」(扩大党员和群众对干部选拔任用的知情权、参与权、选择权和监督权。)として取り上げられていた。後の「表現する権利」は無く、ここでは「選択権」となっていると同時に、あくまでも「幹部選抜任用に対する」という限定された範囲内の「黨員と大衆」の「権利」として語られている。しかし、この時点で「…権」として、認知されたことは少なからぬ意味があるといえよう。すなわち、「四権」は江沢民時代にその萌芽を見て取ることができるのである。

そして、胡錦濤時代に入ると、2004年9月19日に中国共産党第16期中央委員会第4回総会で採択された「党の執政能力建設を強化することに関する中共中央の決定」(中共中央关于加强党的执政能力建设的决定)では「基層の民主を拡大し、基層政權、基層の大衆的自治組織、企業事業単位の民主管理制度を完備し、政務公開、工場実務公開、村務公開などの実務処理公開制度を堅持、完備し、基層大衆の法に従い選挙権、知る権利、参与する権利、監督する権利などの民主的権利を行使することを保証する。」(扩大基层民主, 完善基层政权、基层群众性自治组织、企事业单位的民主管理制度, 坚持和完善政务公开、厂务公开、村务公开等办事公开制度, 保证基层群众依法行使选举权、知情权、参与权、监督权等民主权利。)とされた。ここでは「選択権」が「選挙権」とされるとともに、「基層」という範囲内における「基層大衆」の権利として明文化されてもいた。

これは2005年10月11日に開催された中国共産党第16期中央委員会第5回総会で採択された「国民経済と社会発展第11次5か年規画制定に関する中共中央の提案」(中共中央关于制定国民经济和社会发展第十一个五年规划的建议)に引き継がれ「政務公開を推進し、基層の民主を發展させ、人民大衆が法に従い選挙権、知る権利、参与する権利、監督する権利などの民主権利を行使することを保証する。」(推进政务公开, 发展基层民主, 保证人民群众依法行使选举权、知情权、参与权、监督权。)とされていた。

ここまでは「四権」の中に、まだ「表現する権利」(表达権)は無く、またその「権利」「行使」の範囲と主体も基本的には「基層」とその「人民大衆」に限定されていたのであり、いわば江沢民氏時代からの継承ともいえる。

### 1.1 「四権」をめぐる環境

これより先、2003年にSARS騒動、孫志剛事件などが起き、情報隠蔽問題が顕在化していた。



こうした政府の対応のまずさを改善するため、2005年1月26日に「国家突発公共事件総体応急マニュアル」（国家突発公共事件总体应急预案）を公布、翌2006年1月8日に実施に移した。同「マニュアル」は「突発公共事件」を4ランクに分け、その中の「特に重大または重大突発公共事件」については、その「発生後、各地区、各部門は直ちに報告しなければならない、最も遅くとも4時間を超えてはならず、これと同時に関係地域と部門に通報しなければならない。応急処置の過程で、引き続き適時に関係状況を報告しなければならない。」（特别重大或者重大突发公共事件发生后，各地区、各部门要立即报告，最迟不得超过4小时，同时通报有关地区和部门。应急处置过程中，要及时续报有关情况。）、「突発公共事件の情報発表は適時に、正確に、客観的に、全面的でなければならない。事件発生とともに、社会に簡単な情報を発表し、それに続き初歩的に明らかになった状況、政府の対応措置や公衆の防犯措置などを発表するとともに、事件処置状況に基づいて後続の発表活動をしっかり行わなければならない。」（突发公共事件的信息发布应当及时、准确、客观、全面。要在事件发生的第一时间向社会发布简要信息，随后发布初步核实情况、政府应对措施和公众防范措施等，并根据事件处置情况做好后续发布工作。）などと規定した。

さらに2005年には11月27日の黒竜江東風炭鉱爆発事件、11月13日に起きた吉林石化公司工場爆発によってもたらされた松花江汚染事件なども起き、情報が開示されないことで自己の生活が脅かされかねない「公共事件」に対する関心が高まっていた。

## 1.2 「四権」の提起

そうした中で、2006年10月11日の中国共産党第16期中央委員会第6回全体会議が招集され、同会議で採択された「社会主義の調和のとれた社会を構築する上での若干の重大問題に関する中共中央の決定」（中共中央关于构建社会主义和谐社会若干重大问题的决定）において初めて「選択権」や「選挙権」に変わって「表現する権利」が加わり、次のように位置付けられたのである。「政策決定の科学化、民主化を推進し、政務の公開を深化させ、法に従い公民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」（推进决策科学化、民主化，深化政务公开，依法保障公民的知情权、参与权、表达权、监督权。）。これは「四権」をそれまでの範囲と主体を限定することなく、「公民」の「…権」（権）すなわち「権利」として明文化した初めての党の文書であり、胡錦濤の目指した「調和のとれた社会」ではこの「四権」が「保障」されるという青写真を提示したものと見える。ここに最大の意義があるのである。

その後、2007年にはアモイ市PX反対運動が起きたり、山西省では誘拐児童をレンガ工場で働かせていた事件などがメディアによって暴露された。これと前後するように、2007年4月5日に「中華人民共和国政府情報公開条例」（中华人民共和国政府信息公开条例）が公布され、2008年5月1日から施行された。また、「突発事件」が起きた時の情報伝達態勢などを法制化した「中華人民共和国突発事件対応法」（中华人民共和国突发事件应对法）が2007年8月30日に全人代常務委員会で採択され、同年11月1日から施行された。これらは知る権利などの「公民」の「権利」に呼応する側面はあるものの、あくまでも政府からの情報公開伝達手続きを法制化したものであり、「四権」の法制化とは直接結びつくものではない。

そして、冒頭に触れた2007年10月15日の17全大会報告の「民主制度を健全にし、民主形式を

豊富にし、民主的ルートを拓げ、法律に従い民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」となるのである。ここでは「公民」から「人民」になっているものの、限定された範囲と主体ではなく、また、「政策決定」や「政務公開」よりもより広義の「民主制度」の文脈の中に「四権」が位置付けられたのである。

### 1.3 胡錦濤の人民日報視察時の「講話」などに見る「四権」

これに続き、翌2008年6月20日、人民日報を視察した胡は「人を本とすることを堅持し、マスコミ報道の親和力、吸引力、感染力を強めなければならない。人を本とすることは、マスコミ宣伝活動をうまく行ううえでの根本的要求である。断固として最も広範な人民の根本的利益をうまく実現し、うまく擁護し、うまく発展させることをマスコミ宣伝活動の出発点と立脚点にし、断固として実際に接近し、生活に接近し、大衆に接近し、党の主張の体现と人民の声の反映を統一し、正しい誘導堅持と社会情勢民意反映を統一し、人民の主体的地位を尊重し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証しなければならない。基層に目を向け、大衆に奉仕し、実際に深く入り、人民大衆の活動生活を多く報道し、人民大衆の利益要求を多く反映させ、人民大衆の中に現れた先進的典型を多く宣伝し、全人民が確信をもってすばらしい生活を創りだすよう激励しなければならない。同時に、ニュースの事実を報道する中で正しい誘導を体现し、大衆と交流連動する中で社会的コンセンサスを形成し、情報サービスを強化する中で思想教育を展開し、事実で話をし、典型で話をし、数字で話をし、矛盾を解消し、気持ちを整え、各方面の大衆を導き共に前進することを重視しなければならない。」(必须坚持以人为本, 增强新闻报道的亲和力、吸引力、感染力。坚持以人为本, 是做好新闻宣传工作的根本要求。要坚持把实现好、维护好、发展好最广大人民的根本利益作为新闻宣传工作的出发点和落脚点, 坚持贴近实际、贴近生活、贴近群众, 把体现党的主张和反映人民心声统一起来, 把坚持正确导向和通达社情民意统一起来, 尊重人民主体地位, 发挥人民首创精神, 保证人民的知情权、参与权、表达权、监督权。要面向基层、服务群众、深入实际, 多报道人民群众的工作生活, 多反映人民群众的利益要求, 多宣传人民群众中涌现的先进典型, 激励全体人民信心百倍地创造美好生活。同时, 要注重在报道新闻事实中体现正确导向, 在同群众交流互动中形成社会共识, 在加强信息服务中开展思想教育, 用事实说话、用典型说话、用数字说话, 化解矛盾, 理顺情绪, 引导各方面群众共同前进。)と語った。すなわち「マスコミ宣伝活動」は「人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利」を「保証」せよと呼びかけたのである。

さらに、胡は同年12月18日、改革開放の起点になった11期3中総会開催30周年記念大会の席上でも「われわれは法に従い民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障し、科学的執政、民主的執政、法に従った執政を堅持し、政策決定の科学化、民主化を推進し、最も広範に人民を動員、組織し、法に従って国家の実務と社会の実務を管理させ、経済と文化事業を管理させなければならない。」(我们依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督, 保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权, 坚持科学执政、民主执政、依法执政, 推进决策科学化、民主化, 最广泛地动员和组织人民

依法管理国家事务和社会事务、管理经济和文化事业。)と述べた。

さらに、胡錦濤は2009年10月9日に北京で開かれた第一回「世界メディアサミット」(世界媒体峰会)の開会式であいさつを述べ、「改革開放と社会主義現代化建設を推進する過程において、中国政府は終始メディアの発展を重視し、中国のメディアが実際に接近し、生活に接近し、大衆に接近し、新しい観念を創り出し、新しい内容を創り出し、新しい形式を創り出し、新しい方法を創り出し、新しい手段を創り出し、親和力、吸引力、感染力を増強し、社会正気を大いに発揚し、社会情勢民意を通じさせ、社会のホットな点を導き、公衆の気持ちを誘導し、輿論の監督をうまく行うことと人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障するなどの分野で重要な役割を発揮するよう励まし、支持している。」(在推进改革开放和社会主义现代化建设的过程中,中国政府始终高度重视媒体发展,鼓励和支持中国媒体贴近实际、贴近生活、贴近群众,创新观念、创新内容、创新形式、创新方法、创新手段,增强亲和力、吸引力、感染力,在弘扬社会正气、通达社情民意、引导社会热点、疏导公众情绪、搞好舆论监督和保障人民知情权、参与权、表达权、监督权等方面发挥重要作用。)と語った。内容自体は目新しいものではないが、News Corporation、AP、ロイター、イタルタス、共同、BBC、Time Warner Inc.、グーグルおよび新華社が共同で開催を呼びかけたこの会議に出席した国の内外の170社余りの責任者を前にして「四権」に触れたことは胡錦濤の「四権」に対する強い思い入れを感じることができる。

#### 1.4 党の「決定」に見る「四権」

これらと並行する形で、党の「決定」にもこの「四権」が明記されるようになった。2008年10月12日に17期3中総会で採択された「農村の改革発展を推進する若干の重大問題に関する中共中央の決定」(中共中央关于推进农村改革发展若干重大问题的决定)は「農民の政治参与の積極性が絶えず高まっていることと相応した郷鎮統治メカニズムを完備し、政務公開を実行し、法に従い農民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(完善与农民政治参与积极性不断提高相适应的乡镇治理机制,实行政务公开,依法保障农民知情权、参与权、表达权、监督权。)とした。

次に、2008年9月18日に17期4中総会で採択された「新たな情勢の下での党の建設を強化改善する若干の重大問題に関する中共中央の決定」(中共中央关于加强和改进新形势下党的建设若干重大问题的决定)では「党員の主体的地位と民主的権利を保障する。党員の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を根付かせることを重点とし、より一層党の実務に対する党員の参与度を向上させ、十分に党内生活の中における党員の主体的役割を発揮させる。」(保障党员主体地位和民主权利。以落实党员知情权、参与权、选举权、监督权为重点,进一步提高党员对党内事务的参与度,充分发挥党员在党内生活中的主体作用。)としている。

また、2011年10月18日の17期6中総会で採択された「文化体制改革を深化させ、社会主義文化の大発展大繁栄を推進する若干の重大問題に関する中共中央の決定」(中共中央关于深化文化体制改革 推动社会主义文化大发展大繁荣若干重大问题的决定)は「報道輿論工作強化改善」(加强和改进新闻舆论工作)の項目の中で「輿論誘導は正しければ党と人民の福となり、輿論誘導を誤れば党と人民の禍となる。マルクス主義のジャーナリズム観を堅持し、しっかりと正しい誘導を把握

し、団結安定鼓舞を堅持し、プラスの宣伝を主とし、主流輿論を強大にし、輿論の導きの適時性、權威性と公信力、影響力を向上させ、党の主張を宣伝し、社会の正気を高揚させ、社会情勢民意を通じさせ、社会のホットな問題を導き、公衆の気持ちをほぐし、輿論の監督を上手く行う重要な役割を發揮し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障しなければならない。」(輿論导向正确是党和人民之福，輿論导向错误是党和人民之祸。要坚持马克思主义新闻观，牢牢把握正确导向，坚持团结稳定鼓劲、正面宣传为主，壮大主流輿論，提高輿論引导的及时性、權威性和公信力、影响力，发挥宣传党的主张、弘扬社会正气、通达社情民意、引导社会热点、疏导公众情绪、搞好輿論监督的重要作用，保障人民知情权、参与权、表达权、监督权。)と指摘している。

### 1.5 政府活動報告に見る「四権」

一方、政府においても、温家宝首相が2007年3月5日に開催された第10期全人代第5回会議での政府報告で「各級政府は科学的民主的政策決定を堅持し、重大問題の集団政策決定制度、専門家諮問制度、社会公示・聴聞制度、政策決定責任制を完備し、法に従って公民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障しなければならない。」(各级政府要坚持科学民主决策，完善重大问题集体决策制度、专家咨询制度、社会公示和听证制度、决策责任制度，依法保障公民的知情权、参与权、表达权、监督权。)と呼びかけた。

翌2008年3月5日の第11期全人代第1回会議での温の政府活動報告では「人民民主を拡大し、民主制度を健全にし、民主形式を豊富にし、民主ルートを拓げ、法に従って民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(扩大人民民主，健全民主制度，丰富民主形式，拓宽民主渠道，依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督，保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权。)と語った。

その後、2009年、2010年の政府活動報告いずれでも「四権」に言及した。2009年3月5日の第11期全人代第2回会議では「政府の重大な政策決定の形成と執行はいずれも調査研究を強化し、民情を探り、民意を聴き、民智を集めることを実行し、客観的法則を尊重し、政策決定の予見性、科学性と有効性を向上させなければならない。政務公開を推進し、透明度を増し、人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障し、人民大衆に政府が何を考えているのか、何をするのかを知らせ、人民大衆の十分な理解、広範な支持と積極的参与を勝ち取らなければならない。」(政府重大决策的形成和执行都要加强调查研究，做到察民情、听民意、聚民智，尊重客观规律，提高决策的预见性、科学性和有效性。要推进政务公开，增加透明度，保障人民群众的知情权、参与权、表达权、监督权，让人民群众知道政府在想什么、做什么，赢得人民群众的充分理解、广泛支持和积极参与。)と強調した。

また、2010年3月5日の第11期全人代第2回会議では「社会主義の民主を發展させ、人民が一家の主になる民主的権利、特に選挙権、知る権利、参与する権利、表現する権利および監督する権利を着実に保障しなければならない。」(要发展社会主义民主，切实保障人民当家作主的民主权利，特别是选举权、知情权、参与权、表达权和监督权。)と指摘した。

2011年には言及が無かったが、2012年3月5日の第11期全人代第5回会議では「政府改革を加

速推進し、社会主義の民主を拡大し、法に従って民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(加速推进政府改革, 扩大社会主义民主, 依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督, 保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权。)という文言を含む政府活動報告を行った。しかし、温家宝は2013年3月5日の第12期全人代第1回会議で行った首相として最後の政府活動報告ではこの「四権」に触れることはなかったが、「四権」提起後の、政府活動報告は政府を代表する温家宝首相と党を代表する胡錦濤総書記が呼応唱和していたことを示している。

そして、胡錦濤時代の終わりを告げる中国共産党第18回代表大会(2012年11月8日—14日)が開催され、胡錦濤は第17期中央委員会を代表して「断固変わることなく中国の特色ある社会主義の道に沿って前進し、ややゆとりのある社会を築き上げるために奮闘しよう」(堅定不移沿着中国特色社会主义道路前进为全面建成小康社会而奋斗)と題する報告を行った。この報告は次期執政を担う習近平へのメッセージだともいえ、冒頭にも引用したように「四権」について「権力行使の制約と監督体系を健全にする。制度によって権力を管理、事柄を管理、人を管理することを堅持し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障することは権力が正しく行使されるうえでの重要な保証である。」と指摘したのである。

#### 1.6 白書『中国人権事業の進展』に見る「四権」

中国の人権に関する白書の発表は1991年11月に『中国の人権情況』(中国的人权状况)が出されたことに始まる。1995年12月に『中国人権事業の進展』(中国人权事业的进展)となり、1997年3月には『1996年中国人権事業の進展』(1996年中国人权事业的进展)のような「年度」形式を採る名称に変え、不定期にこれまで発行されてきた。

その白書の中で、2005年4月に発刊された『2004年中国人権事業の進展』が初めて「四権」の中の「知る権利」、「監督する権利」、「参与する権利」について、特に「報道発表制度」(新闻发布制度)を例示し、具体的数字を用いて「強化」されたことを次のよう記述している。

「公民の情報、言論、出版の自由は法律に従って保障されている。目下、国务院新聞弁公室、国务院各部門と省級政府の三つのレベルの報道発表制度がすでに基本的に確立され、62の国务院の部門が報道発表制度を確立、75人のスポークスマンを配置し、全国では23の省(自治区、直轄市)が報道発表制度を確立、20の省級政府スポークスマンが配置されている。2004年、国务院44の部門が約270回の報道発表会を開催、28の省(自治区、直轄市)が460余りの報道発表会を開き、政府の活動の透明度と政務情報公開を大いに増強し、公民の知る権利、監督する権利および公共実務に参与する権利の保障が強化された。2004年、国家は一連の法規規程を制定し、国家の新聞出版制度をより一層完備し、公民がよりよく出版の自由の権利を行使することを保障している。」(公民的信息、言论、出版自由依法得到保障。目前, 国务院新闻办公室、国务院各部门和省级政府三个层次的新闻发布体制已基本建立, 62个国务院部门建立了新闻发布制度和设立了75位发言人, 全国有23个省(自治区、直辖市)建立了新闻发布制度, 有20个已设立了省级政府发言人。2004年, 国务院44个部门举办了约270场新闻发布会, 28个省(自治区、直辖市)召开了460多场新闻发布会, 极大地增强了政府工作的透明度和政务信息的公开, 公民的知情权、监督权和参与公共事务

的権利保障得到了加强。2004年,国家制定了一系列法规规章,进一步完善国家的新闻出版制度,保障公民更好地行使出版自由的权利。)

次の2010年9月に出された『2009年中国人権事業の進展』は「政府は積極的に政務公開を推進し、報道スポークスマン制度と関係情報公開制度を健全にし、法に従って公民がより多くの知る権利、監督する権利および公共実務に参与する権利を享受することを促進している。」(中国政府积极推进政务公开、健全新闻发言人制度和相关信息公开制度,依法促进公民享有更多的知情权、监督权和参与公共事务的权利。)と記述している。

そして、胡錦濤時代最後の2013年5月に公刊された『2012年中国人権事業の進展』では「公民の知る権利と表現する権利を着実に保障している。改革の深化および情報技術の猛烈な発展に伴って、中国公衆の事情を知る範囲は日ごとに拡大し、表現する空間は絶えず切り拓かれている。国家は『政府情報公開条例』を制定し、政務公開制度体系が基本的に形成された。」(切实保障公民的知情权和表达权。随着改革的深化以及信息技术的迅猛发展,中国公众的知情范围日益扩大,表达空间不断拓展。国家制定了《政府信息公开条例》,政务公开制度体系基本形成。)と指摘するとともに、「インターネットはすでに公民が知る権利、参与する権利、表現する権利および監督する権利を実現する重要なルートになっており、政府が社会情勢民意を理解する重要なパイプになっている。ネット情報の安全を保護し、公民、法人およびその他の組織の合法的權益を保障するため、2012年12月に全国人民代表大会常務委員会は『ネット情報保護を強化することに関する決定』を採択している。」(互联网已成为公民实现知情权、参与权、表达权和监督权的重要渠道,成为政府了解社情民意的重要途径。为了保护网络信息安全,保障公民、法人和其他组织的合法权益,2012年12月全国人大常委会通过《关于加强网络信息保护的決定》。)としている。ここで初めて「表現する権利」が加わり、「四権」すべてが挙げられ、「インターネット」がその「四権」を「実現」する「重要なルート」となっている指摘している。

### 1.7 『国家人権行動計画(2009-2010)』に見る「四権」

胡錦濤時代で特筆されるのは「国家人権行動計画」の策定である。この「計画」は複数年の実践到達目標を明記するとともに、その実施状況を「評価」(評価)するものであり、「四権」はそれぞれ独立する形で説明されている。その説明は中国当局の「四権」観を如実に示している。ここでは国務院新聞弁公室が2009年4月に初めて発表した『国家人権行動計画(2009-2010)』(国家人权行动计划(2009—2010年))の「四権」の部分を下記に訳出する。

#### (五) 知る権利

積極的に政務公開を推進し、関係法律法規を完備し、着実に公民の知る権利を保障する。

- 全面的に「政府情報公開条例」を貫き実施し、政府および関係部門の情報公開活動に対し、全面的な定期考課を行い、公共実務管理の職能を備えた組織の政務情報公開状況を検査督促し、法に従って当該条例に違反した主管人員と直接責任を持つ人員の責任を追究する。地方の政務公開法規を完備する。
- 徐々に相対的に整った政務公開制度体系を形成する。郷鎮機関は国家の農村工作に関係した政

策を貫き、根付かせたこと、および財政、財務収支、各種特定項目資金状況などを重点的に公開する。県、市政府は当該地区の発展計画、重大プロジェクト審査認可と実施、政府買い付け、土地収用移転などの事項を重点的に公開する。省級政府は当該地区の経済建設と社会発展の関係政策と全体計画、財政予算決算報告、産権交易などの状況を重点的に公開する。電子政務建設を深く掘り下げて推進し、すべての県級以上の政府と政府部門が政府のウェブサイトを持ち上げ、圧倒的多数の政府機関と公共企業事業単位がホットラインを開設することを徐々に実現する。

— 政府報道発表制度と報道スポークスマン制度を完備し、報道スポークスマンと報道発表活動人員に対する訓練を拡大し、積極的にさまざまな形式の報道発表を行い、発表会の質を向上させ、適時に、正確に、権威を以て政府情報を発表し、政府の活動の透明度を増強し、政府の情報サービスの水準を向上させる。

— 自然災害、突発事件および安全生産責任事故の情報を法に従い、適時に、正確に発表する。重大、特別、大規模な安全生産責任事故の調査、処理結果を社会に適時に発表する。

— 村務公開を深く掘り下げて推進する。村務公開目録の編制活動を強化し、県級単位の村務公開目録を制定することを基本的にも実現し、村務公開の規範化を推進する。

#### (六) 参与する権利

各レベル、各領域から公民の秩序ある政治参与を拡大し、公民の参与する権利を保障する。

— 人民代表大会制度を完備し、選挙法を改正し、選挙制度を完備させ、徐々に都市と農村の同じ人口比率で人代代表を選挙することを実行し、適切に各級人民代表大会の中での少数民族、帰国華僑、婦女、基層労働者、農民および農民工代表の比率を向上させ、人民代表と選挙民の連携を密にする。着実に人民代表が法に従って職権を行使することを保障する。

— より一層政治協商を政策決定プロセスに組み入れ、各民主党派と無党派人士の政治参与、議論の実効性を向上させる。民主党派と無党派人士が政府部門の実職、特に正式な職としての幹部に就く比率を適宜向上させる。各民主党派と無党派委員の政治協商会議の各種会議において発表する意見を尊重し、彼らが視察、調査参与および検査活動を行い、提案を提出し、社会情勢民意を反映する権利を保障する。

— 基層大衆自治制度を健全にし、基層大衆自治範囲を拡大し、民主管理制度を完備する。村民委員会組織法修正を推進し、農村村民自治と民主管理水準を向上させる。大都市の居民委員会の直接選挙のカバー面をより一層拡大し、2010年までに50%に達することを目指す。職員労働者代表大会を基本形式とする企業事業単位の民主管理制度を完備し、職員労働者が管理に参与することを支持し、職員労働者の合法的權益を守る。都市の社区の社会組織が社区の管理とサービスに参与する方式と方途を探り、都市の社区の民主聴聞会、協調会などの社会参与形式を健全にする。流動人口が経常的に居住している地区の社区居民自治に参与する効果的方途を探る。

— 政策決定の民主化、科学化を推進し、政策決定過程における公衆の参与度を増強する。大衆の利益と密接に関係する法律法規と公共政策を制定する時は原則的に公開で意見を聴取しなければならない。重要な法律法規の立法聴聞会、重大政策措置制定には公開で意見を聴取すること、重大な政策決定には専門家の諮問あるいは第三者の論証を受け入れる制度化建設を推進する。

— 工会、婦聯、青聯などの人民団体が法律と各規約に合わせて活動を行い、積極的にルートを切

り開くことを保障し、各人民団体が社会管理と公共サービスに参与することを支持し、大衆の合法的權益を守る。関係法律法規と公共政策を制定する時は真剣に各人民団体の意見を聴取する。

— 社会組織の建設と管理を強化し、社会にサービスする機能を増強する。「社会团体登記管理条例」、「民営非企業単位登記管理暫定条例」および「基金会管理条例」を修正し、社会組織が法律と各規約に合わせて活動を行うことを保障する。社会組織が社会管理と公共サービスに参与し、教育、科学技術、文化、衛生、体育、社会福祉などの領域で民営非企業単位を立ち上げることを鼓舞し、業種協会、学会、商界などの社会団体の社会的機能を發揮させる。各種基金会を發展、規範化し、公益事業の發展を促進する。

#### (七) 表現する権利

有力な措置を講じて、報道、出版事業を發展させ、各種ルートを通じさせ、公民の表現する権利を保障する。

— 報道機関と新聞記者の合法的権利の制度保障を強化し、報道機関、取材編集人員および報道当事者の合法的權益を守り、法に従って新聞記者の取材権、批判権、評論権、發表権を守る。引き続きテレビ局、ラジオ放送局、インターネットおよびマスコミ業界の改革と發展を推進し、2010年までに日刊紙の所有量を千人当たり90部に到達するよう目指し、新聞紙の普及率を一戸当たり0.3部までにする。

— インターネットを整備する法律、法規および規程を完備し、インターネットの秩序ある發展と運用を促進し、公民がインターネットを使用する權益を法に従って保障する。

— 報道出版、放送映画分野の法規を完備する。「出版管理条例」の修正を起動し、各級人民政府の合法的出版物を保護する責任を明確に規定する。「民間文学芸術作品著作权保護条例」を研究起草する。ラジオテレビの伝送保障と映画に関する法律制度の完備を推進する。

— 社会組織の群衆の参与を拡大し、群衆の訴求を反映する面での積極的役割を發揮させ、社会自治機能を増強する。各級政協の中で、社会組織の代表の比率を増やすべきであり、各級政府が重大な法律法規と公共政策を制定する時、社会組織の意見と提案を聴取すべきであり、業種協会、商会は業種、企業の意見と提案を収集しなければならない。学会、研究会は社会大衆の声を研究しなければならない。基金会、公益性のある組織は弱者集団の利益訴求と需求を反映しなければならない。都市農村社区の社会組織は社会情勢民意を理解し、社会公衆が合理的に意見を表現し、公共実務に秩序ある参与をするよう導かなければならない。

— 投書上訴のルートをより一層広く切り拓き、滞りなく通させるようにする。緑の郵政、専用電話、ネット投書上訴、投書上訴代理などの様々なルートを開通させることを通じて、人民大衆をして書簡、FAX、電子メールなどの書面形式によって訴求を表現させる。全国投書上訴情報システムを建設し、国家訴え受理弁公室を設置し、人民の提案徴集制度を確立、健全にし、人民大衆が訴求を表現し、問題を反映させ、意見提案を提出するのに便宜を提供する。党政指導幹部が大衆の書簡を読み指示を与え、定期的に大衆の来訪を受ける制度を堅持し、党政指導幹部と党代表大会代表、人代代表、政協委員の連係投書上訴大衆制度を完備し、着実に人民大衆の合法的權益を守る。



#### (八) 監督する権利

法律法規を健全にし、科学的で効果的な形式を探り、規制と監督メカニズムを完備し、人民の民主的監督する権利を保障する。

— 各級人民代表大会常務委員会監督法を貫き、根付かせ、改革発展安定の全局面に関係し、社会の調和に影響し、人民大衆の反応が強い突出した問題を監督の重点にし、人代の行政機関、裁判機関、検察機関に対する監督を強化する。2009-2010、全国人民代表大会常務委員会は国务院の農村社会保障体系建設、就業と再就業促進などの分野の報告、最高人民法院の民事執行活動強化状況に関する報告、最高人民検察院の汚職権利侵犯検査活動強化状況に関する報告などの特定項目の活動報告を聴取、審議する。引き続き国民経済と社会発展計画および予算決算に対する審査監督を強化する。真剣に工会法、牧畜法、食品安全法などの法律の実施状況に対する検査活動を組織、展開し、労働契約法、義務教育法、未成年者保護法などの法律執行検査報告が提案した追跡監督をしつかり行う。規範的文献の合憲合法性に対する審査監督をより一層強化する。

— 人民政治協商の民主監督メカニズムを完備する。事情を知る、コミュニケーション、フィードバックという連環上に制度を確立健全にし、民主的監督のルートを滞りなく通じさせ、民主的監督の質と成果を向上させる。民主的監督の分野における政協の提案、提議案の役割を着実に発揮させる上で、関係政府部門は政協の提案、提議案を真剣に処理し、適時に正式な回答をしなければならない。

— 人民大衆の国家行政機関、裁判機関、検察機関などに対する監督を強化する。法律執行監察、廉政監察および機能監察に力をさらに入れ、特約監察員制度をより一層完備させ、国家行政機関およびその活動人員に対する監督を強化する。特約監督員制度を探索、試行し、その他の監督形式と呼応させ、法院活動および裁判人員の裁判の作風、活動の作風、職業道徳および廉潔自律などの分野に対する監督を行う。特約検査員制度を探索、試行し、人民監督員制度を改革、完備させ、その他の監督形式と呼応させ、検察機関に対し監督を行う。

— 公民の国家機関と国家活動人員に対し批判、提議、申し立て、告訴、摘発する権利を保障し、人民団体、社会組織およびニュースメディアの国家機関と国家活動人員に対する監督の役割を発揮させる。

— 腐敗を予防、撲滅する各法規制度を厳格に根付かせ、指導幹部の廉潔自律の各規定の貫徹、実行に真剣に力を入れ、着実に主要指導幹部に対する監督を強化し、権力が正しく行使されることを確保する。行政監察職能の役割を十分発揮させ、人民大衆の根本的利益を損なうよこしまな風紀を断固正し、大衆の反応が強烈な突出した問題を解決する。

#### (中国語原文)

##### (五) 知情权

积极推行政务公开，完善相关法律法规，切实保障公民的知情权。

——全面贯彻实施《政府信息公开条例》，对政府及相关部门的信息公开工作进行全面定期考核，检查督促具有公共事务管理职能的组织公开政务信息的情况，依法追究违反该条例的主管人员和直接责任人员的责任。完善地方性政务公开法规。

——逐步形成相对完整的政务公开制度体系。乡镇机构重点公开贯彻落实国家有关农村工作政策,以及财政、财务收支、各类专项资金等情况。县、市政府重点公开本地区发展规划、重大项目审批和实施、政府采购、征地拆迁等事项。省级政府重点公开本地区经济建设和社会发展的相关政策和总体规划、财政预决算报告、产权交易等情况。深入推进电子政务建设,逐步实现所有县级以上政府和政府部门建立政府网站,绝大多数政府机关和公共企事业单位开通热线电话。

——完善政府新闻发布制度和新闻发言人制度,加大对新闻发言人和新闻发布工作人员的培训,积极开展多种形式的新闻发布,提高发布会质量,及时、准确、权威地发布政府信息,增强政府工作的透明度,提高政府的信息服务水平。

——依法、及时、准确发布自然灾害、突发事件和安全生产责任事故信息。及时向社会公布重特大安全生产责任事故的调查、处理结果。

——深入推进村务公开。加强村务公开目录的编制工作,基本实现县级单位制定村务公开目录,推进村务公开规范化。

#### (六) 参与权

从各个层次、各个领域扩大公民有序政治参与,保障公民的参与权。

——完善人民代表大会制度,修改选举法,完善选举制度,逐步实行城乡按相同人口比例选举人大代表,适度提高各级人民代表大会中少数民族、归国华侨、妇女、基层工人、农民与农民工代表的比例,密切人大代表同选民的联系。切实保障人大代表依法行使职权。

——进一步把政治协商纳入决策程序,提高各民主党派和无党派人士参政议政实效。适当提高民主党派和无党派人士担任政府部门实职、尤其是担任正职干部的比例。尊重各民主党派和无党派委员在政协的各种会议上发表的意见,保障他们开展视察、参与调查和检查活动、提出提案、反映社情民意的权利。

——健全基层群众自治制度,扩大基层群众自治范围,完善民主管理制度。推动修订村民委员会组织法,提高农村村民自治和民主管理水平;进一步扩大城市居民委员会直接选举的覆盖面,到2010年争取达到50%;完善以职工代表大会为基本形式的企事业单位民主管理制度,支持职工参与管理,维护职工合法权益;探索城市社区社会组织参与社区管理和服务的方式和途径,健全城市社区民主听证会、协调会等社会参与形式;探索流动人口参与经常居住地社区居民自治的有效途径。

——推进决策民主化、科学化,增强决策过程中公众的参与度。在制定与群众利益密切相关的法律法规和公共政策时,原则上要公开听取意见。推进重要法律法规的立法听证会、重大政策措施制定公开听取意见、重大决策接受专家咨询或第三方论证的制度化建设。

——保障工会、妇联、青联等人民团体依照法律和各自章程开展工作,积极拓宽渠道,支持各人民团体参与社会管理和公共服务,维护群众合法权益。在制定相关法律法规和公共政策时,认真听取各人民团体的意见。

——加强社会组织建设与管理,增强服务社会功能。修订《社会团体登记管理条例》、《民办非企业单位登记管理暂行条例》和《基金会管理条例》,保障社会组织依照法律和各自章程开展活动。鼓励社会组织参与社会管理和公共服务,在教育、科技、文化、卫生、体育、社会福利等领域兴办民办非企业单位,发挥行业协会、学会、商会等社会团体的社会功能。发展和规范各类基金会,促进公益事业发展。

### （七）表达权

采取有力措施，发展新闻、出版事业，畅通各种渠道，保障公民的表达权利。

——加强对新闻机构和新闻记者合法权利的制度保障，维护新闻机构、采编人员和新闻当事人的合法权益，依法保障新闻记者的采访权、批评权、评论权、发表权。继续推动电视台、广播电台、互联网以及报业的改革与发展，到2010年，千人日报拥有量力争达到90份，报纸普及率达到每户0.3份。

——完善治理互联网的法律、法规和规章，促进互联网有序发展和运用，依法保障公民使用互联网的权益。

——完善新闻出版、广播影视方面的法规。启动《出版管理条例》的修改，明确规定各级人民政府保护合法出版物的责任。研究起草《民间文学艺术作品著作权保护条例》。推进完善有关广播电视传输保障和电影的法律制度。

——发挥社会组织在扩大群众参与、反映群众诉求方面的积极作用，增强社会自治功能。在各级政协中，应当增加社会组织代表比例，各级政府在制定重大法律法规和公共政策时，应当听取社会组织的意见和建议，行业协会、商会要收集行业、企业的意见和建议。学会、研究会要研究社会大众的呼声，基金会、公益性组织要反映弱势群体利益诉求和需求，城乡社区社会组织要了解社情民意，引导社会公众合理表达意见，有序参与公共事务。

——进一步拓宽和畅通信访渠道。通过开通绿色邮政、专线电话、网上信访、信访代理等多种渠道，使人民群众以书信、传真、电子邮件等书面形式表达诉求；建设全国信访信息系统，设立国家投诉受理办公室，建立健全人民建议征集制度，为人民群众表达诉求、反映问题、提出意见建议提供便利；坚持党政领导干部阅批群众来信、定期接待群众来访制度，完善党政领导干部和党代会代表、人大代表、政协委员联系信访群众制度，切实维护人民群众的合法权益。

### （八）监督权

健全法律法规，探索科学有效的形式，完善制约和监督机制，保障人民的民主监督权利。

——贯彻落实各级人民代表大会常务委员会监督法，把关系改革发展稳定全局、影响社会和谐、人民群众反映强烈的突出问题作为监督重点，加强人大对行政机关、审判机关、检察机关的监督。2009—2010年，全国人大常委会将听取和审议国务院关于农村社会保障体系建设、促进就业和再就业等方面的报告，最高人民法院关于加强民事执行工作情况的报告，最高人民检察院关于加强渎职侵权检查工作情况的报告等专项工作报告；继续加强对国民经济和社会发展计划以及预决算的审查监督；认真组织开展对工会法、畜牧法、食品安全法等法律实施情况的检查工作，做好劳动合同法、义务教育法、未成年人保护法等执法检查报告所提建议的跟踪监督；进一步加强对规范性文件合宪合法性的审查监督。

——完善人民政协的民主监督机制。在知情、沟通、反馈环节上建立健全制度，畅通民主监督的渠道，提高民主监督的质量和成效。切实发挥政协提案、建议案在民主监督方面的作用，有关政府部门要认真办理政协提案和建议案，及时给予正式答复。

——加强人民群众对国家行政机关、审判机关、检察机关等的监督。加大执法监察、廉政监察和效能监察力度，进一步完善特约监察员制度，加强对国家行政机关及其工作人员的监督；探索、试行特约监督员制度，配合其他监督形式，开展对法院工作及审判人员的审判作风、工作作风、职业道德和廉洁自律等方面的监督；探索、试行特约检查员制度，改革和完善人民监督员制度，配合其他监督

形式, 对检察机关进行监督。

——保障公民对国家机关和国家工作人员提出批评、建议、申诉、控告、检举的权利, 发挥人民团体、社会组织 and 新闻媒体对国家机关和国家工作人员的监督作用。

——严格落实预防和惩治腐败的各项法规制度, 认真抓好领导干部廉洁自律各项规定的贯彻落实, 切实加强对主要领导干部的监督, 确保权力正确行使。充分发挥行政监察职能作用, 坚决纠正损害人民群众根本利益的不正之风, 解决群众反映强烈的突出问题。

上掲した『人権行動計画 2009-2010』の記述を見れば、中国当局が「四権」をどのように位置付けているのかが分かるであろう。

その中から、メディアに関係する部分を抜き出すと、「(七) 表現する権利」に下記がある。

「有力な措置を講じて、報道、出版事業を発展させ、各種ルートを通じさせ、公民の表現する権利を保障する。

— 報道機関と新聞記者の合法的権利の制度保障を強化し、報道機関、取材編集人員および報道当事者の合法的権益を守り、法に従って新聞記者の取材権、批判権、評論権、発表権を守る。引き続きテレビ局、ラジオ放送局、インターネットおよびマスコミ業界の改革と発展を推進し、2010年までに日刊紙の所有量を千人当たり90部に到達するよう目指し、新聞紙の普及率を一戸当たり0.3部までにする。

— インターネットを整備する法律、法規および規程を完備し、インターネットの秩序ある発展と運用を促進し、公民がインターネットを使用する権益を法に従って保障する。

— 報道出版、放送映画分野の法規を完備する。「出版管理条例」の修正を起動し、各級人民政府の合法的出版物を保護する責任を明確に規定する。「民間文学艺术作品著作权保护条例」を研究起草する。ラジオテレビの伝送保障と映画に関する法律制度の完備を推進する。』

また、「(八) 監督する権利」には「— 公民の国家機関と国家活動人員に対し批判、提議、申し立て、告訴、摘発する権利を保障し、人民団体、社会組織及びニュースメディアの国家機関と国家活動人員に対する監督の役割を発揮させる。」がある。

## 1.8 『国家人権行動計画 (2009-2010) 評価報告』の「四権」メディア関連部分

この「計画」について2011年7月14日に発表された『国家人権行動計画 (2009-2010) 評価報告』(国家人权行动计划 (2009—2010年) 评估报告)はその実行状況を報告している。

その中のメディア関連部分についての「評価」は、「(五) 知る権利」において「計画」には無かったが、2010年6月に国务院が「自然灾害救助条例」(自然灾害救助条例)を採択したことを受けて、同条例が「新聞雑誌、ラジオ、テレビ、インターネットを通じて、主体的に社会に受け取った自然灾害救助金品と寄付された金品の来源、数量およびその使用状況を公開する。」(通过报刊、广播、电视、互联网, 主动向社会公开所接受的自然灾害救助款物和捐赠款物的来源、数量及其使用情况。)と規定されたとしている。

次に、「(七) 表現する権利」においては「公民の言論の自由は十分な保障を受けた。近年、インターネットは公民が表現する権利を行使する新たなルートになっている。2010年末までに、中国

のネット利用者は4.57億に達し、インターネット普及率は34.3%に達し、世界の平均水準を上回った。中国域内に現在552万のウェブサイトがあり、BBSは100万を超え、ブログユーザーは2.95億になっている。サンプリングによる統計によれば、ネット利用者が毎日発表する言論は300余万本に達し、66%を超える中国のネット利用者が経常的にネット上で言論を発表しており、十分に思想観点と利益訴求を表現している。中国の指導者は経常的にネットを通じて公衆の願いを理解し、ネット利用者とオンラインで交流している。インターネットを通じて意見を徴集することがすでに各級政府の普遍的なやり方になっており、毎年インターネットを通じて徴集した提案は数百万件の多さになっている。」(公民的言论自由得到充分保障。近年来,互联网成为公民行使表达权利的新渠道。截至2010年底,中国网民人数达到4.57亿,互联网普及率达到34.3%,超过世界平均水平;中国境内现有网站552万个、论坛上百万个,博客用户2.95亿个。据抽样统计,网民每天发表的言论达300多万条,超过66%的中国网民经常在网上发表言论,充分表达思想观点和利益诉求。中国领导人经常上网了解公众意愿,与网民进行在线交流。通过互联网征求意见已成为各级政府的普遍做法,每年通过互联网征求到的建议多达几百万条。)と指摘している。すなわち、新しいメディアであるインターネットによって「公民の言論の自由は十分な保障を受けた。」という実績を示しているのである。

また、これと同時に、「報道と出版事業はより一層発展した。この2年間、国務院は『出版管理条例』と『AV製品管理条例』の修正業務を完了した。新聞出版総署は『新聞記者証管理弁法』と『新聞雑誌記者センター管理弁法』を公布し、法に従ってニュースメディアと記者の合法的權益を保障した。この2年間、全国の出版図書、定期刊行物、新聞紙の総印刷枚数は2701.14億枚となり、出版図書は33万種、新聞紙は2056種となった。」(新闻和出版事业进一步发展。两年来,国务院完成了《出版管理条例》和《音像制品管理条例》的修订工作;新闻出版总署发布了《新闻记者证管理办法》和《报刊记者站管理办法》,依法保障新闻媒体和记者的合法权益。两年来,全国出版图书、期刊、报纸总印张数为2701.14亿印张,出版图书33万种,报纸2056种。)としている。

なお、「(八)の監督する権利」については、「計画」にあった「ニュースメディアの国家機関と国家活動人員に対する監督の役割を發揮させる。」についての言及はなかった。

### 1.9 『国家人權行動計画 2012-2015』・『実施評価報告』の「四権」メディア関連部分

次に、2012年6月に公表された『国家人權行動計画 2012-2015』ではメディアに関連する部分は「(七)表現する権利」に「報道機関と報道業務従事者の合法的權益の制度保障を強化する。法に従って報道業務従事者の知る権利、取材する権利、発表する権利、批判する権利、監督する権利を保障し、報道機関、取材編集者および報道当事者の合法的權益を守る。」(加强对新闻机构和新闻从业人员合法权益的制度保障。依法保障新闻从业人员的知情权、采访权、发表权、批评权、监督权,维护新闻机构、采编人员和新闻当事人的合法权益。)と明記され、「表現する権利」の中に「知る権利、取材する権利、発表する権利、批判する権利、監督する権利」があることが示されている。

また、「(八)監督する権利」の中には「ニュースメディアが輿論の監督の役割を發揮するよう励みます。国家機関およびその国家活動人員に対し批判、提議、申し立て、告訴、摘発するルートを滞りなく通じさせる。(鼓励新闻媒体发挥舆论监督作用。畅通公民对国家机关及其工作人员提出批评、

建议、申诉、控告、检举的渠道。)と指摘している。

これに対して、習近平時代に入ってから2016年6月14日に発表された『国家人權行動計画(2012-2015) 実施評価報告』(国家人权行动计划(2012—2015年) 实施评估报告)は「(七) 表現する権利」で「インターネット情報プラットフォームは公民の表現するルートを豊富にした。2015年末までに、中国のネット利用者の規模は6.88億に達し、インターネット普及率は50.3%になった。ネット利用者はネットニュース評論、BBS、ブログ、ウェイボー、ウィーチャットなどのインターネットプラットフォームを通じて言論を発表し各級政府の活動に批判と提案を提起し、公務員の行為に対して監督を行っている。」(互联网信息平台丰富公民表达渠道。截至2015年年底,中国网民规模达到6.88亿,互联网普及率为50.3%。网民通过网络新闻评论、论坛、博客、微博、微信等互联网平台发表言论,对各级政府的工作提出批评和建议,对公务人员的行为进行监督。)とすると同時に、「国家新聞出版ラジオテレビ総局は『新聞記者証管理弁法』、『新聞雑誌記者ステーション管理弁法』を貫き、実行に移し、報道媒体およびその支社、新聞記者の合法的取材権、輿論監督権を保障している。」(国家新闻出版广电总局贯彻落实《新闻记者证管理办法》《报刊记者站管理办法》,保障新闻媒体及分支机构、新闻记者的合法的采访权、舆论监督权。)と報告している。

#### 1.10 『新聞記者養成教材 2013』に見る「四権」

中国では5年ごとに「新聞記者証」の更新が行われる。そのための教材として2013年9月に人民出版社から上下二冊の『新聞記者養成教材 2013』(新闻记者培训教材 2013)が出版された。柳斌傑が主編となり、副主編に蔣建国が当たった同「教材」は中華人民共和国建国以来初めて編集された「新聞記者」の備えるべき知識を網羅したものである。この「教材」が「四権」についても説明していることはメディアに対しても「四権」について自ら語ってきた胡錦濤の中国の記者への最後の「メッセージ」が込められているといえよう。

同「教材」はp.78, 206, 208, 216, 242などで「四権」に触れている。例えばp.206では「わが国の憲法は『中華人民共和国のすべての権力は人民に属する。』、『中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。』、『中華人民共和国公民は如何なる国家機関と国家公務員に対しても、批判と提案を提起する権利を有する。』と規定している。ニュースメディアの取材と報道活動が公民の言論、出版の自由を実現する重要なルートであり、公民の国家機関と国家公務員に対する批判権、提案権を実現する重要な方式であるため、公民の言論、出版の自由の権利を保障し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障するには、ニュースメディアの合法的取材と報道の権利を保障しなければならない。」(我国宪法规定“中华人民共和国的一切权力属于人民”,“中华人民共和国公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由”,“中华人民共和国公民对于任何国家机关和国家工作人员,有提出批评和建议的权利”。由于新闻媒体的采访和报道活动是实现公民言论、出版自由的重要渠道,是实现公民对国家机关和国家工作人员批评权、建议权的重要方式,因此要保障公民的言论出版自由权利,保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权,必须保障新闻媒体合法的采访和报道权利。)と明記している。すなわち、「四権」がよって立つ憲法の条文が「中華人民共和国のすべての権力は人民に属する。」、「中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、示威の自由を有する。」、「中華人民共和国公民は如何なる国

家機関と国家公務員に対しても、批判と提案を提起する権利を有する。」にあることを示すとともに、「人民」の「四権」を「保障」するには「ニュースメディアの合法的取材と報道の権利を保障しなければならない。」としているのである。

また、p.216では「・・・われわれはより規範的、廉潔に権力を運用しなければならず、人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利および監督する権利に十分な保障を得させなければならず、権力運行のすべての節目を光が差し透明にしなければならず、人民大衆の目によるあらさがしに耐えなければならず、広範な認知と支持を得なければならない。・・・」（・・・我们必须更加规范和廉洁的运用权力，让人民群众的知情权、参与权、表达权和监督权得到充分保障，权力运行的每一个环节，都必须阳光透明，经得起人民群众眼光的挑剔，必须得到广泛的认可与支持；・・・）と指摘した上で、「人民の『四権』を真に保障するには、制度による支えと保障が無くてはならず、法に従って国を治める基本方略を全面的に貫徹し、憲法と法律の権威を尊重、擁護し、厳格に法に従って行政を行い、断固として法はあるがそれに従わない、法執行が厳格でない、粗暴に法を執行する、汚職職務怠慢および法執行で腐敗するなどの行為を正さなければならない。より完備した、健全な法律制度の保障、より効果的、力のある法律制度の執行力こそが権力顕彰のキーポイントなのである。」（要真正保障人民的“四权”，必须有制度的支撑与保障，必须全面贯彻依法治国基本方略，尊重和维宪法和法律的权威，严格依法行政，坚决纠正有法不依、执法不严、粗暴执法、渎职失职和执法腐败等行为。更完备与健全的法律制度保障，更有效与有力的法律制度执行力，才是权力彰显之关键。）として、「四権」の「保障」には「法」に基づく「制度による支えと保障」が必要であることを強調している。

### 1.11 メディア研究者と「四権」

童兵（復旦大学新聞学院教授）は胡錦濤の17全大会報告を受けて「『四権』の保障とニュースメディアの社会的責任—17全大会報告学習ノート」（保障“四权”和新闻媒体的社会责任—十七大报告学习笔记）と題する論文（2008.10.29 人民网 新闻记者）を発表した。その中で、童は「なぜスターリンの誤りが西側諸国で起きることがないのか？・・・わたしは議会制民主主義、三権分立、与野（党）のチェックアンドバランス、人民の監督という西側諸国ですでに三四百年実行し効果のあった民主政治の理念と制度にあることに間違いはないと考える。」（为什么斯大林的严重错误在西方国家不可能发生？毛泽东和邓小平都没有作进一步分析。我想无非是议会民主、三权分立、朝野制衡、人民监督那一套西方国家已经实行了三四百年行之有效的民主政治理念与制度。）としながら、それはそのまま中国に引き移すことができないとして、民主政治改革と建設に直面している中、「わたしはいままさに中国の国情と執政党の特徴に完全に合致した、基本的には西側の政治制度とは異なる民主制度を探しあてなければならないと考えている。こうした歴史上前例のない偉大なプロジェクトは主にわれわれ全党の知恵と能力に依拠すべきであると同時に、断固として変わることなく思想を解放し、権利を民に還し、人民に真に一家の主にさせ、十分な権利と相当の空間を持たせ国家の命運と自己の未来のために思考、探索させ、大衆をして党の指導の下で、『自らを自らが解放』させなければならない。」（我以为正是要找到一套完全适用于中国国情和执政党特点，基本上不同于西方政制的民主制度。这项史无前例的伟大工程主要应该依靠我们全党的智慧和能力，同时也

要坚定不移地解放思想，还权于民，让人民真正当家作主，有充分的权利和相当的空间来为国家的命运和自己的未来思考和探索，让群众在党的领导下“自己解放自己”。)と呼びかけた。

さらに、童は「簡単に言えば、人権については、この三十年近くでわれわれは大体二つのことを行った。」(簡略地说，就人权而言，近30年来我们大致做了两件事。)、その一つが「政府が市場を徐々に人民に還したことである。」(政府把市场逐步还给人民。)とすると同時に、「二つ目は、政府が社会を人民に還し始めたことである。調和のとれた社会建設目標の提示は偉大な動員令であり、人民が社会に回帰し、何億何万という民衆が中国の現代社会の真の主人公となる身分認証革命の幕が切って落とされたのである。そして、『四権』の回帰と実現は人民が一家の主となる最終的な標識となるであろう。」(第二件事，政府开始把社会还给人民。和谐社会建设目标的提出是个伟大的动员令，人民回归社会，亿万民众作为中国现代社会的真正主人的身份认同革命已经拉开帷幕。而“四权”的回归和实现将是人民当家作主的最终标识。)と指摘し、胡錦濤の「調和のとれた社会建設」と「四権」の提起に、最大限の支持を表明している。

そのうえで、童は「党と政府が市場を民に還し、社会を民に還し、権利を民に還し、自由を民に還す上で持つところの新しい観念と採るところの新しい措置を目の当たりにし、メディア界も自身の理念、実践および改革の目標に対し、新しい観察、新しい思考および新しい措置が採られるべきである。」(面对党和政府还市场于民，还社会于民，还权利于民，还自由于民所持的新观念和所采取的新举措，新闻传播界对自身的理念、实践和改革目标，应有新的观察、新的思考和新的举措。)と指摘すると同時に「『四権』保障の呼びかけを目の当たりにし、ジャーナリズム教育界は未来の記者、編集、キャスター、アナウンサーを育成する人材資源生産団体として、同様に新しい認識、新しい考え方および新しい措置があるべきである。『四権』—知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利の理論解説を教学と科学研究の内容の中に組み込むことは、責任を回避できない新しい任務である。」(面对保障“四权”的召唤，新闻教育界作为培养未来记者编辑主持人播音员的人才资源生产团队，同样应该有新的认识、新的思路和新的举措。把“四权”—知情权、参与权、表达权、监督权的理论解读纳入教学与科研的内容之中，是责无旁贷的新任务。)とも呼びかけている。

以上のように、中国のメディア研究者の中の重鎮の一人である童兵は「市場を民に還し、社会を民に還し、権利を民に還し、自由を民に還す」(还市场于民，还社会于民，还权利于民，还自由于民)という言葉を使い、その中に「四権」を位置付け、胡錦濤の17全大会報告に呼応したのである。

また、従来から「新聞法」制定の必要性を一貫して主張してきた展江(北京外国语大学国际新闻与传播系教授)は「新聞立法は行わなければならない趨勢にある」(新闻立法势在必行)と題する一文(爱思想(<http://www.aisixiang.com>) <http://www.aisixiang.com/data/51719.html> : 时代周报 2012-03-30)の中で、「新聞立法は中国改革全体、とりわけ政治改革の一部であり、もしうまく行くことができれば未来の転型に大きな促進的役割を果たすことができる。」(新闻立法是整个中国改革，特别是政治改革的一部分，如果做得好，能对未来的转型起很大促进作用。)として、「新聞法」の立法化阻害要因について「・・・もちろん他にもより重要な原因がある。それはメディアを管理する権力を握る者がこうした法をつくろうとは考えているわけでもないからである。なぜなら、こうした法ができれば、現在のこの人治の体系が打破されることになるからであり、ここに核心があるとわたしは感じている。」(当然还有一个更重要的原因，是掌握媒体管理权力的人未必想立



这个法。因为有了这个法，现在这套人治的体系就要被打破，我觉得核心在这里。)としてその問題点を指摘している。そのうえで、「公民の知る権利、監督する権利、参与する権利、表現する権利は基本的人権である。」(公民的知情权，监督权，参与权，表达权是基本人权)とし、それは「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(《公民权利和政治权利国际公约》)にも人々の情報授受の「権利」として規定されているとしたうえで、中国の実情について「われわれの中国は客観的に言えば、改革開放以来、特にこの数年、現在のメディア環境はまだ十分よくなっていないという人はいるものの、わたしは、現在のメディアはこれまでに比べて社会生活に入る範囲、報道面および深度、報道、論評できる内容がこれまでよりずっと多くなり、自由度も増している、と感じている。」(我们中国客观地说改革开放以来，特别是最近几年以来，虽然有人说现在媒体的环境还不够好，但我觉得，现在的媒体比过去介入社会生活的范围、报道面和深度，可以报道和评论的内容比过去多太多了，自由度增加很多。)と評価しつつも、「これは決して法律が付与したものではなく、現実生活の中の社会変革の一つの副産物ではあるが、法律制度上こうしたよい変化に対して保障があるわけでもないのである。(这并不是法律赋予的，是现实生活中社会变革的一个副产品，但是在法律制度上对这种良性变化并没有保障。)とその不備を指摘している。

さらに、展は「メディアの自由度は増しているが、それは体制の上では真の変化を起こしていない。」(虽然媒体的自由度在增加，但是它在体制上没有真正变化。)とする中で、「ソ連は崩壊しやすかった、それはソ連最後の年に新聞法を採択したからで、新聞法が採択されるなり、ソ連は崩壊した、という人がいるが、それは反駁に耐えられないことであり、もともとソ連をはじめとする社会主義国家の中では、半分前後の国家に新聞法があり、半分前後の国家には新聞法が無かった。新聞法があっても、新聞法が無くても、彼らは全て崩壊したのであるから、新聞法とどんな関係があったのであろうか？それには別の原因があったのである。」(有人说，苏联容易垮台，苏联最后一年就通过了新闻法，所以新闻法一通过，苏联就垮台了，那这个也经不起一驳，在原来以苏联为首的社会主义国家里面，有一半左右的国家有新闻法，一半左右的没有新闻法，有新闻法也好，没新闻法也好，它们都垮台了，所以跟新闻法有什么关系呢？那是另有原因。)と反駁している。

そして、「非常に強大な力が新聞立法を拒絶しているが、否定できないのは、広義の意味での新聞法制領域の中では、中国は進歩している。」(虽然有非常强大的力量在拒绝新闻立法，但是不可否认，在广义的新闻法制领域里面，中国是有进步的。)と語る展は「政府情報公開条例」(政府信息公开条例)の制定などを肯定するが、「しかし、『突発事件応対法』にしても『政府情報公開条例』にしても、依然として厳格な意味の新聞法ではなく、ただ単に行政的な法律法規にすぎない。」(不过，无论是《突发事件应对法》还是《政府信息公开条例》，依然不是严格意义上的新闻法，而只是行政性法律法规。)と指摘し、「新聞立法は一部の少数の人が関心を寄せる事柄であるべきではなく、社会的権利の一種の反映であるべきであり、それを推進するのにさまざまな困難があり、たいへん容易ではなく、周期も比較的長いものになる。しかし、わたしは、一種の社会変革が進みつつあると感じているので、ここで未来の改革の中で、新聞立法が議事日程に入れられるべきだ、とよびかける。」(新闻立法不应该是少部分人关注的事情，更应该是社会权利的一种反映，尽管要推进它困难重重，很不容易，周期也是比较漫长的。但是我觉得一种社会变革正在进行，我在此呼吁，在未来的改革中，新闻立法应被列入议程。)と「新聞法」の制定を促した。

こうした展江の見解披露も胡錦濤が17全大会報告で「四権」を取り上げたことによるところが

大である。ここでは、前述の童兵も含めて二人のメディア研究者の声を例として挙げただけではあるが、「四権」実現への期待が垣間見える。

### 1.12 「四権」法制化の動き

2007年11月の「記者節」を迎えるにあたって、国家新聞総署の柳斌傑に対し、咎愛宗は「新聞法」制定の必要性を語っている。咎は「現在、社会は急激な転型期に入っており、新聞立法は立法化しなければならない時になったことを物語っている。新聞立法は国家新聞管理部門に対する解放と保護であるばかりでなく、記者の取材権、輿論監督権などの正当な権益に対する一種の正式な確立と保護でもある。報道に法が無ければ、国家管理を不透明にさせ、社会治政を不透明にさせ、民衆の知る権利は疎かにされ、真相と正義は歪曲、密閉されるとともに、悪事が氾濫し、腐敗が止まることが無いようにさせるだけである。こうした状況は一度一定程度まで蓄積すると、社会的危機の集中した発散となり、重大になると数十年にわたる改革の成果を一朝の下に壊すことを導くことができ、社会の動揺を触発しやすくなる。」(現在、社会进入急剧转型时期，说明新闻立法到了非立不可的时候了。新闻立法，既是对国家新闻管理部门的解放和保护，也是对记者采访权、舆论监督权等正当权益的一种正式确立和保护。新闻无法，只能使国家管理不透明，社会治理不透明，民众知情权被忽略，真相和正义被歪曲和遮蔽，还导致恶行泛滥和腐败无度。这些状况，一旦积累到一定程度，却是社会危机的集中宣泄，严重起来可以导致几十年发展的改革成果毁于一旦，更容易促发社会动荡。)と指摘し、「それゆえ、わたしは多年にわたり報道活動と政治評論に従事してきた作者として、立ち上がり、報道主管部門を含む全社会に、全社会が記者の権益を保護し、報道の自由を守るよう強く要求する。目下、新聞立法を加速することこそが当面の最も差し迫ったものである。記者節が到来するにあたり、わたしは新聞出版総署に新聞法の起草を加速させるよう呼びかけ、全人代常務委員会にできるだけ早く新聞立法を立法計画に組み込み、早期に憲法が確定した13億中国公民の言論の自由権、出版の自由権と少なくとも50万人以上の報道従業人員のために、『新聞法』(新聞出版自由法)を制定し、神聖な報道独立調査と取材権、監督する権利、知る権利を確立し、新聞記者の合法的権益を保護し、社会の公平正義を擁護し、調和の取れた社会をよりよく構築するよう呼びかける。」(因此，本人作为多年从事新闻工作和政治评论的作者，站出来向全社会，包括新闻主管部门，强烈要求全社会都来保护记者权益，捍卫新闻自由。眼下，加快新闻立法，才是当前最为迫切的。值此记者节来临之际，我呼吁新闻出版总署加快新闻法的起草，呼吁全国人大常委会尽快把新闻立法列入立法计划，早日为宪法确立的十三亿中国公民的言论自由权、出版自由权和至少五十万以上新闻从业人员而制定出一部《新闻法》(新闻出版自由法)，确立神圣的新闻独立调查和采访权、监督权、知情权，保护新闻记者的合法权益，保障新闻自由，维护社会公平和正义，更好地构建和谐和谐社会。) (咎爱宗：记者节之际致国家新闻总署署长柳斌杰先生 博讯北京时间2007年11月08日 转载)と呼びかけている。

また、17全大会報告を受けて、具体的な法制化の動きも見られた。2008年12月12日の成都商報によると、全人代常務委員の徐顯明が10日に取材を受け次のように語ったと伝えている。「17全大会報告が描写したところの『法に従って人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利』は新たな人権体系を構成しており、将来憲法を改正する機会があれば、こうした人権を

憲法に書き込むべきである。わが国人権事業は歴史の一つの新たな起点にあるので、人権体系に対して新しい描写が求められている。目下、わが国憲法は28種類の人権を列挙しているが、こうした列挙の方式で定義した人権体系は閉鎖されたものであり、その数は17全大会報告と比べ違いが割と大きい。」(十七大報告中所描述的“依法保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权”构成了新的人权体系, 如果将来有机会修改宪法, 这些人权应写入宪法。我国人权事业处在历史的一个新起点, 这要求对人权体系进行重新描述。目前我国宪法列举了28种人权, 但这种用列举的方式定义的人权体系是封闭的, 其数量与十七大报告比起来差别比较大。))と語った。

こうした期待や呼びかけにかかわらず、「新聞法」の制定はもとより、「四権」の法制化も遅々として進まなかった。胡錦濤時代の限界がここに垣間見える。それは前述した展江の指摘する「非常に大きな力が新聞立法を拒絶している」からなのであろう。

## 2. 習近平時代における「四権」

### 2.0 習近平執政初期に見る「四権」

習近平時代に入っても、検察日報が2013年3月17日の紙面に「公民の『四権』を保障し、『権力のかご』を見張ろう」(保障公民“四权”, 看住“权力之笼”)と題する一文の中で、「公民の知る権利、参与する権利、監督する権利、表現する権利をしっかりと保障することのみによって、はじめて隙間を遮断し、『トラ』を叩くこともできるし、「ハエ」も叩くことができるのである。」(只有保障好公民的知情权、参与权、监督权、表达权, “权力之笼”才能密不透风, 既打“老虎”, 又打“苍蝇”。)などと主張していた。

その後、2013年11月12日の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議で採択された「全面的に改革を深化させる若干の重大問題に関する中共中央の決定」(中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定)の「八、社会主義民主政治制度建設を強化する」(八、加强社会主义民主政治制度建设)の中では「各レベル各領域から公民の秩序ある政治参与を拡大…」(从各层次各领域扩大公民有序政治参与)、「職員労働者の管理と監督に参与する民主的権利を保障する。」(保障职工参与管理和监督的民主权利)、「人民に権力を監督させ、権力を陽光の下で行使させ・・・」(让人民监督权力, 让权力在阳光下运行)などという表現はあるものの、「四権」そのものには直接言及していない。

また、メディアについては「正しい輿論誘導を堅持する体制メカニズムを健全にする。基礎管理、内容管理、業種管理およびネット違法犯罪防止と打撃などの活動連動メカニズムを健全にし、ネット突発事件処置メカニズムを健全にし、プラス面からの導きと法に従って管理することを結び付けたネット輿論活動構造を形成する。ニュースメディア資源を統合し、伝統メディアと新興メディアの融合発展を推進する。報道発表の制度化を推進する。新聞工作者の職業資格制度を厳格にし、新しいタイプの媒介運用と管理を重視し、伝播秩序を規範化する。」(健全坚持正确舆论导向的体制机制。健全基础管理、内容管理、行业管理以及网络违法犯罪防范和打击等工作联动机制, 健全网络突发事件处置机制, 形成正面引导和依法管理相结合的网络舆论工作格局。整合新闻媒体资源, 推动传统媒体和新兴媒体融合发展。推动新闻发布制度化。严格新闻工作者职业资格制度, 重视新型

媒介运用和管理, 规范传播秩序。)としている。

## 2.1 習近平の「講話」などに見る「四権」

習近平は2015年2月28日に「中央全面深化改革领导小组第十次会议」を主宰した。そのニュース記事(新华社2月29日)は「会議」を主語として次のように報道している。「会議は強調した。人民監督員制度改革を深化させることは党の18期3中全会、4中全会が提起した一つの重要な改革措置であり、目的はより一層人民大衆の秩序だって司法に参与するルートを拡げ、検察権が法に従って独立公正に行使されることを確保する外部監督制約メカニズムを健全にすることにあり、それは人民大衆の検察活動に対する知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障することに重要な意義がある。」(会议强调, 深化人民监督员制度改革是党的十八届三中、四中全会提出的一项重要改革举措, 目的是进一步拓宽人民群众有序参与司法渠道, 健全确保检察权依法独立公正行使的外部监督制约机制, 对保障人民群众对检察工作的知情权、参与权、表达权、监督权具有重要意义。)。ここには習が直接「四権」に触れたという記述はないが、彼が「主宰」した会議であることから、「人民大衆の検察活動に対する」「四権」は認知していたといえよう。

そして、習近平が「四権」に直接言及したのは2015年4月28日の『『五一』国際メーデー祝賀および全国労働模範と先進工作者表彰大会における講話』(在庆祝“五一”国际劳动节暨表彰全国劳动模范和先进工作者大会上的讲话)の中であった。習は次のように述べている。「われわれは必ず社会主義の民主を發展させ、労働者階級と広範な労働大衆の民主的権利を着実に保障、絶えず發展させなければならない。党の指導、人民が一家の主になる、法に従って国を治める有機的統一を堅持し、労働者階級の国家の指導階級としての地位を堅持し、社会主義民主政治の制度化、規範化、プロセス化推進を加速し、人民代表大会制度を堅持、完備し、協商民主の広範多層制度化の發展を推進し、人民が法に従って、秩序だって、広範に国家の実務と社会の実務管理、経済と文化事業管理に参与することを促進しなければならない。基層の民主建設を推進し、職員労働者代表大会を基本形式とする企業事業単位の民主管理制度を健全にし、より効果的に職員労働者の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を根付かさなければならない。」(我们一定要发展社会主义民主, 切实保障和不断发展工人阶级和广大劳动群众的民主权利。要坚持党的领导、人民当家作主、依法治国有机统一, 坚持工人阶级的国家领导阶级地位, 加快推进社会主义民主政治制度化、规范化、程序化, 坚持和完善人民代表大会制度, 推进协商民主广泛多层制度化发展, 促进人民依法、有序、广泛参与管理国家事务和社会事务、管理经济和文化事业。要推进基层民主建设, 健全以职工代表大会为基本形式的企事业单位民主管理制度, 更加有效地落实职工群众的知情权、参与权、表达权、监督权。)

次に、習近平が「四権」に言及したのは冬季五輪開催に向けて「重要指示」を行ったニュース記事(新华社: 共享办冬奥 让民众有更多“获得感” 2015年12月01日 18:24 新华网)が伝えたもので、「断固としてともに五輪開催を享受するには、社会公衆の参与する熱情を十分尊重し、民衆の五輪開催準備活動に対する知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保証しなければならない。」(坚持共享办奥, 就要充分尊重社会公众的参与热情, 保证民众对奥运筹办工作的知情权、参与权、表达权、监督权。)と述べている。

以上の習の発言は「検察活動」、「基層の民主建設」、「五輪の準備活動」などに対する極めて限定された範囲内の個々の「四権」であることを示している。

## 2.2 党と政府の「意見」などに見る「四権」

一方、2016年2月17日に中共中央弁公室と国務院弁公室が下達した「政務公開活動を全面的に推進することに関する意見」(关于全面推进政务公开工作的意见)(新华社 2016年02月17日)はその中で、「公開透明は法治政府の基本的特徴である。全面的に政務公開を推進し、権力を陽光の下で行使させることは、社会主義民主政治を発展させ、国家の治政能力を向上させ、政府の公信力執行力を増強し、人民大衆の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障するのに、重要な意義をもつものである。」(公开透明是法治政府的基本特征。全面推进政务公开,让权力在阳光下运行,对于发展社会主义民主政治,提升国家治理能力,增强政府公信力执行力,保障人民群众知情权、参与权、表达权、监督权具有重要意义。)と指摘している。

また、2016年10月27日に18期中央委員会第6回全体会議で採択された「新たな情勢の下での党内の政治生活に関する若干の準則」(关于新形势下党内政治生活的若干准则)は「党員の主体的地位を尊重し、党員の民主的権利を保障し、党員の知る権利、参与する権利、選挙権、監督する権利を根付かせ、党員全体が平等に党規約の規定する党員の権利を享受し、党規約の規定する党員の義務を履行することを保障し、党内民主平等の同志関係を堅持し、党内では一律に同志と呼ばなければならない。」(必须尊重党员主体地位、保障党员民主权利,落实党员知情权、参与权、选举权、监督权,保障全体党员平等享有党章规定的党员权利、履行党章规定的党员义务,坚持党内民主平等的同志关系,党内一律称同志。任何党组织和党员不得侵害党员民主权利。)と明記している。ここでは「党員」という範囲に限られると同時に、「表現する権利」は無く、「選挙権」との「四権」となっている。

また、同じく2016年10月27日に18期中央委員会第6回全体会議で採択された「中国共産党党内監督条例」(中国共产党党内监督条例)には「四権」の中の「知る権利」と「監督する権利」が「第43条」に次のように明記された。「党組織は党員の知る権利と監督する権利を保障し、党員が党内監督の中において積極的役割を果たすよう励まし、支持すべきである。真実の姓名を署名し規律違反の事実を反映することを提唱し、党組織は摘発告発者のために厳格に秘密を保護するとともに、適当な方式で彼らに処理状況をフィードバックするべきである。監督を邪魔妨害し、監督者に打撃を与え報復する者に対しては、規律に従って厳格に処理する。」(党组织应当保障党员知情权和监督权,鼓励和支持党员在党内监督中发挥积极作用。提倡署真实姓名反映违纪事实,党组织应当为检举控告者严格保密,并以适当方式向其反馈办理情况。对于妨碍监督、打击报复监督者的,依纪严肃处理。)

これより先、李克強首相は2016年5月9日、「全国政務簡素化権力下放下放管理結合優良化サービス推進改革テレビ電話会議」(在全国推进简政放权放管结合优化服务改革电视电话会议上的讲话、新華社2016年5月9日)で「四権」について次のように語っている。

「政務の簡素化権力の下放により大きな実際の成果をあげるには、より大きな力で政務公開を推

進しなければならない。人民大衆と企業は不合理な審査認可の弊害に対し感ずるところが最も深く、何を改革し、どのように改革し、成果がどのようなのかに対し、最も発言権を持っている。同時に、人民大衆と企業に権力の下放状況を理解させ、権力の下放の進展を監督させ、権力の下放の効果を評価させることのみによってはじめて権力の下放を現実のものとするのが確保できる。公開透明は現代の政府の基本的特徴であり、全面的に政務公開を推進し、権力を陽光の下で行使させることは、社会主義の民主政治を発展させ、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障することに重要な意義があり、これは政務の簡素化権力の下放のもつべき道理でもある。」(簡政放权要取得更大实效, 必须以更大力度推进政务公开。人民群众和企业对不合理审批之弊感受最深, 对改什么、如何改、成效如何, 最有发言权。同时, 只有让人民群众和企业了解放权情况, 监督放权进程, 评价放权效果, 才能确保放权落到实处。公开透明是现代政府的基本特征, 全面推进政务公开, 让权力在阳光下运行, 对于发展社会主义民主政治, 保障人民知情权、参与权、表达权、监督权具有重要意义, 这也是简政放权的应有之义。)

なお、李克強は首相就任以来、2017年12月までに12期全人代第3回会議(2015.3.5)、12期第4回会議(2016.3.5)、12期第5回会議(2017.3.5)の3回の政府活動報告を行ったが、そのすべてに「四権」の言及はなく、上掲の発言だけが李の「肉声」といえ、胡錦濤時代の温家宝首相とは好対照をなしている。

### 2.3 13次5か年計画に見る「四権」

習近平時代に入って、2016年3月17日に「中華人民共和国国民経済と社会発展第13次5か年規画綱要」(中华人民共和国国民经济和社会发展第十三个五年规划纲要)(新华社 2016年03月17日)が公表された。その「第五節 公衆参与のメカニズム完備」(第五节 完善公众参与机制)の中に「法に従って居民の知る権利、参与する権利、政策決定する権利および監督する権利を保障し、公衆が物事の処理に参与する制度化されたルート完備する。公衆の切実な利益に係る重大な政策決定に対しては、居民会議、議事協商、民主聴聞などの形式によって、広範に公衆の意見提案を求める。村務公開、居務公開、民主評議などの方途を完備し、公衆の監督評価を強化する。」(依法保障居民知情权、参与权、决策权和监督权, 完善公众参与治理的制度化渠道。对关系公众切身利益的重大决策, 以居民会议、议事协商、民主听证等形式, 广泛征求公众意见建议。完善村务公开、居务公开、民主评议等途径, 加强公众监督评估。)という記述がある。ここでの「四権」には「表現する権利」に換わって「政策決定する権利」が入っている。

ちなみに、胡錦濤時代の「五か年計画」については、2011年3月16日に公表された「中華人民共和国国民経済と社会発展第12次5か年規画綱要」は「民主制度を健全にし、民主形式を豊富にし、民主のルートを広げ、法に従って民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行し、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(健全民主制度, 丰富民主形式, 拓宽民主渠道, 依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督, 保障人民的知情权、参与权、表达权、监督权。)とされており、これまで議論してきた「四権」が明記されていた。もちろん、この「規画綱要」はこれに先行する党の「提案」の延長線上にあり、その「中共中央の国民経済と社会発展第12次5か年規画制定に関する提案」(中共中央关于制定国民经济和

社会发展第十二个五年规划的建议) (2010年10月18日中国共产党第17期中央委员会第5回全体会議採択)は「党の指導、人民が一家の主になる、法に従って国を治める有機的統一を堅持し、社会主義の民主政治を發展させ、人民の知る権利、参与する権利、表現する権利、監督する権利を保障する。」(堅持党的领导、人民当家作主、依法治国有机统一, 发展社会主义民主政治, 保障人民知情权、参与权、表达权、监督权。)としていた。

さらに、それ以前の2006年3月14日に11期全人代第4回會議で承認された「中華人民共和国国民經濟と社会發展第11次5か年規画綱要」では「第一節 社会主義民主を發展させる。」(第一节 发展社会主义民主)の中で、「民主制度を健全にし、民主形式を豊富にし、公民の秩序ある政治参与を拡大し、公民が法に従って民主的選挙、民主的政策決定、民主的管理、民主的監督を実行するのを保証する。基層の民主建設を強化し、政務公開、工場実務公開、村務公開、を堅持、完備し、公民が法に従って選挙権、知る権利、参与する権利、監督する権利を行使することを保証する。人權を尊重、保障し、人權事業の全面的發展を推進する。」(健全民主制度, 丰富民主形式, 扩大公民有序的政治参与, 保证公民依法实行民主选举、民主决策、民主管理、民主监督。加强基层民主建设, 坚持和完善政务公开、厂务公开、村务公开, 保证公民依法行使选举权、知情权、参与权、监督权。尊重和保障人权, 促进人权事业全面发展。)と明記していた。

#### 2.4 『国家人權行動計画 (2016-2020)』に見る「四権」

「国家人權行動計画」の三部目に当たる『国家人權行動計画 (2016-2020)』は習近平時代に入って2016年9月29日に公表された。それは胡錦濤時代に公表されたこれまでの二部が「四権」をそれぞれ独立した項目として記述していたのに対し、「知る権利」と「参与する権利」を一つ、「表現する権利」と「監督する権利」を一つにそれぞれまとめている。

「(四) 知る権利と参与する権利」((四) 知情权和参与权)は「多くのルート、多くの領域で公民の知る権利の範囲を広げ、秩序だって社会の物事の処理に参与する方途と方式を拡大する。」(多渠道多领域拓宽公民知情权的范围, 扩展有序参与社会治理的途径和方式。)とし、「(五) 表現する権利と監督する権利」((五) 表达权和监督权)では「表現する空間を拡大し、表現の手段とルートを豊富にし、権力運行の制約と監督体系を健全にし、法に従って公民の表現の自由と民主的に監督する権利を保障する。」(扩展表达空间, 丰富表达手段和渠道, 健全权力运行制约和监督体系, 依法保障公民的表达自由和民主监督权利。)と指摘している。

その中で、メディアに関係した部分は「(四)」では、「インターネット政務情報データサービスプラットフォームと利便サービスプラットフォーム建設を強化し、政務公開情報化、集中化の水準を向上させる。」(加强互联网政务信息数据服务平台和便民服务平台建设, 提高政务公开信息化、集中化水平。)という目標を掲げている。

また、「五」では、その目標を「法に従い公民のインターネットの言論の自由を保障する。引き続きネット利用者が言論を發表するためのサービスを完備し、インターネットが反映する社会情勢民意を重視する。」(依法保障公民互联网言论自由。继续完善为网民发表言论的服务, 重视互联网反映的社情民意。)とするとともに、「新聞雑誌、放送、テレビなどの伝統メディアの監督の役割を發揮させ、伝統メディアとインターネットなどの新興のメディアとの連動を強化し、ネットワーク監

督を運用、規範化することを重視する。」(发挥报刊、广播、电视等传统媒体监督作用, 加强传统媒体与互联网等新兴媒体的互动, 重视运用和规范网络监督。依法保障新闻机构和从业人员的知情权、采访权、发表权、批评权、监督权。)と指摘している。

胡錦濤時代の2部の「計画」と比較すると、5年にわたるこの「計画」はその長期にわたる目標にしては、「四権」に対しての関心が低いと言わざるを得ない。

## 2.5 習近平メディア関連発言と「四権」

習近平は本稿執筆時点(2017.12)まで「四権」をメディアに結び付けて語ったことはない。これまで、習は2013年8月19-20日に開催された全国宣伝思想工作会議で初めてイデオロギーをめぐる宣伝思想工作について重要講話(8.19講話)を行った。翌2014年8月18日には中央全面深化改革指導小グループ第4回会議で新旧メディアの融合について語った。

そして、2016年2月19日には、人民日報、新華社、CCTVなどを視察し、報道輿論工作座談会に出席し「重要講話」を行い、「党の報道輿論工作で党性原則を堅持するのに最も根本的なものは報道輿論工作に対する党の指導を堅持することである。党と政府が運営するメディアは党と政府の宣伝の陣地であり、党の姓を名乗らなければならない。」(党的新闻舆论工作坚持党性原则, 最根本的是坚持党对新闻舆论工作的领导。党和政府主办的媒体是党和政府的宣传阵地, 必须姓党。)(人民日報2016年02月20日)と語った。

さらに、2016年4月25日にはサイバーセキュリティと情報化工作座談会で「インターネットは社会の情報の大きなプラットフォームであり、何億何万というネット利用者がそこで情報を得、情報を交流している。これは彼らの知識を求める方途、思惟方式、価値観に重要な影響を与えるであろう。特に彼らの国家に対する、社会に対する、仕事に対する、人生に対する見方に重要な影響を与えるであろう。」(互联网是一个社会信息大平台, 亿万网民在上面获得信息、交流信息, 这会对他们的求知途径、思维方式、价值观念产生重要影响, 特别是会对他们对国家、对社会、对工作、对人生的看法产生重要影响。)と指摘すると同時に「われわれの目標を実現するため、ネットワークあげて同心円を形成しなければならない。何が同心円なのか?それはほかでもなく党の指導の下で、全国の各民族人民を動員し、各方面の積極性を引き出し、ともに中華民族の偉大な復興を実現する中国の夢のために奮闘することである。」(为了实现我们的目标, 网上网下要形成同心圆。什么是同心圆?就是在党的领导下, 动员全国各族人民, 调动各方面积极性, 共同为实现中华民族伟大复兴的中国梦而奋斗。)と強調した。さらに、習は「インターネットは法の外にあるものではない。ネットワークを利用し国家政權転覆を鼓吹し、宗教過激主義を煽動し、民族分裂思想を宣揚し、暴力テロ活動を教唆するなどのこうした行為は断固として制止、打撃を与えなければならない、決してそれにやりたい放題させてはならない。」(互联网不是法外之地。利用网络鼓吹推翻国家政权, 煽动宗教极端主义, 宣扬民族分裂思想, 教唆暴力恐怖活动, 等等, 这样的行为要坚决制止和打击, 决不能任其大行其道。)(新华社北京4月25日电)と呼びかけた。

胡錦濤時代は「四権」に関連して「言論の自由」の場として取り上げられてきたインターネットに対する習の警戒感が如実になっている。こうした警戒感はずでに2013年8月の「8.19講話」に現れていた。その全文はいまだ公表されていないが、ネット上に流布されている「『8.19』講話精



神伝達提綱」(「8・19」讲话精神传达提纲)では習がインターネットについて詳細に語っている。その中で習は「インターネットはすでに輿論闘争の主戦場になっている。ある同志が言うには、インターネットはわれわれが直面する「最大の変数」になっていて、うまく行わなければわれわれの「頭痛の種」になってしまう。西側反中勢力はずっとインターネットを利用して「中国を倒す」ことを企んできた。何年も前「インターネットをもつことになり、中国に対応する方法を得た」、「社会主義国家が西側の懐に飛び込むのに、インターネットから始まるであろう」と公言した西側の政治家がいた。米国の「PRISM」、「xkeyscore」などの監視計画から見ると、彼らのインターネット活動のエネルギーと規模は人の想像をはるかに超えたものである。インターネットというこの戦場で、われわれがもちこたえ、勝利できるか否かは直接我が国のイデオロギーの安全と政権の安全に関係する。」(互联网已经成为舆论斗争的主战场。有同志讲,互联网是我们面临的“最大变量”,搞不好会成为我们的“心头之患”。西方反华势力一直妄图利用互联网“扳倒中国”,多年前有西方政要就声称“有了互联网,对付中国就有了办法”,“社会主义国家投入西方怀抱,将从互联网开始”。从美国的“棱镜”、“X-关键得分”等监控计划看,他们的互联网活动能量和规模远远超出了世人想象。在互联网这个战场上,我们能否顶得住、打得赢,直接关系到我国意识形态安全和政权安全。)と指摘し、インターネットが「西側反中勢力」との「輿論闘争の主戦場」になっているとの認識を示していた。

また、習は国内についても「わが国のネット利用者は6億人近くであり、ケータイネット利用者は4.6億余人であり、そのうちウェイポユーザーは3億余人に達している。たくさんの人、特に若い人は基本的に主流メディアを見ず、大部分の情報をネット上から得ている。この事実を直視し、力を強め投入し、速やかにこの輿論の戦場の主導権を掌握しなければならず、はじに追いやられてはならない。」(我国网民有近6亿人,手机网民有4.6亿多人,其中微博用户达到3亿多人。很多人特别是年轻人基本不看主流媒体,大部分信息都从网上获取。必须正视这个事实,加大力量投入,尽快掌握这个舆论战场上的主动权,不能被边缘化了。)と語り、インターネットという「輿論の戦場」の「主導権」を「掌握」するよう呼びかけてもいる。

こうしたインターネットに対する習の認識が、2016年11月7日に12期全人代常務委員会第24回会議で採択され、2017年6月1日から施行された「中華人民共和国サイバーセキュリティー法」(中华人民共和国网络安全法・Cybersecurity Law of the People's Republic of China)に結実するのである。(資料解題『「中華人民共和国サイバーセキュリティー法」について』参照)。人権白書などで「四権」の発揚の場所として位置づけられてきたインターネット空間は習によって「輿論闘争の主戦場」と位置づけられ、同法によって完全にその統制下に置かれたのである。

## 2.6 人権と「四権」

「四権」はもとより「基本的人権」の構成部分であり、党と政府の「人権」に対する「尊重」と「保障」の趨勢の中に提起されてきた。

2004年3月14日に10期全人代第2回会議において、憲法修正案が可決され、中国憲法の中に、「国家は人権を尊重、保障する。」(国家尊重和保障人权)が書き加えられた。これは中国共産党の規約にも明記されるようになり、その後にかかれた17全大会で党規約に「人権を尊重、保障する。」

(尊重と保障人权)が加えられ、18 全大会規約、19 全大会規約もそれを継承した。

しかし、中国の人権に対する見解は日本を含む欧米の普遍的価値観とは異なるものである。17 全大会で「人権を尊重、保障する。」(尊重と保障人权)が加えられた時、2007 年 11 月 15 日に「中国共産党ニュース網」(中国共産党新闻网)にアップされた「17 全大会党規約修正案学習問答 人権を尊重、保障するを党規約に書き入れた意義はどこにあるのか?」(十七大党章修正案学習問答 把尊重和保障人权写入党章意义何在?)によると、「人権を尊重、保障することは現代社会の共通の価値観である。」(尊重と保障人权是现代社会的共同价值观。)としたうえで、「人権とは、簡単に言えば人の基本的権利である。ブルジョア階級の人権は主に人の自由、平等、民主などを指す。われわれの党の主張するところの人権は、人民の生存権と発展権、公民の基本的権利および政治的権利、文化的権利、法律の前における平等権、少数民族の平等権と特殊保護、障害者の権益などを含んでいる。その中で、人民の生存権と発展権が人権の基礎である。これから分かるように、われわれの人権観はブルジョア階級の人権観よりずっと豊富で、ずっと現実的なのである。」(人权, 简而言之就是人的基本权利。资产阶级的人权主要是指人的自由、平等、民主等。我们党所主张的人权, 包括人民的生存权和发展权、公民的基本权利和政治权利、文化权利、法律面前的平等权、少数民族的平等权利和特殊保护、残疾人权益等。其中, 人民的生存权和发展权是人权的基础。可见, 我们的人权观比资产阶级的人权观丰富得多、实在得多。)と自画自賛した後、注意すべき点を「第一、人権は普遍性を備えるとともに、階級性も備える。」(第一, 人权既具有普遍性, 又具有阶级性。)、  
「第二、人権は具体的であり、相対的なものである。」(第二, 人权是具体的、相对的。)、  
「第三、人権を保護しなければならないが、国家主権をより擁護しなければならない。」(第三, 既要保护人权, 更要维护国家主权。)の三分野から個人の「人権」よりも集団、国家の「主権」が大事であることを説明し、「いかなる国家の人権事業も、その国家が大きくても小さくても、強くても弱くても、いずれも自国の政府によって自国の人民に依拠し自主的に解決されるべきことが基本原則である。いかなる国家も人権を実現、擁護するのに、いずれも当該国の歴史、経済、政治、文化の具体的国情から離れることができず、しかもこれに合わせて主権国家によって国内立法を通じて人権に対して確認、保護がされなければならない。もしも、国家主権、民族の独立および、国家の尊厳を失えば、人民民主を失うことになり、しかも根本的に人権を失うことになる。」(任何一个国家的人权事业, 不管这个国家是大是小、是强是弱, 都应由本国政府依靠自己的人民自主去解决, 这是个基本原则。任何国家实现和维护人权, 都不能脱离该国的历史、经济、政治、文化的具体国情, 并须由主权国家通过国内立法对人权予以确认和保护。如果失去了国家主权、民族独立和国家尊严, 也就失去了人民民主, 并且从根本上失去了人权。)と指摘している。

すなわち、中国にとっての「人権」とは、「生存権」と「発展権」を基礎にした、「普遍性」よりも「階級性」を優先するものであり、その「尊重」と「保障」は中国の「国情」に基づく「主権」の枠組みの中に存在するものであるということになる。それがため、「四権」も必然的に党国体制下にある「国家」から遊離することはなく、あくまでも「中国の特色ある社会主義」の一つの構成部分に過ぎないのである。

## おわりに

アヘン戦争以降の中国は産業革命以来の欧米日の物質・精神文明との摩擦の歴史をたどった。中華人民共和国という政体も欧米日との摩擦の中で誕生したものといえる。アヘン戦争によってイギリスの力を、そして日清戦争によって日本の力を知り、清朝の改革を目指した梁啓超は日本を通じて欧米の先進文明を学ぼうと呼びかけ、孫中山は日本で後に中国国民党に発展する同盟会をつくり、孫の革命運動は度重なる失敗をしたものの1911年辛亥革命を成就させ中華民国を打ち立てた。建国後、軍閥が割拠する中、蒋介石は北伐を達成し、軍閥を国民党に帰順させた。これより前、日本が21か条の要求を突きつけたことを契機に、1919年五四運動が起き、毛沢東いうところの新民主主義革命期に入った。1932年中国東北部に満州国を打ち立てた日本はさらに中国侵略を加速した。その後の中国国民党と中国共産党の覇権争いは、この日本の中国侵略と不可分である。主戦場で国民党に日本と戦わせ、彼らを疲弊させる中で、戦力を温存した共産党は日本の敗戦と同時に武力で政権奪取に向かった。マルクス主義を「本土化」した毛沢東に率いられた共産党はコミンテルンの指令も受けながら国民党を駆逐し、1949年10月に中華人民共和国を成立させるのである。抗日戦争期中華民国政府を支援した米国は同年「中国白書」を発表し、国民党とは一線を画したが、朝鮮戦争の勃発で、台湾に臨時政府を置いた国民党を支持するようになり、ソ連を「お兄さん」（老大哥）と呼ぶ中国共産党の打ち立てた中華人民共和国とは対峙するようになるのである。こうした近代中国の置かれた境遇を考えるだけでも共産党が「人権」の中で「生存権」と「発展権」を特に強調することも理解できる。

しかし、1949年の中華人民共和国成立後すでに70年を迎えようとしているいま、建国後の中国の歴史を振り返ると、「三反五反」、「反右派闘争」、3年の自然災害を生じさせた「大躍進」、さらには「プロレタリア階級文化大革命」へと続く政治運動は中国共産党の名前によって行われたものであり、塗炭の苦しみを味わった国民も少なくない。1979年から始まる改革開放政策以前の絶え間ない政治運動が「生存権」と「発展権」という「人権」を甚だしく踏みにじってきたことを否定し得る者はいないであろう。さらに、その後に起きる民主化運動においても強権を発動してきた。人民解放軍による1989年の民主化運動制圧は身に寸鉄も帯びない学生に対する発砲一つとっても「人権」侵害のなにものでもないであろう。これを米国をはじめとする日本を含む西側先進国が批判したのも当然のことだといえる。また、魏京生や劉曉波などの政治異端者を逮捕処罰したり、劉賓雁、方励之、王若望らを国外に追放したりしてきた。こうした問題が起きるたび、米国は強い関心を示し、人権を擁護する立場から発言し、彼らの受け皿になってきた。

その米国は毎年国務省が「国別人権報告書」を発表する。これに対抗して、中国は「任言実」（任言実）というペンネームで中共中央対外宣伝弁公室主任・中国人権研究会弁公室主任の董云虎に1996年から1999年の間に米国の人権問題に関する8編の論文を書かせたのに続き、2000年からは国務院新聞弁公室から毎年「米国の人権記録」（美国的人权纪录）を発行し、米国の人権観に反駁してきた。

とはいえ、前述した国民の「生存権」と「発展権」を基礎とした「人権」を蹂躪してきた「反省」から来るものではないものの、改革開放によって経済が発展するとともに、私有財産意識が芽生える中で、人々の人権意識が高まってきたことを背景に、党規約、憲法にも「人権」条項が加え

られた。そして、胡錦濤時代に「四権」の提起に至ったのである。これに、「歓喜の声」をあげたメディア研究者がいても不思議ではないのである。もとより「学問の自由」のない中国において、為政者の言葉に呼応するのも常のことであり、党組織のトップにある総書記の呼びかけがあればなおのことである。であるから、胡錦濤時代は「四権」について活発に論議されたのである。しかし、習近平時代に入って、「四権」に対する習の発言に接した時、彼らは敏感にこれに反応し、口を閉ざしていくのである。

習近平の2012年から始まる一期目は情報管理を強化し、言論空間が縮小されてきた5年であり、その中で「公民」、「人民」、「大衆」の権利としての「四権」は徐々に取り上げられることが少なくなってきた。19全大会からの二期目は如何なる5年になるのか。二期目の出発宣言ともいえる19全大会報告を見る限り、「基層」という限定された範囲内における「人民」の「四権」とされ、憲法に明記されるどころか、権利としての法制化実現も遠くなった感がある。19全大会報告にある「すべての活動に対する党の指導を堅持する。」(堅持党对一切工作的领导)環境の中で、民主集中制の組織原則のトップにある党の「核心」としての習近平にとっては、「ややゆとりある社会」実現にこの「四権」の拡大は優先課題ではなくなっているのである。13億を超える民を擁する大国中国がどこに向かうかは習近平の舵取りにかかっている。「党性」と「人民性」は一致したものであり、メディアは「党を名乗れ」と強調してきた習近平が考える「権力を陽光の下に行使させる」は習が指導する「反腐敗運動」の中の習派以外の「権力」を監視せよと聞こえる。当面、「四権」が「公民」、「人民」、「大衆」の権利として認知されるまでにはなおまだ時間が必要であろうし、認知されたとしても「党がメディアを管理する」態勢は中国共産党一党独裁が続く限り変わることもないのである。言葉を換えていえば、「四権」はもとより、中国のメディア・ジャーナリズム研究は政治そのものであるということである。

中国共産党規約は、その「総綱」の中で、18全大会規約では「党の指導は主に政治、思想および組織上の指導である。」(党的领导主要是政治、思想和组织的领导。)としていたところを、19全大会規約は「党政軍民学、東西南北中、党がすべてを指導するものである。」(党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。)と明記した。実際には党がすべてを指導してきた国情にあるが、それをいま党規約に明文化したことは、必然的に全国人民代表大会の開催を待って憲法にも19全大会規約に加えられた「中国共産党はマルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、『三つの代表』重要思想、科学的発展観、習近平新しい時代の中国の特色ある社会主義思想を行動指針とする。」(中国共产党以马克思列宁主义、毛泽东思想、邓小平理论、“三个代表”重要思想、科学发展观、习近平新时代中国特色社会主义思想作为自己的行动指南。)という文言とともに、「党がすべてを指導する。」が明記されることになろう。

また、メディアもこれまで以上に「党と政府の代弁者」としての役割発揮を求められていくことも疑いのないところである。「新しい時代の中国の特色ある社会主義」国家におけるメディアの「主権在党、情報在党」中国モデルは、われわれが戦後培ってきた「主権在民、情報在民」モデルとは明らかに相反するものではあるが、国情の異なる中国に如何なるメディア制度のジャーナリズムモデルが適しているのかを選択するのは究極的には彼の地に住む人々であることは言うを待たない。しかしながら、上述した環境を考えると、中国共産党、とりわけ党中央の「核心」としての習近平の意思によって左右されることも当然のことである。そして、本稿で検証してきた胡錦濤と習

近平二つの時代の「四権」の消長は民主集中制という組織原則の頂点にある中国共産党総書記の意思の重要性を証明したと同時に、胡錦濤時代は「四権」の春であったことを物語っている。

#### 付言

米国のトランプ大統領は2017年11月8日から10日まで中国を訪問した。中国にとって米国は「アメリカ帝国主義」と叫んでいた時代から常に「鏡」であった。米中が国交を回復してからは米国の掲げる自由、平等、民主、法治などの人権の背景にある価値観が「鏡」となり、前述したように米国の「各国の人権状況報告書」に対抗し、中国が「米国の人権状況」を発表するように、中国共産党は自らをそれに照らして、自らの正当性を主張してきた。習近平の故宮におけるトランプ歓待は一方は共産主義、一方は人権という理念を捨て去った両国の為政者が世界に向けて国際関係は利害のみであるという情報を発信した。その映像は、モーゲンソーの言葉を借りるまでもなく、イデオロギーは利益を追求する政治の隠れ蓑であることをわれわれにいま一度教えてくれたことに汲み取るべき教訓がある。

中国共産党の「入党宣誓の言葉」(入党誓詞)に「・・・共産主義のために生涯奮闘し、随時党と人民のためにすべてを犠牲にする準備を整え、永遠に党に叛かない。」(・・・为共产主义奋斗终身，随时准备为党和人民牺牲一切，永不叛党。)とある。「党と人民」という表記の中の「人民」は従来の政治的概念としての共産党の側に立つ人を指すものであり、一般的意味の「人々」を言ったものではない。人民日報が党の指示の下で政治運動を先導してきた過去の教訓をもとに、中国のジャーナリズムにおける「党性」と「人民性」の相違を指摘した胡績偉は「人民」を後者として捉え、「人民性」を重視した報道をするべきだと主張した。胡のこうした考え方は共産党によって「党性と人民性は一致する」という言葉で否定され続けてきた。それは「永遠に党に叛かない」の「党」が「人民」の中から選ばれた党員によって構成されている集団であるから、「人民」という個人の知恵にはるかに優るといふ絶対的存在であることを示しているのである。すなわち、「共産主義」という理念ではなく、党への忠誠を求めるのである。

しかし、中国共産党一党独裁が続く限り、8944万を超える党員以外、一般的意味の「人民」12億余りが構成する中国社会にはさまざまな出来事が起きるであろうし、党との摩擦も当然その中に含まれる。こうした中で、社会の一線に立つ中国の「新聞工作者」がニュースの取捨に当たって、「党性」と「人民性」の狭間で何を選択し、どのように書くかなど、実践の領域で矛盾を抱えることになる。それゆえ、中国のジャーナリズムをめぐる「党性」と「人民性」の議論は今後も長く続くであろう。

そこに格差社会の中国の現実問題に遭遇する「共産主義のために生涯奮闘する」誓いを立てた「新聞工作者」の葛藤があるのである。「共産主義」とはかけ離れた歴代皇帝の「お屋敷」故宮での振る舞いをいかに見るべきなのか。当然さまざまな意見が出て来ると考えられるが、中国においては外交領域のニュースとして扱われ「新華社」が党の解釈した情報を発信するのである。かかる映像を見ながら、もし、「四権」が中国の「新聞工作者」に「保障」されている環境にあるとすれば、彼らが故宮における米中両国指導者の一挙手一投足の中から何をニュースとして選び、どのような内容のニュースを書いたのだろうかと夢想している。

## 韓国の言論学研究の動向：2017年度

小林 聡明\*

### はじめに

本稿は、2017年2月から2017年12月までの韓国の言論学（メディア、ジャーナリズム、コミュニケーション領域）研究の動向について素描するものである。ここで取り上げるのは、韓国の言論学研究領域で刊行されている主要三誌、すなわち『韓国言論学報』（韓国言論学会）、『韓国言論情報学報』（韓国言論情報学会）、『言論と社会』（社団法人 言論と社会）に掲載された論文である。本稿では、これらの論文について、タイトルとともに簡単な内容を紹介する。それに先だって、韓国の言論学研究の成果について、いくつかの特徴を指摘しておきたい。

第一に、時代状況にあわせたタイムリーな課題を設定し、分析を試みていることである。セウォル号沈没事故や若年層の雇用問題といった社会的な事象や朴槿恵大統領の弾劾をめぐる政治的な 이슈のほか、人工知能に関する現在進行形の課題も研究の対象とされている。こうした研究には、現在の問題に、どのように向き合い、いかに乗り越えていくのか、そして、よりよい未来をつくるためには、何をどのようにしたらいいのか、その処方箋を提示する目的も込められている。それは意欲的で、きわめて重要な意義を持つものである。だが、単なる現状分析でおわりかねない危うさもあわせ持つ。タイムリーな課題に取り組む研究が、どのように射程を広げ、いかなる社会的かつ学術的な意味を紡ぎ出していくのか。この点が、さらに深められるべき論点として浮き彫りになってくるだろう。

第二に、研究課題が、あくまで韓国関連に留まっており、他国のメディア、ジャーナリズムに着目した研究が、きわめて少ない点である。こうしたことが、短期間で成果を求める韓国のアカデミズムの状況と、どのように関連しているのか、興味は尽きない。

第三に、方法論的な特徴である。韓国の研究動向を見ると、質的・量的調査に基づいた影響を測定しようとする研究が多く見られる。一方、歴史的なアプローチを用いた研究には、数本の論文がみられる程度である。とりわけ前者の方法論にはフレーム分析が多く見られるのも、一つの特徴として指摘できる。後者の研究は、ほとんどがソウル大学関係者による成果である点も注目したい。極言すれば、歴史的なアプローチによる研究は、もはやソウル大学以外では、関心が払われなくなっているのかもしれない。

第四に、ソーシャルメディアに関する研究が、今年も多くみられたことである。だが、明らかにすべき課題の設定がやや単調になってきている点が気になる。

第五に、論文執筆者に修士課程や学部生の名前が見られるようになってきていることである。これは数年前には考えられなかった状況である。近年、韓国の大学は、大幅に世界ランキングを上昇させている。学部や大学院教育の実績は、こうしたランキングの上昇において、重要なポイントに

---

\* こばやし そうめい 日本大学法学部新聞学科 准教授

なっているとの指摘もある。論文執筆者の属性変化は、大学の外部評価や世界ランキングと繋がっている可能性がある。こうした変化の様相も、韓国の言論学研究の動向が示す一つの特徴であろう。

以上、韓国の言論学研究の動向が有する、いくつかの特徴を示したうえで、次に個別の研究成果について見ていきたい。

## 1. 『韓国言論学報』

### (1) 第61巻1号 2017年2月

#### ① ジャーナリズム・コミュニケーション

「メイン・ニュースの論調差別化が示した韓国総合編成ジャーナリズムの地平：無償福祉問題を中心に」(ユ・スジョン・李ゴンホ)は、4つの総合編成チャンネル・ニュースにおける論調の違いを浮き彫りにするために、総合編成チャンネルが開始された2012年から2015年までの無償福祉報道を中心に分析を試みた。「経済コミュニケーション効果理論についての実証的分析：韓国経済の時系列変数間の位階、方向、強度、持続性の検定」(李ワンス、沈ジェ Chol)は、韓国の経済ニュース、客観的な経済の現実、主観的な経済の現実認識、そして、大統領の経済支持度を含む4つの経済コミュニケーション変数間における相互効果の位階、方向、強度、そして持続性を政府別、景気局面別の時期に区分して分析し、経済コミュニケーション理論を統合的に検証した。「インターネット討論空間の政治コミュニケーション・メカニズム：統合的複合性、情緒的表現、そして公衆の支持」(崔スジン)は、インターネットの討論空間で共有された実際の対話内容に基づいて、いかに認知的・情緒的特徴をおびた文章が、当該空間で公衆の支持を獲得するのかについて考察した。

#### ② ニューメディア

「知覚した自己統制力およびインターネットゲーム中毒の多元的要因間の因果性の検証についての研究」(チョ・ミンギョ、リュ・ソンジン)は、自己統制力の尺度とインターネットゲーム中毒の診断尺度および要因分析を通じて、インターネットゲーム中毒に影響をあたえる自己統制力の効果について明らかにした。

#### ③ 放送・コンテンツ・文化

「現実と幻想を横断するコンテンツの再媒介化：〈ミセン—未生—〉の再媒介化を中心に」(金ウンヨン)は、テレビドラマ〈ミセン—未生—〉を事例として、再媒介の二重論理が慣習を通じて現実感と幻想性を具現する方式について分析した。「テレビ視聴慣習の時間的変化：同時化概念を中心に」(李ソウン)は、テレビ視聴の変化を時間的レベルで分析し、その意味について解明した。

#### ④ PR・広告

「恐怖と社会規範が未婚女性の産婦人科訪問の意図に及ぼす影響：拡張された計画行動理論と対人コミュニケーションの適用」(ミン・ジウォン、車ヒウオン)は、韓国社会における未婚女性の産婦人科訪問に影響を与える要因について明らかにした。

## (2) 第61巻2号 2017年4月

## ① ジャーナリズム・コミュニケーション

「憲法裁判とニュース・フレーミング：統合進歩党解散決定前後の報道フレームの差異を中心に」(ユ・ヨンミン)は、韓国言論が、憲法裁判事件を意味化することで、どのように特定のナラティブ枠組を再構成するのかについて分析した。「検閲の‘痕跡消去’を通じて見た1930年代の植民地新聞検閲の作動様相」(李ミンジュ)は、日本植民地期における朝鮮語新聞への検閲の痕跡に焦点をあて、検閲の様相と植民地検閲権力の変化を解明した。「たばこ規制政策報道に表れた記事類型、主題、論調分析：2011～2016年の禁煙区域、たばこ価格、警告図、禁煙支援政策の記事を中心に」(崔ユジン)は、保健福祉部のたばこ規制政策が強化された2011年から、警告図施行令が承認された後の2016年6月1日までの韓国紙5紙と地上波放送局3社のたばこ規制政策に関する記事について分析した。

## ② ニューメディア

「コンピュータ・エージェントと関係を結ぶ：共感を表現するコンピュータ・エージェントを通じた同類意識形成と社会的支持の獲得」(ユ・ミンジン、チンジョン・ウンヨン、金ジョンヒョン)は、コンピュータの共感表現が、同類意識や好感度、社会的支持に対して、どのように肯定的な効果を発揮するのかについて解明した。

## ③ 放送・コンテンツ・文化

「インターネット個人放送BJの労働過程についての探索：アフリカTVの事例を中心に」(李ドンフ、李ソルヒ)は、インターネット個人放送のBJを対象として、利用者コンテンツ制作の労働過程と、それにとまなう価値の生産過程について分析した。「テレビ視聴慣習の空間的変化：家内化概念を中心に」(李ソウン)は、テレビ視聴の変化について、テレビが「家内化」の媒体となったことに注目し、空間的レベルから検討した。「放送映像コンテンツ情報利用行為の媒介効果分析：情報探索方式と利用情報類型を中心に」(チョ・ウンヨン)は、マルチ・プラットフォーム環境において、放送映像コンテンツの情報利用行為が、放送映像コンテンツを消費する過程において、どのような役割を有しているのかについて分析した。

## ④ PR・広告

「イシューの正当性と心理的距離感に対立するイシュー関連政策の支持に与える効果研究」(朴ジョンソン、朴ヒョンスン)は、イシューの正当性という「価値」について下位レベルの解釈を引き起こす実用的な正当性と上位レベルの解釈を引き起こす道徳的正当性で区分し、公衆の行動意図についての心理的距離の影響力が、価値別に、どのように異なっているのかを分析した。「国際救護キャンペーンの伝達における補償類型と利他的性向(共感的関心)が満足感、抵抗、態度に及ぼす影響」(李スンジョ)は、国際救護キャンペーンで具現化される補償類型の影響と共感的な関心性向の調節作用について分析した。



## (3) 第61巻3号 2017年6月

## ① ジャーナリズム・コミュニケーション

「韓国『Pollinist』の特性と変化：言論人出身国会議員を中心に」（金セウン）は、韓国ジャーナリズムの特徴の一つを言論人の政界進出と規定し、言論と政治の独特な接合としての「ポリナリスト」が有する特徴的な姿を示した。「韓国公営放送の言論人の職業アイデンティティに関する研究：KBS 言論人の『機能職業人』的属性を中心に」（金スヨン）は、KBSの現職ジャーナリストへの深層インタビューを通じて、その職業アイデンティティを明らかにした。「マイノリティ運動としての記者団教育の成果と代案的方向の模索：移住民の声という観点を中心に」（チョン・ウィチョル）は、記者団教育を修了した移住民と先住民およびMWTV（Migrant World TV）関係者への聞き取りを実施し、さらに参与観察や対話を行うことで、記者団教育が、どのような成果をもたらし、いかなる方案がありうるのかについて検討した。

## ② ニューメディア

「ネットワークとインターネット・リテラシーが青少年のオンライン参与行動に及ぼす影響」（金ウンミ、ヤン・ソウン）は、青少年と成人の比較分析を通じて、オンライン参与を行う青少年を理解する目的から、個人の親社会的態度、オンライン・ネットワーク、インターネット・リテラシーの程度によって、娯楽コンテンツ生産、利他的コンテンツ生産、政治コンテンツ生産に、どのように参与していたのかを分析した。

## ③ 放送・コンテンツ・文化

「メディアが標榜する高齢化社会の望ましい老人像：歓迎される市民としての老年を送る使命」（金ウンジュン）は、韓国社会が高齢化時代の高齢者を、どのような存在として再形成しているのかに着目し、高齢化時代におけるメディアの高齢者言説を解明した。

## ④ PR・広告

「コーポレート・アソシエーションにともなうリスク類型、対応戦略、リスク履歴が公衆の危機コミュニケーションおよび企業の正当性認識に及ぼす影響」（崔ウンジョン、金スヨン）は、コーポレート・アソシエーションにともなう危機の類型、危機コミュニケーション戦略（弁明/謝罪）、危機履歴の有無などによって、公衆の危機コミュニケーション認識および企業の正当性認識に、どのような影響を及ぼすのかについて分析した。「公衆状況理論を基盤としたPR政策研究：PM2.5問題を中心に」（韓ヒョク、金ヨンウク、クム・ヒョンソプ）は、PM2.5問題について技術以外の解決案として、PRを通じた対応案を講究した。

## ⑤ 理論・方法

「危険な不確実性の時代、ゴミとなる生：ベックのバウマンを經由し、「今、ここ」の主体をふり返る」（リュ・ウンジェ）は、ベックとバウマンの現代社会とモダニティについての診断と解釈、彼らの一連の著作を貫く主題と理論を紹介し、「今、ここ」における主体の生と実践、戦略と代案的展望を示した。「PR構成体系研究：OSPCモデル（Organization-Situation-Public-Communication

Model) 提案」(朴ノイル、呉ヒョンジョン、チョン・ジヨン)は、PR学を一つの学問的構成体系に分類し、発展させるための試みとして、体系的な理論に基盤をおいた概念的モデルを導出した。

#### (4) 第61巻4号 2017年8月

##### ① ジャーナリズム・コミュニケーション

「精神疾患のスティグマと帰因についての言論報道分析」(白ヘジン、チョ・ヘジン、金ジョンヒョン)は、主要言論が、精神疾患について、現実を、どの程度反映し報じたのか、そして精神疾患の責任(帰因)とスティグマを、いかに報道したのかについて分析した。「政治の司法化時代における司法ジャーナリズムの考察：民主的法治国家要請と司法の熟議としての司法ジャーナリズム批判」(ユ・ヨンミン)は、韓国言論における司法ジャーナリズムの制約について、司法をめぐる公的な熟議の民主的価値の文脈から批判的に考察した。「ポータル・ニュース・サービスとニュース流通の変化：2000-2017年のネイバー・ニュースのビックデータ分析」(ソン・ヘヨプ、ヤン・ジェフン)は、2000年4月から2017年2月までにネイバー・ニュースの流通について、経済紙中心のニュース供給、スポーツ紙独占によるスポーツ芸能メディアの多辺化、通信社ニュースの流通、スポーツ芸能記事の爆発的増加とニュース提携評価委員会という側面から分析を試みた。

##### ② ニューメディア

「AIロボットの擬人化研究：‘AlphaGo’報道の意味ネットワーク分析」(イム・ジョンズ、シン・ミンジュ、ムン・フンボク他)は、AlphaGoと韓国人囲碁棋士との対局に関する報道が、AlphaGoを、どのように擬人化したのかについて分析した。

##### ③ 放送・コンテンツ・文化

なし

##### ④ PR・広告

「たばこ価格警告図の類型と先行要因による説得効果：利益フレームと損失フレーム間の比較分析を中心に」(金ヘヨン、ムン・ミリ)は、行動の利益を強調する肯定的なメッセージと現在の行動の損失を強調する脅威のメッセージの効果について比較分析を行った。

#### (5) 第61巻5号 2017年10月

##### ① ジャーナリズム・コミュニケーション

「地域災害ニュースにあらわれた報道慣行と対案：セウォル号ニュースの生産過程における記者の葛藤構造を中心に」(金キョンヒ)は、地域災害事故の報道過程であらわれた慣行について、記事分析を通じて、明らかにした。「災害問題で敵対的メディア知覚の発生に影響を及ぼす要因研究：問題関与概念の理論的妥当性の検証を中心に」(金ナムドゥ、黄ヨンソク)は、2014年の地方選挙直前に実施されたオンライン調査資料を用いて、セウォル号災害報道を通じた「大統領関連の敵対的メディア知覚」の発生について分析し、問題への関与が、大統領の災害責任の可否に関する意見とや敵対的メディア知覚と、どのような関係していたのかについて明らかにした。「政治性向、

ニュースメディア利用、政治対話が政治参与の態度と行為に及ぼす影響：朴槿恵大統領弾劾の局面を中心に」(金スジョン、チョン・ヨング)は、朴槿恵前大統領についての憲法裁判所の弾劾審判決定の直前におこなわれた設問調査を分析し、ソウル市民の政治性向やニュースメディアの利用、政治対話が、どのように政治参与に影響したのかについて解明した。「解職以後、朴クォンサンの言論活動と言論思想」(金ヨンヒ)は、1952年に合同通信の記者としてスタートし、解職まで50年以上のあいだ、言論活動を行ってきた朴クォンサンの解職以後の活動について、彼の言論認識と思想に焦点をあてて考察した。「原子力記事のフレーミングが受容者の心理的抵抗に及ぼす影響：心理的抵抗理論を中心に」(金ヒョジョン)は、心理的抵抗理論に基づいて、原子力エネルギー関連の記事に接する個人の感情的、認知的反応について分析した。「‘金英蘭法’施行が韓国言論倫理に及ぼした影響についての探索的研究：言論人の法認識および法施行以後、報道原則遵守の変化を中心に」(朴キヒョ、ホン・ソンウォン、シン・テボム)は、金英蘭法施行以後、記者を対象とした設問調査を通じて、言論人の金英蘭法についての認識を明らかにし、金英蘭法が言論人の倫理意識を高めるきっかけとして作用しているのかについて検討した。「知識習得なのか、政派的解釈なのか：政派的メディア利用が政派的イシューについての態度極化に及ぼす影響」(李ナヨン、チョ・ユンジョン)は、個人の政派的メディア利用が、特定イシューへの態度極化をもたらす過程に着目し、知識と解釈の役割を分析した。「テレビニュースの匿名取材源報道についての放送記者の認識研究：取材源表記および編集方式、動機、効果を中心に」(李ユンヒ、チョ・ヨンハ)は、放送ニュースにおける匿名取材源報道の特性および問題点を把握し、改善方案を導き出す目的から、匿名取材源使用の表記および編集方式と動機、それによる効果に対する記者認識を分析した。「政治関連の否定的情緒についての尺度開発と妥当化研究」(チョ・ウンヒ)は、政治関連の否定的情緒を検討し、政治嫌悪概念を捉え直し、総合的な否定的尺度を開発することで、尺度の妥当化を試みた。

## ② ニューメディア

「結婚移住女性の社会的スティグマ克服：ソーシャルメディアを通じた関係的コミュニケーション効果」(安スンテ、李ハナ)は、結婚移住女性が知覚する社会的スティグマを克服するために、ソーシャルメディアを活用した関係的コミュニケーション効果について分析した。

## ③ 放送・コンテンツ・文化

「Netflix 利用者の持続的利用意図の決定要因に関する研究：韓国と台湾の利用者についての国家間比較研究」(オ・イジュエン、チョ・ジェヒ)は、韓国と台湾の利用者のNetflixサービスへの態度とサービスを持続的に利用する意図に対して、何が、どのように影響を与えているのか、その諸要因について考察した。

## ④ PR・広告

「自我調節レベルが寄付意図に与える影響：社会的規範の端緒を活用した説得メッセージの調節効果を中心に」(金リュウオン、チョン・セフン)は、寄付行動を決定する重要な要因としての衝動を克服し、望ましい行動をする心理的過程としての自我調節に注目し、自我調節資源の枯渇が、

寄付の意図に及ぼす効果と、寄付意図を形成させる方案としての社会的規範メッセージの調節効果について分析した。「認識可能な受益者効果と寄付意図：空間的距離感と広告懐疑主義の調節効果を中心に」(ナム・キョンテ)は、認識可能な被害者効果が、寄付意図に及ぼす影響を空間的距離感と広告懐疑主義によって調節されるかについて検討した。「パブリック・コミュニケーションとしての政府広告分析研究：盧武鉉、李明博、朴槿恵政府のテレビ広告を中心に」(ペ・ジョングン、チョ・サムソプ)は、盧武鉉、李明博、朴槿恵政権で行われたテレビ広告を分析し、政府広告の性格と類型、コミュニケーション目標および方式などについて分析した。「政府の多文化政策PRについての公衆の認識に影響を与える要因：コンティンジェンシー受容理論を中心に」(黄ソンウク)は、政府の多文化政策PRへのソウル市民の認識を調査し、その認識に影響を与える諸要因について解明した。

### ⑤ 理論・方法

「道徳基盤が政治理念、政治的意見表明、寛容に及ぼす影響」(リュ・ウォンシク、李ジュンウン)は、ジョナサン・ハイトが示した5つの道徳基盤について、韓国人を対象とした調査研究から、その要因構造を確認しようとした。「新聞紙上における競争、財政投入、そして多角化」(オ・ジョンホ)は、韓国の全国総合紙と経済紙の多角化現況を検討し、財政投入の決定要因を分析した。

### (6) 第61巻6号 2017年12月

#### ① ジャーナリズム・コミュニケーション

「競争的政治と恩顧主義が公営放送の政治的独立性に及ぼす影響」(金サンユ、李ジュンウン)は、民主的権力の交替可能性が高い国家では公営放送の実質的独立性が高く表れ、恩顧主義が強力な国家では実質的な独立性が弱いという指摘について検討した。「韓国現代史なかの中国同胞：1993年以後<朝鮮日報>と<ハンギョレ新聞>社説/コラムに表れた‘民族言説’の変化」(シン・イェウォン、マ・ドンフン)は、韓国言論に表れた中国同胞についての民族言説の意味化過程を分析した。「文人記者・朴ピルヤンの生涯と言論活動：<東亜日報>から<労働新聞>へ」(朴ヨンギョ)は、植民地朝鮮と満州、北朝鮮で活動した新聞記者・朴ピルヤンが、どのような言論活動を行い、いかなる理想をもっていたのかについて考察した。「ファクトチェック・ニュース露出、影響力認識、共有行動についての探索的研究」(白ヨンミン、金ソンホ)は、19代大統領選挙期間のファクトチェックの記事に接した有権者が、いかなる特性を有していたのかについて分析し、自らへのファクトチェック・ニュースの影響力認識と他の有権者に対する認識を比較した。「1960年代朴正熙政府の公報宣伝政策の政治的性格」(尹サンギル)は、1960年代の朴正熙政権が推進した公報宣伝政策について検討した。「例示写真と集団主義の性向が多文化受容に与える影響：リスク認識の媒介的役割を中心に」(李ミンヨン)は、移住民労働者の犯罪に関する記事が、韓国人のリスク認識と多文化受容に、いかなる影響を与えたのかについて考察した。

#### ② ニューメディア

なし

③ 放送・コンテンツ・文化  
なし

④ PR・広告

「地上波チャンネル・ブランドの真正性の知覚が地上波チャンネル・ブランドの忠誠度に及ぼす影響」(金ウァンソク)は、地上波チャンネル・ブランドの真正性を知覚する先行変数と結果変数を提示し、その関係を検証した。

⑤ 理論・方法

「フェミニズム読書討論会員のジェンダー不平等経験と対処戦略についてのグラウンデッド・セオリー研究：ドゥルーズとガタリの欲望と少数者の思惟を中心に」(金ヘヨン、カン・ジンスク)は、フェミニズム読者討論の経験のある会員が、どのようにジェンダー不平等に対処する戦略を実現するのかを分析することで、ジェンダー不平等の問題を解決しうる対案の方案を模索した。「地球温暖化問題でのスティグマに及ぼす影響変数についての研究：‘感情基盤スティグマ・モデル’の適用と確定」(朴ヘヨン、金ヨンウク)は、「否定的感情」を強調したスティグマ・モデルを適用し、地球温暖化予防の意図に影響をあたえる、いくつかの心理的要因の関係について、構造的モデルを通じて検証した。「韓流研究の知識ネットワーク分析」(ホン・ソクギョン、朴テミン、朴ソジョン)は、韓国で2001年から2016年までに出版された韓流関連の学術論文について分析し、知識ネットワークを描いた。

## 2. 『韓国言論情報学報』

(1) 第81号 2017年2月

① 企画論文：言論—メディア運動の省察と新たな模索のために

「共同体メディアの言説のトレンドと研究傾向：学術論文の主題、方法についてのメタ分析を中心に」(カン・ジンスク)は、学術的な言説のなかで、どのように、オンライン・コミュニティの利用者が経験するような参与民主主義があらわれ、それが日常の生の政治を生み出す新たな主体になっているのかについて分析した。「共同体は発明されなければならない：ソウル市マウル(コミュニティ)メディア形成と活動を中心に」(金イエラン、金ヨンチャン、チェ・ヨンギル、白ヨンミン、金ユジョン)は、共同体の形成過程、構造と特質、そして、その内在的意味を解明した。「マウル(コミュニティ)メディアの実践についての探索的研究：ソウル・マウルメディア活動についてのグラウンデッド・セオリーを通じた分析」(李ヒラン、金ヒヨン)は、2012年にソウル市の支援政策とともに登場した共同体メディアとしてのマウル・メディアに着目し、その活動の実践過程について検討した。「韓国市民言論運動の特性と展望：李明博・朴槿恵政権時期を中心に」(チョン・ヨンウ)は、李明博・朴槿恵政権期における市民言論運動の抵抗と闘争の様相を浮き彫りにした。「マウル(コミュニティ)共同体メディア生産者のメディア経験に関する探索的研究：済州地域共同体メディアの生産と課題、政策的含意を中心に」(チョン・ヨンボク)は、済州地域のマウル共同体メディアへの参加者が生産過程で経験する価値に着目し、マウル共同体メディアの特性を把握した。

## ② 一般論文

「MBC『白ジョンムン録音記録』事件で見た公営放送の危機：政治権力の言論統制メカニズムを中心に」(金サンギョン)は、言論の自由と民主主義への重大な挑戦として位置づけられる「白ジョンムン録音記録事件」について、これまでジャーナリズムや国会などにおいて事実把握や真相究明がなされてこなかった原因が、何だったのかについて、メディア・ジャーナリズム関係者のインタビューを通じて解明した。「KBSの公報放送のモデル的性格に関する研究：不動産ニュース生産過程を中心に」(金スヨン、朴スングァン)は、KBSのメディア・ジャーナリズム的な性格をとらえるために、不動産ニュースが生産される過程について分析した。「K-POPの韓国ファンダムについての研究：海外ファンについての認識を中心に」(ベルベギエ・マティユ、チョ・ヨンハン)は、韓流が世界的に広がるなかで、韓国のファンダムの海外ファンへの認識について分析した。「ソーシャルメディアにおけるニュース情報受容と伝統メディアニュース解読の比較：カカオ・トークの対話と新聞比較を中心に」(李ミナ、ヤン・スンチャン、ソ・ヒジョン)は、ソーシャルメディアでのニュース情報受容について、既存の伝統的な新聞記事形式のニュース閲読と比較分析した。「『不穏通信』の系譜と『ツイッター』：朴ジョングン事件についての言説分析を中心に」(ホン・ナムヒ)は、北朝鮮関連の掲示版への書き込みや北朝鮮のツイッターをリツイートするなどの行為で「国家保安法」違反容疑で拘束・起訴された朴ジョングン事件に焦点をあて、ツイッターの媒介的特性を解明し、従北言説と政府への批判的な活動、社会参与活動などとの連関性のなかで、朴ジョングンが、どのように「不穏な存在」として規定されたのかについて明らかにした。

## (2) 第82号 2017年4月

「『保守・進歩フレーム』の限界とメディア批評の課題」(孫ソクチュン)は、民主主義の危機とジャーナリズムの相関性を分析し、メディア批評が、「民主主義の維持と成熟」を牽引する学術運動として新しく位置づけなければならないことを指摘した。「言論の『大学改革』言説についての批判的研究：李明博政権以後の大学政策についての主要新聞の報道を中心に」(李オヒョン)は、言論が政権主導の「大学改革」政策を、どのように報道したのかを明らかにした。「メイカー文化を取り巻く言説的地平：メイカームーブメント (maker movement) についての批判的言説分析」(崔ヒョクギユ)は、メイカームーブメントに関連した単行本、政策報告書、記事およびコラムなどを批判的言説分析の観点から検討し、メイカー文化を取り巻いた言説的地平と社会的実践を分析した。

## (3) 第83号 2017年6月

「セウォル号沈没事件のメディア言説分析：批判的言説分析 (CDA) とビッグデータ言語ネットワーク分析の結合」(金ヨンオク、咸スングィョン、金ヨンジ)は、セウォル号沈没事件に関するメディア報道を批判的言説分析の枠組で分析した。「地下鉄空間の女性経験、近代化への一つの疑心」(パン・ヒギョン、リュ・ジヒョン)は、ソウルの地下鉄空間を経験した韓国国籍で20代から40代のソウル在住女性のオートエスノグラフィーを通じて、当該空間が、女性にいかなる「場所」として認識させたのかを明らかにした。「SNS利用が相対的な剥奪感と客観的、主観的経済地位間の格差を経て、生の満足度に及ぼす影響」(ソ・ミエ)は、SNS利用者を対象に実施したオンライン

調査資料を用いて、SNS利用が、相対的な剥奪感、経済的地位認識、生活の満足に、いかなる影響を与えたのかについて分析した。「受容者の言論人、新聞ニュース問題、新聞ニュースの信頼度評価が新聞ニュース利用量に及ぼす影響についての縦断的研究」(呉デヨン)は、受容者の言論人評価や新聞ニュースの問題認識、新聞ニュースの信頼度変化の推移を明らかにし、それらを媒介にして、新聞ニュース利用者に、どのような影響が及んでいるのかを解明した。「紙の新聞の閲読時間変化の推移一年齢、コーホートおよび時期効果(2002年~2014年)」(李ガンヒョン、南ジェイル)は、新聞利用の減少の原因について、ライフサイクルにともなう年齢効果、メディア環境変化によって主導された時期効果、特定のメディア経験を共有するコーホート(または世代)効果に着目して解明した。「同時代青年のアルバイト労働テクノ・メディア的再構成」(李グァンソク)は、韓国社会における非正規職青年労働者とデジタル・メディア技術が、アルバイト労働の現場で結合する方式について分析した。「ジェンダー化された暴力についてのニュース報道:マスコミ4社(朝鮮日報、東亜日報、ハンギョレ、京郷新聞)の江南駅女性殺人事件報道を中心に」(ホン・ジア)は、2016年5月の江南駅女性殺人事件についての朝鮮日報、東亜日報、ハンギョレ、京郷新聞の記事内容を分析し、言論が、どのようにジェンダー化された暴力を社会的議題として設定し、いかに問題の原因と対策を示したのかについて分析した。

#### (4) 第84号 2017年8月

「ケーブル地域チャンネルは放送の地域性強化の代案となるか:地域地上波とケーブル地域チャンネル間をつなぐ可能性の探索」(金ジェヨン)は、地域地上波とケーブル地域チャンネルのシナジーを通じた放送地域性を極大化させる可能性を模索した。「不安定な現実と対面する、この時代の青年たちの生に関する質的分析:‘三抛世代’、そして‘ヘル朝鮮’という呼名についての青年主体の体化された対応と観点を中心に」(孫ドンウク、李ギヒョン)は、「ヘル朝鮮」に象徴される韓国社会において、多数の青年主体が直面している社会経済的な不安と過度な競争の集合的な効果について質的分析と批判的な文化解読の方法で解明した。「存在するが存在しない他者の空間:映画<バックス・レディ>の言説空間を中心に」(チャン・ウンミ、韓ヒジョン)は、女性主義の視点から映画<バックス・レディ>が構成する空間について、ヘテロトピアの概念で分析した。「デジタル写真以後の写真家の変化:現像学的接近を中心に」(チョ・インウォン)は、フィルム写真からデジタル写真への変化の過程で、職業写真は、どのような経験をし、いかなる認識を有していたのかに着目し、現象学的なアプローチによって、彼らの労働と創作環境の変化によって紡ぎ出された意味と文脈を検討した。「サードの噂(THAAD rumor)報道にあらわれた韓国言論の政党性:ネットワーク分析とフレーム分析を中心に」(ホン・ジュヒョン、孫ヨンジュン)は、うわさの社会的拡散過程で、韓国言論が、どのような役割をしたのか、ネットワーク分析とフレーム分析を通じて明らかにした。

#### (5) 第85号 2017年10月

「朝鮮時代の民間印刷・朝報の言論史的意義」(金ヨンジュ・李ボムス)は、民間印刷・朝報に関連した文献内容を整理し、発掘された民間印刷・朝報の体制と内容、言論学的意義などを考察した。「老人のテレビ視聴の動機がジャンル視聴、視聴総量および満足度と与える影響」(李ガンヒョ

ン、シン・ドンフ)は、高齢化社会にいたる韓国の現実において、高齢者の生についての社会的価値の重要性と彼ら・彼女らのテレビ依存性が深まっているという現実認識にもとづき、高齢者の生において、テレビがどのような機能を有しているのか、そして、こうした機能が、テレビジャンル視聴とテレビ視聴総量およびテレビ一般に対する満足度に、いかなる影響を与えるのかについて明らかにした。「新韓流」ドラマ<イケメンですね>の受容および消費方式は、韓流ドラマとどのように関係しているのか：日本のインターネット掲示板分析およびFGIを中心に」(鄭スヨン)は、2009年以後に登場した「新韓流」拡散の主演としてみなされるドラマ<イケメンですね>のインターネット掲示板を分析し、<イケメンですね>の受容と消費方式の特徴を浮き彫りにした。「SKテレコムのカJハロービジョン引受合併事例についての政策執行評価研究」(チョン・インスク)はSKT-CJハロービジョンM&A政策過程が、手続き的合理性を満たしながら、そのまま履行されたものなのかについて評価した。

#### (6) 第86号 2017年12月

「ドラマ制作過程から広がる生産者間の葛藤研究」(金ミスク、洪ジア)は、テレビドラマ制作過程で広がる作家と監督、企画者および制作者、俳優などの生産者間での葛藤状況と、それを解決してドラマがつくりだされる過程について解明した。「人間とデジタル存在の関係：関係の物質性、非所有性、個体超越性」(朴ソンヒ)は、人工知能OSとの愛を扱った映画<彼女>に着目し、デジタル存在を対象化したり、競争相手とみる人間中心主義の実体的な観点をこえ、関係的な観点から人間とデジタル存在の存在様式について検討した。「創意産業体制の文化芸術政策の動学：文化企画者の実践を中心に」(朴チョン、金イェラン、金ウンミ)は、経済発展と社会統合のための突破口として捉えられる創意産業体制での芸術実践と文化芸術制作の接点について考察した。「脱言論」メディアの登場とその様式、そして公共性：アルゴリズム・メディアに関する批判的小考」は、メディア化が引き起こしたメディアの「脱言論化」を検討し、公共性概念の新たな地平について分析した。「笑うことができない青年：コメディ映画で再現された青年労働の現住所」(チョン・ス、チョ・ジンヒ)は、コメディ映画のナラティブを分析し、青年の現実と彼ら・彼女らの労働をめぐる社会の多様な難題に光をあてた。

### 3. 『言論と社会』

#### (1) 第25巻第1号 2017年2月

「グローバル環境でアメリカ居住韓国人の文化アイデンティティが韓国メディアコンテンツの利用に与える影響」(チョン・ジョンウ)は、アメリカに居住する韓国人を対象として、文化アイデンティティによって、韓国メディアコンテンツの消費が、どのように異なるのかについて明らかにした。「韓国のミュージカルマニアの観客活動の文化政治的含意：オンラインコミュニティ活動を中心に」(朴ヘソン)は、ミュージカルマニアの観客が特定のイシューを中心にコミュニケーションをとり、連帯する過程を分析することで、彼ら・彼女らの文化政治的な含意を明らかにした。「1980年代韓国のインターネット技術導入と開放・共有・参与のデジタル文化形成」(チョ・ドンウォン)は、韓国において、開放・共有・参与のデジタル文化が、どのように開始されたのかについて、1980年代のインターネット技術が導入され、利用される過程から検討した。「マウル(コ



コミュニティ) メディアの参与と政治文化に対する批判的検討」(チェ・ヨンギル)は、現在、韓国社会で活発に議論され、実践されているマウル(地域)共同体に焦点をあて、共同体のメディアが、民主主義的共同体構成と運営に対して、どのように寄与しているのか、その前提と条件について検討した。

## (2) 第25巻第2号 2017年5月

「ポストヒューマン技術言説とポストヒューマン主体構成の政治性に対する探求：人工知能技術に関する言説分析を中心に」(金スミ)は、ポストヒューマン技術について、韓国の主流言論と放送の言説が、今後、社会が直面する社会的存在条件と、とらなければならない主体性を提示する方式を分析し、その意味化作業の社会政治的含意を明らかにした。「『私の好きなグルメ番組 BJ は……』：グルメ番組視聴経験に対する解釈的研究」(ムン・ヨンウン、沈ジス、朴ドンスク)は、グルメ番組が、若者世代に人気がある理由は何か、そして、それを視聴しようとする原動力がいかなるものかについて、インタビュー調査を通じて解明した。

### [Critical Forum]

「むき出しの思惟にさらされた憂鬱な自我—韓ビョン Cholの成果社会に対する科学・医学の修辭学的批判」(ソン・ミンギョ)は、韓ビョン Cholが語る成果主体の憂鬱な自我について、現代資本主義の医学—科学的知識の実践と、いかなる連関性を有しているのかという観点から論じた。

## (3) 第25巻第3号 2017年8月

### ① [企画論文] 民主化30年の韓国言論：批判と省察

「韓国の民主化と言論：1987-2017」(チョ・ハンジェ)は、民主化から30年間の韓国の民主主義と言論・メディアが、いかなる軌跡をたどり、どのような関係を結びながら、現在にいたっているのかについて分析した。「民主化以後の大統領選挙報道の慣行と放送の民主主義機能の退行：政治圏の「疑惑提起」と「暴露」に関する報道分析(1992年-2012年)を中心に」(金チュンシク)は、民主化以後の大統領選挙において、特定の政治勢力が競争関係にある政党や大統領候補を対象に疑惑を提起したり、否定的影響を与えることを期待する事案を暴露したとき、放送が、これをニュースとして、どのように対応したのかについて検討した。「民主化以後の韓国言論の反共言説年代記」(チュ・ジェウォン)は、韓国の主要言論が、どのような反共言説を生産し、それが、いかなるメカニズムによって行われていたのかについて、民主化後の1990年から2016年までの時期にしぼって分析した。「『新』解職言論人の「圧縮的」生涯史を通じてみる韓国政治権力の言論統制：YTNとMBCの事例を中心に」(金セウン)は、1970年代から80年代の維新体制と軍事政権で発生した解職言論人を「新」解職言論人と名づけ、彼らの解職直後の経験と生を中心に「圧縮的」な生涯を追憶することで、保守政権の言論統制の実相を解明した。

## (4) 第25巻第4号 2017年11月

「覇権(君主)制社会秩序と政派言論—その現実と起源」(朴スングワン)は、現代韓国の政治と言論が、外観の成果とは異なり、その深層で露呈している不正と失敗の現実について、最近の大統

領選挙の局面に関連づけて検討した。「セウォル号災難事故報道以前に起こった文化心理学的偏向性：《朝鮮日報》と《ハンギョレ》の比較を通じて」（李ワンス、裴ジェヨン）は、セウォル号沈没事故を報道した韓国の日刊紙の写真記者が、どのような東アジア的な思考バイアスを有していたのかについて分析した。

[Critical Forum]

「時代を代表する語り手であり、全方位的に活動した批評家、そして行動する良心であったジョン・バージャーをたたえつつ」（李ギヒョン、朴ジュファ、チョン・ユンジョン、黄ギョンア）は、社会経済的な争点と傷跡の分析、政治的介入と正義の追求、そして社会的他者との連帯などの主題を対象にして、自らの観点と批判的思惟を示してきたジョン・バージャーの議論について検討した。



## 2017 年度新聞学研究所事業報告

### ○共同研究プロジェクト

「映像情報のカテゴリー化をめぐる研究」

研究代表者 大井眞二（日本大学法学部新聞学科教授）  
 研究分担者 岩渕美克（日本大学法学部新聞学科教授）  
 小林義寛（日本大学法学部新聞学科教授）  
 佐幸信介（日本大学法学部新聞学科教授）  
 米倉 律（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 原由美子（NHK放送文化研究所研究員）  
 西田善行（法政大学サステナビリティ研究所研究員）  
 加藤徹郎（法政大学サステナビリティ研究所研究員）

### 研究の概要

本共同研究は2011年3月11日に発生した東日本大震災後のTV放送の報道内容を分析し、災害時におけるニュース報道及び他の関連する映像情報を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのデータベース構築を目的として、平成25年度からその研究を始めた。

現在、研究代表者らは2011年3月11日の発災から今日に至るまで、東京キー局（6局）の大震災に関わるTV映像の記録・保存を進めており、映像資料データ量は200テラビットを超えるレベルに到達している。この映像記録はJCCのMaxChannelだけでなく大量の外付けHDDに蓄えられている。

これらの映像データは東日本大震災という未曾有の危機を保存したという事実のみの価値だけではなく、その後も震災関連のTV映像を長期間映像データとして保存していることに、今後のジャーナリズム研究およびマス・コミュニケーション研究の分野にとって大きな価値をもつ。

本研究では平成26、27、28年度に引き続き、①映像データ保存とニュース及び他の関連する映像情報の分類を初めとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行い、こうした共同研究の成果の一部は研究所のシンポジウムにおいて、公表してきた。

付言すべきは、報道内容の質的・量的分析であり、これに関しては、本共同研究を補完するだけで、量的・質的分析の高度化に資する目的をもって、外部資金の導入をはかり、幸いにして平成27年度に及び平成28年度に財団法人放送文化基金の研究助成を受けることができた。

本共同研究費に加えて新たに獲得したこれら外部研究資金を利用して、新たな研究組織をつくり、これまで蓄積してきたデータの分析をさら精緻にするための映像情報の内容を分類し、メタデータ化する作業を平成28年度中に継続的に実施した。その結果として平成28年度には発災以来の5年間の膨大なメタデータ（震災、原発、復興をキーワードとする）を構築することができ

た。従って平成 29 年度は、このメタデータを利用した研究の総括を進めた。

「日本大学法学部新聞学科の創設経緯に関する研究—大学文書と GHQ 文書の包括的分析を通じて—」

研究代表者 小林聡明（日本大学法学部新聞学科准教授）

研究分担者 石川徳幸（日本大学法学部新聞学科准教授）

## 研究の概要

日本の大学のメディア・ジャーナリズム研究・教育のための学科や部局は、アジア太平洋戦争終結直後に、その主たる出発点を見出すことができる。1946 年、早稲田大学政治経済学部新聞学科が設置され、同じ年に慶応義塾大学に新聞研究所が、そして明治大学に新聞高等研究科が設けられた。1947 年 9 月、日本大学に新聞学科が開設された。続く 1949 年には、関西大学に新聞学科が、同じ年に東京大学に新聞研究所が設置された。

戦後直後から見られたメディア・ジャーナリズム関連学科や部局の創設ラッシュは、GHQ による強い指導の結果と考えられている。事実、GHQ は、民主化推進を対日占領政策の重要な柱として位置づけ、その一環として、「民主主義の発展を促す新聞の振興」と、それを担うジャーナリスト（新聞記者）養成を推し進めていた。だが、GHQ による強力なイニシアティブだけで、全国各地の大学に新聞学科が創設されたわけではない。GHQ の政策に共鳴し、呼応する各大学側の理念や姿勢があって、こうした学科や研究所が設置されたことを見落とすべきではない。

これまで早稲田大学や東京大学、関西大学でのメディア・ジャーナリズム研究・教育のための組織創設経緯については、いくつかの研究蓄積を見ることができる。しかし、日本大学法学部新聞学科については、その創設経緯や背景などが十分に明らかにされているとはいえない。

日本大学法学部新聞学科は、どのような経緯を経て、創設され、現在にいたっているのだろうか。今、学科創設 70 周年を前に、あらためて、それについて考えてみようとするのが、本研究の目的である。ここでは、その出発点とも言える GHQ 占領期に着目し、その創設経緯について明らかにしようとする。それは、日本の大学機関におけるメディア・ジャーナリズム研究・教育の源流の一端を浮き彫りし、当該研究領域における知の系譜解明に貢献するものとなる。

本研究は、日米の史料を用いたマルチ・アーカイバルな分析によって、日本大学新聞学科の創設経緯を明らかにするものであり、それは次の二つの課題の解明を通じて、行われる。

第一に、日本大学が有している大学文書を渉猟し、分析することである。日本大学本部企画広報部広報課は、大学史編纂作業を続けており、大学史関連の貴重な史料を豊富に所蔵している。だが、これらの史料は、新聞学科創設経緯を解明するうえで、ほとんど用いられていない。本研究の一つ目の課題は、こうした未開拓な大学史関連の文書を発掘し、分析することで、新聞学科の創設の経緯について、日本大学側から光を当てることである。

第二に、アメリカ側から光を当てるものとして、GHQ 文書の発掘・分析を行うことである。

これまで新聞学科創設の経緯に関する研究において、GHQ 文書は十分に活用されているとは言えない。GHQ 占領期において、メディア政策を担ったのは、情報教育局 (CI&E) である。CI&E は、メディア政策を管掌していただけでなく、教育政策の要となる組織であった。だが、これまでの研究では、メディア政策の観点から GHQ 文書を読み解こうとするあまり、教育政策の観点からの分析が、不十分なものに留まっていた。本研究における二つ目の課題は、GHQ 文書のうち、CI&E が作成した文書について、メディア政策と教育政策の両面から、日本大学新聞学科の創設経緯に埋め込まれた GHQ の意図や戦略、狙いを解明しようとするものである。

以上の課題の解明を通じて、本研究は、日本側とアメリカ側の両方の史料を分析することで、日本大学新聞学科の創設経緯を立体的に明らかにし、戦後日本におけるメディア・ジャーナリズム研究・教育の源流の一端を浮き彫りにしようとするものである。こうした成果の一部は、以下の台湾での研究会 (ワークショップ) において発表された。

*Journalism Education in Postwar East Asia: Focusing on the Role of Dr. Frank L. Mott during the Allied Occupation of Japan, Workshop on Cold War and Knowledge in East Asia*

報告者 小林聡明 (日本大学法学部新聞学科准教授)  
 討論者 米倉 律 (日本大学法学部新聞学科准教授)  
 開催日時 2018年1月29日(月) 13時30分～  
 場 所 台湾・国立政治大学新聞学系新聞館三樓会議室  
 国立政治大学新聞学系／歴史学系との共催

### ○シンポジウム

テ ー マ ニュースメディアの信頼性を問う～「再訪」の試み～  
 主 催 日本大学法学部新聞学研究所  
 日 時 2017年12月16日(土) 15時～18時  
 場 所 日本大学法学部三崎町校舎10号館1031講堂  
 基調報告 大井眞二 (日本大学法学部新聞学科教授)  
 パネル討論 徳山喜雄 (立正大学文学部社会学科教授)  
 山口 仁 (帝京大学文学部社会学科准教授)  
 小林義寛 (日本大学法学部新聞学科教授)  
 司 会 佐幸信介 (日本大学法学部新聞学科教授)

### ○研究指導

夏季集中講座 「現場最前線の視点からみるメディアの現状と課題」  
 開催期間 2017年9月15日(金) 13時30分～17時50分  
 16日(土) 10時40分～17時50分  
 受講生 58名  
 内 容 9月15日  
 開講式／ガイダンス  
 「マスメディアの可能性とマイメディアの限界」(水野泰志 東京新聞 編集委員)

「『出版社』にいる人は何を考えているのか」(梶原治樹 扶桑社 販売部担当部長)  
9月16日

「TV動画配信事業の今」(石山海太 (株)TBSテレビ デジタルビジネス推進部)  
「映画配給の仕組みと2016～2017年映画について」

(杉原結伊 松竹(株) 映画統括部戦略室)

「テレビドラマのヒットとSNS」(峰田浩 (株)TBSテレビ ドラプロデューサー)

「カンヌライオンズ2017クリエイティブのトレンド」

(佐藤達郎 多摩美術大学美術部共通教育センター教授・元博報堂ADKクリエイター)

### ○研究会

「日本大学新聞学科と冷戦(1)～米国文書から見る Frank Luther Mott 教授の役割～」

報告者 小林聡明 (日本大学法学部新聞学科准教授)

開催日時 2017年5月25日(木) 18時30分～

場 所 日本大学法学部本館第二会議室

「聞き取りで綴る新聞学科の70年①」

報告者 黒川貢三郎 (日本大学法学部名誉教授)

開催日時 2017年7月27日(木) 18時15分～

場 所 日本大学法学部本館第二会議室

「報道班員の構成と日本新聞会 —新聞・通信記者を利用した報道強化の試み—」

報告者 大津昭浩 (日本大学法学部新聞学研究科博士後期課程)

開催日時 2017年10月12日(木) 18時20分～

場 所 日本大学法学部10号館・1041講堂

「聞き取りで綴る新聞学科の70年②——上智大学から見る「新聞学科」の歴史」

報告者 春原昭彦 (上智大学名誉教授)

開催日時 2018年1月24日(木) 16時30分～

場 所 日本大学法学部2号館・252A講堂

## ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定  
 平成 19 年 4 月 1 日施行  
 平成 22 年 8 月 1 日改正  
 平成 24 年 7 月 19 日改正  
 平成 25 年 6 月 20 日改正

### ○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員，非常勤教員および新聞学研究所所員，新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し，研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

### ○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは，未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
  - ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨，主張の一貫性と明証性 ③一定の知見，結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは，未公刊の論文で，現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは，未公刊で，明確な結論には至っていないが論文としての要件 1-①，1-②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは，現地調査，計量調査，面接調査等の調査によって得られた資料，記録，知見を含んだ内容のものをいう。

### ○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は，未公刊であり，研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて，研究所が許可したものとする。ただし，研究所の依頼により書かれた論文等は，査読を省略することができる。

### ○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に，日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

### ○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
  - ① 原則として，Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで，16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし，研究所が承認した場合にはその限りではない。
  - ② 写真，図表等は，本文原稿の中に組み込むこと。ただし，メールでの添付ファイルには，写真，図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。



- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話（Fax）番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

## 2 引用・参考文献、本文および注での引用

### ① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「」を書名には『』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体（斜体）で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本（単著）：著者名（公刊西暦年）『書名』発行所

単行本（共著の一部）：著者名（公刊西暦年）「論文名」編著者名『書名』発行所

雑誌：引用論文著者名（公刊西暦年）「表題」『掲載雑誌名』巻（号）発行所

[引用・参考文献の例]

福田充（2010）『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版

小川浩一（2005）「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版

塚本晴二郎（2007）「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は＝で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair（1998 = 2006）The Sociology of Journalism, London: Arnold.（小川浩一・赤尾光史監訳『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版）

### ② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

#### (1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを（氏名 文献発行年：引用ページ）の形式で記入する。

（福田充 2010）（福田充 2010：36—37）（B.McNair 1998 = 2006：55—56）

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、（氏名1 文献発行年：引用ページ；氏名2 文献発行年：引用ページ）とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「；」で区切って列記する。

（荻谷剛彦 2001：135；2009：43）（B.McNair 1996：14；1998：18—19）

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。  
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。  
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。  
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

## (2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。<sup>(1)</sup>」「……と言える。<sup>(12)</sup>」

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

## 3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には、図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

## 4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

## ○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

## 日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定  
平成19年4月1日施行  
平成29年3月3日施行  
平成29年4月1日施行

### (名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

### (目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

### (事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

### (部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

### (構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

### (所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

### (次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

## (所員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

## (研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

## (職員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

## (嘱託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

## (顧問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

## (運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

## (委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

## (経理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

# Journalism & Media

## CONTENTS

### 【FEATURES I】

*The Establishment of Journalism School, Nihon University and GHQ/SCAP*

KOBAYASHI, Some, Exploring the Origin of Journalism Education in Postwar Japan

ISHIKAWA, Noriyuki, A Study on Journalism Education in Nihon University before World War II

KUROKAWA, Kozaburo, A History of the Department of Journalism in Nihon University College of Law

KOBAYASHI, Some, Journalism Education and the Academic Exchange with Dr. Frank Luther Mott during the Allied Occupation of Japan

KOBAYASHI, Some, CI&E Research Report: Journalism Education in Japan

### 【FEATURES II】

*Revisiting Credibility in the News Media*

OI, Shinji, Revisiting Credibility in the News Media

TOKUYAMA, Yoshio, A key to restore public confidence in News Media

YAMAGUCHI, Hitoshi, Rising Questions about Construction of Reliability of News Media

KOBAYASHI, Yoshihiro, An Approach of Schutz's theory of Multiple Realities on The Reliability of Mass Media

**【ARTICLES】**

OI, Shinji, Journalism Education and Training in Japan: How Homogeneous and Bland Journalism Has Arisen

TAKAGI, Tsuyoshi, The Perceptions of Freedom of Press and Speech in the early Meiji Era

**【BIBLIOGRAPH & DATA】**

YAMAMOTO, Kenji, Cybersecurity Law of the People's Republic of China

**【MEDIA REPORTS】**

ABE, Keisuke

KATANO, Toshihiko

HOSHINO, Wataru

**【BOOK REVIEWS】**

SHIBATA, Shuichi

SASADA, Yoshihiro

**【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】**

ITO, Eichi

YAMAMOTO, Kenji

KOBAYASHI, Some





## 編集後記

---

日本国憲法を改正しようという動きが、加速しているようだ。並行して、天皇の退位が具体的に動き出し、改めて、象徴天皇制とは何か、語られ始めている。そのこと自体の賛否は別として、戦後の日本のいろいろな面について、見つめ直し、考え直し、新たに語り合う、そんな節目の時期に来ているようだ。

戦後日本の占領政策を担ったGHQのジャーナリズムに関する政策の基本方針について、民間情報教育局初代局長ケン・ダイク代将は、1946（昭和21）年5月27日の談話で、①「新聞の自由」を確立すること、②現在の日本新聞協会のようなものを作りその団体に「倫理コード」を作らせること③ジャーナリスト養成のための教育機関を整備すること等について述べている。GHQは、日本の民主化のためには、民主的なジャーナリズムの発展が必要とし、アメリカと同様な、大学のスクール・オブ・ジャーナリズムでのジャーナリズム教育による、ジャーナリスト養成を強力に奨励したのである。

このような中で、日本大学の新聞学科は1947（昭和22）年9月に産声を上げた。今年度で70周年を迎えたわけである。新聞学研究所も2007（平成19）年開設であるから、10周年を迎えた。まさに本号は節目の号である。

そこで「特集1」では、日本大学新聞学科の70年をテーマとした。既述のようなGHQの政策と本学科との関わりに改めて注目したものである。特にミズーリ大学のモット教授に関する資料やGHQ民間情報教育局に関する資料は、今後の新聞学領域の研究に対して多大な寄与ができると自負するものである。

「特集2」は、新聞学研究所が主催した2017（平成29）年12月16日のシンポジウムを採録したものである。このシンポジウムは、研究所が開設された年の11月にジャーナリズム倫理学の権威で、今では世界の学界にとって「レジェンド」となられた、イリノイ大学のクリフォード・G・クリスチャンズ教授を基調報告者として迎えて開催された、「ニュース・メディアの信頼性を問う」の「再訪」と位置づけて行われたものである。

学科の70周年、研究所の10周年という節目を迎えた本学科と本研究所を、見つめ直し、考え直し、新たに語り合う、のに相応しい内容になったと思う。

---

## 編集委員

塚本晴二郎（編集・出版部門代表）  
山本賢二、米倉律、石川徳幸

---

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第11号

2018年3月16日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所  
〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1  
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

---

# Journalism & Media

March 2018 No.11

---

Institute of Journalism and Media Studies  
Nihon University

ISSN 1882-5516